広島国税局統計書

平成 13 年度

広島国税局

広島国税局統計書

平 成 13 年 度

広島 国税 局

はじめに

この統計書は、主として平成13年度における広島国税局管内の内国税の申告、 処理、納税及びこれらに関する計数を収録したもので、この1年間の税務行政 の実績を示すとともに、中国地方の経済活動の一端をも表しています。

最近の税を取り巻く環境は、高度情報化、国際化、経済取引の広域化・複雑化、経済社会の構造変化など急速に変化しており、各方面で税に対する関心が一層高まっています。このような状況のなかで、税の動きとその実態から管内の経済現象を把握するための資料として、本書は更に重要性を増していくものと思っております。

今回の編集に当たっては、従来同様に図表を取り入れるとともに、統計数値の継続性に配意しながら項目等の見直しも行い、少しでも利用しやすく、かつ、親しみやすいものとなるよう努めました。

この統計書が、従来にも増して各分野での参考に供されるとともに、税に対する正しい理解と認識を深めるための一助となれば幸いです。

平成15年6月

広島国税局長 小武山 智安

統計書利用上の注意

1 国税庁の統計調査の概要

国税庁の統計調査は、35種類の一般調査と主要税目(申告所得税、源泉所得税、法人税) について実施している3種類の特別調査からなっている。

一般調査は、大部分のものは税務署において調査したものを国税局及び国税庁が取りまとめ集計したものであるが、これらは税務署が統計作成のために特別な調査を行うものでなく、事務処理の過程から作成されるものである。また、特別調査である申告所得税標本調査及び会社標本調査は、税務署が作成した調査票を、国税庁において集計して結果表を作成したものであり、民間給与統計調査は、一部の抽出された源泉徴収義務者が作成した調査票を、国税庁において集計し結果表を作成したものである。

なお、これら3種類の特別調査結果については、国税庁において若干の分析を行った上、 別途刊行物により一般に公表している。

2 利用上の注意

(1) 構成

- イ 全体の構成は、 総括、 直接国税、 間接国税、 徴収及び その他の 5 編 からなっており、 直接国税及び 間接国税については税目ごとに配列している。
- 口 計数は、広島国税局全管分を登載しており、主要な計数については、5 年間の 累年比較及び税務署別の計数を掲げている。又、これらの計数の大部分は、従来 のものと継続して利用することができる。
- (2) 各表間の関連計数

賦課関係各表と国税徴収表の計数は、調査期間又は調査時点の相違により符合しない。

- (3) 単位及び計数の処理方法
 - イ 各表の計数は、単位未満を四捨五入している。したがって、それぞれの内容と 計又は合計が符合していない場合がある。
 - 口 各表の単位未満の計数は「0」、皆無又は該当計数のないときは「 」、計数不明の場合は「...」、負の計数は「 」と表示している。
 - ハ 表中の「x」は、情報を保護する観点から計数を秘匿した箇所である。
- (4) 調査期間と調査時点

調査期間及び調査時点は各統計表ごとに掲げたが、主な統計表の調査期間と調査時点は次ページのとおりである。

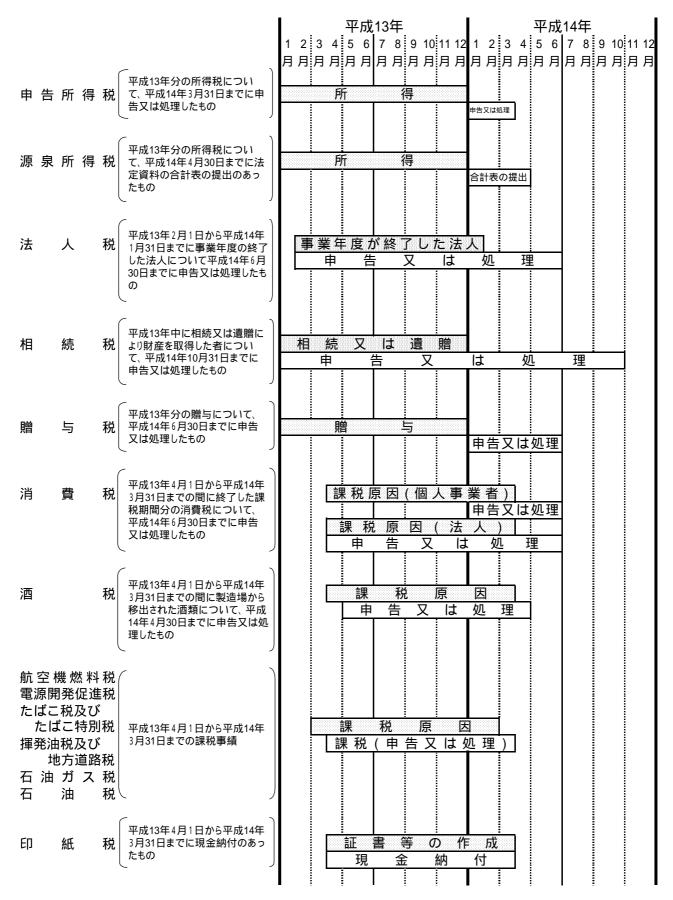
この統計書についてのご意見、ご感想又は計数についてのお問い合わせは、次へご連絡ください。

〒730-8521 広島市中区上八丁堀6番30号

広島国税局総務部企画課

電話 (082) 221-9211 内線3662・3663

主な統計表の調査対象期間と調査時点



目 次

平成 13 年度統計調査結果の概要

1	管内国税収入の推移	
2	申告所得税 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3	源泉所得税	
4	法人税	
5	相続税	
6	贈与税	
7	消費税	
8	酒 税	
9	たばこ税及びたばこ特別税	
10	印紙税	
11	揮発油税及び地方道路税	
12	石油ガス税	
13	航空機燃料税	
14	電源開発促進税	
15	国税徴収	
16	国税滞納	
第	編 総 括	
1	総 括	
	1-1 広島国税局管内国税収入の概要	
	税目別徴収決定済額の累年比較	
	1-2 管轄表	
	管轄表	
	1-3 広島国税局及び税務署機構	
	(1) 機構図	
	(2) 税務署機構	

第 編 直接国税

2	申告	所得税
	統計	表を見るに当たって
	2-1 記	果税状況
	(1)	申告及び処理状況 24
	(2)	既往年分の課税状況 26
	(3)	減免状況 26
	(4)	税務署別課税状況 28
	2-2 月	f 得階級別人員
	(1)	所得者区分別人員 30
	(2)	青色申告者数 3%
	(3)	税務署別人員 32
	2-3 F	f 得種類別状況
	(1)	所得種類別内訳 38
	(2)	人員の累年比較 39
	(3)	所得金額の累年比較 39
	(4)	業種別内訳 40
3	源泉	所得税
	統計	表を見るに当たって
	(1)	利子所得等の課税状況 42
	(2)	配当所得の課税状況 42
	(3)	給与所得、退職所得の課税状況 44
	(4)	給与所得、退職所得の課税状況の累年比較 44
	(5)	上場株式等の譲渡所得等の課税状況 44
	(6)	報酬、料金等の課税状況 4.5
	(7)	非居住者等所得の課税状況 40
	(8)	加算税の状況 46
	(9)	税務署別課税状況 48
	(10)	税務署別源泉徴収義務者数 49
4	法人	税
	統計	表を見るに当たって
	4-1 鶄	果税状況
	(1)	現事業年度分の課税状況 52
	(2)	既往事業年度分の課税状況 5-6
	(3)	税務署別課税状況 56

	4-2	去人数	
	(1)	法人数等	58
	(2)	税務署別法人数	59
	(3)	業種別、資本金階級別法人数等	60
	(4)	県別業種別、資本金階級別法人数等	66
	(5)	税務署別、資本金階級別法人数等	70
	(6)	決算期別、資本金階級別法人数等	72
5	相続	税	
	統計	表を見るに当たって	74
	5-1 鶄	果税状況	
	(1)	課税状況	75
	(2)	課税状況の累年比較	75
	(3)	加算税の状況	76
	(4)	申告及び処理状況	76
	(5)	税務署別課税状況	77
	5-2 ᡮ	目続財産種類別・階級別状況	
	(1)	相続財産種類別状況	78
	(2)	相続財産価格階級別状況	79
	(3)	法定相続人員別被相続人の数	79
6	贈与	税	
	統計	表を見るに当たって	80
	6-1 鶄	果税状況	
	(1)	課税状況	81
	(2)	課税状況の累年比較	81
	(3)	加算税の状況	81
	(4)	申告及び処理状況	82
	(5)	税務署別課税状況	83
	6-2 및	曾与財産種類別・階級別状況	
	(1)	贈与財産価額階級別状況	84
	(2)	贈与財産種類別状況	84

第編 間接国税

7 消費	聲税	
統計	表を見るに当たって	86
(1)	課税状況	87
(2)	課税事業者等届出件数	87
(3)	税務署別課税状況	88
8 酒稅	į	
統計	表を見るに当たって	94
8-1 }	酉税関係総括表	
	酒税関係総括表	95
8-2	课税状况	
(1)	課税状況	96
(2)	課税数量の累年比較	96
(3)	酒税額の累年比較	97
8-3	酉類製成、販売	
(1)	酒類製成及び手持数量	98
(2)	製成数量の累年比較	98
(3)	酒類販売(消費)数量	100
(4)	県別販売(消費)数量の累年比較	100
(5)	税務署別酒類販売(消費)数量	102
8-4	酉類免許	
(1)	酒類製造免許場数等	104
(2)	酒母及びもろみの製造場数	105
(3)	酒類販売免許場数等	105
(4)	税務署別製造免許場数、販売免許場数	106
	消費税、酒税以外の間接税	
	表を見るに当たって	108
9 たは	『こ税及びたばこ特別税	
(1)	課税状況	110
(2)	製造場数	110
10 印紙		
(1)	課税状況	111
(2)	課税状況の累年比較	111
	細税及び地方道路税	
(1)	課税状況	112
(2)	関係場数	112

12 石	油ガス税	
(1)) 課税状況	113
(2)) 関係場数	113
13 石	油税	
(1)) 課税状況	114
(2)) 関係場数	114
14 航	空機燃料税	
(1)) 課税状況	115
(2)) 関係場数	115
15 電流	源開発促進税	
(1)) 課税状況	116
(2)) 関係場数	116
<i></i>		
第編	i 後 4又	
16 ~ 10	世 世 世 世 世 世 世 世 世 世 日 世 日 日 日 日 日 日 日 日	
		118
	税徴収	110
	国税徴収状況	
(1)		120
(2)		122
16-2	物納及び年賦延納	
(1)) 物納状況	130
(2)) 物納状況の累年比較	130
(3)) 年賦延納状況	131
(4)) 年賦延納状況の累年比較	130
17 国	税滞納	
(1)) 滞納状況	132
(2)) 税務署別滞納状況	134
18 還	付金	
	還付金の支払決定の状況	
	医门亚00文12///2017///2017	136
		······· 136
19 国	税振替納税	········ 136

第 編 その他

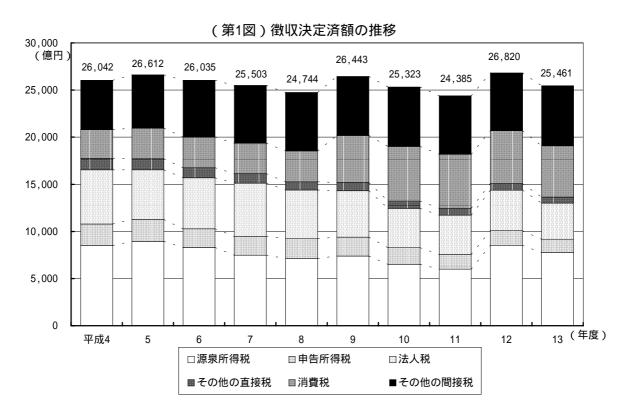
20 ~	24	その他	
	統計	表を見るに当たって	140
20	不服	審査	
	(1)	異議申立て	142
	(2)	審查請求	
21	訴訟	公事件	
	(1)	国側被告事件	144
	(2)	国側原告事件(徴収関係)	146
22	直接	国税犯則事件	
	(1)	起訴事件数	147
	(2)	有罪に係る人員及び金額	147
	(3)	犯則者違反行為別件数	147
23	間接	医国税犯則事件	
	(1)	検挙及び処理の状況	148
	(2)	通告処分及び履行状況	150
	(3)	酒税の違反行為別検挙件数等	152
	(4)	酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数	152
24	税理	建	
		税理士登録者数	154
' _	4 3		
寸	録		
1	所得	税の控除及び税率の変遷	156
2	法人	税の税率の変遷	160
3	酒類	の税率の変遷	161
4	たば	この税率の変遷	161
5	平成	13年度税制改正の要綱	

平成 13 年度 統計調査結果の概要

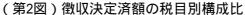
平成 13 年度統計調査結果の概要

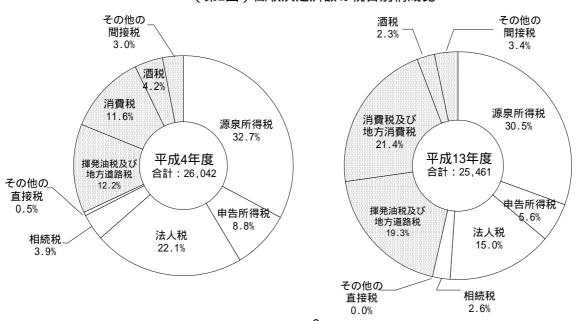
1 管内国税収入の推移

(1) 平成13年度における徴収決定済額は、2兆5,461億円(前年2兆6,820億円)で前年に比べて1,360億円(伸び率 5.1%)の減少となっている。(第1図参照)



(2) 徴収決定済額を税目別の構成比でみると、源泉所得税30.5%(前年31.8%)、 消費税及び地方消費税21.4%(前年20.9%)、揮発油税及び地方道路税19.3% (前年17.2%)、法人税15.0%(前年16.0%)、申告所得税5.6%(前年5.8%)となっている。(第2図参照)





2 申告所得税

(1) 平成13年分の確定申告により申告納税額のあった者は454,438人(前年470,937人)で、 前年に 比べて16,499人(伸び率 3.5%)減少している。

これを所得者別にみると、事業所得者127,753人(前年136,670人)、その他所得者326,685人(前年334,267人)となっている。(第3表参照)

(第3表)申告納税者数

	申告		
区分	ー	事業所得者	そ の 他 所 得 者
	人	人	人
平成9年分	554,356	186,828	367,528
10	410,870	118,277	292,593
11	491,616	150,445	341,171
12	470,937	136,670	334,267
13	454,438	127,753	326,685

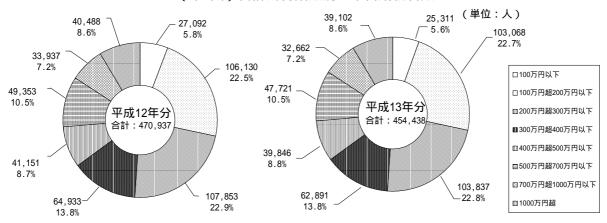
また、これに対する総所得金額等は2兆1,678億円(前年2兆2,529億円)、申告納税額は1,091億円(前年1,151億円)で、前年に比べて総所得金額等は851億円(3.8%)、申告納税額は60億円(5.2%)と、共に減少している。(第4表参照)

(第4表)総所得金額等、申告納税額

			-		
X	分	総所得金額等 伸び率		申告納税額	伸び率
		億円	%	億円	%
平成9	年分	26,406	2.4	1,590	3.6
10)	22,765	13.8	1,330	16.4
11	l	22,941	0.8	1,149	13.6
12	2	22,529	1.8	1,151	0.2
13	3	21,678	3.8	1,091	5.2

(2) 申告納税者数を合計所得階級別にみると、100万円以下の者25,311人(構成比5.6%)、100万円超200万円以下の者103,068人(構成比22.7%)、200万円超300万円以下の者103,837人(構成比22.8%)、300万円超400万円以下の者62,891人(構成比13.8%)、400万円超500万円以下の者39,846人(構成比8.8%)、500万円超700万円以下の者47,721人(構成比10.5%)、700万円超1,000万円以下の者32,662人(構成比7.2%)、1,000万円超の者39,102人(構成比8.6%)となっている。(第5図参照)

(第5図)合計所得階級別の申告納税者数



3 源泉所得税

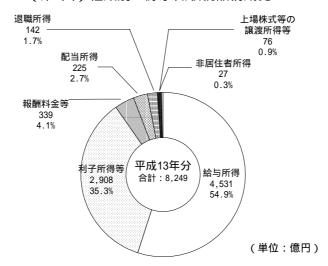
(1) 平成13年分の源泉徴収税額は8,249億円(前年7,715億円)で前年に比べて535億円 (6.9%)増加している。

これを種類別にみると、給与所得は4,615億円から4,531億円へと84億円(1.8%)減少、利子所得等は2,189億円から2,908億円へと719億円(32.9%)増加している。(第6表参照)

配当所得 その他 X 分 給与所得 利子所得等 計 伸び率 億円 億円 億円 億円 億円 % 平成9年分 6,088 623 222 597 7,530 6.0 10 4,825 502 216 546 6,089 19.1 11 4,749 438 205 688 6,080 0.1 12 4,615 2,189 228 683 7,715 26.9 13 4,531 2,908 225 585 8,249 6.9

(第6表)源泉徴収税額

また、種類別に構成比をみると、給与所得54.9%(前年59.8%)、利子所得等35.3% (前年28.4%)、配当所得2.7%(前年3.0%)となっている。(第7図参照)



(第7図)種類別の源泉徴収税額構成比

(2) 源泉徴収義務者は、417,821件(前年422,449件)で、前年に比べて4,628件(1.1%) の減少となっている。

これを種類別にみると、給与所得217,209件(前年220,410件)、報酬・料金等187,610件(前年188,670件)、配当所得8,441件(前年8,765件)となっている。(第8表参照)

	(为0亿)作类,则以非水性以及类的自致						
X	分	給与所得	報酬・料金等	配当所得	その他	計	伸び率
		件	件	件	件	件	%
平成9	9年分	223,807	190,542	11,339	4,956	430,644	0.2
1	0	223,959	189,574	9,927	4,785	428,245	0.6
1	1	222,958	188,880	9,058	4,680	425,576	0.6
1	2	220,410	188,670	8,765	4,604	422,449	0.7
1	3	217,209	187,610	8,441	4,561	417,821	1.1

(第8表)種類別の源泉徴収義務者数

⁽注)各年分とも、翌年6月30日現在の源泉徴収義務者数を示している。

4 法人税

平成13年分の法人数は156,104社(前年153,248社)で、前年に比べて2,856社(1.9%)増加している。

平成13年分の所得金額は1兆3,142億円(前年1兆3,189億円)で、前年に比べて47億円 (0.4%)減少している。

また、これに対する税額は3,768億円(前年3,728億円)で、前年に比べて40億円 (1.0%)増加している。(第9表参照)

(第9表)法人数、所得金額、税額

区分	法人数	伸び率	所得金額	伸び率	税額	伸び率
	社	%	億円	%	億円	%
平成9年分	149,752	0.9	12,014	17.3	4,280	15.4
10	151,648	1.3	11,275	6.2	3,908	8.7
11	153,251	1.1	10,947	2.9	3,547	9.3
12	153,248	0.0	13,189	20.5	3,728	5.1
13	156,104	1.9	13,142	0.4	3,768	1.0

(注)各年分とも、その年の2月1日から翌年1月31日までに事業年度が終了した法人(清算中を除く)について示している。

5 相続税

(1) 平成13年分の相続人数は7,376人(前年8,164人)、被相続人数は2,544人 (前年2,796人)で、前年に比べて相続人数は788人(9.7%)、被相続人数は252人 (9.0%)それぞれ減少している。

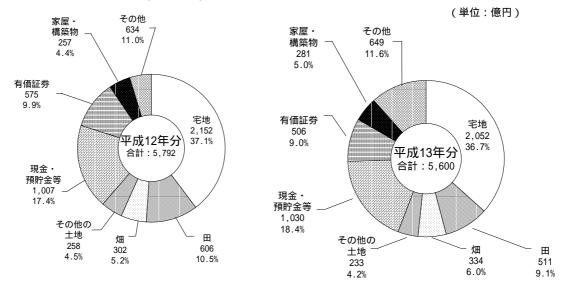
また、相続税の課税価格は5,061億円(前年5,429億円)、納付税額は457億円 (前年439億円)で、前年に比べて課税価格は368億円(6.8%)減少し、納付税額は 18億円(4.2%)増加している。(第10表参照)

(第10表)相続人数、課税価格、納付税額、被相続人数

区分	相続人数	伸び率	課税価格	伸び率	納付税額	伸び率	被相続人数	伸び率
	人	%	 億円	%	 億円	%	人	%
平成9年分	7,945	1.4	5,558	0.5	493	0.4	2,657	3.4
10	7,811	1.7	5,230	5.9	451	8.5	2,583	2.8
11	8,264	5.8	5,555	6.2	468	3.8	2,836	9.8
12	8,164	1.2	5,429	2.3	439	6.2	2,796	1.4
13	7,376	9.7	5,061	6.8	457	4.2	2,544	9.0

(2) 相続税の取得財産価額を種類別にみると、土地3,131億円(構成比55.9%)、 現金・預貯金等1,030億円(構成比18.4%)、有価証券506億円(構成比9.0%)となって いる。(第11図参照)

(第11図)相続税の種類別取得財産価額



6 贈与税

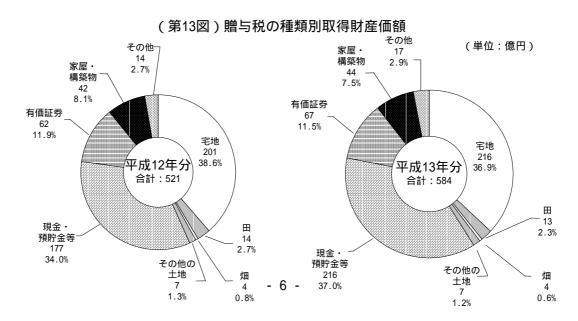
(1) 平成13年中に贈与を受けた者は16,546人(前年19,472人)で、前年に比べて2,926人 (15.0%)減少している。

また、贈与税の取得財産価額は584億円(前年521億円)、納付税額は29億円 (前年32億円)で、前年に比べて取得財産価額は63億円(12.2%)増加し、納付税額は 3億円(8.0%)減少している。(第12表参照)

	(おになり組引と文)だ自然、私情別在画館、前門祝館								
	区分	贈与を受		取得財産		納付税額			
	区 分	けた者数	伸び率	価 額	伸び率	制外下少个几合 具	伸び率		
		人	%	億円	%	億円	%		
3	平成9年分	22,261	5.4	573	5.0	40	7.0		
	10	21,282	4.4	566	1.2	47	17.5		
	11	21,791	2.4	578	2.1	35	25.5		
	12	19,472	10.6	521	9.9	32	8.6		
	13	16,546	15.0	584	12.2	29	8.0		

(第12表)贈与を受けた者数、取得財産価額、納付税額

(2) 贈与税の取得財産価額を種類別にみると、土地240億円(構成比41.1%)、 現金・預貯金等216億円(構成比37.0%)、有価証券67億円(構成比11.5%)となってい る。(第13図参照)



7 消費税

(1) 申告件数

平成13年度分の消費税の申告件数は119,759件(前年124,922件)で、うち納税申告は116,133件(前年121,534件)、還付申告は3,626件(前年3,388件)となっている。納税申告の内訳は、一般申告が56,493件(前年58,898件)、簡易申告が59,640件(前年62,636件)である。

また、申告件数119,759件のうち、個人事業者は25,867件(前年28,113件)、法人は93,892件(前年96,809件)となっている。

(2) 納税申告額

平成13年度分の消費税の納税申告額は3,995億円(前年4,152億円)で、うち一般申告3,472億円(前年3,613億円)、簡易申告523億円(前年539億円)となっている。

(3) 還付税額

平成13年度分の消費税の還付税額は218億円(前年236億円)で、うち個人事業者は 6億円(前年6億円)、法人は212億円(前年230億円)となっている。

(4) 課税事業者(選択)届出件数

平成13年度末(平成14年3月末現在)の消費税の課税事業者届出件数は125,051件 (前年124,878件)となっている。

また、課税事業者選択届出件数は、3,563件(前年3,488件)となっている。

(第14表)消費税の申告件数、納税申告額、還付税額、課税事業者(選択)届出件数

X	分	納 税 申告件数	納税申告額	還付 申告件数	還付税額	課税事業者 届出件数	課税事業者 選択届出件数
		件	億円	件	億円	件	件
平成9	9年度	129,124	3,744	3,355	260	135,050	3,936
1	0	130,151	4,155	3,353	241	132,772	3,660
1	1	128,173	4,249	3,215	245	128,229	3,469
1	2	121,534	4,152	3,388	236	124,878	3,488
1	3	116,133	3,995	3,626	218	125,051	3,563

8 酒 税

(1) 平成13年度における酒税の税額は597億円(前年636億円)で、前年に比べて40億円 (6.2%)減少している。

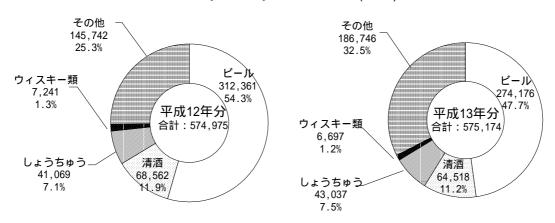
また、販売(消費)数量は575,174kI(前年574,975kI)で、前年に比べて199kI(0.0%) 増加している。(第15表参照)

(第15表)酒税の税額、販売(消費)数量

区分	税額		販売数量	
	17儿 百只	伸び率	(消費)	伸び率
	億円	%	kl	%
平成9年度	937	14.2	588,474	2.7
10	810	13.6	588,122	0.1
11	703	13.2	584,216	0.7
12	636	9.5	574,975	1.6
13	597	6.2	575,174	0.0

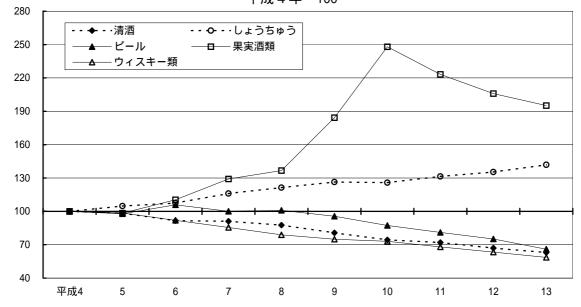
(2) 販売(消費)数量を種類別に前年と比べると、ビールは312,361klから274,176kl(構成比47.7%)へと38,185kl(12.2%)減少している。(第16図参照)

(第16図)種類別の販売(消費)数量



(3) 販売(消費)数量の伸びを平成4年度を100とした場合の指数でみると、 しょうちゅう142、果実酒類195と増加しているのに対し、清酒63、ビール66、 ウィスキー類59とそれぞれ減少している。(第17図参照)

(第17図)種類別販売(消費)数量の伸び 平成4年=100



9 たばこ税及びたばこ特別税

平成13年度におけるたばこ税及びたばこ特別税の課税標準金額(数量)は、13,850百万本(前年14,185百万本)で前年に比べて335百万本(伸び率 2.4%)減少している。

また、税額は483.4億円(前年495.0億円)で、前年に比べて11.5億円(2.3%)減少している。(第18表参照)

(第18表)たばこ税及びたばこ特別税の課税標準数量、税額

区分	_二 課税標準数量		税額	
区 分	(数量)	伸び率	作 允 合具	伸び率
	百万本	%	億円	%
平成9年度	15,276	0.6	469.5	0.8
10	15,000	1.8	487.1	3.7
11	14,650	2.3	521.1	7.0
12	14,185	3.2	495.0	5.0
13	13,850	2.4	483.4	2.3

10 印紙税

平成13年度における印紙税(現金納付分)の税額は、64.3億円(前年64.8億円)で、前年に比べて0.6億円(0.9%)減少している。

また、納税人員は6,937人(前年7,240人)で、前年に比べて303人(4.2%)減少している。(第19表参照)

(第19表)印紙税の税額、納税人員

区分	税 額		納税人員	
区分	个 九 合具	伸び率	州仇人 貝	伸び率
	億円	%	人	%
平成9年度	65.3	1.7	7,876	5.3
10	64.3	1.5	7,606	3.4
11	64.8	0.8	7,476	1.7
12	64.8	0.0	7,240	3.2
13	64.3	0.9	6,937	4.2

11 揮発油税及び地方道路税

平成 13 年度における揮発油税及び地方道路税の課税数量は、8,420千kl(前年7,921千kl)で、前年に比べて499千kl(6.3%)増加している。

また、税額は4,530億円(前年4,262億円)で、前年に比べて269億円(6.3%)増加している。(第20表参照)

(第20表)揮発油税及び地方道路税の課税数量、税額

-				
区分	課税数量	伸び率	税額	伸び率
	干kI	%	億円	%
平成9年分	7,724	5.6	4,156	5.6
10	7,908	2.4	4,254	2.4
11	7,888	0.3	4,244	0.2
12	7,921	0.4	4,262	0.4
13	8,420	6.3	4,530	6.3

12 石油ガス税

平成13年度における石油ガス税の課税重量は80,708トン(前年82,125トン)で、前年に比べて1,417トン(1.7%)減少している。

また、税額は14.0億円(前年14.4億円)で、前年に比べて0.3億円(2.4%)減少している。(第21表参照)

(第21表)石油ガス税の課税重量、税額

区分	課税重量		税額	
_ //	#/\ 170 <u></u>	伸び率	170 11%	伸び率
	トン	%	億円	%
平成9年度	86,398	3.2	15.1	3.2
10	83,604	3.2	14.6	3.3
11	83,619	0.0	14.6	0.0
12	82,125	1.8	14.4	1.4
13	80,708	1.7	14.0	2.4

13 航空機燃料税

平成13年度における航空機燃料税の課税数量は134,370kl(前年122,061kl)で、前年に比べて12,309kl(10.1%)増加している。

また、税額は33.6億円(前年30.3億円)で、前年に比べて3.3億円(10.8%)増加している。(第22表参照)

(第22表) 航空機燃料税の課税数量、税額

- Γ /\	八二年形物具		税額	
区分	は は は は は は は は は は は は は は は は は は り は り に り に	課税数量 伸び率		伸び率
	kl	%	億円	%
平成9年度	110,313	23.3	27.9	19.7
10	120,050	8.8	30.0	7.5
11	112,965	5.9	28.1	6.3
12	122,061	8.1	30.3	7.8
13	134,370	10.1	33.6	10.8

14 電源開発促進税

平成13年度における電源開発促進税の販売電気の電力量は55,476百万kw/時(前年56,420百万kw/時)で、前年に比べて944百万kw/時(1.7%)減少している。

また、税額は247億円(前年251億円)で、前年に比べて4億円(1.7%)減少している。 (第23表参照)

(第23表)電源開発促進税の電力量、税額

区分	販売電気の	販売電気の		安百	
区分	電力量	伸び率	⁻ 税 額 [伸び率
	百万kw/時	%		億円	%
平成9年度	53,703	1.6		239	1.7
10	53,572	0.2		238	0.4
11	54,296	1.4		242	1.7
12	56,420	3.9		251	3.7
13	55,476	1.7		247	1.7

15 国税徴収

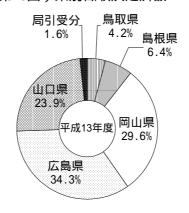
(1) 平成13年度の徴収決定済額を税目別にみると、源泉所得税が7,753億円 (前年8,538億円)、消費税が5,440億円(前年5,610億円)、法人税が3,815億円 (前年4,298億円)、申告所得税が1,431億円(前年1,545億円)、相続税656億円 (前年700億円)となっている。(第24表参照)

(第24表)税目別徴収決定済額

区分	平成12年度	構成比	平成13年度	構成比	伸び率
源泉所得税 消 費 人 税 申告続 申告続 の 計	億円 8,538 5,610 4,298 1,545 700 6,129 26,820	% 31.8 20.9 16.0 5.8 2.6 22.9 100.0	億円 7,753 5,440 3,815 1,431 656 6,366 25,461	% 30.4 21.4 15.0 5.6 2.6 25.0 100.0	% 9.2 3.0 11.3 7.4 6.3 3.9 5.1

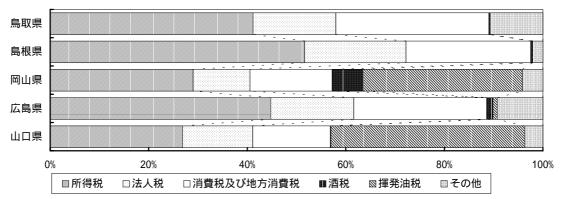
(2) 県別に徴収決定済額をみると、鳥取県1,063億円(構成比4.2%)、島根県1,635億円 (構成比6.4%)、岡山県7,536億円(構成比29.6%)、広島県8,726億円(構成比34.3%)、山口県6,082億円(構成比23.9%)となっている。(第25図参照)

(第25図)県別徴収決定済額



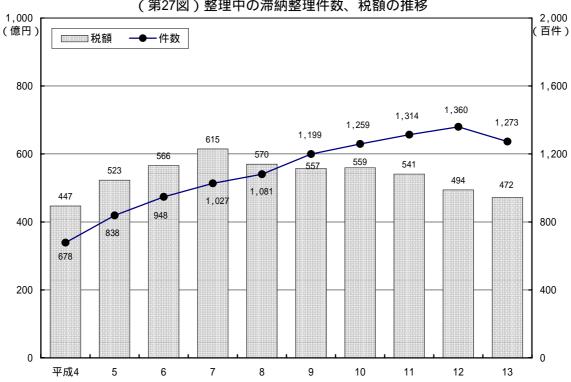
また、県別に主要税目の構成を見ると、各県とも所得税が高い比率となっているが、 岡山県及び山口県では揮発油税及び地方道路税の比率が、それぞれ32.3%、39.4%と 高くなっている。(第26図参照)

(第26図)県別徴収決定済額の構成



16 国税滞納

(1) 平成13年度末における国税の整理中の滞納は127,269件(前年135,970件)、472億円 (前年494億円)であり、前年度に比べて件数は8,701件(6.4%)、税額は22億円 (4.5%)と、共に減少している。(第27図参照)



(第27図)整理中の滞納整理件数、税額の推移

(2) 整理中の滞納を税目別に見ると、申告所得税が175億円(前年171億円)、 消費税132億円(前年134億円)、法人税70億円(前年79億円)の順となっている。 (第28表参照)

(第28表)税目別整理中の滞納

	平成1	2年度		平成13年度	
区 分	件数	税の額	件数	税額	伸び率
	件	億円	件	億円	%
源泉所得税	23,069	95	15,892	82	13.5
申告所得税	72,412	171	72,598	175	2.5
法人税	6,476	79	5,362	70	11.4
相続税	1,399	14	907	11	18.5
消費税	32,163	134	32,170	132	1.4
その他	451	2	340	2	4.3
計	135,970	494	127,269	472	4.5

第編総 括

1 総 括

1 総 括 1 - 1 広島国税局管内国税収入の概要

税目別徴収決定済額の累年比較

	<u> </u>		<u>額の累年比</u> 平成4年		平成5年	度	平成6年	度	平成7年	度	平成8年度				
X		分	- 172 - 1 税 額	構成比	- ハス リー 税 額	構成比	税 額	構成比	税額	構成比		構成比			
			千円	-	千円				千円		千円				
全	管	計	2,604,205,717	100.0	2,661,220,960	100.0	2,603,467,804	100.0	2,550,346,231	100.0	2,474,381,583	100.0			
国	税局	分	31,458,338	1.2	34,887,605	1.3	39,219,794	1.5	38,983,986	1.5	42,787,368	1.7			
鳥	取	県	133,120,846	5.1	138,838,276	5.2	131,464,522	5.0	119,099,597	4.7	113,958,841	4.6			
,,,,	- 174	-17	, .,.		, ,				,,,,,,,						
島	根	県	146,128,088	5.6	150,158,438	5.6	151,584,404	5.8	151,129,486	5.9	140,003,837	5.7			
_	100	~ \	, ,,,,,,,,						, , , , , ,						
畄	山	県	688,577,853	26.4	739,110,261	27.8	754,926,539	29.0	749,145,419	29.4	737,422,083	29.8			
JJ	щ	<u> </u>	000,077,000	20.1	700,110,201		701,020,000	20.0	7 10, 1 10, 1 10	20	707,122,000	20.0			
広	島	旦	1,077,709,400	<i>4</i> 1 <i>4</i>	1,068,079,242	40 1	1,012,588,137	38 Q	968,651,461	38 N	921,255,612	37 2			
14	т)	>1<	1,077,700,400	71.7	1,000,070,242	40.1	1,012,000,107	00.5	300,001,401	00.0	321,200,012	07.2			
山		県	527,211,193	20.2	530,147,136	10 Q	513,684,409	10 7	523,336,282	20.5	518,953,842	21 0			
ш	Н	ᅏ	327,211,193	20.2	330, 147, 130	19.9	313,004,409	19.7	323,330,202	20.5	310,933,042	21.0			
	海中亞	ᆸᆧ	851,072,911	22.7	894,586,604	33 E	830,325,636	31 0	747,395,554	20.2	714,281,447	28 O			
所得	源泉所行			8		∃		1		1					
得税	十 申告所行	寺祝	227,930,611	€	232,790,792	8.7	197,721,772	7.6	201,667,481	7.9	208,429,863	8.4			
176	計		1,079,003,521	41.4	1,127,377,396	42.4	1,028,047,408	39.5	949,063,035	31.2	922,711,310	37.3			
`_		τ¥	575 000 040	00.4	500 007 047	40.0	500 004 074	00.7	504 075 004	00.4	540 040 045	00.0			
法	人	税	575,236,618	Ē	526,027,247	≘		20.7	564,375,694	1	516,649,915	:			
	人 特 別		, ,	0.4	9,481,363	0.4	607,786	0.0	225,132	0.0	119,576	0.0			
	、臨時特別		597,240	0.0	163,639	0.0	82,212	0.0	58,733	0.0	48,438	0.0			
相	続	税	100,922,421	3.9	95,895,009	3.6	96,378,925	3.7	89,065,761	3.5	80,078,913	3.2			
地	価	税	7,717,312	0.3	10,247,442	0.4	9,033,944	0.3	7,884,300	0.3	3,725,396	0.2			
有個	「証券取引	爿棿	1,447,407	0.1	1,773,441	0.1	2,195,409	0.1	2,953,006	0.1	2,181,046	0.1			
١															
直:	接税合	計	1,775,824,354	68.2	1,770,965,538	66.5	1,676,329,759	64.4	1,613,625,660	63.3	1,525,514,594	61.7			
消費和	税及び地方消		302,930,675	11.6	324,261,812	12.2	323,507,499	12.4	322,579,823	12.6	328,981,330	13.3			
酒		税	109,520,854	4.2	107,543,020	4.0	115,935,300	4.5	112,371,892	4.4	109,248,941	4.4			
	税及びたばこ特		48,597,469	=	48,605,353	1.8	47,864,373	•	46,909,991	1.8	47,176,476	1.9			
物	品	税	184,987	0.0	150,840	0.0	121,021	0.0	109,950	0.0	96,437	0.0			
取	引 所	税	32,284	=	56,525	0.0	56,643	0.0	127,607	0.0	181,229	0.0			
入	場	税	116	0.0	-	-	-	-	-	-	-	-			
揮発油	曲税及び地方道	路税	335,928,911	12.9	377,769,256	14.2	405,274,472	15.6	419,800,830	16.5	427,074,137	17.3			
石	油 ガ ス	税	1,633,452	0.1	1,587,681	0.1	1,611,429	0.1	1,585,728	0.1	1,564,394	0.1			
自重	协車 重量	引税	6	0.0	6	0.0	11	0.0	11	0.0	4	0.0			
航写	宮機 燃料	幕税	1,906,662	0.1	1,986,424	0.1	2,279,772	0.1	2,126,361	0.1	2,337,269	0.1			
電源	開発促進	単税	20,942,532	0.8	21,163,810	0.8	22,497,698	0.9	22,882,944	0.9	23,488,707	0.9			
EП	紙 収	λ	6,703,416	8	7,130,694	0.3	7,989,828	0.3	8,225,434	0.3	8,718,064	0.4			
旧	- '	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
'															
間:	接税合	計	828,381,363	31.8	890,255,422	33.5	927,138,046	35.6	936,720,571	36.7	948,866,989	38.3			
,-,	H	HI	, - ,-,-		,,				, , , , ,						
	(注)			:		:	上のケストで	:	l	:	ı	:			

(注) 税額は、徴収決定済額(本年度分+過年度分)である。

平成9年	度	平成10年	度	平成11年	度	平成12年	度	平成13年	度	<u> </u>			
税額	構成比		構成比		構成比	税 額	構成比		構成比	X			分
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%				
2,644,258,061	100.0	2,532,330,651	100.0	2,438,518,405	100.0	2,682,023,541	100.0	2,546,056,221	100.0	全		管	計
43,718,521	1.7	44,182,629	1.7	44,449,959	1.8	45,291,176	1.7	41,860,931	1.6	国	税	层	分
125,656,739	4.8	120,764,029	4.8	117,578,168	4.8	115,116,869	4.3	106,298,415	4.2	鳥		取	県
162,422,698	6.1	152,251,661	6.0	147,443,276	6.0	180,776,924	6.7	163,464,951	6.4	島		根	県
765,989,554	29.0	756,177,406	29.9	737,219,828	30.2	785,022,744	29.3	753,573,853	29.6	畄		Щ	県
				, , , , , ,				,,		, ,		_	<i>></i> 1<
978,983,682	37.0	911,869,958	36.0	852,873,454	35.0	939,381,907	35.0	872,608,553	34.3	広		島	県
								-,-,,		,		Щ,	/
567,486,867	21 5	547,084,969	21 6	538,953,722	22 1	616,433,921	23 N	608,249,518	23 9	Ш		П	県
001,400,001	21.0	047,004,000	21.0	000,000,722	22.	010,400,021	20.0	000,240,010	20.0	щ		Н	71
739,010,246	27.0	650,442,149	25.7	599,880,402	24.6	853,807,135	21 0	775,275,675	20 5	ar i	自己化	= 1 X `)
201,494,107	3		፤		Ξ		5.8		1		別所得		所。
		176,787,165	•	155,987,698			E	143,149,935	5.6	中日	ら所得	手 稅	〉得 税
940,504,353	35.6	827,229,314	32.1	755,868,100	31.0	1,008,336,293	37.0	918,425,610	30.1		計	-) 176
										, _			TY
491,280,629		417,806,194	∃	416,993,735	Ε	429,823,672	:	381,457,944	15.0	法		人	税
68,787		42,752	:		0.0	18,633	0.0	-	-		人		
34,446		23,962	0.0	•	0.0	-	-	-	-				· 別税
82,225,589	3		3.0		3.0	70,007,179	Ē	65,589,074	Ē	相		続	税
3,344,218	Ē	70,261	0.0	31,527	0.0	30,095	0.0	26,409	0.0	地		価	税
2,029,699	0.1	859,172	0.0	3,884	0.0	124	0.0	-	-	有亻	曲証	券 取	又引 税
1,519,487,721	57.5	1,322,169,708	52.2	1,246,076,947	51.1	1,508,215,997	56.2	1,365,499,037	53.6	直	接	税	合 計
497,851,634	18.8	580,182,195	22.9	572,075,810	23.5	561,043,549	20.9	543,950,976	21.4	消費	税及7	び地方	i消費税
94,061,436	3.6	81,300,158	3.2	70,424,335	2.9	63,864,922	2.4	59,708,332	2.3	酒			税
45,463,827	1.7	50,424,660	2.0	51,128,448	2.1	49,126,610	1.8	47,596,520	1.9	たば	こ税及	びたば	こ特別税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	物		品	税
163,490	0.0	48,533	0.0	-	-	-	-	-	-	取	引	所	f 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	入		場	税
450,914,636	17.1	461,343,749	18.2	461,244,684	18.9	460,371,578	17.2	490,665,182	19.3	揮発	油税及	び地フ	方道路税
1,509,772	0.1	1,468,055	0.1	1,467,805	0.1	1,438,240	0.1	1,423,527	0.1	石	油	ガ	ス税
28	0.0	3	0.0	-	-	-	-	-	-				量 税
2,556,548	0.1	2,694,919	0.1	2,626,772	0.1	2,914,219	0.1	3,179,736	0.1				料 税
23,867,525	0.9	23,871,260	0.9	24,333,349	1.0		0.9	24,604,153	1.0				進税
8,289,906	0.3		0.3		0.4		0.4	9,343,703	0.4	印	紙	Ц	
91,537	0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	旧			、 税
								•					.,,
1,124,770,339	42.5	1,210,160,943	47.8	1,192,441,458	48.9	1,173,807,543	43.8	1,180,557,184	46.4	間	接	税 1	合 計
										,_,	.~	.,,	, H!
	-		<u> </u>	l	<u> </u>		<u> </u>		<u> </u>				

1 - 2 管轄表

管轄表

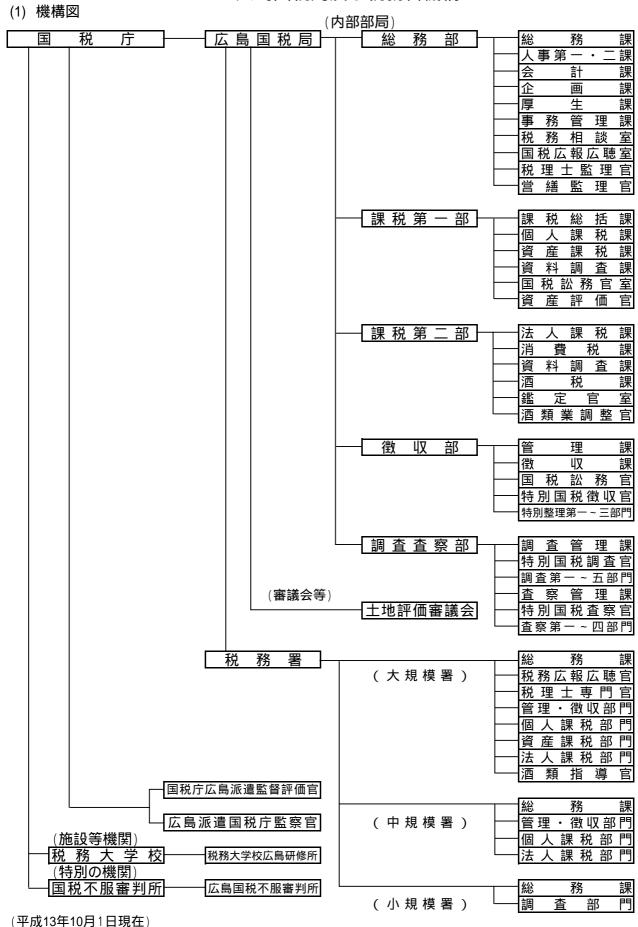
管 税	BR 務署名	等	税務署等の所在地	管	轄	X	
広	島国税	局	広島市中区上八丁堀 6番30号	鳥取県・島根県・岡山	県・広島県	・山口県	
ļ	ė	ĦΠ		鳥取市・岩美郡・八頭郡・気	三古那		
鳥	馬 米		鳥取市富安二丁目89番地 4 米子市東町124番16号	米子市・境港市・西伯郡・日			
取	倉		倉吉市上井587番1号	倉吉市・東伯郡	1-3 4		
ЦX		<u>;</u>	10 Y 2 4 4 4 5 5 5 5 7 0 10		v → 20		
島			松江市内中原町21番地 浜田市殿町1177番地	松江市・安来市・八束郡・削 浜田市・江津市・邑智郡・那			
一	出		出雲市塩冶町1217番地	出雲市・平田市・簸川郡	r SK HI		
	益		益田市元町12番11号	益田市・美濃郡・鹿足郡			
			大田市大田町大田イ289番2号 大原郡大東町大字飯田86番7号	大田市・邇摩郡 仁多郡・大原郡・飯石郡			
根	西西		院岐郡西鄉町大字城北町55番地	医岐郡 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)			
				<u></u>			
			岡山市天神町 3 番23号 岡山市伊福町四丁目 5 番38号	岡山市の一部 岡山市の一部・御津郡			
				岡山市の一部・脚岸部 岡山市の一部・備前市の一部	『・邑久郡		
	児	島	倉敷市児島小川五丁目 1 番66号	倉敷市の一部・児島郡			
	倉		倉敷市幸町2番37号 倉敷市玉島阿賀崎二丁目1番50号	倉敷市の一部・総社市・都領金敷寺の一部・総社市・都領	『郡・吉備郡		
	玉 津			倉敷市の一部・浅口郡 津山市・苫田郡・勝田郡・英田	∃郡・久米郡		
	津 玉 笠	野	玉野市宇野二丁目 4 番12号	玉野市			
	笠		笠岡市五番町5番48	笠岡市・井原市・小田郡・後月	郡		
	高 新		高梁市向町13番地 新見市新見721番 1 号	高梁市·上房郡·川上郡 新見市·阿哲郡			
lш			赤磐郡瀬戸町瀬戸70番地	備前市の一部・赤磐郡・和気郡	ß		
	久	世	真庭郡久世町大字鍋屋8番の1	真庭郡			
ļ	広島	車	広島市中区上八丁堀3番19号	広島市(中区の一部・東区 <i>の</i>)一部・南区の	一部)	
اـــا	広島	南	広島市南区宇品東六丁目 1 番72号	広島市南区の一部・佐伯郡(
				広島市(中区の一部・西区)			
	広 島 呉		広島市安佐北区亀山二丁目25番10号 呉市西中央二丁目 1番21号	広島市(安佐南区・安佐北区 呉市・安芸郡(江田島町・音			IRT \
	竹		竹原市中央三丁目 2 番12号				」・ 「・大崎町・東野町・木江町)
	Ξ		三原市宮沖二丁目12番1号	三原市・賀茂郡大和町・豊田	•	瀬戸田町)	
	尾		尾道市古浜町27番18号 福山市三吉町四丁目4番8号	尾道市・因島市・御調郡・世 福山市の一部・沼隈郡・深安			
	福 府		福山川ニロ町四丁日4番。5 府中市鵜飼町555番地の40	福山市の一部・冶成都・深る福山市の一部・府中市・芦品		甲奴郡	
	Ξ	次	三次市十日市東一丁目13番5号	三次市・双三郡			
	庄		庄原市三日市町667番地の 5 東広島市西条昭和町16番 8 号	庄原市・比婆郡 東広島市・智学郡(思瀬町・	, 短宫町 , 曲兴	町、河内町)	
	西 廿 日		東広島市四宗昭和町16省 8 亏 廿日市市桜尾二丁目 1 番26号	東広島市・賀茂郡(黒瀬町・ 広島市佐伯区・大竹市・廿E			「・佐伯町・吉和村・宮島町)
島	海	田	安芸郡海田町大正町 1 番13号	広島市(東区の一部・安芸区	☑)・安芸郡(』	•	-
~	吉	田	高田郡吉田町大字吉田3604番地の1	広島市安佐北区の一部・高田	日郡		
ļ	下	関	下関市山の口町 1番18号	下関市・豊浦郡(菊川町・豊	豊田町・豊浦町)	
山		部	宇部市常盤町一丁目8番22号	宇部市・小野田市		-	
"			山口市中河原町6番16号	山口市・吉敷郡・阿武郡阿東恭吉・阿武郡(川上村・阿京		. かつりせ <i>でせ</i>	-町、加林、海光林、
	萩 徳		萩市唐樋町3番7号 徳山市今宿町二丁目35番地	萩市・阿武郡(川上村・阿武 徳山市・下松市・新南陽市・		・ゼノみ付・須佐	[四]・他们・価木们)
	防		防府市緑町一丁目2番12号	防府市・佐波郡	HIT WAX HIT		
	岩		岩国市麻里布町七丁目 9 番37号	岩国市・玖珂郡(和木町・由	目宇町・玖珂町	・本郷村・周東町	「・錦町・美川町・美和町)
	光 長		光市虹ヶ浜三丁目10番1号 長門市東深川964番地の1	光市・熊毛郡 長門市・豊浦郡豊北町・大津	₽₽⊓		
	柳		柳井市大字柳井3745番地の1	柳井市・大島郡・玖珂郡大島			
	厚			美祢市・厚狭郡・美祢郡			

調査時点 平成13年12月31日 (ただし、各税務署の所在地については平成14年12月31日) (注) 1 「面積」は、建設省国土地理院調査(平成13年10月 1日現在)によった。ただし、境界未定地域及び湖沼のうち児島湖7.1k㎡は、県計及び全管計のみに含めた。なお、境界未定地域のうち岡山県玉野市と香川県直島町(計117.8k㎡)は、全管計のみに外書で示した。

面	積	世帯数	人口		市 数	町	数	村	数	-	X	分
<i>h</i> l 117 7	km²	世帯	人 7 705 154	外	市 40		町		村 27		⊏t; ∩	年
外117.7 外117.7	31,807.9 31,809.0	2,852,378 2,881,474	7,795,154 7,792,297		49 49		232 232		37 37	平	成 9 10	
外117.7 外117.7	31,809.0	2,907,603	7,792,297		49		232		37		11	
外117.8	31,810.4	2,932,564	7,735,876		49		232		37		12	
外117.8	31,811.0	2.955.788	7,761,466		49		232		37		13	
71	1,518.7	83,964	250,192		<u>.</u> 1		12		2	鳥		取
(1,207.9)	1,147.6	90,332	250,941		2		11		1	**		子
(780.6)	722.9	39,092	118,626		1		8		1	倉		吉
,	3,507.2	213,388	619,759		4		31		4		取場	吉 計
	993.8	90,478	256,030	l	2		9		1	松		江
	1,766.5	47,145	119,927		2		8		3	浜		田
	624.1	53,030	175,486		2		5		-	出		雲
	1,376.5	27,745	74,027		1		5		1	益	_	. 田
	436.1	16,156	43,415		1		2		-		見 オ	
	1,164.3	20,664	70,682		-		9		1	大		東
	346.0	10,437 265,655	25,413 764.980		- Q		3 41		4 10	西島	相順	郷ョ針
	6,707.3 69.2	205,055 103,087	764,960 246,149							岡	根児山	計 東
	672.0	125,603	319,013	1	<u>'</u>		3		_	岡	Щ	西西
	254.3	43,058	125,683	2	_		3		_	西	大	I 寺
	111.0	32,938	94,162	1	_		1		_	児	, ,	島
	423.1	141,421	393,851		2		2		2	倉		敷
	148.9	41,402	121,570	1	-		5		-	玉		島
	1,847.6	74,112	206,720		1		16		5	津		山
(103.6)		26,550	70,781		1		-		-	玉		野
	470.0	42,428	124,098		2		3		-	笠		畄
	745.8	18,773	54,499		1		6		-	高		梁 見
	793.3	12,564	38,313		1		4		-	新		見
	642.1	41,178	118,426		1		9		-	瀬		戸
(7.440.0)	824.4	15,849	50,440		-		4		5	久	.1. 15	世
(7,112.2)	7,008.6	718,963	1,963,705		10		56		12	岡	山場	計
	23.3 95.1	65,989 64,891	139,991 144,626	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		3		-	丛広	島島	東南
	46.4	118,739	256,650	ľ	_		-		-	広	島	西西
	1,357.8	147,553	386,672	1	_		6		1	広	島	北
	277.3	104,775	244,237		1		5		-	_	呉	,,0
	332.7	32,992	84,158		1		8		-	竹		原
	441.6	42,873	110,572		1		3		-	Ξ		原
	592.6	66,228	173,918		2		6		-	尾		道
	391.7	149,445	402,946		1		3		-	福		山
	839.6	41,821	125,658	1	1		7		1	府		中
(713.0)	640.1	21,776	58,751		1		3		3	Ξ		次
	1,176.0	15,543	44,090		1		5		-	庄		原条市
	570.2	61,889	157,957	l,	1		4		-	西		杀
	791.2	106,133	283,146	1	2		4		1	廿海	日	T)
(639.0)	189.6	85,644	222,685	1	-		4		-	海士		田田
(639.0)	566.1	16,941 1,143,232	45,297 2,881,354	1	- 13		6 67		- 6	吉広	島児	ᄪ
	8,477.1 547.2	117,265	284,641		1 1		67 3			広 下		計
	253.7	87,615	218,018		2		-		_	宇		部
	733.0	73,613	186,478		1		4		_	ů		
	814.9	26,623	67,231		1		3		4	1	萩	. •
	674.9	79,356	196,715		3		1		-	徳		山
	478.9	51,478	128,328		1		1		-	防		府
	882.2	66,633	162,229		1		7		1	岩		玉
	282.0	40,999	107,732		1		5		-		光	
	526.5	21,078	57,228		1		4		-	長		門
	277.9	27,006	60,981		1		5		-	柳		門井狭計
	639.5	22,884	62,087		1		4		-	厚		狭
	6,110.8	614,550	1,531,668		14		37		5	山	口児	尽 計

- 2 面積欄の()書は、境界未定地域分を含めた計数を掲げた。3 「人口」及び「世帯数」は、市町村等の調べによる。4 「市数」欄の外書は、市庁所在地以外の一部地域を当該税務署が管轄していることを示す。

1-3 広島国税局及び税務署機構

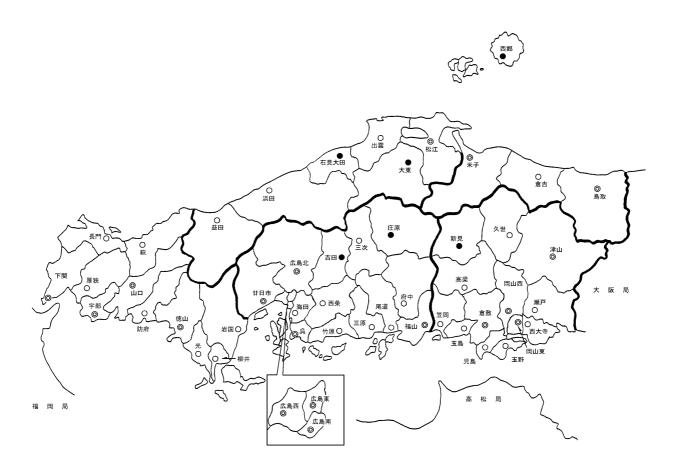


(2) 税務署機構

(2)	17617	酱機構				**************************************	/B 22 Tr	` ┼ ∸⊞ 1 ⊻	I	
	_	m -	特別国税	(1) 75 AM		官埋・徴収	個人・貧産	法人課税	+m -+ +n nn	
署	名	副署長	調査	総務課	税務広報官				調査部門	酒類指導官
			(徴収)官			部 門	課税部門	部 門		
島	取子吉江田雲田田恵	1	2	1	1	2	4	3	_	2
**	Ž	1	2	1	_	2	4	4	_	-
△	1			1	_				_	_
层	一	-	-	1	-	1	2	1	-	-
松	江	2	2	1	2	2	4	4	-	2
浜	田	-	-	1	-	1	2	1	_	-
# !	重	_	_	1	_	1	3	2	_	_
共	台	_	_	1	_	_	1	1	_	_
一一	ᆂᆱ		_	1		_	'	'	_	_
무요	一里	-	-	1	-	-	_	_	!	-
大西岡 山	果	-	-	1	-	-	-	-	1	-
西	郷	-	-	1	-	-	-	-	1	-
出口	山 東	2	9	1	2	3	5	7	-	3
E I	一声	2	4	1	_	2	5	5	_	_
[표 -	山 西大 寺	_	•	,		1		1		
ᄕᅧᇛᄼ	그 감	-	-	I 4	-		2	Ī	_	-
况	島	-	-	1	-	1	2	1	-	-
倉	敷	2	2	1	1	3	6	5	-	1
玉	敷島	-	-	1	-	1	2	1	-	_
津	ılı	1	_	1	_	2	3	3	_	_
岡西児倉玉津玉笠高新瀬久広広広広山	山 野	· -	_	1	_		1	1	_	_
<u>-1\</u>	出			1		1	l			
프	伽	-	-	1	-	'	2	2	-	-
一	岡梁見戸世	-	-	1	-	-	1	1	-	-
新	見	-	-	1	-	-	-	-	1	-
瀬	戸	-	-	1	-	1	2	2	_	-
ク	Ш-	_	_	1	_	_	1	1	_	_
☆■		2	9	1	2	3	5	7	_	3
	島島島島県東南西北	1	3	1		2		3		3
烂	島南		-	1	_		4		_	-
丛目	島西	2	9	1	-	4	7	8	-	-
[四]	島北	2	-	1	-	3	7	3	-	-
Ļ	呉	2	2	1	-	2	5	4	-	-
	原	_	_	1	_	1	1	1	_	_
l <u>::</u>	店	_	_	1	_	1	2	2	_	_
	原道		_	1	_	1	2		_	_
毛	坦	-		1	-	•	3	3	_	
竹三尾福府	Щ	2	5	1	1	3	7	7	-	1
府	中	-	-	1	-	1	2	2	-	-
=	次	-	-	1	-	1	1	1	_	-
庄	直	_	_	1	_	_	_	_	1	_
ニ	夕			1		1	2	1	'	1
[[[ヮ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゚		-	I 4	-				-	'
ľŤ ;	3 市	1	-	1	-	2	4	3	-	-
海	田	-	-	1	-	2	4	2	-	-
庄西廿海吉 下宇山	山中次原条市田田	-	-	1	-	_	-	-	1	-
下	盟部口	2	3	1	-	3	5	5	-	1
宝	郭	1	_	1	_	2	4	3	_	
ال ا	민			1	4) ?		2
ΙШ ,	ᅟᆢᆝ	1	2	1	1	1	3	2	_	2
₹	陝	-	-	1	-	1	1	1	-	-
徳	山	1	2	1	1	2	4	3	-	-
防	府	_	_	1	_	1	2	2	_	_
徳防岩	国	_	_	1	_	1	3	2	_	_
د ا	光	_	_	1	_		1	1	_	_
ر ا	ᇈ	-	-	 	-	_			_	-
反	門	-	-	1	-	-	1	1	-	-
長 柳 厚	井狭	-	-	1	-	-	1	1	-	-
厚	狭	-	-	1	-	_	1	1	-	_
	Ft 13		口羽左)	_						

(平成13年7月10日現在)

税務署管轄区域略図



第編直接国税

2申告税3源泉所得4法人税5相続税6贈与

2 申 告 所 得 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年1月1日から平成13年12月31日までの間の所得について、平成14年3月31日までに確定申告、修正申告又は更正・決定等により申告納税額が計算された人(申告所得税の納税者という)の課税の事績を全数調査又は標本調査の方法で調査、集計したものである。したがって、確定申告をしても申告納税額のない人及び給与所得者等で源泉徴収による納税額があっても確定申告を要しない人は、調査の対象から除かれている。

1 用語の説明

事 業 所 得 者 事業所得だけを有する者及び事業所得と事業所得以外の各種所得を併有する 者で、事業の金額が他の所得の合計額より大きい者をいう。

そ の 他 所 得 者 事業所得者以外の者をいう。

2 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

区分	独身者	夫 婦 者	夫婦子1人	夫婦子2人
	千円	千円	千円	千円
63	967	1,556	2,095	2,619
元~4	1,075	1,928	2,484	3,198
5 • 6	1,075	1,928	2,484	3,277
7 ~ 9	1,107	2,095	2,698	3,539
10	1,107	2,095	2,698	3,616
11	1,107	2,095	2,857	3,821
12	1,144	2,200	2,833	3,842
13	1,144	2,200	2,833	3,842

資料:財務省主税局

(注)各年とも社会保険料を加味して計算した。

3 所得税の主な控除(平成13年分)

1)月	F得控[除																										
1	基礎:	控除・	•			•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	380,0	00円
	配偶	者控除	÷ •			•		•	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	380,0	00円
	た	だし、	老人	人控队	徐刘	象	記得	書	•	•			•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	480.0	00円
				3特						控队	余文	す象	配	偶:	者			•	•	•				•	•	•	730,0	
				写特) 写特)						-	_							•	•	•				•	•	•	830,0	
Л	配偶	者特別			3314		_ `			_,		_,,,,	,,,,	-5()			_										000,0	00,5
• •	()配				象配	!偶:	さん さんしょう とうしゅ とうしゅ しゅうしゅ しゅうしゅう しゃり しゅうしゅう しゅう)場	合																			
		合計所								あ .	ろせ	르스															380.0	οοЩ
		011// 合計所																			38	Λ	$\cap \cap ($	٦Ш	_	<u></u>	計所得	
	יט	— в 1 771																5	Б								り捨て	
<i>(</i>])(.	/ \ N			_	। ।ज	ᅶ	只IO		/ J	1) (ノ正	ZX	ΙП	_	0	`	J	/ J	ı J.	1 \/	WJ \	ועיכי	II) X /	(IO	· 1/J	.) ID C	ຈ)
(-	1) (.	1) 6	() P U	フェ勿し																								
	A 1	合計所	/坦 -	~安百-	٨١̈٨c	ᅚ	⊐≠	- 洋	ブ	本 :	ス †!	르스															380,0	$\cap \cap \square$
		日 11 71 合計所												ホ	z.	· ∤旦∢	_ _	-	-	-			_	-	-	-	300,0	0017
	Ь		l 1 0 z	左 谷只 /	/J·4C	ונענ	」り	`_	13	<i>)</i>] [J							1	1	<u></u>	≐∔	ᄕ	/旦.	今 ź	古	2	00 000	ш \
					± 1 ⊂	C 4 E .	^ ±	7 I J		_	ш,	↑ #¢							-								80,000	-
	_	<u>۸ + ۱</u>		-																円:	木	両(リゾ	而安》	(14	.IJ	り捨て	-
		合計所	得金	正額7	か/t	力l	りり	仁	76.	力I	기 키	卜满	C	め	ර.	場	台	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	30,0	
=		控除・	• •	• • 	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	380,0	
	た	だし、		E扶			• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	630,0	
				人扶			• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	480,0	
			同局	引老?	親等	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	580,0	
			同局	3特)	別障	害	者で	゙゙゙゙あ	る	扶	養新	見族	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	730,0	00円
			同局	3特	別障	害	者で	゙゙゙あ	る	特	定技	夫養	親	族	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	980,0	00円
			同局	3特足	別障	害	者で	゙゙゙あ	る:	老	人技	ŧ養	親	族	•	•	•	•	•	•	• •		•	•	•	•	830,0	00円
			同層	引持是	別障	害	者で	゙゙゙あ	る	同	囯ま	き親	等	•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	930,0	00円
			- 1.				-						_														,	

ホ 雑損控除・・災害等の損失額で総所得金額等の合計額の10%を超える金額と災害関連支 出額で5万円を超える金額とのいずれか多い方の金額 医療費控除・・支払った医療費から10万円と総所得金額等の合計額の5%とのいずれか 少ない方の金額を控除した金額(最高200万円) (イ)一般の生命保険料 支払保険料のうち、25,000円以下 全額 25,000円超50,000円以下 1/2+12,500円 1/4+25,000円(最高50,000円) 50,000円超 (口)個人年金保険料 (イ)と同じ ・・・・・・・・・・・・・・支払った社会保険料の全額 社会保険料控除・・ 損害保険料控除・・・・・家屋又は家財及び身体の傷病について支払った損害保険料で (イ)長期契約のみの場合(最高15,000円) 10,000円まで全額 10,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と5,000円の合計 (ロ)短期契約のみの場合(最高3,000円) 2,000円まで全額 2,000円超は、その支払った保険料の金額の1/2と1,000円の合計 (八)長期契約と短期契約がある場合(最高15,000円) (イ)と(口)の合計額 小規模企業共済掛金控除・・小規模企業共済契約に係る掛金と心身障害者扶養共済掛金 の支払額全額 ル 障害者・寡婦・寡夫・勤労学生控除・・・・ 500,000円 寄付金控除・・寄付金の額(所得金額の25%を限度)のうち10,000円を超える部分の金額 (2)税額控除 配当控除・・配当所得の10%(課税総所得金額が1,000万円を超える場合その超える金額 に対する配当については5%)。ただし、証券投資信託の収益の分配金及び 源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した配当所得は配当控除の対 象とならない。 ロ 外国税額控除・・・・・・ ・・・・・・外国所得税額 国外所得総額 ただし、所得税額×-所得総額 八 住宅借入金(取得)等特別控除 平成13年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合 控除期間及び控除率 各年限度額 住宅借入金等の年末残高 合計限度額 1年目から6年目 1% 50万円 7年目から11年目 37.5万円 5.000万円以下の部分 0.75% 587.5万円 12年目から15年目 0.5% 25万円 平成13年7月1日から平成13年12月31日までの間に居住の用に供した場合 住宅借入金等の年末残高 控除期間及び控除率 各年限度額 合計限度額 5,000万円以下の部分 1年目から10年目 50万円 500万円 所 മ (課税所得金額又は課税退職所得金額に対して) 330万円 以下の金額 10% 330万円 を超える金額 20% 900万円 を超える金額 30% 1,800万円 を超える金額 37%

2-1 課 税 状 況

(1) 申告及び処理状況

(1) 甲	<u> </u>	<u>ኔ </u>	<u> 処</u> 坞	狱	<u>兄</u>						
		X		分			人	員	総所得金額等	申告納税額等	営業	所 等 所 総所得金額等
								1	717	7 11		
I_								人	千円			千円
平	成		9	í	Ŧ	分		554,356				
			10					410,870			· ·	
			11					491,616			· ·	
			12					470,937	2,252,858,786	115,146,111	131,075	494,540,961
			13					454,438	2,167,789,984	109,111,171	122,112	469,626,759
確		定		申		告		454,003	2,165,657,182	109,014,224	122,046	469,361,924
修		定正		申		告告		447	2,186,082			277,137
決	定	•	増	額	更	正		1	4,84	· ·		4,841
減		額		更		正		10	45,244			5,700
更		正		請		求		1	3,194			1,761
異		申	立	決	定	等		_	-,	_		_
	HJA		計	<i>,</i> ,,	~_		実	454,438	2,167,789,984	109,111,171	実 122,112	469,626,759
			н				*	707,700	2,107,700,00	103,111,171	× 122,112	403,020,733
注	第 10	2 4	٠.	F 2	ス・社	安百		1,764		566,540		
14			٠ IC			,行只				1		
	ŗ	合		計				456,202	-	109,677,711		
, EI	ds	-	4	+ n	~~	īΧ						
過					算	税		-	-	-		
無重	申		ī).		算		内 12	12	-	1,049		
重		加		算		税	内 -	-	-	-		
納	税	į	額	幺	総	計		-	-	109,678,760		

調 査 対 象 平成13年分の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等) による課税事績

調査時点

平成14年3月31日

- (注)1 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。
 - 2 加算税「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は加算税の全額が異動したものを示す。

用語の説明

- 1 総所得金額等とは、総所得金額(利子、配当、不動産、事業、給与、譲渡、 一時、雑の各所得金額の合計)及び土地等に係る事業所得金額、分離譲渡、山 林、退職の各所得金額の合計額をいい、損益通算、純損失及び雑損失の繰越控 除後の金額をいう。
- 2 申告納税額とは、総所得金額等から所得控除した後の課税総所得金額等に、 所定の税率を乗じて計算した税額から、税額控除、源泉徴収税額等を控除した 後の納付すべき税額をいう。
- 3 更正の請求とは、納税義務者の申告した課税標準又はこれに対する税額の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正(改め直すこと)の請求をすることをいう。
- 4 法第103条による税額とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。
- 5 加算税とは、法定期限までに適正な申告がない場合において、その申告を怠った程度に応じて課す税であり、一種の行政罰の性格を有するものをいう。
 - (1) 過少申告加算税・・期限内の申告が過少であった場合に課せられるもの。
 - (2) 無申告加算税・・・期限内の申告がなかった場合に課せられるもの。
 - (3) 重加算税・・・・・所得の計算において事実を隠ぺい又は仮装していた場合に、過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課せられるもの。

得	者		別	内	訳	
得 者	農	業 所 得	者	そ の	他 所	得 者
申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額	人 員	総所得金額等	申告納税額
千円	人	千円	千円	人	千円	千円
47,283,694	7,229	20,602,764	943,281	367,528	1,978,449,242	110,767,666
35,383,388	6,130	23,112,422	1,047,401	292,593	1,774,395,329	96,549,651
31,835,244	6,983	20,878,226	782,075	341,171	1,757,105,153	82,250,572
32,788,002	5,595	16,921,886	626,619	334,267	1,741,395,939	81,731,490
31,962,132	5,641	16,970,711	615,599	326,685	1,681,192,515	76,533,440
31,945,266	5,634	16,950,456	614,513	326,323	1,679,344,801	76,454,445
17,752	7	20,254	1,141	369	1,888,691	81,002
219	-	-	-	-	-	-
659	-	-	55	7	39,544	1,852
7	-	-	-	-	1,433	156
-	-	-	-	-	-	-
31,962,132	実 5,641	16,970,711	615,599	実 326,685	1,681,192,515	76,533,440

(2) 既往年分の課税状況

__	· /	ルエナノ	, v			U																					
				平	成	12	í	Ŧ	分		7	F F.	戉	11	年	以	育	前 分					計				
	X	分			総	所	得	申	告	納		_	,	総	所	得	申	告 糾	ħ		_	総	所	得	申	告	納
)	員	金	額	等			等	人			金	額		税	額急	Ĭ.	人,	員	金	額		税	額	等
				人			円			円			人			円	17.0	千円			人			F円			- 円
申往	古又	は処理	内	21,156		·					内	4,2	286							25,	442						
		増減差額		41,195		093	867	4 (0,88					28	907,	712	3	487,54					,001	579	7	,575,	562
		H##		,		, 000 , .	00.	.,.	,,,	,,,		,.		_0,	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		Ο,	.0.,0.	1	σσ,	000		, 00 .	, 0. 0	•	, 0. 0 ,	-00
	温	少申告	内	6,101							内	4,6	3/18						内	10,	7/10						
	100		ניו					,	202 4		ניו							200 70	1							440	044
		加算税		6,112			-		202,1	4/		4,6	000			-		208,79	1	10,	111			-		410,	941
加	ļ.,	-	_	5 400							_								_	-	~~~						
算	##		内	5,488							内	1,8							内		290						
税の		加算税		5,503			-	1	117,5	516		1,8	308			-		66,24	9	7,	311			-		183,	765
増減差額	重	加 算 税	内	285							内	7	784						内	1,	069						
差	=	川井加		285			-	1	106,0	083		7	790			-		310,99	7	1,	075			-		417,	080
頟																											
		4.	内	11,874							内	7,2	234						内	19.	108						
		計		11,900			_	4	125,7			7,2				_		586,04		19,				_	1	,011,	786
	1			,000				'	5,,	"		. , _	-00					000,01		.0,	. 50				'	, ,	. 50
	合	計		_			_	4 5	513,7	65			_			_	4	073,58	3		_			_	8	,587,	348

調査対象 平成12年分以前の申告所得税の納税者について、申告又は処理(更正・決定等)に よる課税事績

調査期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日

(注) 「人員」欄はそれぞれ延べ人員を示し、内書は本税又は加算税の全額について異動を生じたものを示す。

(3) 減免状況

)								
٥	₹	分	人	員	所 彳	导 金	額軽減又	スは免除	税額
	<u> </u>			人		千	7		千円
	-	年法律第55号)							
租税特別措置		地等の農業所得		-		•	-		-
法の規定によ	-	# a = +11							
るもの	- 第25余(冈田 1 、農業所得の免積	牛の売却による 昭) 該当		538		874,32	26	7(6,579
'	(展案が)特の元4	7.100日		330		014,02	20	, ,	3,373
災害被害者に対	対する和税の洞	成免、 徴収猶							
予等に関する流				22		73,42	20	,	3,891
免除)の規定は	こよるもの								
			実	560					
	<u> </u>	計		560		947,74	16	80	0,470

調査対象 平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除された者(軽減又は 免除により納付税額のなくなった者を含む。)

調査期間 平成14年3月31日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

\sim	
.,,	

(4) 税務署別課税状況

(4)	17037	务者 別課税状况	·····································	 루 곁	 \$		訳
署	3			· 导 者	-		··· 得 者
		人員	総所得金額等	申告納税額	人員	総所得金額等	申告納税額
鳥米倉 取 県	取子吉計	3,853 4,350 2,286 10,489	千円 14,751,168 15,652,167 7,670,779 38,074,113	千円 1,014,317 991,482 409,463 2,415,262	9,223 9,420 4,658 23,301	千円 45,694,026 47,087,595 19,915,916 112,697,537	千円 1,866,534 1,910,326 685,038 4,461,899
松浜出益石大西島	東 郷	4,587 1,947 3,626 1,353 808 1,382 566 14,269	17,568,627 7,478,383 13,856,999 5,510,760 3,101,660 5,295,615 2,105,490 54,917,534	1,103,369 468,900 813,741 445,113 203,150 310,584 118,444 3,463,299	10,958 4,789 7,693 2,975 1,602 2,978 863 31,858	54,961,919 19,720,525 37,470,833 12,931,999 6,867,636 12,829,026 3,795,409 148,577,347	2,330,744 639,168 1,513,418 483,100 216,913 414,144 110,881 5,708,367
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	4,282 4,434 1,905 1,875 5,204 1,765 2,411 1,174 1,607 725 560 1,602 794 28,338	15,937,236 15,984,681 7,126,523 6,411,935 17,858,257 6,360,164 8,935,517 4,303,274 5,534,087 2,583,751 1,989,251 5,854,822 2,950,382 101,829,880	1,036,563 902,494 372,411 332,149 960,644 402,298 531,891 230,918 299,498 135,699 131,794 335,749 186,289 5,858,394	12,179 14,512 4,341 3,459 14,859 4,183 7,698 2,653 4,216 2,100 1,715 4,715 2,319 78,949	81,140,740 90,684,727 20,182,725 17,795,376 79,152,331 20,729,370 36,659,843 11,591,049 19,541,593 8,906,667 6,525,657 20,253,089 9,377,518 422,540,685	4,526,686 4,734,110 803,681 833,273 3,808,436 1,062,819 1,563,796 449,695 705,601 265,737 202,981 700,963 293,339 19,951,117
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島県 日 県	東南西北(原原道山中次原条市田田計	3,132 2,636 4,301 6,893 4,152 1,555 1,657 3,029 5,969 1,873 1,017 675 1,847 4,333 3,410 777 47,256	16,655,054 11,312,165 17,436,533 25,529,916 18,080,551 5,112,118 6,012,751 11,758,636 22,040,564 6,353,621 3,901,278 2,372,644 7,506,053 17,012,233 13,107,080 3,117,313 187,308,510	1,624,868 1,009,064 1,278,840 1,534,890 1,616,245 266,454 356,232 911,004 1,525,877 378,185 234,441 114,260 507,206 1,139,626 899,777 206,709 13,603,676	8,184 7,692 14,178 16,399 10,742 3,102 4,590 7,221 15,882 5,047 2,828 2,367 5,845 12,251 9,925 1,917 128,170	56,898,401 45,479,619 92,734,265 86,462,908 51,797,953 13,688,939 21,256,249 33,759,214 89,496,514 24,237,537 12,146,644 9,604,152 31,287,032 67,305,512 48,463,754 7,453,014 692,071,706	3,470,057 2,311,297 5,552,610 4,525,714 2,231,826 523,629 793,479 1,270,960 4,395,549 1,022,963 398,442 293,220 1,464,844 3,347,861 2,347,352 243,923 34,193,726
下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 早	関部口 山府国 門井狭計	4,686 3,979 2,677 1,589 3,876 2,235 3,279 1,757 1,377 1,148 798 27,401	18,077,790 14,861,301 10,150,737 5,467,270 15,813,866 8,855,070 12,168,848 6,207,188 4,920,493 4,798,676 3,146,192 104,467,432	1,257,992 988,849 597,518 303,919 1,329,277 661,978 811,915 381,703 271,000 429,062 203,889 7,237,101	12,220 8,640 8,927 3,033 8,342 5,276 6,945 3,792 2,437 2,411 2,384 64,407	58,864,294 46,628,878 44,287,730 12,482,515 40,182,165 23,111,240 33,330,664 16,923,569 9,815,573 10,848,858 8,829,755 305,305,240	2,393,620 2,080,433 1,916,485 430,268 1,554,708 934,367 1,320,275 582,476 302,668 429,810 273,221 12,218,330

	合 計																
人	員	総	所	得	金	額	等		申	告	納	税	額]	署	名	
	前年比				~ -	前	年比				~=	前	年比				
13,076 13,770 6,944 33,790	94.2 100.1 94.7 96.6		62,	445, 739, 586,	761 694		93.7 97.7 93.4 95.3			2,880 2,901 1,094 6,877	,808 ,501		89.3 87.7 94.2 89.4	鳥米倉鳥	取	県	取子吉計
15,545 6,736 11,319 4,328 2,410 4,360 1,429 46,127	97.4 96.8 95.7 95.5 91.8 106.1 91.6 96.9		27, 51, 18, 9, 18,	530, 198, 327, 442, 969, 124, 900,	908 832 759 297 641 899		96.6 95.4 97.0 95.2 93.0 105.8 91.5 96.8			420 724	,067 ,158 ,213 ,062 ,729 ,325		93.3 90.4 97.6 90.4 92.7 99.7 90.7 94.1	松浜出益石大西島	見根	大	江田雲田田東郷計
16,461 18,946 6,246 5,334 20,063 5,948 10,109 3,827 5,823 2,825 2,275 6,317 3,113 107,287	97.2 97.1 95.9 96.8 96.2 94.8 94.4 102.9 95.0 92.0 99.3 95.9 94.4 96.3		106, 27, 24, 97, 27, 45, 15, 25, 11, 8,	309, 207, 010, 089, 595, 894, 075, 490, 514,	408 249 311 588 534 361 324 680 418 907 910		99.0 96.3 97.1 96.9 97.3 90.9 94.7 105.5 98.2 93.6 95.0 95.1 96.8		2	1,005 401 334 1,036	,604 ,091 ,421 ,080 ,117 ,687 ,613 ,099 ,437 ,774 ,712 ,628		103.3 96.2 102.8 94.7 95.0 86.7 93.6 116.3 95.1 98.1 104.4 98.2 98.7	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	山丛大		東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
11,316 10,328 18,479 23,292 14,894 4,657 6,247 10,250 21,851 6,920 3,845 3,042 7,692 16,584 13,335 2,694 175,426	96.6 96.2 95.9 97.7 95.3 92.9 95.6 98.5 95.3 92.1 99.0 100.8 97.9 96.7 97.4 102.1 96.5		56, 110, 111, 69, 18, 27, 45, 111, 30, 16, 11, 38, 84,	992, 878, 801, 269, 517, 537, 591, 047, 976, 793, 317, 570,	785 797 824 505 056 001 850 077 157 922 796 084 745 834 327		95.7 96.8 96.1 97.3 96.2 95.2 81.1 97.2 96.1 93.2 98.3 97.9 95.7 96.8 99.2 95.8		4	1,149 2,181 5,921 1,401 632 407 1,972 4,487 3,247	,360 ,450 ,604 ,072 ,084 ,712 ,963 ,426 ,148 ,883 ,480 ,051 ,487 ,129 ,632		92.5 98.3 99.1 95.2 95.7 99.3 84.2 92.7 95.9 86.7 98.3 93.7 96.3 92.3	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広	島島島県	l	東南西北 原原道山中次原条市田田計
16,906 12,619 11,604 4,622 12,218 7,511 10,224 5,549 3,814 3,559 3,182 91,808	96.6 95.0 98.2 97.7 97.9 96.7 95.2 100.0 90.4 95.3 96.5		61, 54, 17, 55, 31, 45, 23, 14,		179 467 785 031 310 512 756 066 534 947 672		98.2 96.0 96.7 97.2 96.8 95.7 93.9 94.3 99.3 99.3 96.2 96.3			2,883 1,596 2,132 964 573 858	,282 ,003 ,187 ,984 ,346 ,190 ,178 ,668 ,872 ,110 ,431		97.3 92.0 91.9 96.5 92.3 82.3 92.8 91.0 97.8 99.0 92.4	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全	萩光口管	· ·	関部口 山府国門井狭計 計

2-2 所得階級別人員

(1) 所得者区分別人員

(1) 1/1	미디다기				·			
	1 PLL /-	合	計	所	得	譲渡	所 得	
所得	階級	営業等所得者	農業所得者	そ の 他	計		うち短期譲渡	
			及来加持自	所 得 者	н		所得があるもの	
		人	人	人	人	人	人	人
70	万円以下	4,373	112	5,674	10,159	1,875	638	133
100	万円以下	6,681	170	8,301	15,152	582	84	24
150	万円以下	13,503	647	32,926	47,076	894	77	38
200	万円以下	15,004	825	40,163	55,992	774	54	21
250	万円以下	15,449	898	41,866	58,213	606	34	19
300	万円以下	14,432	748	30,444	45,624	552	20	11
400	万円以下	21,322	1,028	40,541	62,891	907	38	5
500	万円以下	12,031	575	27,240	39,846	754	39	10
600	万円以下	6,240	290	20,692	27,222	583	13	2
700	万円以下	3,559	156	16,784	20,499	526	18	2
800	万円以下	2,159	86	12,467	14,712	469	9	1
1,000	万円以下	2,211	64	15,675	17,950	772	14	4
1,200	万円以下	1,006	22	9,179	10,207	526	7	1
1,500	万円以下	979	12	8,413	9,404	607	8	-
2,000	万円以下	1,079	7	7,250	8,336	703	3	-
3,000	万円以下	984	1	5,052	6,037	661	4	-
5,000	万円以下	743	-	2,926	3,669	482	4	-
5,000	万円超	357	-	1,092	1,449	324	5	1
				•				
					内 344	外 1,268		外 7
合	計	122,112	5,641	326,685	454,438	12,597	1,069	272

調査対象 調査時点 平成13年分の申告所得税の納税者

平成14年3月31日

(注)

- 「合計所得の計」欄の内書は、変動所得又は臨時所得の平均課税の適用を受けた 者の人員である。
- 「譲渡所得」及び「山林所得」欄の人員は、譲渡所得又は山林所得を有する者に ついて、その譲渡所得又は、山林所得の所得金額を階級区分して再掲した。

なお、外書は、譲渡所得又は山林所得が損失である者の人員である。

用語の説明

- 合計所得とは、損益通算後、純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額、土地 等に係る事業所得金額、分離譲渡所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計 額をいう。
- 2 平均課税とは、所得税の納税義務者に変動所得(漁獲から生ずる所得、原稿又は 作曲の報酬、著作権の使用料による所得等)又は臨時所得(職業野球選手の契約金等 の臨時に発生する所得)がある場合の税額計算上の特別な方法である。変動所得の 金額は、年により著しく変動しがちであり、臨時所得の金額は、数年間分に見合う 所得の金額が特定の時期に一括して支払われる性質のものであるので、これらの所 得は、毎年ほぼ平均して所得の発生する者と比較すると、累進税率の関係から税負 担に不均衡が生ずる。この面を調整するため、一定の条件に該当する変動所得又は 臨時所得を有する納税義務者については、その納税義務者の選択により、特別な税 額の計算が認められている。

(2) 青色申告者数

<u>(4) 自己中口日奴</u>				
所 得 階 級	営業等所得者	農業所得者	その他所得者	計
	人	人	人	人
70 万円以下	1,373	24	328	1,725
100 万円以下	2,503	36	626	3,165
150 万円以下	6,244	196	2,916	9,356
200 万円以下	7,641	336	3,996	11,973
250 万円以下	8,063	382	4,853	13,298
300 万円以下	7,614	360	4,924	12,898
400 万円以下	12,157	615	8,312	21,084
500 万円以下	7,687	375	6,923	14,985
600 万円以下	4,408	208	5,652	10,268
700 万円以下	2,631	120	4,612	7,363
800 万円以下	1,639	61	3,622	5,322
1,000 万円以下	1,761	49	5,125	6,935
1,200 万円以下	809	18	2,902	3,729
1,500 万円以下	809	12	2,626	3,447
2,000 万円以下	943	5	2,328	3,276
3,000 万円以下	907	1	1,916	2,824
5,000 万円以下	706	-	1,295	2,001
5,000 万円 超	342	-	477	819
合 計	68,237	2,798	63,433	134,468

調査対象 平成13年分の申告所得税の納税者のうち青色申告者

調査時点 平成14年3月31日

用語の説明

青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と、完全な納税をすることを目的として設けられている制度で、一般の申告と区分するため、青色の申告書を用いることから青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には、税務計算上の特典がある。

(3) 税務署別人員(その1 事業所得者)

<u> </u>					1	尹未					_			_			_							
区分	70 J				150)O 7		250			300			400	万		500		600		700	万円
署名	以	下	以	下	以		下以	<u> </u>	下	以		_	以		下	以		-	以	下	以	<u>T</u>	以	下
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計		人 136 172 57 365		人 182 248 113 543	1	426 526 274 ,226			人 422 580 309 311	1	471 579 321 ,371)	1,	500 497 291 288	7 	1	730 664 402 796	1 2		373 404 213 990		199 211 95 505		人 127 121 70 318
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計		142 58 87 41 26 28 10 392		240 111 166 79 39 40 20 695	1	442 207 317 155 82 119 56 ,378			554 245 379 161 97 140 67 643	1	491 220 430 173 89 163 73 ,639)) ;)	1,	527 231 441 152 93 170 82 696	3	2	847 715 247 143 317 96	7 5 7 8 7	1,	521 201 448 127 91 187 49 624		276 103 222 77 53 78 41 850		168 81 127 44 23 51 19 513
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計		201 149 47 61 201 50 84 57 73 20 28 49 26 046	1	235 225 82 93 315 87 133 58 88 36 30 83 37	3	555 506 189 230 562 196 262 115 181 81 54 175 87			557 581 214 248 704 236 348 150 193 94 80 210 81 696	3	625 626 235 243 688 243 311 141 218 101 75 202 94 ,802		3,	464 527 274 244 660 219 290 125 181 87 75 178 102 426	7	4	649 783 326 347 914 319 423 214 283 146 290 148 ,943	33 77 14 19 33 11 10 33	2,	360 414 204 176 502 174 235 121 150 64 41 140 84	1	191 195 104 78 223 86 110 63 86 30 31 97 54		108 130 65 43 127 40 61 21 44 14 11 51 27
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	;	180 94 165 200 139 44 61 97 316 85 37 28 72 129 104 20 771	2	239 143 275 297 215 93 96 183 425 138 61 25 86 208 160 36 ,680	5	423 300 562 687 463 194 167 725 239 117 68 167 429 365 61		2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	412 345 523 760 483 201 2213 3351 3351 92 242 105 92 203 5609 3992 110 780	6	357 357 586 912 535 216 212 410 768 234 134 90 195 543 439 94 , 082		5,	288 309 488 894 491 163 206 367 700 232 96 73 200 435 85 527	9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		406 439 679 718 269 279 920 300 170 123 355 818 627 141	99 99 99 99 99 99 99 99 99 99 99 99 99	4,	222 242 373 760 395 158 152 295 460 174 116 66 227 487 361 87	2	111 121 169 384 215 69 86 171 255 90 58 36 129 238 177 47 ,356	1	71 62 98 209 121 59 51 77 126 38 34 31 60 132 104 27 ,300
下字山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 男 管関部口 山府国 門井狭計 計		190 126 82 40 138 73 103 53 38 41 27 911		284 207 141 80 186 134 147 89 65 59 39 ,431		545 458 294 164 420 242 320 169 155 150 102 ,019		4	581 528 293 213 493 250 397 224 174 159 87 399		613 478 302 213 471 298 428 256 159 137 98 , 453			552 491 291 216 456 242 407 219 153 117 99 243	337		789 686 476 289 648 374 625 321 192 135 135	11 33 34 44 55 11 22 22		431 361 312 143 407 254 302 185 155 121 81 752		222 189 175 93 225 111 201 86 75 49 45 ,471		119 122 81 46 140 72 113 53 47 32 17 842

800	万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円		区分
以	下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	以 下	超	計	署名
	人 66 74 36 176	人 64 89 53 206	人 42 44 16 102	人 27 45 14 86	人 38 34 5 77	人 26 34 6 66	人 15 23 7 45	人 9 5 4 18	人 3,853 4,350 2,286 10,489	鳥 取 米 子 倉 吉 鳥 取 県 計
	100 36 85 20 17 29 21 308	117 26 75 17 20 23 16 294	45 23 45 10 8 12 3 146	38 11 26 12 8 5 4	28 18 22 11 9 6 4 98	28 10 20 8 5 6 3 80	22 14 17 10 3 6 2 74	7 5 4 9 2 2 2	4,587 1,947 3,626 1,353 808 1,382 566 14,269	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
	65 66 50 25 64 27 29 21 33 19 4 48 23 474	66 68 45 38 68 40 44 30 33 10 5 30 11 488	38 33 19 7 24 5 17 20 8 7 5 13 4 200	44 26 17 7 32 11 8 18 7 4 4 6 4 188	44 43 14 13 52 9 14 7 16 6 1 12 4 235	44 30 14 10 40 15 18 8 8 4 2 9 2 204	28 27 3 7 23 4 13 4 3 7 6 5 5	8 5 3 5 4 11 1 2 - 2 4 1 51	4,282 4,434 1,905 1,875 5,204 1,765 2,411 1,174 1,607 725 560 1,602 794 28,338	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県山山大県県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	49 50 59 106 74 24 28 47 98 17 27 9 33 89 62 25 797	68 30 74 89 91 30 40 41 81 27 17 10 45 70 57 18 788	30 17 23 46 33 11 21 25 52 13 9 8 10 35 26 3	50 26 44 46 44 7 18 20 37 8 3 5 17 33 19 3	69 34 62 38 40 9 12 17 50 8 7 3 15 43 31 442	68 29 55 38 37 2 11 23 49 14 10 6 17 35 19 8	60 24 46 35 38 5 5 18 48 9 8 20 18 5 349	29 14 20 19 20 1 3 16 20 5 2 - 8 15 14 3 189	3,132 2,636 4,301 6,893 4,152 1,555 1,657 3,029 5,969 1,873 1,017 675 1,847 4,333 3,410 777 47,256	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島島島島島出 甲二県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	63 91 58 31 59 39 64 22 34 17 12 490	65 77 65 23 68 40 63 30 26 22 20 499	29 42 25 12 32 17 24 13 11 9 4 218	46 38 23 8 33 21 28 7 10 10 9 233	57 29 21 8 35 20 25 14 9 8 8	50 30 22 3 29 30 17 7 10 7 9	37 25 14 5 21 11 8 4 3 8 4 140	13 6 2 2 15 7 7 5 1 10 2	4,686 3,979 2,677 1,589 3,876 2,235 3,279 1,757 1,377 1,148 798 27,401	下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計
	2,245	2,275	1,028	991	1,086	985	743	357	127,753	全 管

(3) 税務署別人員(その2 その他所得者)

	者別人具	, -		即侍有)	<u>'</u>	T	T	П	П	1
区分	70 万 円	100 万 円	150 万 円	200 万 円	250 万 円	300 万 円	400 万 円	500 万 円	600 万 円	700 万 円
署名	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計		人 239 262 205 706	人 946 939 570 2,455	人 1,181 1,201 625 3,007	人 1,189 1,197 566 2,952	人 770 857 434 2,061	人 1,126 1,154 653 2,933	人 752 751 318 1,821	人 623 571 278 1,472	人 480 496 235 1,211
松浜出益石大西島根里田東郷計	167 106 167 47 36 52 19 594	249 151 215 99 62 78 34 888	1,089 627 830 364 208 304 116 3,538	1,390 711 950 425 241 347 102 4,166	1,463 685 864 442 226 411 113 4,204	1,082 497 678 322 165 367 93 3,204	1,309 586 1,008 366 182 459 111 4,021	925 340 677 223 99 273 59 2,596	647 267 521 151 81 195 43 1,905	586 206 414 125 81 127 36 1,575
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	138 155 68 72 235 69 139 60 74 54 33 108 65 1,270	214 255 106 107 346 98 235 58 121 98 71 154 84 1,947	999 1,148 462 396 1,322 410 799 263 523 234 231 535 305 7,627	1,170 1,438 510 419 1,758 543 923 361 570 229 217 628 299 9,065	1,359 1,607 563 427 1,812 545 977 426 588 256 230 612 290 9,692	1,026 1,222 378 341 1,295 411 719 320 388 219 177 442 223 7,161	1,411 1,723 589 420 1,914 576 1,050 350 559 298 247 630 320 10,087	1,076 1,286 405 319 1,396 355 721 230 381 202 156 420 201 7,148	823 976 332 226 1,043 263 526 134 246 140 113 274 134 5,230	680 907 264 134 794 187 414 97 178 94 78 240 120 4,187
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	127 60 72 114 239 88	173 190 310 401 212 80 137 192 399 117 86 61 143 299 231 60 3,091	668 663 1,211 1,505 1,147 339 494 774 1,448 631 329 249 530 1,114 975 253 12,330	794 837 1,425 1,955 1,537 443 575 899 1,863 675 376 260 681 1,414 1,302 273 15,309	860 898 1,544 2,061 1,535 484 630 950 1,735 611 378 323 732 1,601 1,403 263 16,008	688 636 1,093 1,467 1,050 313 462 748 1,398 466 238 534 1,074 1,040 188 11,661	876 849 1,650 2,034 1,324 340 559 974 1,962 669 420 383 709 1,420 1,221 237 15,627	632 633 1,162 1,321 850 253 391 652 1,432 432 253 231 473 962 778 156 10,611	533 477 957 1,048 652 189 307 464 1,132 288 170 161 360 790 590 129 8,247	454 438 737 887 501 142 256 342 825 242 133 131 346 686 462 61 6,643
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	242 159 154 73 152 115 145 103 67 42 65 1,317	309 222 199 105 175 152 181 116 82 55 73 1,669	1,319 875 801 404 780 653 796 404 312 294 338 6,976	1,669 1,130 1,093 412 1,056 743 947 474 356 357 379 8,616	1,696 1,173 1,239 422 1,212 769 963 516 345 316 359 9,010	1,178 862 827 338 844 524 636 365 285 250 248 6,357	1,566 1,010 1,092 360 1,075 629 798 533 286 274 250 7,873	923 647 718 243 728 382 540 327 187 184 185 5,064	727 431 609 180 493 318 432 229 143 144 132 3,838	536 414 529 143 396 248 384 180 99 128 111 3,168

_										
80 ريا	20 万円	1,000万円以下	1,200万円 以 下	1,500万円以下	2,000万円 以 下	3,000万円以下	5,000万円以下	5,000万円 超	計	区分署名
6	人 387 375 152 914	人 455 456 183 1,094	人 249 269 77 595	人 251 288 77 616	人 188 227 72 487	人 131 128 51 310	人 74 71 32 177	人 22 22 22 6 50	人 9,223 9,420 4,658 23,301	鳥
	425 151 302 96 46 88 30 1,138	492 156 348 99 67 94 36 1,292	313 85 209 51 24 51 20 753	295 71 169 55 27 52 21 690	235 69 161 43 15 34 16 573	171 46 101 35 23 27 7 410	96 29 61 27 18 12 4 247	24 6 18 5 1 7 3 64	10,958 4,789 7,693 2,975 1,602 2,978 863 31,858	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
	543 695 175 111 605 170 291 78 118 71 48 166 63 3,134	776 934 172 138 742 189 298 79 155 62 48 189 69 3,851	480 636 105 81 438 99 169 49 73 40 15 95 49 2,329	479 533 77 83 401 83 138 49 71 38 10 88 30 2,080	409 440 48 71 358 82 144 45 70 33 18 54 29	320 291 49 63 210 56 88 28 59 21 18 59 25 1,287	180 188 24 37 134 38 55 21 28 9 2 16 11 743	96 78 14 14 56 9 12 5 14 2 3 5 2 310	12,179 14,512 4,341 3,459 14,859 4,183 7,698 2,653 4,216 2,100 1,715 4,715 2,319 78,949	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	391 344 627 673 356 104 168 261 678 161 84 82 252 489 366 63 5,099	526 487 923 926 476 120 177 261 888 202 113 59 339 703 501 75 6,776	379 297 593 559 262 67 84 172 480 107 32 31 207 402 267 31 3,970	348 316 570 470 239 57 103 117 462 125 34 27 182 358 222 30 3,660	348 228 529 367 203 48 70 116 412 106 35 27 112 319 178 10 3,108	214 161 372 249 159 45 58 107 264 78 33 22 81 217 119 15 2,194	133 96 206 125 79 13 38 62 186 36 19 10 55 128 64 7 1,257	66 27 94 64 33 5 9 16 79 13 6 1 19 51 39 4 526	8,184 7,692 14,178 16,399 10,742 3,102 4,590 7,221 15,882 5,047 2,828 2,367 5,845 12,251 9,925 1,917 128,170	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計
	417 298 396 75 269 161 240 106 74 87 59 2,182	476 423 453 87 408 187 292 138 51 83 64 2,662	308 292 239 50 184 109 145 79 39 51 36 1,532	285 244 183 38 183 95 146 69 34 56 34 1,367	262 214 201 43 181 75 131 68 38 40 28 1,281	173 136 110 34 120 69 91 54 17 31 16 851	96 89 57 25 69 38 66 26 18 12 6 502	38 21 27 1 17 9 12 5 4 7 1 142	12,220 8,640 8,927 3,033 8,342 5,276 6,945 3,792 2,437 2,411 2,384 64,407	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計

(3) 税務署別人員(その3 合計)

		('C () 3			a=a = =		400			
			150 万 円				400 万 円			700 万 円
署名	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下	以下
鳥 取米 子倉 吉鳥取県計	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	296	421	1,372	1,603	1,660	1,270	1,856	1,125	822	607
	328	510	1,465	1,781	1,776	1,354	1,818	1,155	782	617
	181	318	844	934	887	725	1,055	531	373	305
	805	1,249	3,681	4,318	4,323	3,349	4,729	2,811	1,977	1,529
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	309	489	1,531	1,944	1,954	1,609	2,150	1,446	923	754
	164	262	834	956	905	728	933	541	370	287
	254	381	1,147	1,329	1,294	1,119	1,723	1,125	743	541
	88	178	519	586	615	474	613	350	228	169
	62	101	290	338	315	258	325	190	134	104
	80	118	423	487	574	537	776	460	273	178
	29	54	172	169	186	175	207	108	84	55
	986	1,583	4,916	5,809	5,843	4,900	6,727	4,220	2,755	2,088
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	339 304 115 133 436 119 223 117 147 74 61 157 91 2,316	449 480 188 200 661 185 368 116 209 134 101 237 121 3,449	1,554 1,654 651 626 1,884 606 1,061 378 704 315 285 710 392 10,820	1,727 2,019 724 667 2,462 779 1,271 511 763 323 297 838 380 12,761	1,984 2,233 798 670 2,500 788 1,288 567 806 357 305 814 384 13,494	1,490 1,749 652 585 1,955 630 1,009 445 569 306 252 620 325 10,587	2,060 2,506 915 767 2,828 895 1,473 564 842 439 353 920 468 15,030	1,436 1,700 609 495 1,898 529 956 351 531 266 197 560 285 9,813	1,014 1,171 436 304 1,266 349 636 197 332 170 144 371 188 6,578	788 1,037 329 177 921 227 475 118 222 108 89 291 147 4,929
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	281	412	1,091	1,206	1,217	976	1,282	854	644	525
	209	333	963	1,182	1,255	945	1,288	875	598	500
	340	585	1,773	1,948	2,130	1,581	2,329	1,535	1,126	835
	487	698	2,192	2,715	2,973	2,361	3,407	2,081	1,432	1,096
	266	427	1,610	2,020	2,070	1,541	2,042	1,245	867	622
	104	173	533	644	700	476	609	411	258	201
	133	233	661	788	842	668	834	543	393	307
	211	375	1,141	1,250	1,360	1,115	1,478	947	635	419
	555	824	2,173	2,702	2,503	2,098	2,882	1,892	1,387	951
	173	255	870	917	845	698	969	606	378	280
	98	147	446	481	512	362	596	369	228	167
	99	86	317	352	413	311	506	297	197	162
	162	229	697	884	927	734	1,064	700	489	406
	353	507	1,543	1,923	2,144	1,574	2,238	1,449	1,028	818
	271	391	1,340	1,694	1,842	1,475	1,848	1,139	767	566
	82	96	314	383	357	273	378	243	176	88
	3,824	5,771	17,664	21,089	22,090	17,188	23,750	15,186	10,603	7,943
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	432	593	1,864	2,250	2,309	1,730	2,355	1,354	949	655
	285	429	1,333	1,658	1,651	1,353	1,691	1,008	620	536
	236	340	1,095	1,386	1,541	1,118	1,568	1,030	784	610
	113	185	568	625	635	554	649	386	273	189
	290	361	1,200	1,549	1,683	1,300	1,723	1,135	718	536
	188	286	895	993	1,067	766	1,003	636	429	320
	248	328	1,116	1,344	1,391	1,043	1,423	842	633	497
	156	205	573	698	772	584	854	512	315	233
	105	147	467	530	504	438	538	342	218	146
	83	114	444	516	453	367	466	305	193	160
	92	112	440	466	457	347	385	266	177	128
	2,228	3,100	9,995	12,015	12,463	9,600	12,655	7,816	5,309	4,010

ſ	800 万 円	1,000万円	1,200万円	1,500万円	2,000万円	3,000万円	5,000万円	5,000万円		区分
	800 ガ Fi 以 下	1,000万円 以 下	以 下	以 下	2,000万円以下	以 下	以 下	超	計	署名
	人 453 449 188 1,090	人 519 545 236 1,300	人 291 313 93 697	人 278 333 91 702	人 226 261 77 564	人 157 162 57 376	人 89 94 39 222	人 31 27 10 68	人 13,076 13,770 6,944 33,790	鳥 取 米 子 倉 鳥 取 県 計
	525 187 387 116 63 117 51 1,446	609 182 423 116 87 117 52 1,586	358 108 254 61 32 63 23 899	333 82 195 67 35 57 25 794	263 87 183 54 24 40 20 671	199 56 121 43 28 33 10 490	118 43 78 37 21 18 6	31 11 22 14 3 9 3	15,545 6,736 11,319 4,328 2,410 4,360 1,429 46,127	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
	608 761 225 136 669 197 320 99 151 90 52 214 86 3,608	842 1,002 217 176 810 229 342 109 188 72 53 219 80 4,339	518 669 124 88 462 104 186 69 81 47 20 108 53 2,529	523 559 94 90 433 94 146 67 78 42 14 94 34 2,268	453 483 62 84 410 91 158 52 86 39 19 66 33 2,036	364 321 63 73 250 71 106 36 67 25 20 68 27	208 215 27 44 157 42 68 25 31 16 8 21 16 878	104 83 17 19 61 13 23 6 16 2 5 9 3	16,461 18,946 6,246 5,334 20,063 5,948 10,109 3,827 5,823 2,825 2,275 6,317 3,113 107,287	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
	440 394 686 779 430 128 196 308 776 178 111 91 285 578 428 88 5,896	594 517 997 1,015 567 150 217 302 969 229 130 69 384 773 558 93 7,564	409 314 616 605 295 78 105 197 532 120 41 39 217 437 293 34 4,332	398 342 614 516 283 64 121 137 499 133 37 32 199 391 241 33 4,040	417 262 591 405 243 57 82 133 462 114 42 30 127 362 209 14 3,550	282 190 427 287 196 47 69 130 313 92 43 28 98 252 138 23 2,615	193 120 252 160 117 18 43 80 234 45 27 12 63 148 82 12 1,606	95 41 114 83 53 6 12 32 99 18 8 1 27 66 53 7	11,316 10,328 18,479 23,292 14,894 4,657 6,247 10,250 21,851 6,920 3,845 3,042 7,692 16,584 13,335 2,694 175,426	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島東南西北 原原道山中次原条市田田計
	480 389 454 106 328 200 304 128 108 104 71 2,672	541 500 518 110 476 227 355 168 77 105 84 3,161	337 334 264 62 216 126 169 92 50 60 40 1,750	331 282 206 46 216 116 174 76 44 66 43 1,600	319 243 222 51 216 95 156 82 47 48 36 1,515	223 166 132 37 149 99 108 61 27 38 25 1,065	133 114 71 30 90 49 74 30 21 20 10 642	51 27 29 3 32 16 19 10 5 17 3 212	16,906 12,619 11,604 4,622 12,218 7,511 10,224 5,549 3,814 3,559 3,182 91,808	下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計
	14,712	17,950	10,207	9,404	8,336	6,037	3,669	1,449	454,438	全 管 計

2 - 3 所得種類別状況

(1) 所得種類別内訳

	X			人	, j		所 得	 金 額	申告納税額
		71		主たるもの		5 もの	। । । । । । । । । । । ।	並一部	(主たるもの)
	_			人	外	人	外	千円	千円
車	営 対	美等 所	得	122,499	2,764	15,961	2,601,785	465,527,604	32,164,192
事業	農	業所	得	5,750	7,751	30,354	2,523,687	24,918,823	626,399
		計		128,249	10,515	46,315	5,125,472	490,446,427	32,790,591
利	子	所	得	39	-	517	-	290,395	7,654
配	当	所	得	346	-	17,793	-	16,843,049	585,645
不	動	産 所	得	46,217	2,628	86,175	1,439,210	268,955,332	17,541,518
給	与	所	得	184,077	-	49,041	-	1,014,710,755	31,363,291
総	合 譲	譲渡 所	得	173	1,056	1,269	785,395	2,141,413	291,322
_	時	所	得	4,055	-	22,301	-	27,525,683	1,505,270
雑		所	得	82,272	-	98,315	-	225,789,335	3,493,138
(担	員益通算	による差額	額)	-	-	-	8,117,496	4,265,200	-
	合	計		445,428	14,199	321,726	15,467,573	2,050,967,588	87,578,429
分	離短其	阴譲渡所	f得	82	91	313	-	910,209	155,019
分	離長期	阴譲渡所	f得	8,231	139	2,685	-	116,282,790	19,413,169
株:	式等の	譲渡等所	斤得	330	-	614	-	10,031,134	1,863,381
山	林	所	得	66	7	206	-	433,723	
退	職	所	得		-	577	-	4,632,113	
									·
	総	計		454,438	14,436	326,121	15,467,573	2,183,257,557	109,111,171

調査対象 平成13年分の申告所得税の納税者

調査時点 平成14年3月31日

(注) 1 1人で2以上の種類の所得を併有する場合は、各種類の所得のうち最も大きいものを「主たるもの」欄に、その他のものを「従たるもの」欄に、それぞれ該当する種類ごとに1人として掲げた。

なお、「所得金額」は「主たるもの」及び「従たるもの」の区分することなく、各種類ごとの金額の合計を掲げた。

- 2 外書は、損失額のあるものの人員及びその損失額である。
- 3 所得金額は、特後所得(青色事業専従者控除等青色申告の特典の金額又は 事業専従者控除額を控除した後の所得金額をいう。)で示している。

(2) 人員の累年比較

<u>(2))(5,0)</u>	71 VUTA					
X	分	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
		人	人	人	人	人
★ 営業等	等 所 得	205,346	130,544	164,342	150,401	138,460
事」是業業	所 得	50,148	37,582	40,292	34,886	36,104
1 (;	計	255,494	168,126	204,634	185,287	174,564
利 子	所 得	757	640	659	662	556
配当	所 得	24,003	20,430	19,221	20,319	18,139
不 動 産	所 得	146,727	125,341	138,756	136,481	132,392
給 与	所 得	274,373	230,078	243,776	238,657	233,118
総合譲渡	度 所 得	1,550	1,055	1,144	960	1,442
一時	所 得	30,343	32,320	30,575	24,058	26,356
雑 所	得	190,398	145,981	187,591	184,023	180,587
分離短期調	譲渡 所 得	485	359	390	380	395
分離長期調	譲渡所得	16,176	13,448	12,650	12,358	10,916
株式等の譲	渡等所得	1,475	1,210	1,651	1,261	944
山 林	所 得	722	363	414	331	272
退職	所 得	292	370	676	650	878
合	計	942,795	739,721	842,137	805,427	780,559

(注) 人員は、「主たるもの」と「従たるもの」との合計人員によった。

(3) 所得金額の累年比較

区分	9 年	10 年	11 年	12 年	13 年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
葉 営 業 等 所 得	635,995	473,933	511,304	490,868	465,528
事農業所得	31,558	32,029	29,052	23,939	24,919
	667,553	505,962	540,356	514,807	490,446
利 子 所 得	470	402	420	386	290
配当所得	18,826	15,859	14,280	17,187	16,843
不動産所得	277,060	254,993	268,331	271,383	268,955
給 与 所 得	1,199,089	1,108,728	1,043,702	1,037,105	1,014,711
総合譲渡所得	2,213	1,332	1,474	1,147	2,141
一 時 所 得	25,901	31,965	27,135	23,327	27,526
雑 所 得	240,650	185,723	238,015	235,045	225,789
損益通算による差額分	1,187	1,160	1,192	1,461	4,265
分離短期譲渡所得	1,252	806	1,034	865	910
分離長期譲渡所得	199,792	164,958	145,278	142,371	116,283
株式等の譲渡等所得	10,913	8,646	15,795	11,467	10,031
山 林 所 得	1,055	493	553	568	434
退 職 所 得	1,696	2,035	3,833	3,582	4,632
合 計	2,647,656	2,283,064	2,301,396	2,260,700	2,183,258

(4) 業種別内訳

(4)	ま 性が	<u>//18</u>												
	X		分		人			員		所	得	金	額	申告納税額
					主たるもの		た	る	もの					(主たるもの)
					人	外			人	外			千円	千円
営	業等	所	得											
畜	産	水		業	3,770		131		753	64,	422	14,3	320,086	787,433
医	療	保	健	業	5,146		40	İ	367	85,	090	88,3	301,692	13,027,989
弁	護士、稅	短士.		等	1,753		102		462	53,	621	17,4	148,148	1,630,483
そ		也 σ)庶	業	19,350		313		4,163	151,	605	55,5	76,290	2,289,182
各	種商			業	15		-		2		-		56,141	4,547
飲	食料	. 品	小売:	業	4,431		313		1,014	286,	801	12,3	389,928	564,395
繊	維、身を	まわじ)品小売		1,326		91		173	97,	243	3,5	503,885	178,154
家	具	小		業	84		12		16	21,	402	2	265,599	9,270
	貨類、			売	3,409		182		497	182,	347	11,3	346,585	596,133
機			小売	業	1,880		57		165	39,	533	5,6	63,532	234,569
そ	の他		小,売:	業	1,948		171		1,021	126,	575	6,3	323,126	336,690
料	理	飲	食	業	11,318		313	i	934	383,	366	25,7	733,786	1,115,151
卸		売		業	2,378		90		275	138,	123	8,2	218,621	504,616
製	造	小	売	業	2,263		47		163	40,	781	7,4	199,421	381,060
製	造	卸	売	業	2,242		65		238	97,	576	7,4	159,592	381,116
受	託	加	I	業	3,969		66		429	108,	711	12,5	508,837	609,452
修		理		業	3,541		35		232	30,	486	11,7	763,283	535,491
サ	_	ビ	ス	業	14,142		257		1,107	289,	408	37,9	32,437	1,912,466
建		設		業	29,650		128		977	143,	711	107,1	192,879	5,301,171
そ	の 1	也 σ)営	業	9,884		351		2,973	260,	983	32,0)23,736	1,764,825
	ì		È	+	122,499	2	,764		15,961	2,601,	785	465,5	527,604	32,164,192

⁽注)「(1)所得種類別内訳」の営業等所得について、業種別の内訳を示したものである。

- 「その他の小売業」には、燃料、化学薬品類、古物、花、植木、みやげ物、た 用語の説明 1 ばこ小売業等が含まれる。
 - 2 「その他の営業」には、運送業、金融業、不動産業、林業、鉱業、保険代理業 等が含まれる。

 - 「畜産、水産業」には、畜産業、漁業、水産養殖業が含まれる。 「医療保健業」には、病院、診療医、療術師(はり師、きゅう師、あんま、指 圧師等)、獣医、助産婦、歯科技工師等が含まれる。
 - 5 「弁護士、税理士、建築士等」には、弁理士、公証人、司法書士、行政書士、 公認会計士、土地家屋調査士、不動産鑑定士等が含まれる。
 - 6 「その他」には、文筆家、作詞家、作曲家、美術家、工芸家、芸能関係者、職 業選手、棋士、外交官、諸教授、学校経営、速記者、技能工、職人、ホステス、 易者等が含まれる。

3 源泉所得税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年分の源泉所得税の課税状況を示したものである。 課税状況は、全数調査又は標本調査により調査、集計したものであり、巨視的な角度から源泉 所得税の課税の全容を捕えたものである。

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
源泉、徴、収、税、率	į
1 利子所得(源泉分離課税)	15%
2 配当所得	!
(1) 株式等 総合課税分	20%
源泉分離選択課税分	35%
確定申告不要分	20%
(2) 証券投資信託(特定株式投資信託を除く。)の収益の分配(源泉分離課税)	15%
`´(注) 特定株式投資信託の収益の分配は、20%の税率が適用され、総合課税の対象となる。 3 割引債の償還差益(源泉分離課税)	16• 18%
3 割引員の資恩を皿(<i>原</i> 水力解除代) 4 上場株式等の譲渡所得等(源泉分離課税)	20%
5 給与所得「給与所得の源泉徴収税額表」に定める額	(略)
(1) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出した場合 「退職所得の源泉徴収税額の速算表」	/ 四 夕 入
・返職所得の派衆国収税額の述算表」 (2) 「退職所得の受給に関する申告書」を提出していない場合	(略) 20%
7 報酬・料金等	20/0
(1) 原稿料等(所得税法第204条第 1 項第 1 号)	
弁護士、税理士等(同第2号) 1回の支払金額100万円までの部分 1回りを100万円までの部分 1回りを100万円までの表面100万円までのの部分 1回りを100万円までのまでの部分 1回りを100万円までのまでの部分 1回りを100万円までのまでの部分 1回りを100万円までのまでのまでのまでのまでのまでのまでのまでのまでのまでのまでのまでのまでのま	10%
職業野球選手、騎手等(同第4号)	20%
契約金(同第7号)	20%
(2) 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士(同第2号) = 1回の支払金額1万円を超える額/	1
職業拳闘家(同第4号) = 1回の支払金額5万円を超える額	
外交員、集主人、電力量計の検針人(同第4号) = 月中の支払金額12万円を超える額 バー、キャバレーのホステス等(同第6号) = (5千円×日数)を超える額	10%
広告宣伝の賞金(同第8号) = 1回の支払金額50万円を超える額	
競馬の馬主が受ける賞金(同第8号) =(賞金額の20%+60万円)を超える額	
(3) 診療報酬(同第3号) = 月分の支払金額20万円を超える額	10%
(4) 芸能法人(所得税法第174条) 8 公的年金等(所得税法第203条の2) = ((公的年金等の支給額) - (控除額))	10% 10%
9 生命保険契約等に基づく年金(所得税法第207条)	10/0
(支払う年金の額 - その年金の額に対応する保険料又は掛金の額)で25万円を超えるもの	10%

(1) 利子所得等の課税状況

	<i>,</i> 1337/11					課	!	税	,		分		非	課
	X		分		支	払	金	額	源	泉	徴収	税額	老人等非課稅 蓄非課稅分	
								千円				千円		千円
平	成	9	年	分			5,847	-				13,427	1	910,618
		10				33	34,420	0,652			50,16	63,043	83,	286,314
		11				29	92,90	5,466			43,82	21,467	82,	720,566
		12				1,46	34,263	3,808			218,88	30,749	541,	988,586
		13				1,94	l5,87′	1,870			290,79	98,236	615,	124,001
公				債			628	8,819			!	94,826		113,484
社				債			3,32	1,203			4	96,852		90,714
預	(郵	便	貯	金		1,86	63,07	3,295			278,3	89,318	601,	112,879
貯	銀	行	預	金		4	49,74	8,388			7,4	72,208	7,	584,988
	銀行以外	の金融	機関の乳	頁金利子			18,40°	7,798			2,7	43,008	5,	630,969
金	し勤 務	先 預	金の	利 子			4,15	9,652			6	21,868		29,751
合	同運用信	託の	収益の	り分配			2,23	5,760			3	35,364		561,216
公	社債運用	信託の) 収益(の分配			1	1,756				1,822		-
	小		計			1,94	41,58	6,671			290,1	55,266	615,	124,001
定	期積金の	給付	補てん	υ金等			4,21	7,978			6	32,275		-
匿 の	名 組 合 契 分 配 、 生	約 等 に : 命 保	174 .5	く 利 益 の 差 益			6	7,221				10,695		-
割	引債	の償	遺還	差益				-				-		-
		計				1,94	5,87	1,870			290,79	98,236	615,	124,001

調査対象 平成13年2月から平成14年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収 高計算書」に基づいて作成した。

- (注) 1 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分」は、所得税法第9条の2(老人等の郵便貯金の利子所得の非課税)のほか、第10条(老人等の少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(老人等の少額公債の利子の非課税)、第4条の2(勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税)及び第4条の3(勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分である。
 - 2 「その他の非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)のほか、 租税特別措置法第5条(納税準備預金の利子の非課税)及び第8条(金融機関等の受ける利子 所得に対する源泉徴収の不適用)等に規定する非課税分である。

(2) 配当所得の課税状況

<u>(-) H</u>														
	X	☑ 分		_	fi	段	課	Ŧ	兑 分	非	課	税	分	
	<u>Б</u> Л			人	員	支払	(金	額	源泉徴収税額	人	員	支 払	金額	
						人			千円	千円		人		千円
平	成	9	年	分		-	109,	411,	384	21,868,014		-	9,7	94,967
		10				-	106,	450,	792	21,282,489		-	8,0	58,139
		11				-	100,	429,	122	20,033,284		-	8,0	02,334
		12				-	111,	161,	270	22,188,457		-	11,2	18,508
		13				-	110,	343,	129	22,060,088		-	14,4	50,564
利 益 又 の 分 配		の配 金利原		剰余金	2,462	2,555	110,1	172,4	125	22,034,485	1	0,459	14,45	50,423
公募私募	証券投資	資信託の	り収益の	D分配等		-	1	170,7	704	25,603		-		141
		計				-	110,3	343,1	29	22,060,088		-	14,45	0,564

調査対象 配当等の支払者から平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計表(配当等の支払 調書)」及び平成13年2月から平成14年1月までに提出された「配当等の所得税徴収高計算書」 に基づいて作成した。

- (注) 1 この表の「人員」に関する部分は、標本調査に基づく推計値である。
 - 2 「非課税分」は、所得税法第11条(公共法人等及び公益信託に係る非課税)に規定する非課税分である。
 - 3 「一般課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税 は個人のみが適用を認められている。

税 分	合	計	
その他非課税分支払金額	支 払 金 額	源泉徴収税額	区 分
千円	千円	千円	
132,605,390	646,363,095	62,313,427	平 成 9 年 分
130,786,761	548,493,727	50,163,043	10
111,313,682	486,939,714	43,821,467	11
97,281,015	2,103,533,409	218,880,749	12
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	13
5,822,125	6,564,428	94,826	公債
30,274,154	33,686,071	496,852	社 債
9,017,169	2,473,203,343	278,389,318	郵 便 貯 金)預
12,001,494	69,334,870	7,472,208	銀行預金貯
20,710,286	44,749,053	2,743,008	銀行以外の金融機関の預金利子
-	4,189,403	621,868	勤 務 先 預 金 の 利 子 金
205,926	3,002,902	335,364	合同運用信託の収益の分配
-	11,756	1,822	公社債運用信託の収益の分配
78,031,154	2,634,741,826	290,155,266	小計
37,619	4,255,597	632,275	定期積金の給付補てん金等
-	67,221	10,695	匿 名 組 合 契 約 等 に 基 づ く 利 益の 分 配 、 生 命 保 険 等 の 差 益
-	-	-	割引債の償還差益
78,068,773	2,639,064,644	290,798,236	計

- 3 「課税分」には、個人のほか、法人の受取分も含まれている。なお、源泉分離選択課税は個人の みが適用を認められている。
- 4 「割引債の償還差益」の「支払金額」及び「源泉徴収税額」は、租税特別措置法第41条の12(償 還差益に対する分離課税等)に規定する課税分であり、個人のほか、法人の受取分も含まれている。
- 5 「老人等非課税・財形貯蓄非課税分支払金額」には、昭和63年3月31日以前の制度下における所得税法第10条(少額預金の利子所得等の非課税)、租税特別措置法第4条(少額公債の利子の非課税)及び第4条の2(勤労者財産形成貯蓄の利子所得等の非課税)に規定する非課税分が含まれているものがある。

源 泉	分離	(選択)課	税適用分	合	計	X		分	
人	員	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額			71	
	人	千円	千円	千円	千円				
	-	980,145	343,051	120,186,496	22,211,065	平 成	9	年	分
	-	955,642	334,475	115,464,573	21,616,964		10		
	-	1,317,282	461,049	109,748,738	20,494,333		11		
	-	1,605,054	561,769	123,984,832	22,750,226		12		
	-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273		13		
3	3,978	1,281,831	448,641	125,904,679	22,483,126		息の配 基金利原		
	-	23,641	3,544	194,486	29,147	公募私募証券	役資信託 <i>0</i>	V収益	の分配等
	-	1,305,472	452,185	126,099,165	22,512,273		計		

用語の説明 法定資料とは、所得税法の規定により、税務署長に対してその提出を義務付けられている 資料をいい、原則として翌年1月31日までに提出することになっている。法定資料の種類は 多数にのぼっており、例えば次のようなものが挙げられる。 利子等の支払調書 配当、 剰余金の分配及び基金利息の支払調書 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 給与 所得の源泉徴収票 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書 (3) 給与所得、退職所得の課税状況

(0)	וניו ווור איי	75-14W171 1/3 42 H	/N 170 17 177 0				
	X	\triangle	官	公	庁	そ	の
)J	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額	人 員	支 払 金 額
				. 千円	千円	人	. 千円
4A I	「俸給、	給料、賞	与 631,166	2,331,345,007	103,814,081	3,879,031	10,705,466,570
給与、 所得	日 雇 労	働者の賃	金 -	12,584,611	291,522	-	160,405,980
<i>[[</i>]]	l	計	-	2,343,929,618	104,105,603	-	10,865,872,550
退	職	所	得 11,809	220,933,182	5,601,084	74,809	510,300,203
災害洞	気法により	徴収猶予したも	ග -	-	-	-	-

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料合計表 (給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票)」及び平成13年2月から平成14年1月ま でに提出された「給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

(注) この表の「人員」に関する部分は標本調査に基づく推計値である。

(4) 給与所得、退職所得の課税状況の累年比較

(4)	加一切用于、	吃物川寸		沈仏ルの糸牛	レレキス						
				給	与		所			得	
	区分	官	1	广	そ	0	他			合	計
		支払金	額	源泉徴収税額	支 払 金	額	源泉徴収税額	支	払	金 額	源泉徴収税額
			千円	千円	-	千円	千円			千円	千円
給	平成9年分	2,527,02	9,485	117,353,514	13,162,470,	953	491,418,414	15,	689,	500,438	608,771,928
与	10	2,512,92	4,873	104,663,990	11,280,211,	086	377,801,990	13,	793,	135,959	482,465,980
	11	2,295,93	7,338	98,241,560	11,554,538,	837	376,658,215	13,	850,	476,175	474,899,775
所	12	2,316,98	3,631	93,964,687	11,231,279,	358	367,508,380	13,	548,	262,989	461,473,067
得	13	2,343,92	9,618	104,105,603	10,865,872,	550	349,016,888	13,	209,	802,169	453,122,491
退	平成9年分	208,41	3,369	4,590,861	434,576,	468	7,280,950		642,	994,837	11,871,811
職	10	202,28	5,660	4,479,461	420,653,	055	7,098,984		622,	938,715	11,578,445
	11	189,45	7,118	4,263,569	431,737,	977	8,091,137		621,	195,095	12,354,706
所	12	195,53	2,937	4,357,452	377,628,	883	6,314,652		573,	161,820	10,672,104
得	13	220,93	3,182	5,601,084	510,300,	203	8,624,128		731,	233,385	14,225,212

(注) 「(3)給与所得、退職所得の課税状況」の累年比較を示したものである。

(5) 上場株式等の譲渡所得等の課税状況

(3)	上がかれた	1 0 1 HX // X / / / N		(176-1777)												
	区		分		譲	渡	利	益	金	額	源	泉	徴	収	税	額
										千円						千円
平	成	9	年	分				26	,405	,660				5	5,281	, 132
		10						21	,438	,885				4	1,287	,777
		11						92	, 209	,125				18	3,441	,825
		12						101	,613	,930				20	322,	786
		13						37	, 852	,605				7	7,570	,521
信	用	取	引	等				3	,874	,015					774	1,803
転	換	社	債	等					618	,735					123	3,747
そ	の他	上 場	株	式 等				33	, 359	,855				(6,671	,971
		計						37	, 852	,605				7	7,570	,521

調査対象 平成13年2月から平成14年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の譲渡利益金額の所得税徴収高計算書」に基づいて作成した。

他		合	it .	X	分
源泉徴収税額	人員	支 払 金 額	源泉徴収税額	ک	71
千円	人	千円	千円		
347,188,362	4,510,197	13,036,811,577	451,002,443	俸給、給	料、賞与)。
1,828,526	-	172,990,592	2,120,048	日雇労働	者の賃金 給与
349,016,888	-	13,209,802,169	453,122,491	į	† J 7/19
8,624,128	86,618	731,233,385	14,225,212	退職	所 得
-	-	-	-	災害減免法に	より徴収猶予したもの

用語の説明 「徴収猶予」とは、通常の法定期限に徴収しないで一定の期間徴収手続きを猶予すること。したがって、一定の期間、法定の納期限を延長するいわゆる延納制度とは異なるものである。

(6) 報酬、料金等の課税状況

(6)	翋酬、科金寺	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・							
		X	分		人	員	支 払	金 額	源泉徴収税額
						人		千円	千円
平	成	9	年	分	836	673	649,	582,731	40,498,191
		10			820	913	613,	673,386	36,490,464
		11			784	654	581,	744,493	36,084,563
		12			766	465	533,	550,080	35,288,774
		13			1,160	897	568,	094,523	33,939,591
法	₍ 原稿料、作	曲料、放送謝	金等の報酬	又は料金	260	, 956	18,	651,450	2,117,801
	弁護士、	税 理 士 等	の報酬又	は 料 金	375	,864	86,	485,666	9,319,510
第	診	察	報	酬	7	, 385	149,	453,876	13,473,932
204	職業野球の	選手、騎手、外	交員等の報酬	州又は料金	89	,030	76,	960,711	4,612,952
条	芸能等に	ついての出演	等の報酬	又は料金	9	, 226	5,	616,956	562,764
該	バー、キャ	バレーのホスラ	F ス 等 の 報 酬	又は料金	22	,688	17,	719,481	1,113,429
	契 約	金	· 賞	金	2	,530	2,	169,539	214,868
当	(小	計		767	,679	357,	057,679	31,415,256
法第2	203条の2該当	公 的	年 3	金等	160	, 334	117,	601,764	1,319,091
法 第	207条該当	生命保険契	約等に基	づく年金	229	,739	84,	394,036	315,878
法 第	174 条 該 当	芸能人の役務提	供法人等の報	酬又は料金	3	, 145	9,	041,044	889,366
		計			1,160	897	568,	094,523	33,939,591
災	害 減 免 法	により徴収	び猶 予 し	たもの		-		-	-

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計 表」に基づいて作成した。

調査方法標本調査

(7) 非居住者等所得の課税状況

(I)		<u> </u>	<u>ग।</u>	<u>/। जि</u>	ノ市木作兀へ	ND										
										支		払	金		預	
		X		分			人	員	課	税	分	非課税免額	说 分	総	額	源泉徴収税額
								人			千円		千円		千円	千円
公礼	社債.	、預	貯	金の	利子	等		-	2,	615,	595		-	2,6	615,595	302,004
	き又は			- <u>-</u>	般	分		7,510	4,	122,	057					615,023
	己当、 D分配			源 泉 課 税	分離選 過期	₹択 分		-			-					-
金禾	削息の	分配	! (-	計			7,510	4,	122,	057	432	2,459	4,5	554,516	615,023
匿名	組合	契約に	基	づく収	は益の分	配		-			-		-		-	-
給	与	•		賞	与	等		1,821	2,	122,	931	1,97	6,561	4,0	099,492	356,300
退		職		所		得		34		65,	763	!	9,353		75,116	13,095
役	矜	i	の	į	報	酬		1,810	6,	144,	830	35	7,082	6,5	501,912	1,091,522
					する権利 こよる対			97	2,	051,	183		-	2,0	051,183	257,736
著作	権の使	用料又	はそ	の譲渡	によるタ	付価		10		121,	872		-	1	121,872	24,377
貸	付	金		の	利	子		8		18,	081		-		18,081	3,400
					権の設定よる 所			75		135,	555	,	1,262	1	136,817	26,109
機	械	等	の	使	用	料		-			-		-		-	-
土坩	池等	の譲	渡	にょ	る対	価		44		363,	221		-	3	363,221	36,358
人自	的役	務 提	供	事 業	の対	価		75		103,	194		-	1	103,194	20,643
生命	6保険	契約	等	に基	づく年	金		179		81,	500		-		81,500	2,020
賞						金		-			-		-		-	-
		合		計				-	17,	945,	782	2,776	6,717	20,7	22,499	2,748,587

調査対象 平成13年分の源泉所得税について、平成14年4月30日までに提出された「法定資料の合計 表」に基づいて作成した。

調査方法 「公社債、預貯金の利子等」以外は標本調査

(8) 加算税の状況

区分	不納付加算税	重 加 算 税	計
	∓ F	千円	千円
利 子 所 得 等	16,335	2,450	18,785
配当所得等	11,236	-	11,236
給 与 所 得	695,529	57,666	753,195
退 職 所 得	8,642	-	8,642
報酬・料金等所得	32,776	4,856	37,632
非居住者等所得	25,695	5,100	30,795
合 計	790,213	70,072	860,285

左	の	う	ち	租	税	特.	別才	昔 置	法	又	は	租税	条	約	にょ	り譲	. 税(の軽減を受	けたもの
			X				分				適	用	の	内	容	人	員	支 払 金 額	源泉徴収税額
公	社(債	`	預	貯	金	Ø	利	子	等	租税特の 適	詩別措覧 用 を	置法又 受	くは租けた	税条約		人 -	千円 -	千円 -
利益	益又lä ;	は利	息の	D配 息	当、	剰の	余金(の分 分	配、	基配	租税急	条約の〕	適用を	・受け	たもの	2	, 136	3,526,064	528,920
給	-	与		•		賞		与		等	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
退			聪	È			所			得	租税务	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
役		矜			の			艮							たもの		-	-	-
工業 又	美所有権 は・	を そ	の他 の	の技 譲	術に 渡	関す に	る権 よ	利等(る	の使 対	用料 価	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		19	488,803	83,519
著作	乍権σ) 使	用米	斗又	はそ	· のi	譲渡	によ	るタ	付価	租税急	系約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
貸	1	付		金		の		利		子	租税特 の 適	詩別措覧 用 を	置法又 受	くは租 け た	税条約		-	-	-
不重 機	カ産、: 、 ⋒				寸、 和 章 作	组鉱 ² 寸 は	権のi こ よ	设定》	マは 所	坑空 得	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
機	杻	Ì	等	[の		使	用		料	租税急	系約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
人	的名	役	務	提	供	事	業	の	対	価	租税急	条約の〕	適用を	受け	たもの		-	-	-
賞										金	租税统	条約のi	適用を	受け	たもの		-	-	-
			合				計									2,	155	4,014,867	612,439

(9) 税務署別課税状況

(9)		i者別詸祝尔		14			+0 =11	JL [] /2 +/ //	
署	名	利子所得等	配当所得	株式等の譲 渡 所 得 等	給与所得等	退職所得	報酬・料金 等 所 得	非居住者等 所 得	合 計
		千円	千円	<u>版 </u>	千円	千円	千 / 17 千円	千円	千円
	H								
鳥米	取 子	372,649		184,061	14,981,809	551,247 416,523	1,579,880	87,063	18,172,283
				157,210	11,081,156		330,388	7,607	12,527,043
倉。	吉田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田				4,037,249		127,050	571	4,499,638
馬耳	双県計	851,183	711,990	398,131	30,100,214	1,004,887	2,037,318	95,241	35,198,964
+/\	27	00 707 000	700 070	400 400	40,000,000	4 000 000	0 000 000	00.074	00 500 054
松	汀			193,160	19,869,290	1,008,226	2,026,838	23,074	60,592,351
浜	H			49,020	3,996,080		129,236	5,545	4,535,555
出	雲	205,672		23,440	6,885,831		183,715	10,876	7,690,434
一	田 見 大 田	83,040		9	2,705,679	10,933	99,822	5,056	2,961,870
				-	1,365,671	2,975	37,477	1,048	1,513,292
大	東			-	2,033,041	18,545	56,349	4,831	2,218,466
西	组			-	1,026,505		31,967	1,639	1,128,842
島村	艮県計	37,317,466	1,289,360	265,629	37,882,097	1,268,785	2,565,404	52,069	80,640,810
<u></u>									
岡	山東	78,124,081	1,516,155	2,352,218	32,196,486	1,344,230	1,868,548	114,375	117,516,093
岡	山西	420,603		177,797	18,517,795	567,512	3,874,835	93,194	24,231,476
西	大寺			-	4,244,909		91,569	5,838	4,598,723
児倉玉津玉笠高	Ē			19,734	3,575,236		279,637	3,918	4,151,909
倉	剪	502,973	-	363,254	19,326,414	758,416	755,690	189,327	22,768,153
玉	島			-	3,611,026	58,130	90,980	55	4,064,000
津	Ц		238,383	118,311	7,390,790	150,709	204,471	6,803	8,335,656
玉	野	62,945	113,725	63,466	2,607,864	24,726	191,194	288	3,064,208
笠	X		114,980	34,532	4,588,772	58,022	119,439	14,213	5,126,017
高	粱	80,548	127,861	-	2,148,630	157,619	52,033	4,267	2,570,958
新	見	37,266	23,859	-	1,195,766	21,339	28,592	733	1,307,555
瀬	戸	189,712	111,439	3	4,413,950	46,544	110,370	253	4,872,271
久	世	57,595	61,582	20,130	1,631,890	10,306	61,994	-	1,843,497
	山県計			3,149,445	105,449,528	3,359,567	7,729,352	433,264	204,450,516
広	島東	110,451,865	5,034,908	973,886	55,399,891	2,741,845	4,136,993	1,010,114	179,749,502
広	島南			250	10,789,092	164,074	517,965	50,044	12,965,722
広	島西			372,072	30,316,027	584,731	7,639,412	148,769	41,022,738
広	島北			22,410	11,286,863		304,768	128,377	12,407,851
	呉	412,111	356,571	159,497	14,356,261	461,941	336,567	80,871	16,163,819
竹	原			15,138	2,751,290	40,130	74,942	664	3,092,313
竹三尾	原			95,967	5,470,672	84,542	186,546	67,228	6,170,527
屋	道				6,839,753		232,163	7,645	7,643,645
福	и				24,327,179	493,812			
	4			81,063	5,078,500		218,858	21,159	
Ξ	<u>አ</u>	81,755		28,632	2,481,307	57,355	70,132	1,667	2,769,550
庄	原			12,015	1,573,234		29,235	120	1,733,341
洒	条			41,571	7,891,408		162,727	61,236	8,757,141
I 	日市			56,690	9,143,700			29,844	10,433,218
府三庄西廿海	<u>п</u> н			110	12,972,504		264,150	51,662	15,421,521
吉	Œ		-		1,235,793		31,153	- 31,002	1,373,307
法自	島県計				201,913,474		15,794,365		354,525,049
/2 1	-U >I\ H	111,221,000	11,001,101	2,007,000	201,010,111	0,702,071	10,701,000	1,701,720	001,020,010
下	関	56,559,853	823,315	265,013	13,986,945	377,386	856,677	22,797	72,891,986
下 宇	剖			269,521	11,344,890		288,118	106,810	13,646,405
山					17,032,733		3,142,087	102,902	22,504,968
"	萩	65,749			2,102,011		76,147	7,220	2,333,480
海	<i>*</i> Х			257,228	11,399,915		565,262	48,927	13,865,025
徳 防	床						234,262	2,391	5,376,035
岩	压			154,890	7,866,055		234,202	80,762	9,061,279
1"	光	102,446		154,690	3,532,608		233,976 85,095	312	
長	元門								3,774,245
	井				1,741,529		48,696	1,174	1,935,481
柳厚	好				2,050,897		54,580	2,015	2,348,470
厚山「				1 100 691	2,002,895		228,252		2,364,198
"] 県計	58,158,906	4,876,460	1,199,681	77,777,178	1,889,902	5,813,152	386,293	150,101,572
4	管 計	290,798,236	22,512,273	7,570,521	453,122,491	14,225,212	33,939,591	2,748,587	824,916,911
		•			#53,122,491 居住老等所				

(注)「(1)利子所得等の課税状況」~「(7)非居住者等所得の課税状況」を税務署別に示したものである。

(10) 税務署別源泉徴収義務者数

	的		上場株式譲渡所得	合 与 所 得	報酬・料金等所得	非居住者等所得
鳥 取子言鳥 取県計	件	件	件	件	件	件
	147	276	5	6,355	5,789	19
	163	333	3	6,501	5,931	7
	96	113	1	3,343	3,343	3
	406	722	9	16,199	15,063	29
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	126	387	7	7,253	6,156	11
	86	144	2	3,365	2,722	5
	113	247	1	5,032	4,045	7
	30	117	1	2,102	2,157	6
	23	60	-	1,296	1,195	1
	21	67	-	1,729	1,222	2
	13	18	-	839	417	1
	412	1,040	11	21,616	17,914	33
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	155 148 61 27 171 51 65 27 74 53 13 66 29 940	463 392 79 87 296 67 142 80 89 43 41 73 49	22 6 - 1 8 1 3 2 1 - - 1 1 46	9,427 9,490 2,896 2,777 9,206 2,581 5,051 1,647 2,941 1,310 889 3,053 1,328 52,596	8,863 8,434 2,200 2,492 8,405 2,040 5,242 1,464 2,374 968 881 2,240 1,305 46,908	48 28 9 8 24 2 12 1 10 2 2 3 -
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島県東南西北 原原道山中次原条市田田計	129 55 133 105 79 44 52 80 224 68 25 26 41 105 70 20 1,256	379 215 638 218 207 68 93 173 467 120 72 79 91 177 127 23 3,147	21 2 15 5 5 2 3 3 15 9 2 - 2 5 1	9,074 5,196 11,524 8,823 7,099 2,252 2,819 5,227 12,501 4,030 1,638 1,136 3,403 6,469 4,671 1,081 86,943	8,165 4,707 10,856 7,510 6,662 1,473 2,785 4,358 11,291 3,842 1,054 819 2,714 5,698 3,982 721 76,637	59 17 42 25 22 4 10 16 41 13 5 4 12 19 14
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管調部口 山府国 門井狭計 計	154	386	10	7,564	7,225	14
	85	300	10	5,720	4,694	11
	96	214	3	4,608	3,612	6
	37	48	1	2,099	1,293	2
	65	249	8	5,595	4,458	17
	58	125	4	3,064	2,121	4
	80	111	4	4,300	3,098	21
	37	51	-	2,336	1,620	4
	52	55	1	1,710	1,042	1
	43	56	2	1,612	995	5
	38	36	-	1,247	930	4
	745	1,631	43	39,855	31,088	89

調査時点 平成14年6月30日

用語の説明 源泉徴収義務者とは、所得税を源泉徴収して国に納付する義務のある者をいう。

4法 人 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度についての法人課税状況及び法人数の状況から成っている。

法人課税状況は、すべての種類の法人について示してあるが、法人数は内国普通法人だけについて、業種別・資本金階級別等に、その構造を示したものである。

なお、会社標本調査は、内国普通法人のうち、活動中の会社・企業組合等の営業収入金額、益 金処分の内容、交際費等の項目について標本調査の方法で調査、集計したものである。

以上の関係を図示すれば次のとおりである。

法	(法)	_			内国		<u> </u>	法人		1				
		会 (活動	中の	次の流	大	休業	中の会社	±等	人	啓の	ない	社団	事
人	人	→ ⊥		(株豆	大会社									
ти		社	会	合名	3会社									
税	数	標	社等	合資	資会社		特殊	な法人		協	同	組	合	等
±⊞ /	'	. <	等	有阳	艮会社		日日	本銀行						
課〈	の	本		協業	长会社		理	化学研	究所					
税		調	相	互		社	証	券·商品	取引所	公	益	法	人	等
ተንጌ	状	리미	医	療	会 法	人			力研究所					
状		查し	企	業	組	合								
<i>ν</i>	況	(外	玉	1 3	法	人
況	(>												
況] 外	玉		法	/

用語の説明

1 法人の種類及び課税の範囲

公 共 法 人・・・法人税法別表第1に該当する法人=法人税の納税 義務を有しない。(例:国民金融公庫・住宅金融 玉 内に本店又は主たる事 公庫・地方公共団体・日本道路公団・日本放送協 会・日本貿易振興会) 公益法人等・・・法人税法別表第2に該当する法人=その法人の所 得のうち収益事業から生じた所得についてのみ課 税される。(例:宇宙開発事業団・小型自動車競 走会・社会福祉法人・宗教法人・学校法人・商工 内国法人・・・ 会議所・農業共済組合・特定非営利活動法人《N PO法人》) 業所を有する 協同組合等・・・法人税法別表第3に該当する法人=課税の範囲に ついて特例はないが、普通法人に比べ適用される 税率が低い。(例:農業協同組合・漁業協同組合 ・労働金庫・信用金庫・森林組合) 人格のない ・・・法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定 社団等 めがあるもの=収益事業から生じた所得について 法 人 のみ課税される。 普 通 法 人・・・上記以外の法人=課税の範囲について特例はない。

外国法人・・・内国法人以外の法人 = 日本国内に源泉のある所得について課税される。

2 事業年度・・法人の決算期間をいう。通常、年1回決算(決算期間12か月)する法人と、

年2回決算(決算期間6か月)する法人がある。

3 資本金・・・事業年度末(年2回決算の会社では下期の決算期)の払込済資本金額であり、 資本積立金額は含まない。

法 人 税 の 税 率 (平成11年4月1日以後開始事業年度)
(十成11牛4月1口以後開如事未牛皮 <i>)</i>
1 各事業年度の所得
(1) 協同組合等・公益法人
所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22%
(特定の協同組合等で、年10億円を超える所得の金額・・・・・・・・26%) (2)普通法人等
「(2)自煙冶べ す 所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30%
(資本金1億円以下の法人の所得金額のうち、年800万円以下の部分 ・・・22%)
2 清算所得
(1) 協同組合等
清算所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20.5%
(2) 普通法人等
清算所得金額の・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27.1%
3 同族会社の留保金
各事業年度の留保所得金額から、 資本金の25%相当額からその事業年度末の利益 積立金額を控除した金額、 所得等の金額の35%相当額、 年 1,500万円のうち最も
利用を記録した金額、 利用等の金額の55%相当額、 キュ,500/11のフラ酸と 多い金額を控除した金額
年3,000万円以下の金額の ・・・・・・・・・・・・・・・・10%
年3,000万円を超え 1 億円以下の金額の ・・・・・・・・・・・15%
年1億円を超える金額の・・・・・・・・・・・・・・・・20%

4-1 課 税 状 況

(1) 現事業年度分の課税状況

(1)	· 块争:	*+	区)	/J UJ 🗗	水インしつ	IV NP			 内				 法
	1	X		ار	}		普	通 法		人格の	ない社団等	協同	組合等
							事業年度数	金	額	事業年度数	金額	事業年度数	金額
									千円		千円		千円
税	(平	成	9 年	度	49,909	408	582,094	176	88,006	2,241	17,565,334
額				1	0		44,945	370,	383,851	170	76,353	2,185	18,247,740
	{			1	1		42,325	337	693,829	213	83,886	2,201	15,255,314
合				1	2		43,109	359,	018,313	231	86,761	2,155	12,017,472
計	l			1	3		43,850	363,	668,888	357	135,117	2,107	11,048,392
		ſ	所	得	£	至 額	43,778	1,209	,872,094	354	581,817	2,222	52,243,444
法	確定申	告 {	所	得に対	対する	る税額	43,613	357	, 364 , 160	354	133,963	2,203	11,582,798
定			税			額	43,536	358	, 173 , 956	351	131,118	2,090	10,848,274
~	<i>16</i>	[所	得	Ē	会 額	4,035	23	, 292 , 031	11	13,130	118	1,360,085
事	修正申	'吉 (. 税			額	3,118	4	,773,563	7	3,030	90	228,357
孙	処理によ		所	得	Ē	き 額	61	18	, 421 , 058	-	-	5	57,708
業	増差税額あるも		入 税 智		額	70	1	,308,672	-	-	5	21,839	
年	処理によ		. 所	得	£ ÷	会 額	239		913,599	3	687	20	234,366
	減差税額あるも		税			額	429		705,784	4	1,086	34	78,059
度			所	得	E	至 額	44,068	1,251	,064,964	360	599,415	2,229	53,431,886
 分	計	{	所	得に対	対する	る税額	43,914	362	,831,155	360	137,979	2,211	11,754,068
			税			額	43,830	363	,652,978	357	135,117	2,097	11,035,531
清質	所	得	j F	3	È	額	21		59,222	-	-	12	64,598
確	所 得	に	対	す	る	税額	21		16,074	-	-	12	13,247
上 分	// 所 得 税					額	20		15,909	-	-	10	12,860
	税	額		合	言	+	43,850	363,	668,888	357	135,117	2,107	11,048,392
無	申	告		加	算	税	1,997		336,120	2	21	62	18,835
過	少	申	告	加	算	草 税	219		8,884	67	2,534	11	1,147
重		加		算		税	707		496,306	-	-	22	11,324
	税	額		総	盲	+	-	364	510,197	-	137,672	-	11,079,698
_													

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分の事績 調査時点 平成14年6月30日

人		<i>h</i> l F	=====================================		<u></u>							
公 益	法 人 等	外	国 法 人	<u></u>	計			X		分	`	
事業年度数	金額	事業年度数	金額	事業年度数	金 額							
	千円		千日		千円							
784	2,307,442	2	8,78	53,112	428,551,664	平	成	9 年	度			税
781	2,156,580	2	93,42	1 48,083	390,957,945			10				額
776	2,055,118	1	25	45,516	355,088,405			11			}	合
800	1,683,916	2	26,65	46,297	372,833,116			12				
809	1,940,255	2	54,96	0 47,125	376,847,610			13			J	計
813	8,795,895	2	185,39	6 47,169	1,271,678,646	所	得	金	額)		
803	1,934,789	2	54,97	8 46,975	371,070,688	所得	に対	する私	兑額	~ 確	定申·	告法
807	1,917,083	2	54,96	46,786	371,125,390	税			額	J		定
33	130,462	-	-	4,197	24,795,708	所	得	金	額	142	ar dha	
24	28,731	-	-	3,239	5,033,681	税			額		正申 [·]	事
-	-	-	-	66	18,478,766	所	得	金	額		里によ	3 **
-	-	-	-	75	1,330,511	税			額		差税額 る も	
6	11,785	-	-	268	1,160,438	所	得	金	額		里によ	
8	3,893	-	-	475	788,823	税			額		 €税額るも	の
816	8,914,905	2	185,39	6 47,475	1,314,196,566	所	得	金	額)		度
806	1,960,978	2	54,97	8 47,293	376,739,158	所得	ぱに対	する私	兑額	}	計	分
809	1,940,255	2	54,96	0 47,095	376,818,841	税			額	J		
-	-	-	-	33	123,821	所		得		金		額清
-	-	-	-	33	29,321	所	得は	こ対	す	る	税	算 額 額 分
-	-	-	-	30	28,770	税						(定) 額(分)
809	1,940,255	2	54,96	0 47,125	376,847,610		税	額		合	吉	-
16	3,394	-	-	2,077	358,370	無	申	告	<u> </u>	加	算	税
17	488	-	-	314	13,053	過	少	申	告	加	算	税
2	571	-	-	731	508,201	重		加		算		税
-	1,944,707	-	54,96	0 -	377,727,233		税	額		総	言	r

用語の説明

^{1 「}清算確定分」欄の所得金額とは、法人が解散した場合における残余財産の価額 が解散時における資本金額等を超える場合、その超える金額をいう。

² 税額とは、所得・留保及び土地譲渡利益に対する税額から、所得税額、外国税額などの控除額を差し引いた税額をいう。

(2) 既往事業年度分の課税状況

(2	<i>)</i> 以无1	土尹未	<u> </u>	-	リ討	₹化化~	<u> 1人/兀</u>													
								内	3			玉					法			
	X	分		普		通	Ìī	<u></u> .	人	人格	子 の	ない	社 [可等	協	同	;	組	合	等
			-	事 業 年度数	所	得3	金額	税	額	事 業 年度数	所得	子金額	税	額	事 弟 年度数	斯 所:	得:	È額	税	額
法							千円		千円			千円		千円				千円		千円
定	.	# ,	5.5	0.004	4.4	000	700	4 44	0.000	05.4	_	10 011	4	10.000	44		504	057	40	0.070
事	甲	告	鉷	3,331	11,	236	, 738	4,11	2,363	354	54	43,611	14	10,968	11	5 ;	564	, 057	13	9,970
	処理に	こよる増	差																	
		かるも		96	4,	399	, 228	1,32	4,539	-		-		-	2	1	51	,730	1	6,389
年																				
度		こよる減)あるも		383		494	,562	41	9,798	2		518		120	2	1	91	,819	2	2,549
分																				
清	申	告	額	-			-		-	-		-		-		1		51		10
算																				
確	処理に	こよる増)あるも	差の	-			-		-	-		-		-	-			-		-
	ή兀 台貝 ∪.	วผจบ	0)																	
		こよる減		_			_		_	_		_		_				_		_
分	税額の)あるも	の																	
4 111	由生	加質:	FH	100					0 260	160				6 006		4				120
***	#	加算	兀	100			-		8,260	168		-		6,886		4		-		130
2四,	小山石	上加谷:	FH	1 571				20	n 006	,				2.4	0.	2			4	0 407
吧:	ンサロ	ᄀᄱᆓᄼ	兀	1,571			-	20	3,826	3		-		34	82	۷		-		2,107
声	加	算	臼	1 057				1 40	10 FOC						F				4	0 650
重	ŊΗ	异 /	兀	1,857			-	1,42	8,586	-		-		-	5	5		-	1	8,650
	<u></u>	≐∔	1					6 65	7 776				1/	17 760					16	4 707
	合	計		-			-	0,05	7,776	-		-	14	7,768	_				16	4,707

調査対象: 平成13年1月31日以前に終了した事業年度分の事績

調査期間: 平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間に処理したもの

公	益 法	人等	外	国	5. 人		合	計	区	分
事 業 年度数	所得金額	税額	事 業 年度数	所得金額		事 業 年度数	所得金額	税額		
	千円	千円		千円	千円		千円	千円		法
85	308,220	74,100	-	-	-	3,885	12,652,626	4,467,401	申告	額軍事
-	-	-	-	-	-	117	4,450,957	1,340,928	処理による 税額のある	る ^{増差} 業
15	56,760	13,380	-	-	-	421	643,660	455,846	処理による 税額のある	る減差 度
-	-	-	-	-	-	1	51	10	申 告	清額
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による 税額のある	算 ^{3増差} 3もの 確
-	-	-	-	-	-	-	-	-	処理による税額のある	
21	-	1,757	-	-	-	293	-	17,033	無申告	加算税
24	-	6,587	1	-	22	1,681	-	222,576	過少申告	등加算税
8	-	1,500	-	-	-	1,918	-	1,448,735	重加	算 税
-	1	70,564	-	-	22	-	-	7,040,837	合	計

(3) 税務署別課税状況

	法	定事	業	年 度	分		
署名	所 得	金 額	所得に対する税額	税	額		
	事業年度数	金 額		事業年度数	金 額		
鳥 取子吉島 果計	1,880 1,698 710 4,288	千円 41,338,642 24,233,973 7,177,590 72,750,205	千円 11,744,327 6,637,763 1,898,223 20,280,313	1,866 1,694 702 4,262	千円 11,283,894 6,765,385 1,910,837 19,960,117		
松浜出益石大西島界、大田雲田田東郷計	1,848 706 1,167 489 273 450 152 5,085	54,824,705 9,465,131 36,581,100 5,161,985 4,047,544 6,196,378 2,327,839 118,604,683	15,588,830 2,599,739 10,521,591 1,383,237 1,107,786 1,736,621 651,908 33,589,712	1,830 706 1,159 489 271 442 150 5,047	15,438,009 2,608,995 10,565,946 1,406,515 1,115,595 1,744,341 649,297 33,528,698		
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,423 2,398 549 507 1,894 472 1,141 361 530 288 244 541 353 11,701	110,848,413 48,162,562 10,654,682 11,339,737 42,473,223 12,096,011 21,245,938 4,329,346 24,430,145 3,861,476 4,779,104 9,917,328 2,655,454 306,793,417	31,864,619 13,505,568 3,050,928 3,223,525 12,125,965 3,447,494 5,961,665 1,188,711 6,921,452 1,277,987 1,373,893 2,813,816 712,988 87,468,611	2,381 2,360 551 499 1,891 470 1,140 358 526 287 242 530 347 11,582	32,013,018 13,878,441 3,101,729 3,097,065 11,341,521 3,630,566 6,289,523 1,225,053 7,153,556 1,311,379 1,441,942 2,816,810 701,828 88,002,432		
広広広広(竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1,971 1,106 2,841 1,775 1,349 388 547 983 2,602 671 371 245 739 1,140 941 205	116,387,767 33,778,639 112,369,279 25,381,117 22,101,972 5,136,035 12,086,155 13,381,499 78,548,182 19,531,184 4,844,716 3,606,166 28,945,181 19,039,721 19,176,367 2,150,345 516,464,325	34,088,042 9,739,303 32,655,649 7,085,490 6,079,279 1,424,559 3,367,391 3,726,699 22,496,680 5,592,721 1,356,711 979,092 8,498,499 5,369,111 5,504,822 571,690 148,535,738	1,947 1,095 2,840 1,770 1,336 384 547 971 2,578 659 370 243 729 1,144 933 203 17,749	34,029,446 9,708,437 32,409,906 7,206,746 6,141,181 1,423,315 3,482,982 3,799,050 22,977,734 5,805,369 1,377,897 984,435 9,258,632 5,419,356 5,621,613 575,326 150,221,422		
下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計	1,802 1,374 1,087 316 1,296 574 839 476 245 328 190 8,527	45,458,837 47,107,505 113,931,106 5,246,827 47,083,326 9,149,937 12,494,129 7,061,606 3,345,426 4,376,981 4,328,257 299,583,936 1,314,196,566	13,020,202 13,679,642 33,613,078 1,435,272 13,711,585 2,580,072 3,557,484 1,994,169 880,127 1,151,382 1,241,771 86,864,783	1,774 1,363 1,079 319 1,282 570 832 473 246 324 193 8,455	12,737,195 13,010,976 33,342,384 1,441,821 13,033,154 2,565,269 3,648,798 2,055,651 884,875 1,146,079 1,239,972 85,106,173		

(注) 「(1) 現事業年度分の課税状況」を署別に示したものである。

清	確				
所 得	金 額	税額	税額合計	税額総計	署名
事業年度数	金額		7.00	~	
2 - - 2	千円 1,306 - - 1,306	千円 207 - - 207	千円 11,284,101 6,765,385 1,910,837 19,960,323	千円 11,301,547 6,776,560 1,913,768 19,991,875	鳥 取 米 子吉 鳥 取 県 計
2 - - 2 1 - 5	18,670 - - 5,541 61 - 24,272	5,059 - - 1,289 17 - 6,365	15,443,068 2,608,995 10,565,946 1,406,515 1,116,884 1,744,358 649,297 33,535,063	15,472,920 2,621,725 10,580,965 1,415,480 1,118,044 1,761,137 650,602 33,620,873	松浜出益石大西島大川県大川県田雲田田東郷計
1 3 - - 1 1 1 - 1 - - 8	1,561 865 - 221 - 8,386 17 - 3,337 - - 14,387	420 234 - 60 - 1,719 - 904 - - 3,338	32,013,438 13,878,675 3,101,729 3,097,065 11,341,581 3,630,566 6,291,242 1,225,053 7,153,556 1,312,283 1,441,942 2,816,810 701,828 88,005,770	32,055,205 13,910,113 3,109,396 3,103,144 11,366,173 3,642,225 6,324,217 1,228,157 7,173,627 1,314,243 1,442,682 2,822,771 704,475 88,196,428	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
2 3 3 - 1 - - 1 1 - 1 - - 1 - - 1 1 - - - 1	5,805 47,137 16,405 - 3,039 - 781 2,199 - 269 - 144 - - 75,779	1,568 9,598 4,172 - 823 - 150 596 - 55 - - - - 16,961	34,031,014 9,718,035 32,414,077 7,206,746 6,142,004 1,423,315 3,482,982 3,799,200 22,978,329 5,805,369 1,377,952 984,435 9,258,632 5,419,356 5,621,613 575,326 150,238,383	34,074,273 9,755,739 32,469,823 7,221,358 6,211,275 1,425,753 3,490,390 3,813,171 23,035,143 5,835,274 1,386,236 986,670 9,288,733 5,432,020 5,647,693 581,328 150,654,879	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島東南西北 原原道山中次原条市田田計
- 2 1 - 1 - - 1 - - 5	3,303 3,253 - 479 - - 1,041 - - 8,076	639 881 - 98 - - 281 - 1,899	12,737,195 13,011,615 33,343,265 1,441,821 13,033,252 2,565,269 3,648,798 2,055,651 885,155 1,146,079 1,239,972 85,108,072	12,754,852 13,045,110 33,369,559 1,446,080 13,062,247 2,573,438 3,670,491 2,060,203 890,659 1,148,883 1,241,659 85,263,179	下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計

4-2 法 人 数

(1) 法人数等

								戶	Ť	得	金	客頁	
	区分				法人数	利	:	益	欠	損			
								事業年度数	金	額	事業年度数	金額	
										千円		=	千円
	普	会		1	社	等	146,513	42,141	1,187	7,945,381	105,848	816,769,	788
	通	企		業	組	合	158	25		148,583	136	567,	112
内		相		互	会	社	-	-		-	-		-
	法	医		療	法	人	2,748	1,902	62	2,971,000	855	4,756,	380
	人	特	定	目	的	会 社	1	-		-	1		-
国				小	計	-	149,420	44,068	1,251	1,064,964	106,840	822,093,	280
	人	格	の	なし	ハ社	団 等	653	360		599,415	298	449,	985
	↓ 力	農及	業 び	協同	同連	組合会	293	154	14	1,013,857	143	13,024,	936
法	協	消及	費 ź び	生 活 同	協 同 連	月組 合 合 会	45	25	1	,570,267	20	349,	555
	同			企業組合	協同を除	創組合 く。)	1,512	810	4	1,496,778	730	47,881,	790
	組		業 会 業協同		業生産 î及び同	組合、 同連合会	325	166		993,767	159	1,953,	776
人	合	森	林組	l合及	び同	連合会	378	166	1	, 205, 842	219	109,	134
	等	そ		(か	他	1,836	908	31	1,151,376	966	24,938,	691
	ין			小	計	-	4,389	2,229	53	3,431,886	2,237	88,257,	881
	公		益	法	人	、等	1,631	816	8	3,914,905	819	3,774,	147
外		国		法	人	等	11	2		185,396	9	263,	655
		Î	合		計		156,104	47,475	1,314	1,196,566	110,203	914,838,	948

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に終了した事業年度分について、 平成14年6月30日までに申告又は処理(更正・決定等)をしたもの。

(注) この表には、清算中の法人は含まれていない。

(2) 税務署別法人数

		内		国		法		人			
署名		普	通	法	人		人格の	協同	公 益	外 国 法 人	合 計
	会社等		相互会社		特定目的法 人	小 計	ない社 団 等	組合等	法人等	法 人	
鳥 取 米 子 倉 鳥 取 県 計	4,130 4,299 1,847 10,276	6 3 4 13	- - -	93 117 54 264		4,229 4,419 1,905 10,553	18 23 9 50	234 165 107 506	82 54 24 160	- 1 - 1	4,563 4,662 2,045 11,270
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	12,135	4 2 1 4 1 1 -	- - - - - -	93 30 83 16 11 19 2 254		4,488 1,850 2,742 1,364 648 953 357 12,402	28 23 20 8 9 10 2	257 110 126 48 54 85 43 723	124 34 43 16 13 14 10 254	-	4,897 2,017 2,931 1,436 724 1,062 412 13,479
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	7,920 7,684 1,770 1,934 6,915 1,563 3,864 1,106 1,824 794 601 2,004 822 38,801	2	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	131 111 47 39 130 44 53 32 34 12 7 46 22 708		8,054 7,798 1,819 1,975 7,051 1,613 3,920 1,140 1,860 806 608 2,052 846 39,542	27 18 6 3 11 5 11 2 8 7 9 6 113	248 158 39 62 120 36 177 32 70 31 30 69 39	103 42 9 25 45 14 48 6 16 18 9 14 11 360	- - 1 - 1 -	8,433 8,016 1,873 2,065 7,228 1,668 4,157 1,180 1,954 862 647 2,144 902 41,129
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	6,651 3,835 9,603 6,296 4,557 1,330 1,900 3,554 9,336 2,491	11 8 12 4 4 6 6 5 9 3 1 - 1 3 2	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	82 58 111 97 84 33 33 65 131 39 22 15 59 93 60 8	- - 1 - - - - - 1	6,744 3,901 9,726 6,397 4,646 1,369 1,939 3,624 9,476 2,533 1,084 669 2,436 4,337 3,283 663 62,827	29 14 24 29 20 3 3 20 22 15 7 4 5 15 8 2 220	129 75 160 98 101 31 47 76 171 79 34 28 48 58 32 30 1,197	107 30 78 22 26 14 19 34 84 26 12 4 18 29 11 4 518	- 1 2 - - - - - - 1	7,009 4,020 9,989 6,546 4,795 1,417 2,008 3,754 9,753 2,653 1,137 705 2,507 4,439 3,335 699 64,766
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	5,509 3,528 2,676 950 3,524 1,521 2,424 1,250 630 861 667 23,540	3 4 4 4 - 1 3 3 2 - - 24	- - - - - - - - -	97 101 71 27 64 35 66 31 15 12 13 532		5,609 3,633 2,751 981 3,588 1,557 2,493 1,284 647 873 680 24,096	19 15 32 12 22 10 21 10 12 6 11 170	171 90 135 66 92 60 65 47 47 48 31 852 4,389	68 30 95 23 46 18 11 13 11 6 339	1 2 - - - - - - 3	5,868 3,770 3,013 1,082 3,748 1,645 2,597 1,352 719 938 728 25,460

(注) 「(1) 法人数等」のうち法人数について署別に示したものである。

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その1)

			利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	業種	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	食 料 品	3,383	829	31,807,572	2,580	17,978,324
	製糸、紡績、ねん糸	79	14	15,983,855	66	306,309
	織物	200	47	1,680,871	155	771,326
	ニット	36	5	53,164	33	76,063
	染 色 整 理	90	21	2,514,633	69	1,168,849
	その他の繊維工業	187	49	510,170	148	537,256
生山	衣服その他の繊維製品	2,250	362	9,729,845	1,926	11,941,458
製	木 材 、 木 製 品	1,137	264	8,902,222	886	14,033,691
	家 具 、 装 備 品	1,047	184	1,578,757	876	3,053,252
	パルプ、紙、紙製品	345	133	6,745,421	216	1,101,365
	新聞、出版、印刷	1,465	413	9,712,476	1,071	4,838,142
	化 学 工 業	386	182	56,928,013	209	3,665,609
	石 油 製 品	52	25	1,563,211	29	125,527
	石 炭 製 品	8	-	-	8	19,945
造	ゴム製品	171	60	3,833,749	116	1,137,940
	皮革、皮革製品	29	6	72,726	23	112,968
	窯業、土石製品	1,301	447	37,805,724	865	16,276,888
	鉄 鋼	564	153	6,708,775	420	2,395,811
	非 鉄 金 属	111	41	2,898,527	70	7,736,295
	金 属 製 品	2,206	623	24,923,318	1,596	5,361,180
	機械	2,395	730	23,934,560	1,691	7,362,060
業	産業用電気機械器具	787	277	34,716,212	521	4,164,609
	民生用電気機械器具	262	110	23,447,294	161	3,742,962
	通信機械器具	78	24	5,013,311	56	344,411
	輸送用機械器具	1,543	443	21,657,639	1,110	102,416,043
	理化学機械器具	84	27	2,141,571	57	420,274
	光 学 機 械 器 具	26	7	260,389	19	79,694
	時計、時計部品	3	-	-	3	5,926
	そ の 他	1,724	516	14,593,900	1,226	3,744,874
	計	21,949	5,992	349,717,904	16,206	214,919,051

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成14年6月30日

	 資	本	金	<u></u> 階	幺	<u></u>	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
26	17	1,234	490	1,153	318	105	34	1	5	-	-
-	-	26	9	29	6	4	3	-	-	-	2
3	1	56	31	86	17	6	-	-	-	-	-
-	-	10	7	15	4	-	-	-	-	-	-
-	-	29	8	37	9	5	2	-	-	-	-
-	-	70	21	70	19	5	2	-	-	-	-
2	9	922	260	857	155	33	10	1	1	-	-
5	6	382	209	389	109	27	9	-	-	1	-
4	1	458	181	317	65	18	3	-	-	-	-
-	1	102	48	127	45	14	5	1	2	-	-
5	1	605	175	526	116	29	7	1	-	-	-
1	-	60	29	166	53	26	26	3	16	1	5
-	-	8	3	21	10	7	3	-	-	-	-
-	-	1	-	4	3	-	-	-	-	-	-
-	-	63	14	59	21	5	8	-	1	-	-
-	-	9	4	11	2	3	-	-	-	-	-
4	-	351	179	459	215	60	25	3	3	-	2
2	1	218	90	161	55	23	11	1	2	-	-
-	-	45	10	31	11	7	6	-	-	-	1
1	2	939	343	660	184	46	27	1	1	2	-
1	2	846	346	872	228	60	25	4	9	1	1
2	-	280	83	290	78	24	25	2	2	1	-
-	-	66	32	99	40	7	15	1	1	1	-
-	-	27	7	35	5	1	3	-	-	-	-
2	1	671	215	439	119	56	31	2	6	-	1
-	1	21	14	32	13	1	1	-	-	1	-
-	-	10	3	10	3	-	-	-	-	-	-
-	-	2	-	1	-	-	-	-	-	-	-
8	1	774	242	528	125	31	14	1	-	-	-
66	44	8,285	3,053	7,484	2,028	603	295	22	49	8	12

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その2)

				利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	業	種	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
					千円		千円
	飲食	料 品	3,057	907	17,339,811	2,192	9,848,051
40	繊	維 品	1,003	231	8,680,066	786	4,846,398
卸	建 築	材 料	2,529	793	9,810,733	1,759	8,486,658
	家具、建	具、じゅう器	416	108	14,243,085	312	1,364,779
売	医薬品	、化粧品	432	134	6,729,240	305	1,819,386
	機 械	器具	3,119	1,158	38,596,183	1,992	10,728,766
業	鉱物、	金属材料	607	231	6,052,665	379	3,479,630
_	貿	易	295	87	1,906,335	211	1,032,476
	そ	の他	2,786	1,012	20,884,712	1,794	7,972,464
		計	14,244	4,661	124,242,831	9,730	49,578,609
	飲 食	料 品	6,031	1,098	12,876,649	4,980	15,312,444
小	織	物	738	89	583,123	660	1,831,245
	衣服、	身回り品	2,870	475	111,767,866	2,415	8,259,447
売	家具、建.	具、じゅう器	3,086	561	3,752,442	2,555	5,819,415
טני	医薬品	、化粧品	2,264	792	7,929,018	1,492	3,408,490
NII/	百	貨 店	302	72	8,841,192	232	173,585,556
業	趣味、	娯楽用品	1,275	236	1,897,465	1,054	3,089,493
	そ	の他	8,955	2,647	32,834,492	6,371	19,002,174
		計	25,521	5,970	180,482,247	19,759	230,308,264
建設業	総合	建設	16,224	6,037	89,421,439	10,386	54,955,632
業	職 別	建設	14,590	3,935	41,880,029	10,785	31,967,947
		計	30,814	9,972	131,301,468	21,171	86,923,579
運	鉄	道	13	3	506,224	10	42,662
輸	道 路 が	客 運 送	661	203	4,130,348	466	1,951,264
通	道路質	1 物 運 送	3,237	1,057	20,096,551	2,206	7,765,266
信	水	運	920	219	6,246,852	708	7,547,923
	倉	庫	198	82	2,180,918	118	909,543
公立	放	送	95	37	43,640,329	60	5,623,152
益	電 気	供 給	8	4	60,437,441	4	72,582
事	ガス・	熱供給	34	24	3,768,367	10	1,347,798
業	そ の 他 の 附 帯 サ ー	運輸、運輸ビス、水道	602	223	5,581,560	389	1,006,440
		計	5,768	1,852	146,588,589	3,971	26,266,629

	 資	本	金	階	為	及	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
7	8	994	399	1,216	318	90	24	1	-	-	-
2	1	252	114	503	98	22	8	1	2	-	-
1	3	812	338	1,077	245	39	14	-	-	-	-
1	-	120	42	194	52	4	1	1	1	-	-
-	3	173	42	180	23	5	3	1	2	-	-
2	2	871	282	1,441	334	88	86	6	7	-	-
-	-	149	48	293	90	16	11	-	-	-	-
-	-	118	16	120	29	6	5	1	-	-	-
4	6	880	339	1,196	295	51	14	1	-	-	-
17	23	4,369	1,620	6,220	1,484	321	166	12	12	-	-
39	24	3,554	987	1,172	190	42	22	-	1	-	-
2	4	315	137	244	31	4	1	-	-	-	-
12	9	1,492	474	739	121	15	5	-	2	-	1
10	7	1,587	450	911	102	11	5	1	-	1	1
12	3	1,408	375	397	56	9	4	-	-	-	-
1	1	90	44	84	35	18	23	-	5	-	1
6	1	592	191	415	57	12	1	-	-	-	-
39	18	4,352	1,388	2,552	489	98	14	2	2	1	-
121	67	13,390	4,046	6,514	1,081	209	75	3	10	2	3
14	10	6,069	2,778	3,578	3,409	296	59	7	3	1	-
21	9	7,991	2,236	3,226	1,014	75	16	-	2	-	-
35	19	14,060	5,014	6,804	4,423	371	75	7	5	1	-
-	-	1	1	3	1	-	5	2	-	-	-
1	-	241	95	210	72	21	16	2	2	-	1
8	4	1,127	584	1,174	278	47	12	-	2	-	1
-	3	242	156	345	132	22	16	3	1	-	-
-	-	53	17	78	31	16	2	-	1	-	-
-	1	20	1	14	7	5	29	6	9	2	1
-	-	-	-	2	1	-	-	-	3	1	1
-	-	7	4	7	3	4	8	-	1	-	-
2	1	171	72	251	66	28	7	3	1	-	-
11	9	1,862	930	2,084	591	143	95	16	20	3	4

(3) 業種別、資本金階級別法人数等(その3)

	業種			利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人	
	業	€ ₹	重	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠損金額
						千円		千円
ゖ	対 個	人 サ・	ービス	3,869	974	11,439,936	2,939	14,252,615
ĺ.	対事	業所サ	ービス	5,886	2,017	38,211,117	3,933	14,935,644
'	映		画	91	18	131,145	74	949,256
ビ	娯		楽	1,594	428	23,683,616	1,191	39,287,282
ス	その	他のサー	- ビス業	11,714	4,833	108,881,690	6,976	20,440,118
業	自	動車	修理	2,479	758	3,090,163	1,728	2,773,625
未	そ の	つ 他 の	修理	1,099	314	4,459,625	797	1,239,576
		計		26,732	9,342	189,897,293	17,638	93,878,116
	理飲食		飲食店	5,361	844	7,603,913	4,570	16,375,118
旅	館業	旅	館	1,453	242	2,298,652	1,229	13,499,770
		計		6,814	1,086	9,902,565	5,799	29,874,887
農	材		林	979	215	4,489,557	781	10,741,450
水	産業	漁業、	水産養殖	355	46	496,732	314	4,500,304
		計		1,334	261	4,986,289	1,095	15,241,754
鉱	金	属 •	石 炭	12	5	164,202	8	34,687
	原油	1、天	然ガス	-	-	-	-	-
業	非	金	属	374	134	3,553,010	242	1,139,802
		計		386	139	3,717,211	250	1,174,489
金	銀	行、	信 託	30	21	38,595,608	10	21,357,874
融	その	つ 他 の	金融	499	146	6,887,974	362	2,923,595
保険	証券	:、商 :	品 取 引	72	12	2,483,303	63	530,843
業	保険	、保険も	ナービス	1,210	456	1,570,554	770	2,363,974
L		計		1,811	635	49,537,438	1,205	27,176,286
不	Ī	勤 産	業	13,691	4,048	31,518,775	9,767	45,574,171
そ	の	他の	産 業	356	110	29,172,354	249	1,177,445
	É	i i	i†	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280

	 資	本	金	階	4	及	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以 上	2000万円 以 上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
	·· —					· · –					,, _
30	8	2,277	566	753	178	41	15	-	1	-	-
55	19	2,844	602	1,885	331	86	51	4	8	1	-
1	-	37	6	34	9	3	1	-	-	-	-
3	1	509	243	519	177	75	47	8	10	1	1
83	26	4,967	1,857	3,583	905	212	70	6	5	-	-
3	-	1,378	439	572	70	15	2	-	-	-	-
-	1	681	127	240	42	6	2	-	-	-	-
175	55	12,693	3,840	7,586	1,712	438	188	18	24	2	1
9	9	3,318	859	924	188	39	12	2	1	-	-
2	2	559	276	373	131	49	51	3	5	2	-
11	11	3,877	1,135	1,297	319	88	63	5	6	2	-
32	24	472	194	148	68	31	8	2	-	-	-
1	1	178	90	53	22	7	3	-	-	-	-
33	25	650	284	201	90	38	11	2	-	-	-
-	-	1	2	4	2	1	2	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1	1	98	63	129	65	14	3	-	-	-	-
1	1	99	65	133	67	15	5	-	-	-	-
1	-	1	-	18	-	-	-	-	-	3	7
-	-	176	50	179	67	15	10	1	-	1	-
-	-	27	5	20	6	5	6	1	2	-	-
14	-	826	72	252	25	7	14	-	-	-	-
15	-	1,030	127	469	98	27	30	2	2	4	7
100	46	7,160	1,914	3,415	734	182	121	9	7	2	1
21	2	151	42	90	33	10	4	2	-	-	1
606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その1)

			利益計	上法人	欠 損	法人
県	業種	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
			3 212 1 122 247	千円	3 010 1 122 200	千円
	製 造 業	1 470	457	19,803,714	1 051	
	卸 売 業	1,479 970	395	6,737,930	1,051 588	9,102,576
	小売業	1,951	555	5,737,930 5,046,301	1,411	3,137,231 4,678,002
鳥	建設業	2,339		13,539,934		3,658,843
	運輸通信公益事業	322	1,154 134		1,214 192	
	サービス業		721	4,058,241 10,625,934		480,917 3,718,913
取	料理飲食旅館業	1,814 583	111	633,681	1,103 481	
40	農林水産業			·		1,900,236
	鉱業	157 31	33	150,634	126 18	3,284,712
			13	64,292		64,358
県	金 融 保 険 業 不 動 産 業	126 748	56 278	4,336,995	70 473	562,636
	で 別 産 業 で の 他 の 産 業	33	10	1,558,402	473 24	1,482,695
	合しの性の産業	10,553	3,917	85,959 66,642,017	6,751	17,942 32,089,061
		10,003	3,817	00,042,017	0,731	32,009,001
	製 造 業	1,807	575	36,075,661	1,254	13,452,527
	卸売業	1,023	399	6,997,598	633	2,329,233
	小 売 業	2,544	772	7,470,345	1,785	8,847,230
島	建設業	2,621	1,116	20,323,543	1,536	6,189,215
	運輸通信公益事業	407	153	2,531,232	257	501,355
	サービス業	2,061	865	13,449,114	1,213	8,855,919
根	料理飲食旅館業	707	145	659,339	570	7,935,757
120	農林水産業	249	58	958,443	193	9,251,230
	鉱業	71	29	667,224	43	113,924
١	金融保険業	143	86	19,577,141	60	154,223
県	不 動 産 業	719	283	1,879,227	442	854,088
	その他の産業	50	22	305,132	28	154,921
	合 計	12,402	4,503	110,894,000	8,014	58,639,622
		<u> </u>			•	
	製 造 業	6,339	1,647	95,670,290	4,770	23,907,135
	卸 売 業	3,517	1,038	22,434,369	2,517	10,958,614
<u> 121</u>	小 売 業	6,716	1,414	21,051,836	5,372	18,341,645
岡	建 設 業	8,385	2,631	28,589,276	5,845	24,311,104
	運輸通信公益事業	1,545	436	13,736,971	1,119	6,366,556
	サ ー ビ ス 業	6,909	2,265	48,435,638	4,705	36,245,952
山	料理飲食旅館業	1,718	245	4,392,136	1,496	6,624,621
	農林水産業	277	39	2,420,579	243	685,372
	鉱業	118	41	1,499,410	79	277,316
県	金融保険業	498	173	13,999,893	338	2,171,201
ᅎ	不 動 産 業	3,423	936	5,938,850	2,529	11,407,732
	その他の産業	97	27	26,990,237	71	360,292
	合 計	39,542	10,892	285,159,487	29,084	141,657,542

調査対象 平成13年 2 月 1 日から平成14年 1 月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成14年 6 月30日

	資	本	金	階	幺	Ъ	別	法	人	数	
100万円	100万円	200万円	500万円	1000万円	2000万円	5000万円	1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以上
7	2	F90	256	200	166	E4	22	4	F	4	
7	2	580	256	388	166	51 26	22	1	5	1	-
-	1	327	161	331	108	26	16	-	-	-	-
14	6	1,068	373	367	95 450	17	11	-	-	-	-
2	2	936 133	497	402	459	34	7	-	-	-	-
1 5	3	854	66 450	85 369	21 91	4	12 15	-	2	-	-
1	3	343	114	85	26	23 7	7	2	2	-	_
1	1	89	26	24	11	-	1	-	-	-	-
_ '	_ '	9	20 7	24 7	3	4 2	3	_	_	_	_
_	_	80	12	23	4	2	3	1	_	1	_
- 11	3	419	99	149	47	8	ە 11	1	_	' ا	_
_ '	1	21	3	4	47	_ 0	_ ' '	_'	_	_	_
42	19	4,859	2,064	2,234	1,035	178	108	5	7	2	_
72	10	7,000	2,004	2,204	1,000	170	100	0	· '		
14	5	681	384	447	186	66	23	_	1	_	_
4	2	352	222	302	98	26	16	1		-	_
12	10	1,342	578	446	121	24	9	_	2	-	_
3	2	1,025	624	407	520	34	6	_	_	-	-
3	3	175	87	91	31	7	8	1	1	-	-
11	4	1,001	430	429	128	31	23	1	3	-	-
4	2	357	181	100	34	18	11	-	_	-	-
4	5	105	64	38	19	10	3	1	-	-	-
-	-	23	18	18	11	1	-	-	-	-	-
2	-	79	16	32	9	1	2	-	-	1	1
10	2	397	127	105	50	14	13	1	-	-	-
3	-	21	6	13	6	-	1	-	-	-	-
70	35	5,558	2,737	2,428	1,213	232	115	5	7	1	1
12	13	2,375	826	2,296	570	160	70	7	8	-	2
7	5	1,081	371	1,568	383	66	33	3	-	-	-
32	17	3,517	1,034	1,783	272	43	12	1	5	-	-
9	2	3,835	1,214	1,833	1,332	140	16	1	2	1	-
4	-	414	284	597	172	34	30	3	7		-
66	23	3,212	990	2,091	367	106	43	1	8	1	1
2	4	989	256	331	95	15	20	3	3	-	-
10	6	144	58	33	17	5	4	-	-	-	-
1	1	27	17	45	22	4	1	- ,	-	-	-
4	-	295	21 525	138	21	9	7	1	-	-	2
21	11	1,703	535	885	186	53	24	3	1	1	-
	-								- 24	- -	6
5 173	- 82	41 17,633	8	30	3,445	3	260	1 24	34	- 3	

(4) 県別業種別、資本金階級別法人数等(その2)

			利益計	上 法 人	欠 損	法人
県	業種	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
				千円		千円
	製 造 業	9,662	2,495	114,231,702	7,259	147,948,673
	卸 売 業	6,242	1,931	68,798,340	4,374	24,990,841
広	小 売 業	9,944	2,118	41,268,470	7,890	186,098,208
	建 設 業	11,750	3,181	47,191,717	8,679	34,944,025
	運輸通信公益事業	2,528	765	116,674,654	1,788	13,566,116
	サ - ビ ス 業	11,661	3,768	79,801,277	8,006	32,766,273
島	料理飲食旅館業	2,744	371	2,439,803	2,391	10,353,288
	農林水産業	471	103	1,338,876	378	1,477,928
	鉱業	97	31	892,412	66	548,298
県	金融保険業	746	223	6,738,845	529	21,671,041
^ `	不 動 産 業	6,857	1,897	18,243,298	5,009	26,287,757
	その他の産業	125	31	1,658,634	95	589,823
	合 計	62,827	16,914	499,278,028	46,464	501,242,272
	製 造 業	2,662	818	83,936,537	1,872	20,508,139
	卸 売 業	2,492	898	19,274,594	1,618	8,162,690
١.	小 売 業	4,366	1,111	105,645,295	3,301	12,343,177
山	建設業	5,719	1,890	21,656,997	3,897	17,820,392
	運輸通信公益事業	966	364	9,587,492	615	5,351,685
	サ ー ビ ス 業	4,287	1,723	37,585,331	2,611	12,291,060
	料理飲食旅館業	1,062	214	1,777,606	861	3,060,986
	農林水産業	180	28	117,756	155	542,512
	鉱業	69	25	593,873	44	170,592
	金融保険業	298	97	4,884,563	208	2,617,185
県	不 動 産 業	1,944	654	3,898,999	1,314	5,541,899
	その他の産業	51	20	132,390	31	54,467
	合 計	24,096	7,842	289,091,433	16,527	88,464,784
	製 造 業	21,949	5,992	349,717,904	16,206	214,919,051
	卸 売 業	14,244	4,661	124,242,831	9,730	49,578,609
	小 売 業	25,521	5,970	180,482,247	19,759	230,308,264
	建 設 業	30,814	9,972	131,301,468	21,171	86,923,579
局	運輸通信公益事業	5,768	1,852	146,588,589	3,971	26,266,629
	サ ー ビ ス 業	26,732	9,342	189,897,293	17,638	93,878,116
	料理飲食旅館業	6,814	1,086	9,902,565	5,799	29,874,887
	農林水産業	1,334	261	4,986,289	1,095	15,241,754
計	鉱業	386	139	3,717,211	250	1,174,489
"	金融保険業	1,811	635	49,537,438	1,205	27,176,286
	不 動 産 業	13,691	4,048	31,518,775	9,767	45,574,171
	その他の産業	356	110	29,172,354	249	1,177,445
	合 計	149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280

		 資	本	<u>金</u>	階	<u>4</u>	<u></u> 及	別	 法	人	数	
1007		100万円			1000万円	2000万円	5000万円	1億円	5億円	10億円	50億円	100億円
未	満	以上	以上	以上	以上	以上	以上	以 上	以 上	以 上	以上	以上
	0.4	40	0 004	4 040	0 400	040	000	4.40	40	00		_
	24	18	3,691	1,216	3,498	818	238	118	10	22	4	5
	3	9	1,782	572	2,986	646	152	74	6	12	-	-
	42	23	5,152	1,341	2,841	407	98	33	1	1	2	3
	15	7	5,639	1,709	2,908	1,332	105	29	3	3	-	- ,
	3	5	849	350	962	243	68	26	7	8	3	4
	62	21	5,621	1,204	3,575	882	200	76	10	9	1	-
	3	2	1,642	391	544	112	27	18	1	2	2	-
	13	11	217	93	86	32	16	3	-	-	-	-
		-	28	12	38	17	2	-	-	-	-	-
	7	-	406	50	213	42	9	13	-	2	1	3
	41	19	3,650	861	1,795	340	81	60	3	5	1	1
	9	1	49	18	30	10	5	3	-	-	-	-
	222	116	28,726	7,817	19,476	4,881	1,001	453	41	64	14	16
	9	6	958	371	855	288	88	62	4	13	3	5
	3	6	827	294	1,033	249	51	27	2	-	-	-
	21	11	2,311	720	1,077	186	27	10	1	2	-	-
	6	6	2,625	970	1,254	780	58	17	3	-	-	-
	-	1	291	143	349	124	30	19	5	4	-	-
	31	4	2,005	766	1,122	244	78	31	4	2	-	-
	1	3	546	193	237	52	21	7	1	1	-	-
	5	2	95	43	20	11	3	-	1	-	-	-
	-	-	12	11	25	14	6	1	-	-	-	-
	2	-	170	28	63	22	6	5	-	-	1	1
	17	11	991	292	481	111	26	13	1	1	-	-
	4	-	19	7	13	5	2	-	1	-	-	-
	99	50	10,850	3,838	6,529	2,086	396	192	23	23	4	6
	66	44	8,285	3,053	7,484	2,028	603	295	22	49	8	12
	17	23	4,369	1,620	6,220	1,484	321	166	12	12	-	-
	121	67	13,390	4,046	6,514	1,081	209	75	3	10	2	3
	35	19	14,060	5,014	6,804	4,423	371	75	7	5	1	-
	11	9	1,862	930	2,084	591	143	95	16	20	3	4
	175	55	12,693	3,840	7,586	1,712	438	188	18	24	2	1
	11	11	3,877	1,135	1,297	319	88	63	5	6	2	-
	33	25	650	284	201	90	38	11	2	-	-	-
	1	1	99	65	133	67	15	5	-	-	-	-
	15	-	1,030	127	469	98	27	30	2	2	4	7
	100	46	7,160	1,914	3,415	734	182	121	9	7	2	1
	21	2	151	42	90	33	10	4	2	-	-	1
	606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29

(5) 税務署別、資本金階級別法人数等

	•	別法人数寺 利 益 計	上 法 人	欠 損	法人
署名	法 人 数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥 取 県 計	4,229 4,419 1,905 10,553	1,711 1,561 645 3,917	千円 38,344,794 22,263,848 6,033,375 66,642,017	2,564 2,912 1,275 6,751	千円 8,910,967 19,075,458 4,102,636 32,089,061
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	4,488 1,850 2,742 1,364 648 953 357 12,402	1,619 615 1,060 445 232 405 127 4,503	50,310,509 8,959,564 35,092,361 4,783,861 3,573,748 5,930,194 2,243,763 110,894,000	2,910 1,256 1,705 929 422 555 237 8,014	17,017,711 7,909,420 4,940,773 4,142,700 11,999,878 11,692,726 936,414 58,639,622
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	8,054 7,798 1,819 1,975 7,051 1,613 3,920 1,140 1,860 806 608 2,052 846 39,542	2,218 2,286 525 465 1,807 440 1,031 340 484 263 220 496 317 10,892	101,533,661 44,839,096 10,569,811 10,941,613 40,820,383 11,215,556 19,848,163 4,294,874 21,620,706 3,075,893 4,484,392 9,577,792 2,337,547 285,159,487	5,940 5,610 1,315 1,534 5,315 1,183 2,937 809 1,385 550 394 1,577 535 29,084	31,553,390 34,616,696 5,329,615 6,071,656 21,686,090 3,332,044 13,201,077 2,670,845 11,037,143 1,640,742 1,118,687 7,018,474 2,381,081 141,657,542
広広広広(竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 島東南西北 原原道山中次原条市田田計	6,744 3,901 9,726 6,397 4,646 1,369 1,939 3,624 9,476 2,533 1,084 669 2,436 4,337 3,283 663 62,827	1,834 1,042 2,696 1,714 1,274 365 512 915 2,476 613 343 227 703 1,091 915 194	112,953,574 32,228,803 109,877,955 24,786,741 19,522,426 4,936,362 11,208,913 13,074,032 76,279,743 18,412,298 4,734,883 3,115,432 28,760,441 18,451,457 19,036,224 1,898,744 499,278,028	4,999 2,894 7,122 4,731 3,406 1,012 1,445 2,732 7,063 1,951 749 452 1,757 3,283 2,394 474 46,464	201,485,108 13,015,987 50,251,015 13,369,774 26,455,349 4,170,164 5,318,966 7,130,600 30,191,908 16,758,829 2,082,669 1,097,146 9,295,864 17,827,769 101,156,762 1,634,362 501,242,272
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全類部口 山府国 門井狭計 計	5,609 3,633 2,751 981 3,588 1,557 2,493 1,284 647 873 680 24,096	1,683 1,306 940 272 1,214 529 784 445 206 299 164 7,842	44,203,089 46,144,566 110,243,935 4,405,929 46,339,325 9,034,730 11,492,543 7,037,151 2,612,874 3,380,779 4,196,513 289,091,433 1,251,064,964	4,015 2,368 1,845 718 2,404 1,042 1,733 855 444 579 524 16,527	16,284,435 9,575,508 6,581,045 7,636,037 11,347,751 8,288,919 7,614,099 2,474,584 1,323,905 4,000,176 13,338,325 88,464,784

(注) 「(1)法人数等」のうち内国普通法人について署別に示したものである。

	資	本	金	階	幺		別	法	人	数			_
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以上	2000万円 以上	5000万円 以 上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以上	署	名
11 22 9 42	7 5 7 19	1,773 2,100 986 4,859	825 861 378 2,064	1,019 881 334 2,234	478 415 142 1,035	59 88 31 178	51 41 16 108	1 3 1 5	3 3 1 7	2 - - 2	- - - -	鳥米倉鳥取	取子吉計
17 16 6 24 1 2 4 70	5 12 4 13 - 1 - 35	2,271 739 1,122 550 286 451 139 5,558	848 407 723 291 168 204 96 2,737	864 382 533 306 112 169 62 2,428	367 224 277 141 64 100 40 1,213	60 50 55 24 15 17 11 232	50 19 21 11 1 8 5 115	2 - 1 1 - 1 - 5	2 1 - 3 1 - - 7	1 - - - - - 1	1 - - - - - 1	松浜出益石大西島	江田雲田田東郷計
29 26 14 7 32 9 13 5 7 9 2 17 3 173	14 10 3 5 13 5 11 5 3 4 1 1 3 5	3,427 3,507 847 917 3,509 674 1,599 554 777 302 242 932 346 17,633	968 996 282 257 917 227 736 149 284 150 108 368 372 5,614	2,646 2,348 456 614 1,937 525 1,033 314 594 225 187 540 211 11,630	721 710 159 146 506 143 424 85 149 91 62 155 94 3,445	162 138 40 18 77 22 82 13 26 18 6 25 11 638	70 48 16 7 46 6 13 16 7 - 11 4 260	4 6 1 4 1 2 - 1 24	9 9 1 4 7 1 1 - 2 - 34	1 1 3	3 - - 3 - - - - - 6	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山	山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
23 26 30 15 16 8 4 16 33 10 6 4 9 10 8 4 222	5 18 27 11 2 4 19 6 3 1 3 7 2 2 2	2,975 1,685 3,966 3,314 2,137 626 933 1,715 4,205 1,078 479 277 1,204 2,167 1,653 312 28,726	674 463 981 888 667 158 281 487 1,160 315 223 120 316 562 418 104 7,817	2,372 1,279 3,523 1,671 1,371 408 509 1,028 3,101 882 228 178 635 1,221 917 153 19,476	463 326 875 400 362 136 157 290 719 190 123 73 211 278 203 75 4,881	132 64 187 59 62 23 29 59 165 31 19 11 34 63 53 10	80 30 105 28 25 5 16 18 56 13 5 20 24 23 453	7 3 8 4 2 1 3 3 7 1 - - 1 1 1 1 1	66 19 31 - 44 55 - 43 4 - 64	3 2 - 1 - 3 1 - - 1	4 1 2 2 1 - - 3 1 - - 1 1 1	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広 島	島島島呉東南西北原原道山中次原条市田田計
23 23 18 7 8 7 3 5 2 1 2 99	12 7 9 5 2 6 4 1 1 1 2 50	2,641 1,686 1,241 483 1,558 604 1,141 591 270 336 299 10,850	877 574 464 206 451 250 385 168 154 172 137 3,838	1,459 920 688 174 1,134 502 724 376 144 254 154 6,529	445 316 240 79 321 151 185 128 67 89 65 2,086	99 53 54 21 63 27 35 11 8 13 12 396	45 36 33 6 34 9 14 2 1 6 6 6 192 1,128	1 6 2 8 - 2 2 - 1 1 23 98	4 9 2 - 6 1 - 1 23 135	2 1 - 1 - - - - 4	1 2 - 2 -	下宇山 徳防岩 長柳厚山	萩 光 県 管関部口 山府国 門井狭計 計

(6) 決算期別、資本金階級別法人数等

						利 益 計	上 法 人	欠 損	法 人
	決	算	ļ	朝	法人数	事業年度数	所 得 金 額	事業年度数	欠 損 金 額
							千円		千円
/ -		2	月		9,186	2,359	50,900,037	6,827	42,339,040
年		3	月		29,365	9,685	669,471,288	19,680	270,918,632
1		4	月		10,524	2,818	36,233,735	7,706	24,113,610
回		5	月		12,703	3,853	49,713,103	8,850	50,252,438
		6	月		15,117	4,489	57,924,612	10,628	50,616,741
決		7	月		11,572	3,376	39,924,103	8,196	32,343,736
算		8	月		13,459	3,703	140,364,448	9,756	32,087,956
		9	月		15,828	4,588	62,224,732	11,240	36,160,579
の		10	月		6,127	1,664	18,820,765	4,463	15,097,043
ŧ		11	月		3,806	1,053	17,357,255	2,753	8,587,356
の		12	月		15,252	4,650	79,172,710	10,602	44,662,127
0		1	月		4,996	1,300	19,466,956	3,696	17,149,074
		Ī	計		147,935	43,538	1,241,573,744	104,397	624,328,332
年	2	•	8	月	188	86	882,631	290	3,532,874
2 回	3	•	9	月	255	114	1,952,497	397	7,083,714
決	4	•	10	月	197	51	649,387	343	19,456,787
算	5	•	11	月	258	78	1,550,949	438	3,171,782
のも	6	•	12	月	343	127	4,185,316	559	6,885,401
の	7	•	1	月	244	74	270,440	416	157,634,390
		į	計		1,485	530	9,491,220	2,443	197,764,948
	合		計		149,420	44,068	1,251,064,964	106,840	822,093,280

調査対象 平成13年2月1日から平成14年1月31日までの間に事業年度が終了した内国普通法人 調査時点 平成14年6月30日

(注) 年1回決算の法人数欄には、事業年度月数が7か月以上のものを揚げ、年2回決算法人 数欄には、事業年度月数が6か月以下のものを揚げた。

	 資	本	金	階	×	及	別	法	人	数	
100万円 未 満	100万円 以 上	200万円 以 上	500万円 以 上	1000万円 以上	2000万円 以上	5000万円 以上	1億円 以 上	5億円 以 上	10億円 以 上	50億円 以 上	100億円 以 上
23	24	4,529	1,385	2,452	583	109	62	5	11	2	1
203	90	11,559	3,621	9,018	3,091	947	630	64	97	17	28
23	13	5,291	1,759	2,633	689	91	22	1	2	-	-
31	13	5,889	2,061	3,441	1,075	151	35	5	2	-	-
43	18	6,744	2,348	4,339	1,373	196	47	5	4	-	-
25	16	5,438	1,880	3,159	916	107	28	2	1	-	-
35	23	6,290	2,177	3,861	902	132	34	3	2	-	-
53	29	7,031	2,303	4,708	1,405	231	66	1	-	1	-
16	7	3,101	944	1,574	407	58	17	2	1	-	-
17	4	1,820	469	1,117	307	50	20	-	2	-	-
108	51	7,154	2,234	3,971	1,338	258	123	10	3	2	-
17	10	2,191	706	1,584	391	73	19	-	5	-	-
594	298	67,037	21,887	41,857	12,477	2,403	1,103	98	130	22	29
1	-	67	30	63	20	4	3	-	-	-	-
4	-	86	32	85	34	7	6	-	1	-	-
-	1	82	20	58	25	6	4	-	-	1	-
4	-	98	33	81	36	4	1	-	1	-	-
3	1	143	41	89	39	17	8	-	1	1	-
-	2	113	27	64	29	4	3	-	2	-	-
12	4	589	183	440	183	42	25	-	5	2	-
606	302	67,626	22,070	42,297	12,660	2,445	1,128	98	135	24	29

5 相 続 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員が差引税額のない場合を除く。)について、平成14年10月31日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について、平成12年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

- 1 用語の説明
- (1) 加算贈与財産価額

相続人に相続開始前3年以内に被相続人から贈与された財産がある場合、相続税の課税価格に加算されるその贈与された財産の価額をいう。

(2) 2 割 加 算 額

相続人の中に被相続人の一親等の血族及び配偶者以外の者がいる場合、その相続人の相続税額に加算されるその相続税額の20%に相当する金額をいう。

(3) 納 税 猶 予

相続人が農地等を相続して継続して農業を営む場合には、相続税額から農業投資価格に基づき計算された相続税額を差し引いた残額が、20年間納付を猶予される。

2 相続税の主な控除 (1) 税 額 控 除 イ贈 与 税 額 控 除

相続税額から控除される金額。

加算贈与財産価額がある場合、その贈与を受けた財産に対し課税された贈与税の金額が相続税額から控除される。

口配偶者の税額軽減

配偶者の租税負担を軽減するためのもので、課税価格の合計額の配偶者の法定相続分相当額(その金額より1億6,000万円の方が大きい場合は1億6,000万円)と配偶者の課税価格(実際取得額)とのうち、いずれか少ない金額に対応する税額が、配偶者の相続税額から控除される。

八未成年者控除

未成年者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が満20歳未満の法定相続人である場合に、その相続人が満20歳になるまでの年数1年につき6万円の割で計算した金額が相続税額から控除される。

二障害者控除

障害者の租税負担を軽減するためのもので、相続人が障害者でかつ 法定相続人である場合に、その障害者が70歳になるまでの年数1年に つき6万円(特別障害者の場合には12万円)の割で計算した金額が、 相続税額から控除される。

ホ相次相続控除

被相続人が、今回の相続開始前10年以内に開始した相続により相続 税を納付している場合に、前回算出された相続税額に一定の割合を乗 じて算出された金額が、相続税額から控除される。

(2) 遺産に係る基礎控除

5,000万円と、1,000万円に法定相続人数を乗じて算出した金額との合計額が控除される。

相	続	税	Ø	税	率	
800万円を超え 1,600万円を超え 3,000万円を超え 5,000万円を超え 1 億円を超え 2 億円を超え 4 億円を超え	1,600万円以下 3,000万円以下 5,000万円以下 1億円以下 2億円以下 4億円以下 20億円以下	の金額額の金額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額額				• • • • 20%

5 - 1 課 税 状 況

(1) 課税状況

(. ,	X		分			相	続	人	の	数	Í		額	
										人				千円
取	得	財	産	価	額				7	,374			562,789	,871
債	務	控		除	額				3	,600			59,357	,893
加	算 贈	与 !	財産	至 価	額					784			2,636	,419
	課	税	価	格				実	7	,376			506,065	,049
	ſ	· 算	出	税	額				7	,234			73,155	,149
相	続 税 額 〈	2 害	」 加	算	額					358			498	,864
	l	-	計					実	7	, 234			73,654	,012
	1	(贈	与		税					277			383	,552
		配	偶		者				1	, 381			21,214	,767
		未	成	年	者					111			33	,429
税客	質控除等〈	障	害		者					69			87	, 144
		相	次	相	続					312			463	,860
		外	国	税	額					-				-
	(計					実	2	,034			22,182	,752
差	Ē	31	税		額			実	6	, 345			51,471	, 247
納	税	猶		予	額					351			5,738	,799
	納	付	税	額				実	6	, 236			45,732	,448
災	害 減 免	法によ	こる !	克除 税	額					-				-
遺	産に作	系る基	甚 礎	控 除	額				2	,544			212,450	,000

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者についての申告又は処理(更正、 決定等)による課税事績

調査時点 平成14年10月31日

- (注)1 「相続人の数」欄の「実」は、実人員である。
 - 2 「遺産に係る基礎控除額」欄の人数は、被相続人の数である。

(2) 課税状況の累年比較

(-) H/N 170 17 (77 U	7-771 1 20	7 123					
区分	課	税 価格	相続税額	税額控除	納	寸 税 額	被相続人
	相続人の数	金額	1日 700 17元 6只	作儿 音点 1 工 P示	相続人の数	金額	の数
	人	千円	千円	千円	人	千円	人
平成9年分	7,945	555,798,379	85,135,481	27,242,563	6,709	49,288,740	2,657
10	7,811	522,971,566	75,944,500	23,604,299	6,811	45,111,951	2,583
11	8,264	555,528,350	78,840,794	25,107,416	6,874	46,794,801	2,836
12	8,164	542,889,572	75,393,817	25,413,745	6,763	43,891,990	2,796
13	7,376	506,065,049	73,654,012	22,182,752	6,236	45,732,448	2,544

(注) 「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 加算税の状況

	X	分		過少申告	加 算 税	無申告	加算税	重 加	算 税
		71		相続人の数	金 額	相続人の数	金 額	相続人の数	金 額
				人	千円	人	千円	人	千円
本	年	Ξ	分	169	36,995	64	15,183	21	85,488
過	年	Ξ	分	1,050	327,796	113	38,927	193	341,669
	合	計		1,219	364,791	177	54,110	214	427,156

調査対象 本年分 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

過年分 平成12年中に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成13年11月1日 から平成14年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績 平成11年以前に相続又は遺贈により財産を取得した者については、平成13年7月1日 から平成14年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

(4) 申告及び処理状況

(+)	中山及りた建小加										
	区分	課	税	価	格	納	付	税	額	油畑	続人の数
	<u> </u>	相続人	の数	金	額	相続丿	人の数	金	額	拟作	がじノくひ女人
			人		千円		人		千円		人
	申告額	7	,380	502,88	35,453		6,214	44,7	56,901		2,544
本	修正申告による増差額		231	3,72	25,888		381	1,0	38,047		151
年	更正による増差額		1	4	1,300		2		753		2
—	更正等による減差額		45	58	37,592		71		61,747		37
分	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実 7	, 376	506,06	5,049	実	6,236	45,7	32,448	実	2,544
	申 告 額		192	8,88	37,075		178	4	67,304		81
過	修正申告による増差額		971	16,31	5,496		1,387	4,0	26,085		497
年	更正による増差額		6	2′	8,606		11	1	41,381		6
—	更正等による減差額		210	2,20	04,374		255	1,4	00,514		123
分	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実	204	23,21	6,803	実	231	3,2	34,256	実	81
	申 告 額	7	,572	511,77	72,528		6,392	45,2	24,205		2,625
合	修正申告による増差額	1	, 202	20,04	1,384		1,768	5,0	64,132		648
	更正による増差額		7	25	59,906		13	1	40,628		8
	更正等による減差額		255	2,79	91,966		326	1,4	62,261		160
計	決 定 額		-		-		-		-		-
	計	実 7	,580	529,28	31,852	実	6,467	48,9	66,704	実	2,625

調査対象 「(3)加算税の状況」と同じである。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況(本年分)

	<u>ノ</u> 署	名		課税	価格	納 付	税額	被相続人の数
,	<u> </u>	П		人員	金額	人員	金 額	放作が入り数
鳥米倉鳥	取	県	取子吉計	人 168 154 99 421	千円 13,420,835 11,071,495 5,623,374 30,115,704	人 146 125 84 355	千円 1,140,180 1,151,457 479,132 2,770,769	人 59 54 28 141
松浜出益石大西島	見根	大県	江田雲田田東郷計	176 48 105 45 36 24 4	11,147,860 2,734,196 7,036,668 2,367,911 1,847,252 1,044,001 315,372 26,493,260	142 42 83 39 31 22 5	1,018,224 142,229 528,494 329,406 129,142 48,862 19,948 2,216,305	57 22 37 12 9 × × 145
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	山	県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	279 418 76 114 478 99 123 37 81 17 7 56 9 1,794	18,994,422 30,011,463 5,749,703 6,012,270 33,067,446 6,517,793 6,532,139 1,976,662 4,936,398 631,436 318,958 2,797,874 576,766 118,123,330	234 367 69 96 380 81 114 29 71 11 7 50 8	1,419,757 2,655,972 418,038 398,610 1,949,574 254,045 571,141 75,576 683,564 24,434 22,879 172,156 45,184 8,690,930	102 142 30 36 172 42 37 17 30 5 × 17 × 637
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広	島島島県		東南西北(原原道山中次原条市田田)	219 161 423 388 260 68 80 160 539 182 42 18 210 366 276	18,971,151 12,545,125 39,948,941 27,867,482 16,717,405 3,179,288 4,700,775 9,094,012 36,903,277 11,599,713 2,886,380 1,264,001 15,222,867 25,539,838 16,881,006	201 139 380 324 232 62 63 144 435 136 38 17 171 300 233	2,423,934 1,312,503 5,748,587 2,637,977 1,786,510 225,394 269,823 456,303 3,490,920 814,941 289,227 54,995 1,316,663 2,347,923 1,085,077	73 61 138 132 84 17 28 59 188 65 15 7 72 121 99
広 下宇山 徳防岩 長柳厚山	島萩光口管	県	田計 関部口 山府国 門井狭計 計	3,392 226 157 162 57 196 110 221 64 34 63 41 1,331 7,376	243,321,261 13,685,336 10,392,912 10,807,512 2,971,015 14,250,839 7,800,027 16,444,984 3,379,802 1,876,865 4,257,501 2,144,701 88,011,494 506,065,049	2,875 204 131 140 44 155 92 184 56 29 55 35 1,125	24,260,774 1,350,192 888,715 576,307 183,412 1,427,693 801,917 1,489,537 124,157 69,532 699,213 182,994 7,793,669 45,732,448	1,159 67 53 64 18 69 44 73 25 13 24 12 462

(注) 「(1)課税状況」を署別に示したものである。

5-2 相続財産種類別・階級別状況

(1) 相続財産種類別状況

(1)	財	ルリ 圧 産		等		の		<u> </u>	類	T	被	相	続	人	の数	取	得	財	産	価	額
						-		<u> </u>							人	17.	1,3	,,,			千円
			(耕	作柞	霍 及	び永	小作	権をお	含む)					1,012				51,	144	,973
		畑	(耕	作柞	霍 及	び永	小作	権をお	含む)					1,179				33,	382	,678
土	地	宅	地	(借	地	権で	を含	む)					2,395				205,	186	, 145
	1만 .	山							†	林					917				3,	026	,224
		そ		の		他	の	土	ţ	地					781				20,	315	, 407
						言	ŀ					実			2,448			;	313,	055	, 427
		_																			
家		屋		`		構		築	7	刎					2,315				28,	146	, 179
		1 212	ᇸ	. 8	曲	‡# B	۱ * ۱	ᅩᄜ	/ / # [400					064	700
l _	NIIZ		械 器 品、:			耕具 製品、		♪う器 料、農							422 111						,798 ,527
事 (農	茶 /		JD \ :	で	\ 	·袋吅、 挂		 							108						
用財	末 り ⁵ 産	売そ		の		他	r の	財		金産					230					597, 264	
		-		U		IU 함		炽):	ᆂ		実			230 578						, 809 , 885
						Ā	l					天			376				4,	וטו,	, 000
		~特	定「	司が	E 会	社 σ	株式	さ 及 て) 出 i	資					536				18.	728	461
		同	上	以		の材		及び		資					1,627						,907
有証	価 券	公公		債		及	び	社		責					443						,239
証	夯	投	資	•		 付 信		受 益		券					474					823	
						計						実			1,917						, 358
現	£	ž	•		預		貯	金	Ę	等					2,511				102,	981,	,780
÷		ᆄ			_		-	ı 	3	÷					4 000					004	004
家		庭			用		5	は):	産					1,806					881,	,964
		(生		命		保	険	金		等					493				20.	742	, 880
		退	職			え え ひ				· 等					210						,662
その		立立	144			~ •	-73	,,		木					192					222	
の財	圧	立 そ				σ)			也					2,126						, 356
						言						実			2,214						,498
						-									,				,		,
			合				計					実			2,544				559,	732,	,091
債										務					2,327						,596
葬			式				費		F	用					2,505				4,	996	, 395
			合				計					宇			2 E24				50	121	001
							пΙ					実			2,534				Jy,	424,	ו פב,
差	弓	I	純		資		産	価	Ź	額		実			2,544				500,	307	100
加	算		贈	트		財	産	価		額					412						,695
						-		•••	·										,		•
	杏幼乡	果		税		価		格				実			2,544				502,	885,	453

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書(修正申告を除く。)」に基づいて作成した。

⁽注) 「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。

(2) 相続財産価格階級別状況

課税価格階級	被相続人の数	課税価格	左のうち加算贈与 財 産 価 額	納付税額	法定相続人数
	人	千円	千円	千円	人
1 億円以下	504	43,057,995	157,237	587,472	1,213
1 億 円 超	1,253	174,490,777	824,975	6,798,626	4,314
2 億円 超	412	99,374,742	384,179	7,718,087	1,514
3 億円 超	254	94,431,950	824,198	10,951,111	997
5 億円 超	73	40,887,221	170,697	6,479,661	281
7 億 円 超	37	30,591,625	163,036	6,740,579	161
10 億 円 超	7	9,917,890	49,673	3,004,769	25
20 億 円 超	4	10,133,253	7,700	2,476,597	18
合 計	2,544	502,885,453	2,581,695	44,756,901	8,523

調査対象 平成13年中に相続又は遺贈により財産を取得した者について、平成14年10月31日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(3) 法定相続人員別被相続人の数

				法	定	相	続	人	員	別	被	相	続	人	数
	X	3	ने	0人の もの	1人の もの	2人の もの	3人の もの	4人の もの	5人の もの	6人の もの	7人の もの	8人の もの	9人の もの	10人の も の	10人超 のもの
				人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1	億	円	以下	7	98	154	173	72	-	-	-	-	-	-	-
1	億	円	超	-	70	216	418	313	160	48	19	4	3	1	1
2	億	円	超	-	14	59	132	119	51	20	8	7	-	1	1
3	億	円	超	-	7	28	76	83	32	13	7	2	-	-	6
5	億	円	超	-	4	10	24	16	11	3	3	-	-	-	2
7	億	円	超	-	1	1	14	5	9	4	1	-	1	-	1
10	億	円	超	-	1	-	2	3	-	1	-	-	-	-	-
20	億	円	超	-	-	-	-	2	2	-	-	-	-	-	-
	合	į	it	7	195	468	839	613	265	89	38	13	4	2	11

⁽注) この表は、「(2)相続財産価格階級別状況」の「被相続人の数」欄を法定相続人員別に示した ものである。

6贈 与 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年中に財産の贈与を受けた者のうち、贈与税額がある者(贈与税の配偶者控除及び住宅取得資金の贈与の特例を受けたことにより贈与税額がなくなった者を含む)について、平成14年6月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

なお、一部について平成12年分以前に財産の贈与を受けた者についての申告又は処理による課税事績について調査している。

- 1 用語の説明
- (1) 住宅取得資金の贈与

父母又は祖父母から、自己の居住の用に供する住宅の取得資金の贈与を受けた場合、一定の要件のもとで、 1,500万円までの部分について、5分5乗方式により贈与税額を計算する。

(2)納税猶予

贈与者の法定相続人でかつ農業の後継者が贈与を受けた農地等の価格に対応する贈与税額は、一定の要件の下に納税が猶予される。

- 2 贈与税の主な控除
- (1) 配 偶 者 控 除

婚姻期間が20年以上である配偶者から、居住用不動産又は居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受けた場合で、贈与を受けた年の翌年の3月15日までにその居住用不動産を自己の居住の用に供し、かつ、その後引き続き居住の用に供する見込みであるときに、2,000万円と居住用不動産の価額とのいずれか少ない金額が、当該贈与による取得財産価額から控除される。

なお、この配偶者控除は、同一の配偶者からは一生に一度しか適用 を受けることができない。

(2) 基 礎 控 除

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額から110万円が控除される。

贈	与	税	Ø	税	率	
150万円を超え 200万円を超え 250万円を超え 350万円を超え 450万円を超え 600万円を超え 800万円を超え 1,000万円を超え 1,500万円を超え 2,500万円を超え 4,000万円を超え	200万円以下 250万円以下 350万円以下 450万円以下 600万円以下 800万円以下 1,500万円以下 2,500万円以下 1,000万円以下	のののののののののののののののののののののののののののののののののののののの			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 15% • 20% • 25% • 30% • 35% • 40% • 45% • 50% • 60% • 65%

6-1 課 税 状 況

(1) 課税状況

(' /	X	分		人	員	金額
					人	千円
取	得 財 産 価	額(本年分)		16,546	58,429,444
配	偶 者	控除	額		1,221	15,648,492
基	礎	控除	額		16,546	18,200,600
基	礎 控 除 後	の課税価	格	実	15,450	25,684,725
	贈与	税額			13,122	3,088,994
外	国税	額控	除		-	-
差	引納	付 税	額		13,122	3,088,994
納	税	猶 予	額		65	145,235
	納付	税額		実	13,065	2,944,901
災	害減免法に	よる免除税	,額		-	-
住	宅 取 得 資	金の贈与	額		2,567	12,285,440

調査対象 平成13年中に贈与により財産を取得した者についての申告又は処理(更正、決定等)による 課税事績

調査時点 平成14年6月30日

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員である。

(2) 課税状況の累年比較

(/ H-11-17-0-1	, ,,,,	70 171				
X	슈		取得財	産 価 額	納付	税 額
	71		人員	金額	人員	金額
			人	千円	人	千円
平 成	9 年	分	22,261	57,327,829	19,292	4,029,988
	10		21,282	56,574,254	18,548	4,673,095
	11		21,791	57,825,910	18,535	3,493,912
	12		19,472	52,096,869	16,146	3,202,592
	13		16,546	58,429,444	13,065	2,944,901

(注)「(1)課税状況」を累年比較したものである。

(3) 加算税の状況

区分	過少申告	加 算 税	無申告	加算税	重加	算 税
	人員	金額	人員	金額	人 員	金額
	人	千円	人	千円	人	千円
本 年 分	27	1,289	127	8,067	-	-
過 年 分	21	1,031	258	15,159	-	-
合 計	48	2,320	385	23,226	-	1

調査対象 本年分 平成13年中に贈与により財産を取得した者について、平成14年6月30日までの申告 又は処理(更正、決定等)による課税事績

> 過年分 平成12年以前に贈与により財産を取得した者について、平成13年7月1日から平成 14年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績

(4) 申告及び処理状況

	区分	取	得 財	ţ	産 価	額	納	付	税	額
		人	員		金	額	人	員	金	額
				人		千円		人		千円
	申 告 額		16,547	7	58,37	0,959		13,055	2	,906,025
本	修正申告による増差額		61	ı	7	2,093		75		35,347
年	更正による増差額		-	.		-		-		-
+	更正等による減差額		15	5	4	3,831		20		10,045
分	決 定 額		1	l	3	0,224		1		13,574
	計	実	16,546	6	58,42	9,444	実	13,065	2	944,901
	申 告 額		551	ı	1,58	8,400		408		180,716
過	修正申告による増差額		55	5	8	8,817		68		26,549
年	更正による増差額		-	.		-		-		-
—	更正等による減差額		51	I	12	6,296		51		16,121
分	決 定 額		3	3	1	0,980		3		1,577
	計	実	526	6	1,56	1,901	実	381		192,721
	申 告 額		17,098	3	59,95	9,359		13,463	3	,086,741
合	修正申告による増差額		116	6	16	0,910		143		61,896
	更正による増差額		-	.		-		-		-
<u>+</u> ⊥	更正等による減差額		66	3	17	0,127		71		26,166
計	決 定 額		2	1	4	1,204		4		15,151
	計	実	17,072	2	59,99	1,345	実	13,446	3	137,622

調査対象 「本年分」平成13年中に財産の贈与を受けた者について、平成14年6月30日までの申告又は 処理(更正、決定等)による課税事績

「過年分」平成12年以前に贈与を受けた者について、平成13年7月1日から平成14年6月30日までの間の申告又は処理による課税事績

(注) 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

(5) 税務署別課税状況

	署	名		人	員		1	署	î	3		人	員
					人								人
鳥			取		393	広		Ē	3		東		569
米			子		446	広		島	<u>=</u>		南		455
倉			吉		178	広		Ē	3		西		1,069
鳥	取	県	計		1,017	広		峊	=		北		835
								F	旲				481
						竹					原		105
松			江		336	Ξ					原		200
浜			田		188	尾					道		367
出			雲		246	福					Щ		1,106
益			田		126	府					中		251
石	見	大	田		68	Ξ					次		75
大			東		88	庄					原		43
西			郷		45	西					条		333
島	根	県	計		1,097	廿		E	3		市		797
						海					田		55
						吉					田		465
岡	L	Ц	東		803		広	島	県	計			7,206
岡	L	Ц	西		1,023								
西	7	大 -	寺		180	下					関		372
児			島		212	宇					部		392
倉			敷		961	Щ							385
玉			島		245			莿	朿				91
津			山		432	徳					Щ		500
玉			野			防					府		223
笠			岡		192	岩					玉		295
高			梁		80			거	ć				151
新			見		22	長					門		89
瀬			戸		206	柳					井		120
久			世			厚					狭		37
岡	Щ	県	計		4,571		Щ	П	県	計			2,655
					•								•
							全	읱	雪	計			16,546

(注) 「(1)課税状況」の取得財産価額(本年分)欄の人員を署別に示したものである。

6-2 贈与財産種類別·階級別状況

(1) 贈与財産価額階級別状況

\'\	VH 2 V.1 V	<u> </u>	HALL	1 1/3 / 1/ J / 1/ L	170										
取	得財産	価	額	階 級	人員	取	得	財	産	価	額	納	付	税	額
					人						千円				千円
	1 5 0	万	円	以下	5,456				6,6	94,	478				69,885
	150	万	円	超	2,398				4,2	286,	930			•	151,821
	200	万	円	超	4,677				13,0	96,	680			6	693,043
	4 0 0	万	円	超	2,587				13,6	302,	083			(678,393
	700	万	円	超	454				3,8	399,	853			3	357,769
1	, 0 0 0	万	円	超	673				9,8	352,	310			Ę	517,390
2	, 0 0 0	万	円	超	289				6,2	256,	759			•	192,936
3	, 0 0 0	万	円	超	9				3	363,	408			•	119,787
5	, 0 0 0	万	円	超	4				3	318,	459			•	125,002
															•
	合		計		16,547			ļ	58,3	370,	959			2,9	906,025

調査対象 平成13年中に贈与により財産を取得した者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(2) 贈与財産種類別状況

(2)	<u> </u>	ניה כ		大只人	<u> </u>	/L	_		4:	-	,	k z						пг	70	п		/TF	ė.
	財		産		等		の		利	里	7	類			人	員		取	得	財	産	価	額
土	地	$\left\{\rule{0mm}{2mm}\right.$	田畑宅山そ			を 及 借	び: 地 他	永 /	小作			含 む 含 む む			実		人 437 285 4,763 242 269 5,481				21,	320 372 560 201 511 966	885 416 258 728
家		屋			`		桿			多	É		物				1,946				4,	391	317
事(農用財	業 業) 才産	$\left\{ \right.$			具、 製品 の	、	他		じ 原 ^材 の		う器 、農 財	、備 養産物	品等金産		実		4 1 - 8 13					12	630 610 - 026 266
有証	価券	$\left\{ \right.$	株公投	資	式 債 •		及 及 付	信 計	び び 託	受	出社益	証	資債券		実		3,012 8 1 3,020						795 224
現		金		`		預		Ħ	宁		金		等				7,160				21,	594	960
家			庭			用			!	財			産				1					2	000
その)他	$\left\{ \right.$	生 立 そ		命			の 計	険		金		等木他		実		286 12 355 652					011 10 646 668	820 347
	木岩	-		<u>合</u>	左由				<u>計</u>			7/E I	<i>t</i>	±1	実		6,547					370,	

調査対象 平成13年中に贈与により財産を取得した者について、平成14年6月30日までに提出された「申告書(修正申告書を除く。)」に基づいて作成した。

(注) 「人員」欄の「実」は、実人員を示す。

第編間接国税

```
消
                     税
8
  酒
                     税
  たばこ税及びたばこ特別税
           紙
10 印
                     税
11
  揮発油税及び地方道路税
12
           ガ
油
  石
       油
                     税
                ス
13
                     税
 石
14 航
15 電
          機
             燃
                     税
     源
        開
           発
               促
                     税
                  進
```

7 消 費 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税 の課税事績を示したものである。

消費税の概要

- 納税義務者
 - 国内取引…課税資産の譲渡等を行う事業者
 - 輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る者
- 課税標準
 - 国内取引…課税資産の譲渡等の対価の額
 - 輸入取引…保税地域からの引取価格
- 税額の計算
 - 国内取引…納付税額=課税期間中の課税売上高×4%-課税期間中の課税仕入高×4% 輸入取引…納付税額 = 保税地域からの引取価格×4%
 - (注)平成9年3月31日までの取引及び税率に関する経過措置の適用があるものについては、3%
- 4 申告及び納付
 - 国内取引…課税期間(個人事業者=暦年・法人=事業年度)の終了後2か月以内に確定申告 書を提出し、納付する。
 - (注)個人事業者の申告・納付期限は、翌年の3月31日までとなっている。
 - 輸入取引…課税貨物を保税地域から引き取る時までに、輸入申告書を提出し、納付する。
- 免税取引及び非課税取引(国内取引分)
- (1)輸出取引は免税とされている。
- (2)非課税取引
 - 消費税の性格上、課税することになじまないもの
 - 土地の譲渡及び貸付、 公社債や株式の譲渡、 利子、保険料、保証料、
 - 商品券の譲渡、 国等の行政手数料等など 印紙等の譲渡、
 - 社会政策的な配慮に基づくもの

社会保険医療等、 介護保険法に基づく居宅サービス等、 社会福祉事業法に規定する社 身体障害者用物品の譲渡等、 学校教育法に規定する学校の授業料、入学 会福祉事業等、 検定料、 住宅家賃など

- 6 事業者の納税事務負担を軽減するための措置等(国内取引分)
- (1)納税義務の免除
 - 基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。
 - なお、これらの事業者が、課税事業者選択届出書を提出した場合には、消費税の納税義務者 となる。
 - (注)基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が 1,000万円以上の法人については、納税義務は免除されない。
- (2)簡易課税制度
 - 基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者は、選択により、課税売上高のみから納付税額 を計算できる簡易課税制度の適用を受けることができる。
 - 納付税額 = 課税期間の課税売上高×4%×(1-みなし仕入率)
 - *みなし仕入率
 - 第1種事業(卸売業) 90%
 - 第2種事業(小売業) 80%
 - 第3種事業(製造業等) 70%
 - 第4種事業(その他の事業) 60% 第5種事業(サービス業等) 50%

(1) 課税状況

<u>\ \ \ \ \</u>	- HNN-176-177.		分	個	人	事	業者	法			人	合			計
	<u>-</u>		Л	件	数	税	額	件	数	税	額	件	数	税	額
		_			件		千円		件		千円		件		千円
亚式	9 年度	納税	申告詞	† 33	,913	14	,771,154	95	, 221	359,624	,901	129,1	24	374,	396,056
'''	0 TIX	,還付申	告及び処理	里	703		565,008	3 2	652,	25,387	,787	3,3	55	25,	952,795
	10	納税	申告言	† 32	,881	16	,599,23	97	,270	398,904	,050	130,1	51	415,	503,281
		」還付申	告及び処理	里	604		560,339) 2	749	23,538	,109	3,3	53	24,	098,448
	11	納税	申告言	† 31	,287	15	,518,665	96	,886	409,413	,658	128,1	73	424,	932,323
	'']	還付申	告及び処理	里	535		456,737	' 2	2,680	24,066	,320	3,2	15	24,	523,057
	12	納税	申告言	† 27	,551	14	,070,047	93	,983	401,123	,139	121,5	34	415,	193,186
	12	還付申	告及び処理	里	562		577,065	5 2	2,826	22,999	,313	3,3	88	23,	576,378
	13	納税	申告言	† 25	, 285	12	,813,263	90	,848	386,728	,020	116,1	33	399,	541,283
	' [']]	_ 還付申	告及び処理	₽	582		614,450) 3	3,044	21,215	,649	3,6	26	21,	830,099
	1	一般申	告及び処理	ጀ 9	,902	4	,624,700	46	5,591	342,596	,747	56,4	93	347,	221,447
琩	年分		告及び処理		,383	8	, 188, 563	3 44	, 257	44,131	,273	59,6	40	52,	319,836
276	_ \				,285	12	,813,263	90	,848	386,728	,020	116,1	33	399,	541,283
		、還付申	告及び処理	₽	582		614,450) 3	3,044	21,215	,649	3,6	26	21,	830,099
既 往	年分の∫	増差税額	頭のあるもの) 2	,504		679,133	3 4	,792	2,090	,352	7,2	96	2,	769,485
申告及	及び処理〔		頭のあるもの		212		40,893	3	602	732	,591	8	14		773,484
	差	引	計	実26	,525	12	,837,053	実94	,630	366,870	,131	実121,1	155	379,	707,184
	加	算	税	1	,878		111,780) 4	,558	357	,119	6,4	36		468,899

調査期間

「現年分」は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までに終了した課税期間に ついて、平成14年6月30日現在の申告(国・地方公共団体等については、平成14年9 月30日までの申告を含む)又は処理(更正・決定等)による課税事績を「申告書及び 決議書」に基づいて作成した。

「既往年分」は、平成13年3月31日以前に終了した課税期間につい<u>て、平成13年7</u> 月1日から平成14年6月30日までの間の申告(平成13年7月1日から同年9月30日ま での間の国・地方公共団体等に係る申告を除く)又は処理による課税事績を「申告書 及び決議書」に基づいて作成した。

- (注) 1 税関分は含まない。 2 件数欄の「実」は、実件数を示す。

(2) 課税事業者等届出件数

課	税	事	業	者	届	出	書	課税事業者選択届出書	新設法人に該当する旨の届出書	合	計
							件	件	件		件
					12	5,05	51	3,563	1,327		129,941

調査期間 平成13年度末(平成14年3月31日現在)の届出件数を示している。

(注) 納税義務者でなくなった旨の届出書又は課税事業者選択不適用届出書を提出した者は含 まない。

(3) 税務署別課税状況(その1 個人事業者)

(3) 税務	署別課税》 	<u>伏況(その1</u> 納	個人事 税	素 日 <i>)</i> 申	告		遺付由4	告及び処理
		告及び処理			小	計		ロ及りた生
署名	件数	税額	件数	税額	件数	税 額	件数	税の額
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥 取 県 計		千円 149,942 168,612 82,823 401,377	件 541 537 301 1,379	千円 277,949 309,934 156,908 744,791	件 827 819 495 2,141	千円 427,890 478,546 239,731 1,146,168	件 15 12 15 42	千円 19,251 13,773 4,452 37,476
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	278 161 234 121 86 118 67 1,065	140,320 72,591 116,567 51,438 52,690 59,721 46,063 539,389	231 116	277,866 187,738 296,534 90,047 110,514 116,208 60,435 1,139,342	824 533 800 308 287 349 183 3,284	418,186 260,329 413,101 141,485 163,204 175,929 106,498 1,678,731	13 10 11 4 5 3 3 49	6,225 8,613 6,809 3,670 3,586 326 1,858 31,088
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	264 342 159 135 389 157 247 99 188 115 49	130,002 151,213 58,778 61,272 151,337 64,816 116,934 39,923 83,191 46,401 19,614 71,559 43,439 1,038,479	444 169 168 502 211 350	287,137 232,659 85,607 87,806 249,909 124,188 155,137 40,659 124,937 41,375 32,155 96,678 50,842 1,609,086	597 186 422 210 111	417,139 383,872 144,385 149,078 401,246 189,004 272,071 80,582 208,127 87,776 51,769 168,237 94,280 2,647,565	21 22 5 4 16 7 11 3 12 3 2 4 4 4	17,962 24,514 3,470 4,019 7,687 14,541 8,273 1,358 10,464 237 394 7,838 590
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	322 438	145,628 73,751 158,505 179,972 152,451 43,715 58,069 93,573 218,216 131,883 24,747 28,959 66,820 133,385 97,236 26,226 1,633,137	481 469 531	353,032 217,158 261,989 219,824 308,971 112,209 105,498 173,275 396,077 120,963 61,255 42,574 107,950 205,863 143,487 50,861 2,880,985	856 356	498,661 290,909 420,494 399,795 461,422 155,925 163,567 266,848 614,294 252,846 86,002 71,533 174,770 339,248 240,723 77,087 4,514,122	20 17 27 45 27 6 2 7 38 15 4 6 11 21 8 9	62,751 22,843 50,250 71,843 31,732 4,208 2,411 5,336 39,285 11,478 1,608 2,740 8,237 23,315 8,299 5,316 351,652
下宇山 徳防岩 長柳厚山 今天宇山 徳防岩 長柳厚山 年 県 祭開部口 山府国 門井狭計 弘	330 258 163 81 237 146 240 132 154 76	145,249 168,099 85,544 30,937 133,845 90,720 128,666 56,032 104,400 26,294 42,533 1,012,318	477 487 320 215 510 369 367 215 218 193 117 3,488	246,515 271,067 166,000 103,735 280,551 197,517 195,136 97,332 107,710 87,413 61,384 1,814,360 8,188,563	807 745 483 296 747 515 607 347 372 269 187 5,375	391,764 439,165 251,544 134,672 414,395 288,237 323,802 153,364 212,110 113,707 103,917 2,826,677	36 11 11 2 14 11 9 7 7 7 3 3 114	43,596 7,894 9,759 146 7,228 3,543 5,318 4,000 8,339 1,368 1,697 92,888

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

件 数 税 額 件 数 税 額	既往年分の申告及び処理	合 計	課税事業者(選択)届出件数	区分
件	件数 税額		課税事業者課税事業者合計	署名
42 5,158 549 256,874 564 11 79 9,649 816 415,941 1,030 27 15 2,671 319 140,486 376 8 18 499 292 160,118 354 7 32 1,452 354 177,055 347 7 7 6 252 187 104,892 243 2 2 277 38,537 3,374 1,686,181 3,870 79 94 78,593 790 477,769 1,093 33 82 60,075 831 419,433 964 37 26 5,383 341 146,299 508 5 33 6,543 323 151,601 405 7 124 20,671 947 414,230 1,262 34 19 3,092 379 177,555 539 4 57 10,157 <t< td=""><td>83 9,44 68 34,73 26 2,37</td><td>853 418,085 862 499,505 515 237,650</td><td>件 件 件 1,087 23 1,110 1,202 19 1,221 634 14 648</td><td>鳥 取 米 子</td></t<>	83 9,44 68 34,73 26 2,37	853 418,085 862 499,505 515 237,650	件 件 件 1,087 23 1,110 1,202 19 1,221 634 14 648	鳥 取 米 子
82 60,075 831 419,433 964 37 26 5,383 341 146,299 508 5 33 6,543 323 151,601 405 7 124 20,671 947 414,230 1,262 34 19 3,092 379 177,555 539 4 57 10,157 621 273,956 754 20 17 7,567 196 86,790 263 7 30 3,483 438 201,146 504 14 16 3,403 217 90,942 271 1 11 1,431 116 52,805 143 2 69 10,130 392 170,530 351 3 29 2,813 205 96,503 222 3 607 213,341 5,796 2,759,559 7,279 170 66 12,349 744 448,259	42 5,15 79 9,64 15 2,67 18 49 32 1,45 6 25	549 256,874 816 415,941 319 140,486 292 160,118 354 177,055 187 104,892	243 2 245	松浜出益石大西島大田雲田田東郷計
60 7,266 529 275,332 618 37 94 24,637 864 394,881 934 51 115 15,944 983 343,896 1,184 58 108 34,258 910 463,948 1,169 43 33 3,511 364 155,228 406 4 39 5,638 338 166,794 402 10 36 10,907 571 272,419 686 9 153 35,763 1,336 610,771 1,709 54 81 9,663 575 251,031 680 17 21 3,649 216 88,043 335 4 15 2,583 186 71,376 228 10 59 10,083 396 176,616 441 20 117 12,440 783 328,374 1,026 44 94 41,968 549 274,391 551 17 12 292 185 72,063 22	82 60,07 26 5,38 33 6,54 124 20,67 19 3,09 57 10,15 17 7,56 30 3,48 16 3,40 11 1,43 69 10,13 29 2,81	831 419,433 341 146,299 323 151,601 947 414,230 379 177,555 621 273,956 196 86,790 438 201,146 217 90,942 116 52,805 392 170,530 205 96,503	964 37 1,001 508 5 513 405 7 412 1,262 34 1,296 539 4 543 754 20 774 263 7 270 504 14 518 271 1 272 143 2 145 351 3 354 222 3 225	岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大
1,100 250,955 9,529 4,595,424 11,500 415	60 7,26 94 24,63 115 15,94 108 34,25 33 3,51 39 5,63 36 10,90 153 35,76 81 9,66 21 3,64 15 2,58 59 10,08 117 12,44 94 41,96	529 275,332 864 394,881 983 343,896 910 463,948 364 155,228 338 166,794 571 272,419 1,336 610,771 575 251,031 216 88,043 186 71,376 396 176,616 783 328,374 549 274,391 185 72,063	618 37 655 934 51 985 1,184 58 1,242 1,169 43 1,212 406 4 410 402 10 412 686 9 695 1,709 54 1,763 680 17 697 335 4 339 228 10 238 441 20 461 1,026 44 1,070 551 17 568 229 7 236	広広 竹三尾福府三庄西廿海島島呉 日本地 原原道山中次原条市田
86 9,384 866 357,553 1,010 22 67 11,521 764 442,792 949 16 42 4,427 497 246,212 569 13 23 3,295 303 137,820 335 7 105 18,110 780 425,277 1,081 19 54 29,726 544 314,421 590 7 55 18,545 623 337,029 929 12 16 2,664 357 152,027 504 3 59 5,936 394 209,706 448 5 13 948 274 113,287 287 4 32 4,304 194 106,524 241 8 552 108,860 5,596 2,842,649 6,943 116	67 11,52 42 4,42 23 3,29 105 18,11 54 29,72 55 18,54 16 2,66 59 5,93 13 94 32 4,30	764 442,792 497 246,212 303 137,820 780 425,277 544 314,421 623 337,029 357 152,027 394 209,706 274 113,287 194 106,524	949 16 965 569 13 582 335 7 342 1,081 19 1,100 590 7 597 929 12 941 504 3 507	宇山 穂

(3) 税務署別課税状況(その2 法 人)

区分		<u> </u>	 税	申	告		還付申	告及び処理
	一般申告	告及び処理	簡易申告	吉及び処理	小	計	件数	税額
署名	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
鳥 取 米 子 倉 鳥 取 県 計	606	千円 8,695,072 8,210,592 3,329,718 20,235,381	652	千円 1,409,440 1,362,338 591,104 3,362,882	件 2,763 2,752 1,258 6,773	千円 10,104,512 9,572,930 3,920,822 23,598,263	件 101 99 39 239	千円 939,495 403,777 161,086 1,504,358
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	1,464 661 903 419 219 324 135 4,125	10,578,698 3,092,992 6,300,283 2,182,642 992,056 1,608,841 785,819 25,541,330	627 1,036 440 274 364 149	347,429 157,430	2,911 1,288 1,939 859 493 688 284 8,462	12,043,387 3,727,031 7,311,359 2,623,787 1,261,755 1,956,270 943,249 29,866,838	87 48 63 37 13 40 19 307	433,602 150,281 271,719 102,661 16,463 154,651 51,184 1,180,561
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	353 625 286 225 649 302	22,591,115 16,071,101 3,569,950 3,374,671 13,112,903 2,911,492 5,882,487 2,159,962 4,321,084 1,419,332 2,314,142 3,109,975 1,104,634 81,942,847	1,897 519 585 2,012 510 1,306 331 576 301 192 670 283	1,877,365 1,853,664 502,109 575,065 1,971,219 491,327 1,251,706 341,686 584,248 293,132 201,189 656,667 278,244 10,877,620	4,359 4,358 1,114 1,201 4,140 1,020 2,496 684 1,201 587 417 1,319 585 23,481	24,468,480 17,924,766 4,072,059 3,949,736 15,084,122 3,402,820 7,134,192 2,501,648 4,905,332 1,712,464 2,515,331 3,766,642 1,382,878 92,820,468	147 161 28 29 112 34 98 15 40 18 11 44 25 762	728,031 575,220 218,433 59,419 705,623 167,722 444,411 111,911 341,988 86,114 63,192 304,549 60,904 3,867,518
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島県 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計	1,419 431 627 1,049	4,735,441 1,758,320 1,378,633 6,323,337 6,735,907 7,301,087 791,646	1,028 2,371 1,705 1,524 435 657 1,195 2,762 733 400 230 693 1,118 910 187	1,546,694 464,915 620,230 1,097,778 2,756,734	3,704 2,228 5,505 3,497 2,943 866 1,284 2,244 5,738 1,629 700 457 1,405 2,460 1,883 424 36,967	38,575,191 12,501,169 33,516,916 9,375,629 9,934,198 2,238,011 3,900,316 5,957,699 25,602,691 5,424,882 2,152,402 1,596,271 7,085,755 7,833,437 8,286,297 1,015,986 174,996,850	144 76 161 119 85 38 24 61 137 62 23 13 61 82 63 26 1,175	2,551,135 196,807 751,556 927,706 566,807 378,031 259,177 217,167 2,320,888 787,446 193,807 48,500 384,279 148,490 1,959,407 45,052 11,736,256
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計	1,633 1,107 860 256 1,116 480 812 416 193 286 217 7,376	10,846,389 10,283,955 10,861,064 1,264,139 11,403,147 3,014,414 4,256,080 1,751,301 1,052,582 1,420,307 1,483,757 57,637,135	923 403 1,163 514 766 416 276 291 250 7,789	1,615,907 1,172,691 922,743 349,627 1,211,598 520,551 799,881 442,810 274,865 261,028 236,765 7,808,466	3,275 2,252 1,783 659 2,279 994 1,578 832 469 577 467 15,165	12,462,297 11,456,646 11,783,807 1,613,766 12,614,745 3,534,965 5,055,961 2,194,111 1,327,447 1,681,335 1,720,522 65,445,601 386,728,020	173 68 52 25 68 21 64 37 21 16 16 561	1,070,977 539,155 146,249 50,767 380,997 37,640 196,725 130,168 47,335 98,167 228,777 2,926,956

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

20	既往	年分の	申告及び処理	合	計		課税事業	者(選択)	届出件数		区分
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	件	数	税額	件数	税	額				合 計	
198		件 90 218 63	千円 2,145 92,822 9,182	件 2,879 2,872 1,305	9,10 9,20 3,79	千円 67,162 61,975 50,553	件 2,778 2,855 1,237	件 100 114 58	件 27 31 7	件 2,905 3,000 1,302	
225 99,180 4,569 17,448,726 4,576 119 103 4,798 同		198 58 79 33 20 38 22	50,951 4,334 25,458 12,609 76 6,925 4,395	3,024 1,343 2,008 903 513 732 309	11,60 3,55 7,00 2,5 1,2 1,80	60,735 31,084 65,098 33,736 45,368 08,545 96,459	3,004 1,269 1,903 873 488 681 275	78 50 63 31 20 37	24 11 25 10 2 7 3	3,106 1,330 1,991 914 510 725 291	松浜出益石大西見
201 27,280 2,316 12,331,642 2,252 59 44 2,355 広広島 西	1	225 66 66 206 72 143 27 76 35 7 65 41	99,180 10,526 15,904 33,785 17,026 12,588 3,537 23,539 19,182 964 60,765 22,138	4,569 1,151 1,237 4,276 1,063 2,604 699 1,247 610 431 1,376 618	17,4 3,8 3,9 14,4 3,2 6,7 2,3 4,5 1,6 2,4 3,5	48,726 54,152 56,221 12,284 52,123 52,368 93,274 36,882 45,531 53,103 22,857 44,111	4,576 1,125 1,184 4,110 997 2,577 700 1,179 577 424 1,315 580	119 24 37 105 36 70 10 40 21 11 50 25	103 19 12 49 5 33 6 16 9 2 11	4,798 1,168 1,233 4,264 1,038 2,680 716 1,235 607 437 1,376 610	岡西児倉玉津玉笠高新瀬久山大
111 30,797 1,859 11,668,354 1,790 72 29 1,891 山 京	2	201 375 141 249 44 63 122 310 83 70 42 71 189 178 28	27,280 103,875 91,281 49,574 25,778 10,470 24,080 44,050 22,670 26,310 2,350 16,888 11,109 39,009 219	2,316 5,708 3,648 3,054 914 1,316 2,324 5,900 1,727 743 477 1,477 2,570 1,970 456	12,33,88,55,9,44,1,88,3,66,5,77,23,3,34,66,1,96,77,66,6,38	31,642 59,236 39,204 16,965 35,757 30,669 54,611 25,853 60,106 34,905 50,121 18,363 96,056 65,898 71,153	2,252 5,787 3,848 2,963 903 1,219 2,264 5,800 1,611 704 468 1,467 2,564 1,940	59 120 114 77 22 32 66 115 43 29 18 51 89 55	44 112 45 35 7 10 20 70 12 1 5 27 43 33 6	2,355 6,019 4,007 3,075 932 1,261 2,350 5,985 1,666 734 491 1,545 2,696 2,028 467	広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市田田
		106 111 23 145 39 110 41 21 43 26	126,621 30,797 2,413 47,273 5,762 29,693 18,267 2,150 27,461 4,769	2,335 1,859 688 2,355 1,022 1,662 886 490 598 484	11,04 11,66 1,56 12,26 3,56 4,86 2,06 1,26 1,6	44,113 68,354 65,412 31,021 03,087 88,930 32,210 32,262 10,630 96,514	2,349 1,790 653 2,293 1,040 1,600 850 465 591 455	65 72 35 72 22 45 29 21 20 22	40 29 6 31 11 16 5 6 5	2,454 1,891 694 2,396 1,073 1,661 884 492 616 482	宇山 徳防岩 長柳厚

(3) 税務署別課税状況(その3 合 計)

(3) 祝務:	者別詸祝	<u>状況(その3</u> 納	<u>一 </u>	<u>計)</u> 申	 告		還付申	告及び処理
	一般申	告及び処理	簡易申台	吉及び処理	小	計		
署名	件数	税額	件 数	税額	件数	税額	件数	税の額
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥 取 県 計		8,845,013 8,379,204 3,412,541	件 1,944 1,824 953 4,721	千円 1,687,389 1,672,272 748,012 4,107,673	件 3,590 3,571 1,753 8,914	千円 10,532,402 10,051,476 4,160,553 24,744,431	件 116 111 54 281	千円 958,746 417,549 165,538 1,541,834
松浜出益石大西島大田雲田田東郷計	1,742 822 1,137 540 305 442 202 5,190	2,234,080 1,044,745 1,668,562 831,882	1,993 999 1,602 627 475 595 265 6,556	1,742,555 821,778 1,307,611 531,192 380,213 463,636 217,865 5,464,850	3,735 1,821 2,739 1,167 780 1,037 467 11,746	12,461,573 3,987,360 7,724,461 2,765,272 1,424,959 2,132,199 1,049,746 31,545,570	100 58 74 41 18 43 22 356	439,827 158,894 278,529 106,331 20,049 154,976 53,042 1,211,649
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,669 2,803 754 751 2,517 667 1,437 452 813 401 274 820 380 14,738	3,628,729 3,435,943 13,264,240 2,976,308 5,999,420 2,199,885 4,404,274 1,465,733 2,333,757 3,181,534 1,148,073	2,419 2,341 688 753 2,514 721 1,656 418 810 396 254 870 402 14,242	2,164,502 2,086,323 587,716 662,870 2,221,129 615,516 1,406,843 382,345 709,185 334,507 233,343 753,345 329,086 12,486,706	5,088 5,144 1,442 1,504 5,031 1,388 3,093 870 1,623 797 528 1,690 782 28,980	24,885,619 18,308,637 4,216,444 4,098,814 15,485,368 3,591,824 7,406,263 2,582,229 5,113,459 1,800,240 2,567,100 3,934,878 1,477,158 95,468,033	168 183 33 128 41 109 18 52 21 13 48 29 876	745,993 599,733 221,902 63,438 713,310 182,264 452,684 113,269 352,452 86,352 63,587 312,387 61,495 3,968,865
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島県 日 県東南西北 原原道山中次原条市田田計		11,531,023 31,320,961 7,856,492 8,539,955 1,816,811 3,338,154 4,953,494 23,064,173 4,867,324 1,783,067 1,407,592 6,390,157 6,869,292 7,398,323 817,872	2,188 1,349 2,852 2,174 2,055 669 853 1,516 3,438 982 530 324 917 1,516 1,187 294 22,844	2,155,351 1,261,056 2,616,449 1,918,933 1,855,665 577,125 725,729 1,271,052 3,152,811 810,404 455,337 260,213 870,368 1,303,393 1,128,697 275,200 20,637,781	4,416 2,728 6,308 4,404 3,799 1,222 1,613 2,798 6,971 2,178 903 631 1,774 3,205 2,403 600 45,953	39,073,852 12,792,078 33,937,410 9,775,424 10,395,620 2,393,935 4,063,883 6,224,547 26,216,984 5,677,728 2,238,404 1,667,805 7,260,525 8,172,686 8,527,020 1,093,073 179,510,972	164 93 188 164 112 44 26 68 175 77 27 19 72 103 71 35 1,438	2,613,886 219,650 801,806 999,548 598,540 382,239 261,588 222,503 2,360,174 798,925 195,415 51,240 392,516 171,805 1,967,707 50,367 12,087,908
下宇山 徳防岩 長柳厚山 全萩 光 児 管関部口 山府国 門井狭計 計	1,963 1,365 1,023 337 1,353 626 1,052 548 347 362 287 9,263	10,452,054 10,946,608 1,295,076 11,536,992 3,105,134 4,384,747 1,807,332 1,156,982 1,446,601 1,526,290	2,119 1,632 1,243 618 1,673 883 1,133 631 494 484 367 11,277	1,862,422 1,443,758 1,088,743 453,362 1,492,148 718,068 995,017 540,142 382,575 348,441 298,149 9,622,826	4,082 2,997 2,266 955 3,026 1,509 2,185 1,179 841 846 654 20,540	12,854,060 11,895,812 12,035,351 1,748,437 13,029,140 3,823,203 5,379,763 2,347,475 1,539,557 1,795,042 1,824,439 68,272,278	209 79 63 27 82 32 73 44 28 19 675	1,114,572 547,048 156,008 50,914 388,225 41,183 202,043 134,168 55,674 99,534 230,474 3,019,844

(注) 「(1)課税状況」、「(2)課税事業者(選択)届出件数」を署別に示したものである。

既往年分の	申告及び処理	合	計	課税事業	(選択)	届出件数		区分
件数	税額	件数	税額	課税事業者			合 計	25
件 173 286 89 548	千円 11,591 127,553 6,811 132,333	件 3,732 3,734 1,820 9,286	于F 9,585,24 9,761,48 3,988,20 23,334,93	3,865 0 4,057 4 1,871	件 123 133 72	件 27 31 7	件 4,015 4,221 1,950 10,186	米 子
283 100 158 48 38 70 28 725	69,805 9,492 35,107 15,281 575 8,378 4,647 143,285	3,881 1,892 2,824 1,222 805 1,086 496 12,206	12,091,55 3,837,95 7,481,03 2,674,22 1,405,48 1,985,60 1,001,35 30,477,20	1,833 2,933 1,249 5 842 0 1,028 1 518	61 90 39 27 44 15	25 10 2 7 3	4,079 1,905 3,048 1,298 871 1,079 536	浜 田雲田
355 307 92 99 330 91 200 44 106 51 18 70 1,897	270,076 159,256 15,909 22,447 54,456 20,118 22,745 11,104 27,022 22,584 2,395 70,895 24,951 723,958	5,325 5,400 1,492 1,560 5,223 1,442 3,225 895 1,685 827 547 1,768 823 30,212	24,409,70 17,868,15 4,010,45 4,057,82 14,826,51 3,429,67 6,976,32 2,480,06 4,788,02 1,736,47 2,505,90 3,693,38 1,440,61 92,223,12	5,540 1 1,633 2 1,589 5 5,372 8 1,536 4 3,331 4 963 9 1,683 2 848 8 567 7 1,666 5 802	156 29 44 139 40 90 17 54 22 13 53	103 19 12 49 5 33 6 16 9 2 11	5,848 5,799 1,681 1,645 5,560 1,581 3,454 986 1,753 879 582 1,730 835 32,333	岡西児倉玉津玉笠高新瀬山大
368 261 469 256 357 77 102 158 463 164 91 57 130 306 272 40 3,571	130,935 34,546 128,513 107,224 83,832 29,288 4,831 34,987 79,813 32,333 29,960 4,933 26,971 23,550 80,976 511 561,672	4,619 2,845 6,572 4,631 3,964 1,278 1,654 2,895 7,236 2,302 959 663 1,873 3,353 2,519 641 48,004	36,329,03 12,606,97 33,264,11 8,883,10 9,880,91 2,040,98 3,797,46 6,037,03 23,936,62 4,911,13 2,072,94 1,621,49 6,894,98 8,024,43 6,640,28 1,043,21 167,984,73	4 2,870 7 6,721 5,032 3 4,132 5 1,309 4 1,621 0 2,950 4 7,509 7 2,291 8 1,039 696 0 1,908 0 3,590 9 2,491 7 666	96 171 172 120 26 42 75 169 60 33 28 71 133 72	112 45 35 7 10 20 70 12 1	2,363 1,073 729 2,006 3,766 2,596 703	広広広(竹三尾福府三庄西廿海島島島呉) 日南西北(原原道山中次原条市田
238 173 153 46 250 93 165 57 80 56 58 1,369	40,069 138,142 35,225 5,708 65,384 35,489 48,239 20,930 8,086 28,410 9,073 434,752	4,338 3,099 2,356 991 3,135 1,566 2,285 1,243 884 872 678 21,447	11,779,55 11,486,90 11,914,56 1,703,23 12,706,29 3,817,50 5,225,95 2,234,23 1,491,96 1,723,91 1,603,03 65,687,18	3,298 2,359 988 9 3,374 9 1,630 9 2,529 6 1,354 8 913 7 878 6 696	81 85 42 91 29 57 32 26 24	50 40 29 6 31 11 16 5 6 5 204	4,616 3,419 2,473 1,036 3,496 1,670 2,602 1,391 945 907 731 23,286	宇山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県 門井狭計

8 酒 税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類について、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績を示したものである。

酒類とは、アルコール分1度以上を含んでいる飲料(アルコール専売法の適用を受けるアルコールを除く。)で、原料と製造方法の差異により10種類に分類している。

種類は清酒、合成清酒、しょうちゅう、みりん、ビール、果実酒類、ウィスキー類、スピリッツ類、リキュール類、雑酒である。

,	
ļ	酒税の税率
各 (A) (び基準税率(1 k 1 当たり従量税率)は、次のとおりである。 アルコール分 15度・・・・・・ 140,500円 アルコール分 15度・・・・・・ 248,100円 アルコール分 25度・・・・・・ 248,100円 アルコール分 13.5度・・・・・・ 222,000円 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

8-1 酒税関係総括表

酒税関係総括表

	X		分		課税	数量	税	額	製成	数量	販売(消費)数量	製造		売場数
						kl		百万円		kl	kl		場	場
平	成	9 :	年	度	464	,529		93,656	449	,607	588,474		392	13,832
		10			447	,892		81,010	459	,728	588,122		388	13,962
		11			407	, 254		70,342	364	,505	584,216		387	13,949
		12			374	,058		63,605	323	, 233	574,975		379	13,796
		13			362	2,627		59,652	316	,752	575,174		372	13,751
清				酒	46	6,482		5,718	34	,531	64,518		312	_
合	成		清	酒		×		×		×	3,155		-	-
١,			甲	類		×		×		×	9,260		1	-
しち	ょうゅう	\exists	Z	類		×		×		×	33,771		3	-
	1 9	L	言	†	4	,590		1,128	4	,024	43,037		4	-
み		IJ		h		×		×	7	,530	6,929		8	-
ビ		_		ル	173	3,319		38,477	162	, 334	274,176		18	-
		(:	果 舅	ミ 酒	8	,983		494	5	,740	9,416		13	-
果	実酒類	┥ ·	甘味男	果実酒		906		95		704	1,323		2	-
		Ĺ	言	†	9	,887		588	6	, 443	10,741		15	-
		(ウィス	スキー		×		×		×	5,093		-	-
ウィ	スキー類	_ (ブラン			×		×		×	1,605		-	-
	_	L	言		3	,040		1,177		×	6,697		-	-
ス	ピリ	J "	_			380		82		-	972		3	-
IJ	‡ <i>=</i>		- ル		12	2,399		1,068	9	,131	24,811		9	-
				包酒	106	,758		11,212	92	, 554	139,652		1	-
雑	酒-	<	粉ォ			×		×		×	-		-	-
		'		の雑酒		×		×		×	492		2	-
				i†		5,797		11,214		, 825	140,146		3	-
	合		計		362	2,627		59,652	316	,752	575,174		372	13,751

調査期間

課税数量、税額、製成数量及び販売(消費)数量は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間である。

調査時点 用語の説明

製造場数及び販売場数は、平成14年3月31日現在である。

- 1 課税数量とは、税額決定の基礎となるべき酒類の数量をいう。
- 2 製成数量とは、酒類の生産数量をいう。
- 3 販売(消費)数量とは、酒類小売業者の販売数量のほか、酒類製造者及び酒類卸売業者の消費者への直売数量を含めた数量をいう。
- 4 「製造場数」欄は、複数の酒類を製造している場合は、製造数量が最も多い酒類を掲げた。

関連表 「8-2」の「(1)課税状況」、「8-3」の「(1)酒類製成及び手持数量」、「(3)酒類販売(消費)数量」、「8-4」の「(1)酒類製造免許場数等」、「(3)酒類販売免許場数等」

8-2 課 税 状 況

(1) 課税状況

	HVK-17G-1							
				部	₹	和	兑	
	X	分	一般税	率 適 用	特定税	率 適 用	亩	i †
	_		1					
			数量	税額	数量	税額	数量	税額
			<u> </u>	千円	<u> </u>		<u> </u>	千円
洁		酒		5,829,043	_	-	47,359	5,829,043
清 合	成	清 酒	× ×	×	×	×	* ×	×
-	7-20	「甲 類		×	×	×	×	×
- درا	うちゅう	【 類	×	×	×	×	×	×
	J J .F J	計	4,608	1,131,956	^_	^	4,608	1,131,956
ж		り ん	×,000	×	×	×	¥,000	×
み ビ		ール		40,138,061		^	180,801	40,138,061
_		「果実酒	8,786	486,842	251	9,492	9,037	496,333
里宝	₹酒類		921	96,057	0	18	9,037	96,075
	C /H 75	計	9,705	582,899	251	9,509	9,956	592,409
		「ウィスキー	•	· ·				
 d	スキー類		×	×	×	×	×	×
		計	2 044	1,177,380	× 0	×	2 041	x 1,177,386
		し 「スピリッツ	3,041			6	3,041	
7 61	ノッツ類		314	76,342	66	5,223	380	81,565
1	ノック共		17	9,803	-		17	9,803
IJ:	+ _	計	331	86,145	66	5,223	397	91,368
יטן '	キュ	- ル類		482,197	7,485	594,304	12,493	1,076,499
		月発泡酒		11,715,270	-	-	111,552	11,715,270
雑	酒	人粉 末 酒		×	×	×	×	×
		一ての他の報酒	×	×	×	×	×	×
		計	111,591	11,717,126	-	-	111,591	11,717,126
	合	計	368,203	61,345,697	7,801	609,042	376,005	61,954,739
	П	н	300,203	01,040,097	7,001	000,042	370,003	01,004,709
				1				

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に製造場から移出された酒類に ついて、平成14年4月30日までの申告又は処理による課税事績

- (注) 1 「特定税率適用」欄には、酒税法第22条第3項(アルコール分が13度未満のもので発泡性を有するもの)に該当のものを掲げた。
 - 2 「酒税法第30条第1項、第2項及び第3項」欄には、酒類製造場から移出した酒類を当該製造場に戻入れた場合の酒税額の控除等を示す。

(2) 課税数量の累年比較

	<u>/ 日小 ′</u>	プレダス 5	EVノカ	ネサル	<u>, T.X.</u>														
	Σ	<u> </u>	分		清	酒	しょうちゅう	لاً	_	ル	果	実	酒 類	ゃ	の	他	伽		計
						kl	kl			kΙ			kl			kl			kΙ
平	成	9	年	度		67,112	5,150	3	353,8	348		8	,286		30,	135		464,5	29
		10				61,501	4,208	2	273,5	01		12	,096		96,	583		447,8	92
		11				57,381	3,661	2	222,2	239		10	,313		113,	661		407,2	54
		12				50,974	3,856	•	194,8	32			,090		116,	301		374,0	
		13				46,482	4,590	•	173,3	319		9	,887		128,	350		362,6	27

⁽注) この表は、「(1)課税状況」のうち、「課税実数」欄の数量を累年比較で示したものである。

	控	除				免	除	
酒	税 法	災害	咸 免 法	課税	実数			
第30条	第1項、]	/ 竻 7 夂	:第1項)	高木 1九 	夫 奴	未納税移出	輸出	免 税
第 2 項及	なび第 3 項	(年/末	: 年 垻 /					
数量	税額	数量	税額	数量	税額	数量	数	量
kl	千円	kl	千円	kl	千円	kl		kl
870	110,564	1	323	46,482	5,718,155	15,022		115
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
15	3,829	0	6	4,590	1,128,122	75		5
×	×	×	×	×	×	×		×
7,482	1,661,242	0	44	173,319	38,476,775	17,185		739
55	2,778	-	-	8,983	493,555	300		-
16	1,573	-	-	906	94,502	3		2
71	4,353	-	-	9,887	588,056	303		2
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
0	147	-	-	3,040	1,177,240	70		21
17	9,788	-	-	363	71,777	12		-
-	-	-	-	17	9,803	36,100		-
17	9,788	-	-	380	81,581	36,112		-
96	8,118	0	1	12,399	1,068,384	2,945		-
4,794	503,390	0	3	106,758	11,211,877	16,125		-
×	×	×	×	×	×	×		×
×	×	×	×	×	×	×		×
4,794	503,424	0	3	106,797	11,213,698	16,125		-
13,373	2,302,166	1	378	362,627	59,652,197	91,613		884

用語の説明 未納税移出とは、酒類製造場から移出するとき、酒税の免除を受けて移出するもの をいう。

(3) 酒税額の累年比較

(3) /	白化石	いか	T 10+	<u> </u>															
	X	分		清	酒	しょうちゅう	ビ	_	ル	果	実	酒	類	そ	の	他	仰		計
					千円	千円			千円			Ŧ	田			千円			千円
平成	9	年	度	8,3	316,663	903,203	78	, 554 ,	055		519	,41	6	5,3	363,	166	93,	656,	,499
	10			7,5	587,803	936,153	60	,717,	664		736	3,75	7	11,	031,	189	81,	009,	,565
	11			7,0	097,642	850,679	49	, 336,	853		638	3,91	2	12,	417,	418	70,	341,	,509
	12			6,2	272,420	912,407	43	, 252,	671		494	1,38	0	12,	672,	839	63,	604,	,715
	13			5,7	718,155	1,128,122	38	,476,	775		588	3,05	6	13,	741,	880	59,	652,	, 197

8-3 酒類製成、販売

(1) 酒類製成及び手持数量

				製	成	数	量	等	手 持 数 量
	X	分		製の	ナ アルコール	アルコール	用途変更等	+ + -	一 双 整
					守 ル 仙	分等变更		計	平成14年3月末日現在
				k		kl	kl	kl	kl
清			酒	34,682	-	-	150	34,531	55,510
١.				(33,735	-	-	-	(33,595)	(51,598)
合	成	清	酒	×	×	×	×	×	×
l	٠ >	√甲 乙	類	×	×	×	×	×	×
5	ょう		類	×	×	×	×	×	×
	, ,	計		3,943	18	632	571	4,024	3,253
みビ		IJ	h	8,098	307	-	875	7,530	844
ピ			ル	163,118		-	784	162,334	2,514
		「果実		6,494	80	-	834	5,740	4,265
果ョ	ミ酒類 しゅうしゅう しゅうしん しゅうしん しゅうしん しょうしん しょうしん しょうしん しょうしん しゅうしん しんしん しゅうしん しゅん しゅうしん しゅうしん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん しゅん し	≺ 甘味果実	€酒	710	-	-	6	704	111
		し 計		7,203	80	-	840	6,443	4,377
ا ا	スキー	∫ ウィスキ	トー	×	×	×	×	×	×
	類	イ ブランラ	デー	×	×	×	×	×	×
	- 0	計		×	×	×	×	×	×
スリ	ピリ		類	-	-	-	-	-	66
リリ	キュ	• •	類	•	3,763	-	3,923	9,131	1,347
		一発 泡	酒	92,865	-	-	311	92,554	1,733
雑	酒	√粉末	酒	×	×	×	×	×	×
小圧	/=	その他の	雑 酒	×	×	×	×	×	×
		し、計		92,878	-	-	1,052	91,825	1,982
	合	計		320,512	4,167	632	8,556	316,752	70,424
	大計会				と 東岸44年 2		#000 ~ \# ** #	11 -15	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間の酒類製成の事績 (注) 「清酒」欄の()書は、アルコール度数20度に換算した数量である。

(2) 製成数量の累年比較

	<u> </u>	4K1.	'^ ×^ =	<u> = </u>	分十し	<u>.U+V</u>										
Σ	<u> </u>				分	清	酒	しょうちゅう	ן ע	ル	果	実 酒 類	そ(D 他	合	計
							kl	kl		kl		kl		kl		kl
	平	成	9	年	度		57,925	5,019	354,	244		8,537	23	3,882		449,607
			10				49,286	3,348	261,	440		11,431	130	,876		456,381
			11				46,315	3,226	209,	518		9,782	95	666,	;	364,505
			12				41,322	3,282	189,	051		6,969	82	2,599	;	323,233
			13				34,531	4,024	162,	334		6,443	109	,420		316,752
										1 15 167						

(注) この表は、「(1)酒類製成及び手持数量」の製成数量等の計を累年比較したものである。

- 99 -

(3) 酒類販売(消費)数量

				酒	類	製	造	1	旨	の	移		出	数	星
	X	分	製 (造課税	場 製) 支		の等	売 業	者	小,	5 業 者	消	費	者	計
					kl		kl		kΙ		k	I		kΙ	kl
清合		清	<u> </u>	4	76	1,5	25	31,2	200		11,760)	1,	,401	46,364
合	成	清源	<u> </u>		×		×		×		×			×	×
lı.	ょう		頁		×		×		×		×			×	×
しち	ょうゅう	$\{Z_{1}\}$	頁		×		×		×		×			×	×
		し 計			-		62	4,2	250		213	3		63	4,590
みビ		<i>'</i>	7		×		×		×		×			×	×
٦		/	긷		81	164,7			728		312			427	173,298
ا ــــــــــــــــــــــــــــــــــــ	÷	果実涯			1	7,3			084		39	3		512	8,984
果園	実酒類	甘味果実涯	9		- ,		62		543					292	906
		計			1	7,4		1,6	628		46			805	9,887
ウィ	スキー	∫ ウィスキ-			×		×		×		×			×	×
	類	イ ブランデ- ±±	-		×		X	0 (X		×			X	2 040
_	ピリ	し 計 リッツ業	5		35		34		951		-			19	3,040
スリ	+ =	1/	부 품		2	6 1	3		390		- 7	4		100	397
1.7	т -				26	6,1			962		74 12			180	
				3	05	89,2		16,						367	106,758
雑	酒	→ 粉末 泊			×		×		×		×			×	×
		計	H	2	× 05	89,3	X 13	16,	X 706		× 10			× 369	106,796
	合	計			25	272,4		73,			12,468		2	369	362,508
		П		9	20	212,4	13	13,	JJ 1		12,400	,	٥,	, ၁၀၅	302,300

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの期間の酒類の製造場からの移出及び 販売数量の事績

(4) 県別販売(消費)数量の累年比較

X		分		清 酒	しょうちゅう	ビール	果実酒類	その他	合 計
鳥取県	9 10 11 12 13	年	度	kl 8,380 7,611 7,422 6,777 6,510		28,403 26,477 24,665	656 854 766 720	7,340 9,072 11,270	46,228 45,897 45,784
島根県	9 10 11 12 13	年	度	11,573 10,731 10,250 9,459 9,011	4,340 4,427 4,624 4,788 4,995	35,370 32,692 30,919	1,727 1,533 1,461	9,557 11,401	59,818 58,660 58,030
岡山県	9 10 11 12 13	年	度	19,550 18,181 16,811 15,908 15,208	7,553 7,466 7,582 8,077 8,542	76,103 69,877 63,816	3,222 2,519 2,338	22,001 27,651 32,145	126,971 124,441 122,280

(注) この表は、「(3)酒類販売(消費)数量」の累年比較を県別に示したものである。

販	売	業	者	の	販	売	数	量	平成 14 年 3 月	消費者に対す					
販	売	業	者		消	費		者	31日現在販売	る販売数量計		X	5	ì	
只(人	טט	未	13						業者の手持数量	+					
			kI					kl	kl	kl					
			7,783					63,111							酒酒
			5,528					3,152				成	清		酒
			0,049					9,233				類	Ì .	۰	ぅ
			0,884					33,735				類	しち	よ ゆ	うう
			0,933					42,970				計	J	•	
			4,627					6,832				ľ)		h
			0,396				2	273,751					-		ル
		1	4,523					8,899				実 酒	<u> </u>		
			1,985					1,031			甘 哮	未果実酒	} 果	実涯	雪類
			6,506					9,935				計	Į		
			0,349					5,080)	ィス	± _
			3,224					1,599			ブラ	ランデー	}	1人類	_
		1	3,570					6,678				計 ピ リ	J		
			1,951					970				ピリ	ツ	ツ	類類
			7,769					24,628				キュ	_	ル	類
		31	9,193				1	39,285	9,823	139,652		泡酒)		
			-					-	-	-	粉	末 酒	} 辩	ŧ	酒
			654					491	72		その	他 の 雑 酒	(小P	E	/=
			9,845					39,778		·		計	J .		
		1,20	8,913				5	71,805	51,447	575,174		合	言	t	

X		分		清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	果実酒類	そ の 他	合 計
広島県	9 10 11 12 13	年	度	kl 28,358 25,955 25,592 24,112 22,294	14,593 15,400 15,934	146,943 136,640 127,796	4,309 5,798 5,466 5,069	51,073 59,200	234,513 234,168 232,110
山 口 県	9 10 11 12 13	年	度	14,772 13,642 13,617 12,306 11,495	9,655 10,093 9,918	76,090 71,258 65,165	2,052 2,000 1,748	12,214 19,150 24,081 27,638 36,180	120,592 121,050 116,771
全管計	9 10 11 12 13	年	度	82,633 76,120 73,692 68,562 64,518	38,158 39,858 41,069	362,909 336,944 312,361	13,653 12,284 11,336	60,086 97,274 121,434 141,654 182,710	588,122 584,216 574,975

(5) 税務署別酒類販売(消費)数量

署名		清酒	合成清酒	しょうちゅう	みりん	ビール	果実酒類
	取子吉計	kl 2,728 2,248 1,534 6,510	kl 166 299 71 536	kl 805 1,166 481 2,452	kl 204 296 139 639	kl 9,120 8,229 4,473 21,822	kl 288 299 118 705
松浜出益石大西島大田島根	江田雲田田東郷計	3,183 1,104 2,027 786 462 1,035 414 9,011	170 38 72 29 23 41 2 375	1,567 780 1,150 593 295 426 184 4,995	338 80 193 60 48 63 40 822	9,268 4,255 6,301 2,887 1,531 2,284 1,169 27,695	338 105 724 74 39 73 16 1,369
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	2,111 1,857 900 773 2,653 849 1,983 482 998 557 394 893 758 15,208	99 99 29 33 169 46 75 15 32 12 9 36 20 674	1,267 1,142 488 425 1,868 479 843 279 524 252 265 415 295 8,542	399 204 82 81 278 172 165 43 79 35 18 55 49 1,660	11,860 7,716 2,555 3,076 10,626 2,572 6,147 1,585 3,030 1,334 1,082 2,474 1,819 55,876	529 476 103 62 466 90 178 54 60 24 22 184 48 2,296
竹三尾福府三	東南西北原原道山中次原条市田田計	1,932 1,164 1,888 2,297 1,934 764 1,013 1,334 3,164 835 639 545 1,451 1,483 1,423 428 22,294	133 39 98 80 90 38 35 59 195 24 22 13 46 77 67 67	1,290 999 1,341 2,260 1,255 342 645 811 2,647 705 397 306 785 1,322 1,355 245 16,705	235 257 234 178 218 79 91 128 421 95 38 37 100 174 113 29 2,427	16,169 5,845 11,684 11,502 8,632 2,816 4,125 5,001 16,565 3,662 2,626 1,843 5,247 6,660 7,641 11,422	928 323 662 514 258 73 126 140 584 82 213 38 184 277 285 29 4,716
徳防岩 長柳厚山 光 日 県	関部口 山府国 門井狭計 計	1,932 1,519 1,310 634 1,568 936 1,335 726 468 621 446 11,495	119 81 65 33 68 35 59 33 24 27 4 548	2,106 1,572 1,141 503 1,362 882 1,051 600 400 395 331 10,343	231 180 167 56 193 135 165 81 65 72 36 1,381	10,516 8,307 6,632 2,790 7,854 4,387 7,200 2,806 2,541 2,307 2,021 57,361	313 279 245 50 242 110 184 95 38 52 47 1,655

(注) 「(3)酒類販売(消費)数量」の「消費者に対する販売数量計」を署別に示したものである。

ウィスキー	ブランデー	スピリッツ類	リキュール類	雑 酒	販売(消費) 数量合計	区分署名
kl 174 197 82 453	kl 39 50 22 111	kl 32 34 12 78	kl 768 790 423 1,981	kl 4,526 4,125 2,319 10,970	17,733 9,673 46,256	鳥 取子吉計
216 61 99 38 21 27 15 477	34 17 13 11 7 3 3 88	38 11 17 5 4 4 6 85	649 284 384 212 98 97 55 1,779	4,210 1,856 2,675 1,145 755 833 237 11,711	13,655 5,840 3,283	松浜出益石大西島 大 県 江田雲田田東郷計
238 182 57 46 235 55 110 30 47 18 17 46 24	140 48 12 18 86 13 27 12 12 3 3 10 5	67 38 12 10 52 8 18 5 7 4 2 9 4 236	1,279 998 335 323 1,342 336 667 194 266 111 62 258 176 6,347	5,044 4,840 2,027 1,660 8,203 1,566 2,757 1,072 1,425 421 373 1,437 739 31,564	17,600 6,601 6,507 25,977 6,185 12,970 3,771 6,478 2,771 2,247 5,818 3,937	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡 山山大 山 山 山 中 中 中 中
368 138 198 268 163 28 79 81 273 45 35 23 94 131 149 18 2,091	111 27 47 48 92 8 25 24 107 12 9 4 24 32 33 3606	86 23 38 47 25 9 16 13 80 10 6 3 16 24 20 420	1,096 800 915 1,182 725 211 480 489 1,740 286 190 110 570 770 742 103 10,409	3,526 4,495 4,938 7,916 4,335 921 1,992 2,490 9,064 1,700 1,225 599 3,179 5,148 5,390 560 57,478	14,111 22,045 26,293 17,727 5,287 8,628 10,571 34,839 7,455	広広広 竹三尾短島島島県 原西北 原原道山
231 171 111 36 142 51 98 46 32 30 19 967	79 54 46 10 76 27 70 13 12 19 5 411	30 25 17 5 26 9 26 5 3 4 3 153	955 691 547 146 513 297 461 262 133 149 141 4,295	5,390 4,422 3,298 1,005 4,052 2,485 3,129 2,042 709 1,062 829 28,423	21,902 17,301 13,579 5,267 16,095 9,355 13,777 6,710 4,425 4,738 3,883 117,032	下宇山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 県駅部口 山府国 門井狭計

8-4 酒 類 免 許

(1) 酒類製造免許場数等

		前年度	末 本 左	F 度 末	左のうち試験の	本年度末	本年度末	本年度末
X	分		汝 免 言			製造場数	製造者数	
			易	」。。然 場	場	場場	者	場場
平 成	9 年 度	555		556	19	392	527	308
	10	556		555	24	388	526	309
	11	555		557	31	387	529	281
	12	557		561	41	379	532	279
	13	561		557	49	372	530	276
清 合 成	酒	320		315	6	312	308	54
合 成	清 酒	1		2	1	-	2	17
しょう		1		2	1	1	2	22
しょう		81		76	2	3	76	29
	計	82		78	3	4	78	51
み ビ	ι) <i>ω</i>	15		16	1	8	16	18
الا	- ル	21		22	2	18	19	24
	∫ 果 実 酒	25		24	7	13	21	-
果実酒類	甘味果実酒	9		9	2	2	7	-
	計	34		33	9	15	28	20
ウィスキー類	∫ ウィスキー ブランデ	2		2	1	-	2	-
	く ブランデー 計	5 7		4 6	2	-	3 5	-
	〔	5		6	3 2	2	4	26 -
スピリッツ類	人 に り ツ フ	2		3	1	1	2	_
7.2777	計	7		9	3	3	6	22
リキュ	ール類	57		56	13	9	50	24
	了 発 泡 酒	5		6	1	1	5	-
+4 \ 	人 粉 末 酒	-		1	1	_	1	_
雑 酒	その他の雑酒	12		13	6	2	12	_
	計	17		20	8	3	18	20
合	計	561		557	49	372	530	276
	通じたもの	-		372	17	-	353	58

調査対象 酒税法第7条(酒類の製造免許)の規定により免許を受けた製造場調査時点 平成14年3月31日

- (注) 1 免許場数については、製造免許を受けている酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれ1場として掲げた。
 - 2 「本年度末製造場数」欄には、1製造場で2以上の種類又は品目の酒類を製造している場合には、同期間内に製造数量の最も多かった酒類の欄のみに1場として掲げた。
 - 3 「本年度末製造者数」欄には、本店の所在地において、その製造者が免許を受けている酒類の種類又は品目ごとに1人として掲げた。
 - 4 「各酒類を通じたもの」の行には1製造場で2以上の酒類又は品目の酒類の製造免許を受けている場合でも1場として掲げた。

(2) 酒母及びもろみの製造場数

X	分	-	製	造	場	数
						場
酒	母					11
もろ	み					41

調査時点

平成14年3月31日

(注) 田語の説服

- 酒税法第8条(酒母等の製造免許)の規定により製造免許を受けた場数を掲げた。
- 用語の説明 1 酒母とは、 酵母で含糖物質を発酵させることができるもの 酵母を培養した もので含糖物質を発酵させることができるもの これにこうじを混和したものを いう。
 - 2 もろみとは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

(3) 酒類販売免許場数等

<u>(3) </u>						
		前年度末		度販売	場数	本年度末
	分	的干皮小		販売方法に		千 十 及
	73	販売場数	の条件が付さ		計	販売業者数
			れているもの	_		
		場	場	場	場	者
	√全 酒 類 ビ ー ル		57	365	422	242
	ビール	30	5	24	29	19
販売方法に条件が付されて	洋 酒	137	6	129	135	11
いないもの及び卸売に限る〈	輸出入酒類	30	15	17	32	11
旨の条件が付されているもの	自 製 酒 類	54	21	31	52	5
	その他の酒類	13	2	13	15	9
	合 計	683	106	579	685	297
	/ 全	11,240	-	-	11,255	10,354
	_{:洒} 」特殊のもの	343	-	-	337	84
	_{**} 期收1)	1	-	-	-	-
	類目計	11,584	-	-	11,592	10,438
 販売方法に小売に限る旨の	そ(一般のもの	97	-	-	88	70
	の 特殊のもの	288	-	-	310	219
条件が付されているもの	他」期限付	9	-	-	9	3
	の) みりんだけのもの	738	-	-	672	129
	薬用酒だけのもの	1,080	-	-	1,080	1,075
	類し計	2,212	-	-	2,159	1,496
l	信	13,796	-	-	13,751	11,934
煤 介	業	13	-	-	13	6
理 理	業	-	-	_	-	-

調査時点 平成14年3月31日

(注) 免許が2以上の種類にまたがっている場合は、本年度内における販売数量が最も多かった種別の行にのみ掲げた。

用語の説明

- 1 媒介業とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、 営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 2 代理業とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするかどうかは問わない。

(4) 税務署別製造免許場数、販売免許場数

区分	百 別		製	光計场:	<u>``</u> 造					許	
	清酒	合成	しょう		みりん	ビール	果実	酒類	ウィス	キー類	スピリ
署名		清酒	甲類	乙類			果実酒	甘味果実酒	ウィスキー	ブランデー	スピリッツ
阜 取	場 9	場 -	場 -	場 1	場 -	場 -	場 1	場 -	場 -	場 -	場 -
鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計	8	-	-	3	1	3	-	-	-	-	-
倉吉	10 27	-	-	3	- 1	1 4	2	1	-	-	-
				,	'	7	3	'			
松浜出益石大西島 大田雲田田東郷計	11 6	-	-	6 4	2	1	-	-	-	-	-
出雲	8	-	-	6	-	1	3	1	-	-	-
益 田 石目大田	10 5 6	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-
大 東		-	-	6	-	-	1	-	-	-	-
	1 47	-	-	1 25	- 3	- 2	- 5	- 2	-	-	-
				20	J		O	_			
岡岡西児倉玉 山山大 東西寺島敷島	2 5 5	-	-	1	- -	1 1	- 1	-	-	-	1
	5	-	-	1	1	-		-	-	-	-
児 島 食 勢	6 11	-	-	1 2		- 1	- 1	- 1	-	-	- 1
玉島	14	-	-	7	4	-	2	1	-	-	-
津 山 玉 野	12 1	-	-	2	-	1	-	-	-	-	-
笠岡	4	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-
局 采 新 見	8 1	-	-	3 1	- 1	-	- 1	-	-	-	-
瀬	9	-	-	3	-	2	3	1	-	1	1
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大 県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	4 82	-	-	1 22	6	6	1 10	3	-	1	3
忘忘忘忘 島島島島 東南西北	1 2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
広広広広 島島島 島 北	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
広島北	10 14	-	-	1 3	-	- 1	-	-	-	-	-
竹一原	6	-	-	2	2	-	1	-	-	-	-
二 原屋 道	3 4	-	-	1 1	-	-	-	-	-	-	1 -
竹三尾 福府	5 5	-	-	1	2	1	-	1	-	-	-
		-	-	1	-	- 1	1	-	-	-	-
庄原	4 5	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廿日市	5	1	1	2	1	-	1	1	1	1	1 1
海田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	16 5 2 4	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
R三庄西廿海吉広 日 島 島 県	87	2	2	14	6	6	4	3	2	2	3
	4	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-
下 関 宇 部 山 口	4 4	-	-	1	-	- 1	1	-	-	1	-
秘	13	-	-	-	-	2	-	_	_	-	-
徳加府日	14 5	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-
岩山国	5 7	-	-	2	-	1	-	_	-	-	-
	4 4	-	-	-	-	-	-	-	-		-
柳井	5	-	-	-	-	-	-	_	-	-	-
元 長 門 柳 井 厚 狭 山口県計	8 72	-	-	1 8		- 4	1 2	-	-	- 1	-
			_			·			_	'	
全管計	315	2		76 . 乃7 Ñ	16	22 西類販売6	24	9	2	4	6

(注) 「(1)酒類製造免許場数等」及び「(3)酒類販売免許場数等」を署別に示したものである。

	場		数				販	<u></u>	 免	<u></u>	区分
ッツ類	リキュール類	雑		酒	合 計	製造場数	卸	売 業	小,		
原料用アルコール		発泡酒	粉末酒	その他雑酒				販売場数	販売業者数		署名
場 - - -	場 1 1 1 3	場 - - -	場 - - -	場 - 1 - 1	場 12 17 18 47	11	場 12 9 8 29	24 9	場 336 345 209 890	場 441 453 258 1,152	鳥 取 米 子 倉 吉 鳥取県計
- - - - -	2 - 1 1 2 - - 6	1 - 1 - - - 2		2 - 1 3	25 11 22 15 7 13 2 95	14 11 5 7	8 5 7 8 3 2 1 34	13 12 13 7 3	369 296 294 199 126 155 101 1,540	448 316 346 211 136 172 113 1,742	松浜出益石大西島根土田雲田田東郷計
- - - - - - - - -	1 1 1 3 6 2 - - 2 2 - 6 2 2 2 2	1		1 2 1 5	7 9 8 7 21 36 18 1 5 27 8 165	13 20 12 1 4 8 3 14 5	3 6 2 - 7 8 6 - 7 4 2 5 6 6	27 21 4 12 10 23 1 7 5 3 8	291 354 156 150 441 203 489 121 249 105 221 155 3,104	326 438 162 165 536 230 517 127 267 171 113 248 166 3,466	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山大県東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
- - - - - - - 1 1 1	- - 1 2 - 4 - 1 3 3 - - 14	- - - - - - - 1 1	1	1 3	2 2 1 11 19 13 5 5 15 6 8 5 34 19 3 4 152	1 10 15 9 3 4 10 5 7 5 17 5 3 4	5 5 21 8 12 13 6 8 9 5 2 4 4 9 3 5 119	18 38 16 40 14 9 44 20 8 2 4 7 26 7	183 197 264 333 397 223 215 337 483 233 137 110 169 302 218 105 3,906	256 220 322 454 431 268 257 339	広広広広 竹島島島島県 東南西北 原
- - - 1 1 - - - 1	2 1 1 1 2 - - 2 9	- - - - - - - - -		- 1 - - - - - 1 1	7 9 7 16 18 6 10 4 4 5 12 98	4 6 15 14 6 7 4 4 5 9	5 8 9 7 5 4 7 4 2 4 59	18 18 7 15 16 8 4 6 7	399 261 198 195 305 186 294 207 159 162 128 2,494	478 313 264 211 345 193 326	下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県関部口 山府国 門井狭計

9~15 消費税・酒税以外の間接税

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの消費税、酒税以外の間接税の申告又は処理による課税事績を示したものである。

9 たばこ税及びたばこ特別税

たばこ税及びたばこ特別税は、紙巻たばこ等の製造たばこに対して課税される。

たばこ税及びたばこ特別税の税率 1 喫煙用の製造たばこ 第 1 種 (紙巻きたばこ) (たばこ税) 第 2 種 (パイプたばこ)し 1.000本につき2.716円 1 g を 1 本に換算して (たばこ特別税) 第3種(葉巻たばこ)」 (4) 第4種(刻みたばこ) 1,000本につき 820円 2 かみ用の製造たばこ 2 g を 1 本に換算し 3 かぎ用の製造たばこ 1,000本につき3,536円 4 旧3級品の紙巻たばこ・・・ (たばこ税) 1,000本につき1,289円 (たばこ特別税) 1,000本につき 389円 (計) 1,000本につき1,678円

10 印 紙 税

印紙税は、流通取引に関連して作成される文書に対して課税される。

티스	:梲は、流通取引	こ関理して作	ト放され	る又書	に対し) (i	: 果木	兄さ	กล	5.
[-	紙			の	_	 ;	税	·····································
[一般	という とうない とうない とうない こうしゅう こうしゅう こうしゅう こうしゅう ひんしゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう			いて掲	げた]					却 <i>你</i>
	不動産等の譲渡、 関する契約書	消賀貞信、1	里达に「			•	•			契約金額により 200円~600,000円 (契約金額1万円未満は非課税)
1	不動産の譲渡契約書で を超えるものについては									
2	請負契約書									契約金額により 200円~600,000円
4	建設工事に係る請負契 1,000万円を超えるものに 減されている。									(契約金額1万円未満は非課税)
3	約束手形、為替手	一形 ・・・				•				手形金額により 200円~200,000円
										(手形金額10万円未満は非課税)
4	株券、出資証券、	社債券、受益	証券・			•	•			券面金額により 200円~20,000円
5	預貯金証証、保険	註券、信用》	犬等 ・			•	•			1通につき 200円
6	配当金領収証、配	当金振込通	知書・			•	•			配当金額3,000円以上の場合 200円 (配当金額3,000円未満は非課税)
ļ										
7 -	金銭、有価証券の するもの)受取書で営	業に関・			•	•			受取金額により 200円~200,000円 (受取金額3万円未満は非課税)
8	預貯金通帳、信訊	:通帳、掛金)	通帳 ·			•	•			1冊・1年につき 200円
9	判取帳 ・・・					•	•			1冊・1年につき 4,000円

11 揮発油税及び地方道路税

揮発油税及び地方道路税は、揮発油に対して課税される。

揮発油とは、温度15度において0.8017を超えない比重を有する炭化水素油(炭化水素を主 成分とし、温度15度及び1気圧において液状のもの)をいう。

揮発油税及び地方道路税の税率

揮発油1klにつき

油 ガス税

石油ガス税は、自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスに対して課税される。

石油ガス税の税

課 税 石 油 ガ ス 1kg に つ き・・・・・・・・ 17円50銭

13 石 油

石油税は、原油の採取場から移出する原油又はガス状炭化水素及び保税地域から引き取る 原油、石油製品並びにガス状炭化水素に対して課税される。

石 油 税 の 税 率

- 1 原油・輸入石油製品1klにつき ・・・・・・・・ 2.040円

14 航 空 機 燃 料 税

航空機燃料税は、航空機に積み込まれる航空機燃料に対して課税される。

航空機燃料税の税率

航 空 機 燃 料 1kl に つ き・・・・・・・・26,000円 ただし、沖縄路線航空機 特定離島路線航空機

15 電源開発促進税

電源開発促進税は、一般電気事業者が販売する販売電気に対して課税される。

電源開発促進税の税率

販売電気1,000kw時につき・・・・・・・・ 445円

9 たばこ税及びたばこ特別税

(1) 課税状況

(' '	X		分		課税標準金額(数量)	税額
紙	巻	た	ば	٦	千本 13,848,759	千円 48,337,349
パ・	イ :	プ †	: ば	٦	391	1,382
葉	巻	た	ば	٦	1,069	3,776
刻	み	た	ば	٦	20	68
かみ	₽用の)製	造たに	にこ	-	-
かぎ	∄∄∉)製	造たに	に	-	-
税		額		計	-	48,342,574
手:	持占	品言	果税	額	-	-
合	計		税	額	-	48,342,574
控	除		税	額	-	120,924
差	引		税	額	-	48,221,647
加拿	算∫	過	少 申	告	-	-
税額	預し	無	申	告	-	-
課	税		人	員		78 人
還	付		金	額		224,502 千円
納其	期限	延	長 税	額		-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 製造場数

	X	ار	ì	場	数	
製	(製油	造たばこ	製造場			場 4
造	原	料事	務 所			2
場	くそ	の	他			1
法	定	製i	告 場			20
	合	言	ŀ			27

10 印 紙 税

(1) 課税状況

	X		分		税	額		納	税	人	員	関(系条	₹文
税	ED	押	な	つ		1,	千円 676				人 98	第	9	条
印紙	税納付計	器の使用	用による:	もの		681,	134				1,193	第	10	条
書	式	j	表	示		2,768,	284				5,600	第	11	条
預金	通帳の一層	定時納尔	寸による	もの		2,974,	704				46	第	12	条
		計				6,425,	798				6,937			
充	当	7	税	額		20,	030				-			
差		引		計		6,405,	768				-			
		(過	少 申	告			9				-			
加	算 税	無	申	告			77				-			
			重				-				- <i>U</i> +			
過		怠		税		370,	890				件 1,018			
還	付	Í	金	額		42,	038				-			
印糸	氏税納付	計器	設置者	首数							390	人		
印約	氏税納付	計器	設置台	数							547	台		

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の印紙税の現金納付による事績 (注) 印紙税は、原則として証書や帳簿に相当額の印紙をちょう付して納税することになって いるが、株券、債券等のように一時に多数の課税物件を作成する場合等においては、印紙 ちょう付の手数を省くため、例外的に相当額を現金で納付することを認めている。 この場合、 課税物件に政府の定める書式による表示をするものを「書式表示」といい、 税印の押なつを受けることを「税印押なつ」という。

(2) 課税状況の累年比較

区分	書式表示	印紙税納付 計器使用分	預金通帳の 一定時納付	その6	也計	納付人員
	千円	千円	千円	Ŧ	一円 千円	人
平成9年度	2,667,058	989,993	2,868,973	2,47	76 6,528,499	7,876
10	2,641,887	881,786	2,901,504	1,46	6,426,642	7,606
11	2,774,740	803,662	2,903,306	1,45	6,483,162	7,476
12	2,827,095	749,352	2,904,710	1,94	41 6,483,098	7,240
13	2,768,284	681,134	2,974,704	1,67	76 6,425,798	6,937

(注) この表は、「(1)課税状況」の累年比較を示したものである。

11 揮発油税及び地方道路税

(1) 課税状況

	X		分			数 量	税	額
平	成	9 10 11 12 13	年		度	kl 7,724,087 7,907,742 7,887,745 7,921,051 8,420,209		千円 415,555,854 425,436,493 424,360,555 426,152,557 453,007,171
移欠場用	減 控 内 消	引取	余 貴	数 数 数 数	量量	8,535,368 115,228 69 - 8,420,209		- - - - 453,007,171
控差 加 合	除 算 税	引 {	税 過 無	少申 申	額計告告計	- - - - -		16,548 452,990,621 - 452,990,621
課還納	税付期限	延	人金長	税	員額額	I 日 1 日から平成1/年 2 日21日丰7	97 - 73,439,832	人 千円 千円

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

12 石 油 ガ ス 税

(1) 課税状況

	X		分		重量	税額
平	成	9 10 11 12 13	年	度	t 86,398 83,604 83,619 82,125 80,708	千円 1,511,430 1,463,045 1,463,312 1,436,466 1,402,408
控 差	出 (ē 除 算 税	引 引 {	税	重 量額計以申告計	80,708 - - - - 80,708	1,402,408 2,151 1,400,146 - 51 1,400,196
課還納	税 付 期 限	延	人金長	員 額 税 額		2,329 人 - 千円 2,223 千円

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

13 石 油 税

(1) 課税状況

		X		分	,		数量		税	額	
原石ガ 控差 加 合	ス 算	油状除税	炭計 引 {	製化 税 過無	水少申	油品素 額計告告計		1 - - t - - - -			千円
課還納	期	税 付 限	延	人金長	税	員額額				人 千円 千円	

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

_ ` ` `		
区分	原油ガ	ス状炭化水素
	場	場
特例承認に係る納税は		-
特 例 承 認 に 係 る 納 税 b そ の 他 の 納 税 b 未 納 税 蔵 置 b	-	-
	- 1	2
I	- -	2
		2

14 航空機燃料税

(1) 課税状況

区分	数量	税額
平 成 9 年 度 10 11 12	kl 110,313 120,050 112,965 122,061	千円 2,785,073 2,995,965 2,814,598 3,029,440
13 積込数量及び税額	134,370 134,370	3,356,584 3,356,584 183,404
控 除 税 額 差 引 計 過少申告 無 申 加 算 税	- - -	3,173,180 - -
合計	-	3,173,180

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

	X	分	納和	说 地 数
特 例 そ の	<i>4</i> 4 ∫ ;	に 係 る も の ^{定期運送事業者に係るもの} そ の 他 の も の 計		場 29 11 13 53

15 電源開発促進税

(1) 課税状況

区分	数量	税額
平 成 9 年 度	千kw時 53,702,977	千円 23,897,824
10	53,572,280	23,839,664
11	54,296,417	24,161,905
12	56,420,218	25,106,993
13	55,476,084	24,686,857
版 従量料金制の供給販売電気 売	54,970,593	-
販売電気 売電 気の電 計量自家使用販売電気 力 推計自家使用販売電気	317,364	-
の 計量自家使用販売電気	165,153	-
刀 量 推計自家使用販売電気	22,974	-
計	55,476,084	24,686,857
加 一 過 少 申 告	-	-
算 全 無 申 告	-	-
税重	-	-
合 計	-	24,686,857
課税人員		12

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理による課税事績

(2) 関係場数

` '										
		X		分	•			人	員	
_	般	電	気	事	業	者				人 1

第編徴収

16国税徴収17国税滞納18還付金19国税振替納税

16~19 徴収関係各表

統計表を見るに当たって

この章は、平成13年度における国税の徴収、滞納等の事績を示したものである。

16 国 税 徴 収

1 国税徴収

国税の徴収決定済額、収納済額、収納未済額等の状況を示す。

(1) 徴収決定済額

納税事務の確定した国税で、その事実の確認(徴収決定)を終了した金額

(2) 収 納 済 額 収納された国税の金額

(3) 不納欠損額

滞納処分の停止後3年経過及び消滅時効の完成等の理由により納税義務が消滅 した国税の金額

(4) 収納未済額

徴収決定済額のうち収納又は不納欠損を終了しない金額

(注)関係計数については、次のとおりである。

徴収決定済額 - (収納済額 + 不納欠損額) = 収納未済額

- 2 物納及び年賦延納
- (1) 物納

相続税の物納について申請、許可、収納等の状況を示す。

イ 収納済額

国に完全に所有権が移転された物納財産の金額

口 引継額

収納済の物納財産を財務局へ引き渡した金額

(注)関係計数については、次のとおりである。

許可額(本書) + 前年度収納未済額 - 収納済額(本書) = 収納未済額 前年度引継未済額 + 収納済額 - 引継額 = 引継未済額 収納済額(本書及び外書) + 前年度引継未済額 - 引継額 = 引継未済額

(2) 年 賦 延 納

相続税法第38条の規定による相続税及び贈与税の年賦延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許可、収納等の状況を示す。

(注)関係計数については、次のとおりである。

(前年度許可未済額 + 本年度申請額) - (取下・却下等の額 + 許可額) = 許可未済額 徴収決定済額 = 前年度繰越収納未済額 + 前年度繰越延納額 + 本年度許可額 - 許可取消額等 - 徴収決定未済額

17 国 税 滞 納

滞納の繰越、新規発生、処理等の状況を示す。

滞納処分

納税者が納付すべき国税を納付の期限までに完納しない場合において、その者の財産を差し押さえ、その差押財産を換価して換価代金から国税を徴収する一連の強制執行手続

(注)関係計数については次のとおりである。

期首滞納+新規発生滞納-整理済滞納=整理中の滞納

18 還 付 金

還付金支払決定の状況を示す。

還 付 金

年税額により予定納税額や中間納付税額等が過大になる場合、税額控除の際に 控除不足が生じる場合、あるいは純損失の繰戻しが行われる場合等により国税を 還付する金額

19 国税振替納税

振替納税利用状況を示す。

振 替 納 税

税金を納付する一方法で、税務署から納税者名義の納付書をその納税者が預貯金口座を有する金融機関に送付し、金融機関が納税者の口座から納税者に代わって税金を納付する仕組みである。納付後の領収書は、日本銀行から金融機関が受領し、その金融機関から納税者に直接送付する制度

16 国 税 徴 収

16 - 1 国税徴収状況

(1) 国税徴収状況

(1)	. – 17		4X1/\	分	徴		収		決	定			額	収			幺	内		氵	ż i		額
X				חׁ	本	年	度	分	繰	越	分	計		本	年	度	分	繰	越	分		計	
							Ŧ	行円		千	円		千円			=	行円		=	千円		Ξ	千円
平	成	9	年	度	2,5	539,	410,	557	104	,847,50	05	2,644,2	58,061	2,	459,	180,	190	58	,863	,031	2,518	,043,	, 221
		10			2,4	410,	913,	740	121	,416,9	11	2,532,3	30,651	2,	332,	578,	133	75	,972	,882	2,408	, 551 ,	,015
		11			2,3	328,	367,	839	110	, 150 , 50	67	2,438,5	18,405	2,	251,	861,	780	64	,113	,774	2,315	,975,	,554
		12			2,5	572,	139,	087	109	,884,4	54	2,682,0	23,541	2,	502,	093,	681	64	,545	,440	2,566	,639,	,121
		13			2,4	443,	944,	246	102	,111,9	75	2,546,0	6,221	2,	372,	635,	041	59	,062	,556	2,431	,697,	,597
所	: (}	原身	見所得	寻税	7	764,	646,	119	10	,629,5	56	775,2	75,675		761,	805,	512	3	,029	,633	764	, 835 ,	, 145
得	ا } ⊦	申告	所得	寻税	,	124,	610,	125	18	,539,8	10	143,1	19,935		119,	002,	478	4	,096	,982	123	,099,	, 460
税	. [計		8	889,	256,	244	29	, 169 , 30	66	918,4	25,610		880,	807,	990	7	,126	,615	887	, 934 ,	, 605
法		人		税	3	372,	268,	799	9	, 189 , 14	46	381,4	7,944		369,	411,	540	2	,935	, 934	372	, 347 ,	, 474
相		続		税		58,	272,	659	7	,316,4	15	65,58	39,074		50,	056,	390	1	,872	,943	51	,929,	, 333
地		価		税				-		26,40	09	:	26,409				-			-			-
消		費		税			86,	755	1	,797,12	20	1,8	33,875			70,	119		206	,501		276,	,620
消費	貴税 及	地力	方消酮	貴税	Ę	521,	841,	430	20	, 225 , 6	71	542,0	67,101		507,	855,	532	12	,658	,598	520	,514,	, 131
酒				税		59,	665,	296		43,0	36	59,70	08,332		59,	641,	082		15	,885	59	, 656 ,	,967
た	ば		こ	税				7			-		7				7			-			7
たば	こ税及	たに	ばこ特	別 税		47,	595,	299		1,2	14	47,5	96,513		47,	595,	299			823	47	, 596 ,	, 122
石		油		税			1,	817			-		1,817			1,	817			-		1,	,817
石 油	税及石	油監	福時 特	別税				-			-		-				-			-			-
取	引		所	税				-			-		-				-			-			-
有值	価証	券.	取引	梯				-			-		-				-			-			-
日本	本銀 彳	亍券	発行	ī 税				-			-		-				-			-			-
旧				税				-		83,2	37	1	33,237				-			450			450
電流	原開	発	促進	税		24,	604,	153			-	24,60	04,153		24,	604,	153			-	24	,604,	, 153
揮発	油税	及地	方道	路税	4	456,	445,	900	34	,219,28	82	490,60	55,182		418,	774,	786	34	,219	,282	452	, 994 ,	,068
石	油	ガ	ス	税		1,	412,	725		10,8	02	1,4	23,527		1,	405,	928		10	,416	1	,416,	, 344
自	動す	₫ ₫	量	税				-			-		-				-			-			-
航	空模	幾 烷	然 料	税		3,	179,	677		(60	3,1	79,736		3,	179,	677			60	3	, 179 ,	,736
印	紙		収	λ		9,	313,	486		30,2	17	9,3	13,703		9,	230,	722		15	,049	9	, 245 ,	,771
L	合		計		2,4	443,	944,	246	102	,111,9	75	2,546,0	56,221	2,	372,	635,	041	59	,062	,556	2,431	,697,	,597

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

⁽注) 1

[「]税目」の区分は、国税収納金整理資金受入科目の区分による。 「徴収決定済額」には、還付加算金充当済額(還付加算金を未納の国税に充当した 金額)を含む。

^{3 「}相続税」には、贈与税を含む。

不	納	,	欠		損		額	収		糾]		未		済		額	▽					
本	年 度 分	繰	越	分		計		本	年	度:	分系	喿	越	分		計		X				5	ו
	千円		1	千円		11	千円			千	ŋ			千円			千円						
	44,734	4	798	,524	4	4,843	, 258		80,1	185,6	33	41	, 185	5,949	121	, 371	,582	平	成	9	白	三 月	逶
	40,111	4	658	,243	4	4,698	, 354		78,2	295,49	96	40	,785	5,786	119	,081	,282			10)		
	135,375	6	304	, 171	(6,439	, 546		76,3	370,68	34	39	,732	2,621	116	, 103	,305			1	1		
	155,608	6	849	,511	-	7,005	, 119		69,8	389,79	98	38	,489	502,	108	,379	,300			12	2		
	258,771	4	734	,809	4	4,993	, 580		71,0	050,4	34	38	,314	4,611	109	, 365	,044			13	3		
	59,413	1	318	, 856		1,378	, 269		2,7	781,19	94	6	, 281	1,067	9	,062	, 261	源:	泉所	得和	ž)	所	
	176	1	080	,987		1,081	, 163		5,6	607,4	71	13	, 361	1,841	18	,969	,312	申	告所	得和	ž }	得	
	59,589	2	399	,842	2	2,459	, 432		8,3	388,60	35	19	,642	2,908	28	,031	,573		計		J	税	
	29,749		919	,521		949	, 270		2,8	327,5°	10	5	, 333	3,691	8	, 161	, 201	法		人		私	ź
	0		23	,521		23	,521		8,2	216,20	69	5	,419	9,952	13	, 636	, 221	相		紉	Ē	私	兑
	-		2	,939		2	, 939				-		23	3,470		23	, 470	地		偛	5	利	ź
	102		433	,402		433	,504			16,5	34	1	, 157	7,217	1	, 173	,751	消		費	Ī	私	ź
	168,891		949	,913		1,118	, 805		13,8	317,00)7	6	,617	7,159	20	, 434	,166	消	費税	及地	方洋	費	兑
	-			562			562			24,2	14		26	5,590		50	,804	酒				利	ź
	-			-			-				-			-			-	た	1	ば	ت	私	ź
	-			-			-				-			391			391	たは	ばこ税	及た	ばこ	特別	棁
	-			-			-				-			-			-	石		泊	Ħ	私	ź
	-			-			-				-			-			-	石油	税 及	石油	臨時	特別	税
	-			-			-				-			-			-	取	=	;	所	私	ź
	-			-			-				-			-			-	有	価訁	正差	,取	引和	ź
	-			-			-							-			-	日	本銀	行	券発	行和	ź
	-		2	, 934		2	, 934				-		79	9,853		79	,853	旧				私	ź
	-			-			-							-			-	電	源景	見到	经	進和	ź
	-			-			-		37,6	671,1°	14			-	37	,671	, 114	揮犭	能油 和	说及:	地方i	道路	兑
	-			-			-			6,79	96			386		7	, 183	石	油	t	〕フ	く 利	之
	-			-			-				-			-			-	自	動	車	重量	量利	ź
	-			-			-				-			-			-	航	空	機	燃光	料和	ź
	439		2	, 175		2	,614			82,32	25		12	2,993		95	,318	印	幺	Æ	収)	
	258,771	4	734	,809	4	4,993	, 580		71,0	050,43	34	38	,314	1,611	109	, 365	,044		台	i	計		

(2) 税務署別国税徴収状況

		ョからればれるか 源		得	税	申 告	 5 所	得	税
署名	á	徴収決定済額				徴収決定済額		額収	
鳥米倉県取県	取子吉計	千円 18,294,434 12,569,715 4,477,406 35,341,555	18,191,46 12,393,77 4,446,06 35,031,30	刊 i8 '0 i5	千円 101,637 172,694 30,991 305,322	千円	3,260,5 3,225,4 1,233,5	-円 906 407 995	千円 261,361 311,933 54,845 628,139
松浜出益石大西島大田島根	江田雲田田東郷計	53,653,783 4,511,446 7,649,928 2,941,809 1,503,815 2,212,731 1,133,044 73,606,555	53,563,77 4,491,13 7,629,86 2,915,49 1,501,19 2,210,69 1,130,30 73,442,44	36 51 92 91 90	86,183 19,983 19,597 26,317 2,624 2,041 2,744 159,489	1,370,312 2,730,932 1,051,345 484,024 858,946 282,124	1,320, 2,625, 1,014, 472, 827, 277,	632 390 751 434 700 638	222,315 44,927 101,702 33,532 11,590 30,301 4,390 448,757
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山山上	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計	101,094,351 24,414,878 4,470,795 4,128,331 22,797,960 4,058,677 8,252,077 3,043,239 5,143,063 2,480,026 1,306,788 4,876,123 1,818,005 187,884,314	100,737,46 24,173,44 4,435,23 4,115,76 22,484,05 4,041,21 8,205,56 3,031,07 5,106,30 2,472,34 1,302,55 4,824,30 1,810,64 186,739,97	15 35 35 39 6 6 32 77 33 16 55 57 13	353,800 232,879 35,041 9,373 311,594 15,267 42,341 11,482 36,327 7,651 4,070 48,311 6,645 1,114,782	1,324,431 1,393,037 6,011,091 1,674,907 2,430,578 795,472 1,247,013 474,861 380,523 1,149,040	1,263,4 1,318,6 5,379,1 1,467,2 2,349,7 750,1 1,174,4 464,371,1	045 584 678 299 206 790 817 059 494 014 667	632,510 454,874 56,879 70,664 612,820 206,874 77,357 43,301 70,678 10,367 9,263 56,427 25,446 2,327,459
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広島島島島呉 日 県	東南西北原原道山中次原条市田田計	154,941,404 13,020,681 43,012,383 12,656,196 16,051,120 3,091,489 6,286,242 7,716,697 29,030,951 5,998,747 2,742,860 1,712,732 8,839,966 10,473,999 15,653,149 1,379,459 332,608,072	154,531,42 12,897,58 42,590,24 12,288,14 15,944,43 3,053,56 6,207,75 7,627,67 28,711,36 5,936,39 2,728,03 1,708,91 8,769,80 10,295,11 15,570,81 1,370,24 330,231,53	39 18 16 34 52 57 79 50 88 98 77 76 66 610	401,927 117,804 415,810 349,500 104,246 37,927 77,414 83,863 311,077 58,929 12,692 3,815 70,147 173,757 73,246 7,915 2,300,069	3,785,052 7,984,424 7,402,461 4,565,415 993,662 1,429,544 2,625,303 7,429,727 1,725,078	3,650, 7,296, 6,742, 4,358, 911, 1,326, 2,464, 6,689, 1,626,	380 592 821 737 331 503 793 346 809 973 146 391 040 902 394	475,647 128,793 662,469 640,830 204,104 79,347 94,918 154,729 702,626 97,828 40,490 15,854 207,368 360,400 159,645 26,658 4,051,705
下宇山 徳防岩 長柳厚山萩 光 県	関部口 山府国 門井狭計	61,459,943 13,570,342 22,688,614 2,492,933 13,906,504 5,348,554 9,233,489 3,780,183 1,939,844 2,335,413 2,312,437 139,068,255	61,289,77 13,497,91 22,635,16 2,478,55 13,782,71 5,266,41 9,150,28 3,771,50 1,934,51 2,323,24 2,301,30 138,431,40	3 69 57 9 9 9 84 8 8 12 93	162,041 69,523 53,386 12,174 120,132 81,457 83,115 8,470 5,325 12,170 11,040 618,833	4,659,464 3,842,106 2,914,236 880,814 3,682,383 1,984,622 2,719,312 1,132,959 724,429 994,343 591,603 24,126,272	4,115,3 3,628,2,725,8 854,3 3,285,1 1,843,2 2,452,1 1,082,9 693,9 953,5 537,2 22,173,4	326 872 412 515 483 901 559 323 549 927 460	541,544 208,228 178,244 26,380 386,353 138,340 261,817 49,527 30,922 39,103 50,401 1,910,859
局引受	分	6,766,923	958,48	32	4,563,766	11,000,209	692,	867	9,602,393
全管	<u>計</u>	775,275,675	764,835,14 11以状況 、を実		9,062,261	143,149,935	123,099,4	460	18,969,312

⁽注) 1 「(1) 国税徴収状況」を署別に示したものである。

² 本年分と繰越分の合計税額を揚げた。

^{3 「}局引受分」とは、国税の徴収を税務署から広島国税局に引き継いだものである。

法	人	 税	相	 続	 税	
徴収決定済額			徴収決定済額			署名
千円 8,303,008 7,611,876 1,968,791 17,883,675	千円 8,242,199 7,508,479 1,958,82 17,709,499	千円 6 60,982 103,112 9,970	千円 1,506,757 912,939 880,542	千円 1,328,507 861,112 703,090 2,892,709	千円 178,250 51,827 177,452	鳥 取米 子
17,025,357 2,684,339 8,362,222 1,643,547 1,058,847 2,328,610 526,054 33,628,975	16,919,28 2,674,229 8,302,599 1,635,662 1,051,790 2,328,340 525,866 33,437,78	10,082 59,623 7,885 7,057 6 264 186	212,169 567,469 111,034 171,190 92,332 14,678	92,124 14,678	208	浜 田 出 雲 益 田 石 見 大 田
29,595,948 15,353,688 3,147,380 3,096,118 11,766,106 3,549,158 6,049,237 1,552,051 7,230,234 1,159,187 1,181,923 2,403,488 833,959 86,918,477	29,363,80 15,231,36 3,136,47 3,091,05 11,696,78 3,541,25 6,017,27 1,549,84 7,219,71 1,150,89 1,178,77 2,362,41 829,80 86,369,45	232,060 120,869 10,608 4,619 68,955 7,901 31,607 1,755 10,522 8,295 3,153 2,41,076 4,150	3,192,351 3,082,474 459,629 329,255 3,169,015 493,695 624,709 214,524 1,016,802 162,644 140,724 270,246 112,839	2,692,403 2,440,114 399,587 276,956 2,590,457 473,000 610,853 199,934 1,007,865 159,460 133,396 263,342 97,835	499,948 642,359 60,042 52,298 578,558 20,695 13,857 14,590 8,938 3,184 7,329 6,904 15,003 1,923,704	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久山山大東西寺島敷島山野岡梁見戸世
23,837,177 11,880,033 34,394,633 8,353,220 5,805,070 1,758,612 3,979,048 4,224,840 21,581,975 5,213,423 1,285,968 1,114,068 11,087,490 5,616,951 6,224,271 750,209 147,106,989	23,700,694 11,784,697 34,189,163 8,286,816 5,752,644 1,745,803 3,969,114 4,208,462 21,405,863 5,203,322 1,280,716 1,110,679 11,065,033 5,563,832 6,188,656 742,447 146,197,947	95,302 204,656 64,372 52,198 12,717 9,742 15,946 175,845 10,065 5,252 3,389 22,454 253,001 35,446 7,762	3,152,916 6,538,292 4,961,156 1,635,005 283,287 645,287 940,027 4,731,761 1,044,788 285,059 124,943 1,407,456 2,976,609 1,812,618 28,048	624,873 3,101,145 825,967	275,971 983,810 1,935,039 1,779,723 52,200 4,821 23,656 315,154 1,629,801 218,085 16,697 734 351,146 528,672 89,252 707 8,205,468	広広広 竹三尾福府三庄西廿海島島島呉 日南西北 原原道山中次原条市田
12,531,071 13,492,829 38,355,185 1,392,769 9,605,432 2,651,415 3,733,064 1,775,059 930,844 1,242,794 1,168,744 86,879,207	12,455,699 13,457,546 38,319,589 1,387,226 9,576,870 2,639,947 3,696,872 1,745,054 926,670 1,239,399 1,167,150 86,612,027	35,284 35,600 5,541 28,511 11,048 2 36,192 30,005 3,340 3,399 1,588	1,047,342 1,086,896 263,507 1,732,689 1,185,644 2,231,935 272,997 120,866 751,237 155,000	1,812,764 1,008,103 997,587 238,219 1,696,283 1,097,859 2,004,723 272,888 112,085 595,214 140,629 9,976,353	343,490 39,239 89,310 25,288 36,396 87,785 227,212 109 8,781 156,023 13,662 1,027,294	宇山 徳防岩 長柳部口 山府国 門井
9,040,621	2,020,773	6,081,679	2,518,492	521,578	1,975,670	局引受分
381,457,944	372,347,474	8,161,201	65,589,074	51,929,333	13,636,221	全 管 計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

(2)	170373	音別国祝取収1人 その	他の直	接	税	直 接	 税 :	計
署	名							
		徴収決定済額		収納		徴収決定済額 4		収納未済額 千円
皀	田口	千円	千円		千円	千円 31,627,981	千円 31,023,076	十日 602,230
鳥米	取 子	_	-		_	24,682,487	23,988,769	639,566
倉	善	-	-		-	8,626,305	8,341,972	273,258
鳥取	吉 引果計	-	-		-	64,936,774	63,353,817	1,515,054
						75 040 000	75 440 047	400.000
松浜出益石大西島界	江	· -	-		-	75,916,238	75,419,847	490,686
出出	芸田田	-	-		-	8,778,265 19,310,551	8,692,799 19,110,801	80,358 195,439
選	五	1 -	-		_ [5,747,735	5,676,939	67,734
胃胃	大田	_	_		_	3,217,875	3,196,355	21,521
[天]	(東	-	-		-	5,492,618	5,458,860	32,813
西	细	-	-		-	1,955,899	1,948,484	7,320
島根	県計	-	-		-	120,419,182	119,504,084	895,872
<u> </u>	=					440 740 000	400 007 000	4 740 047
岡西児倉玉津玉笠高新	山山大東西寺島	-	- -		-	140,740,986 49,496,302	138,997,296 48,026,964	1,718,317 1,450,980
	大 寺	_	-		[]	9,402,236	9,234,882	162,570
[[] (_	_		_	8,946,741	8,802,450	136,954
倉	敷島	-	-		-	43,744,172	42,150,599	1,571,927
玉		-	-		-	9,776,437	9,522,680	250,737
津	Щ	-	-		-	17,356,601	17,183,481	165,161
玉	野	-	-		-	5,605,285	5,531,668	71,128
\\	道	-	-		-	14,637,113	14,507,939	126,465
向	将	-	-		-	4,276,719	4,247,192	29,497
瀬	阿梁見戸世		-			3,009,959 8,698,898	2,985,735 8,541,729	23,814 152,719
久	 		-		_	3,317,103	3,264,738	51,245
岡山	」県計		-		-	319,008,551	312,997,354	5,911,514
	島東島南	-	-		-	187,589,094	186,262,497	1,288,929
広広広広	島南	-	-		-	31,838,682	30,501,772	1,325,708
	島北呉	-	-		-	91,929,731	88,679,253	3,217,974
Ш	田 ル	' -	-			33,373,033 28,056,611	30,499,215 27,638,618	2,834,426 412,748
	八 原	-	-		_	6,127,049	5,989,161	134,811
l≝	原	-	-		-	12,340,121	12,125,005	205,731
竹三尾福府三庄	道	-	-		-	15,506,865	14,925,806	569,691
福	Ш	-	-		-	62,774,414	59,907,716	2,819,349
府	中	-	-		-	13,982,035	13,592,496	384,908
ΙΞ	次	-	-		-	5,075,364	4,992,091	75,131
	原	-	-		-	3,438,863	3,414,951	23,792
#	· 条 日 市		-		-	23,817,965 24,623,036	23,151,540 23,489,925	651,115 1,115,830
海			-		-	27,529,145	27,141,739	357,589
西廿海吉広島	⊞	-	-		-	2,701,767	2,657,422	43,041
広島	景景計	-	-		-	570,703,777	554,969,209	15,460,773
							70 070 000	
下 宇 山	関	-	-		-	80,806,732	79,673,832	1,121,855
1	部口] _ [- -		-	31,952,620 65,044,932	31,591,887 64,678,213	352,274 356,540
" ;	萩]	-		[]	5,030,023	4,958,416	69,382
徳	^元 人 山	_	-		_	28,927,010	28,341,387	571,391
徳 防 岩	府	-	-		-	11,170,234	10,847,708	318,630
岩	玉	-	-		-	17,917,800	17,304,779	608,337
1 :	光	-	-		-	6,961,198	6,872,009	88,111
長 柳	ᄩ	'I	-		-	3,715,983	3,666,601	48,368
侧	井城	-	-		-	5,323,787	5,111,401	210,695
厚山口	狭 !県 計	_	- -		-	4,227,784 261,078,100	4,147,015 257,193,248	76,691 3,822,273
" "	ᅟᅲᆒ	_	-		-	201,070,100	201, 180, 240	3,022,213
局引	受分	26,409	-		23,470	29,352,654	4,193,700	22,246,978
全:	管計	26,409	-		23,470	1,365,499,037 1	,312,211,411	49,852,464

消	費	 税	消費税	及 地 方	消費税	署名
徴収決定済額し			徴収決定済額			
千円 16,041 16,886 1,377 34,304	千円 8,672 6,281 329 15,283	千円 7,369 9,170 1,048 17,587	千円 14,087,457 13,452,761 5,439,401 32,979,618	千円 13,587,087 12,921,172 5,312,515 31,820,774	千円 497,898 530,184 122,327 1,150,409	鳥 取 子 倉 吉
5,676 251 692 652 14 - 7,285	3,308 35 460 652 14 - - 4,469	1,874 - 170 - - - 2,044	16,389,562 5,196,921 10,031,101 3,684,913 1,877,336 2,814,290 1,355,190 41,349,313	2,763,879	50,411 15,846	浜 田雲田
24,429 14,344 1,387 2,713 26,274 172 4,425 190 5,897 768 2 484 37 81,123	8,923 4,771 513 2,208 6,159 154 2,390 135 1,416 758 2 484 37 27,950	12,612 9,391 458 506 17,689 17 1,304 56 3,848 10 - - 45,891	4,691,468 9,741,362 3,251,698 6,687,240	32,276,352 23,083,434 5,353,535 5,147,002 19,522,866 4,615,459 9,504,835 3,175,982 6,504,501 2,346,086 3,249,927 4,989,334 1,979,160 121,748,471	936,782 825,837 143,524 48,694 933,531 71,196 227,430 73,340 182,739 40,029 36,657 135,857 44,420 3,700,036	
32,534 15,296 51,742 13,796 7,630 3,990 3,059 5,012 57,375 4,688 1,157 36 12,105 5,722 5,541 673 220,354	4,991 11,401 21,764 2,272 4,010 649 378 1,524 14,936 1,639 111 34 5,305 1,269 4,183	21,632 3,010 27,984 8,823 706 2,850 2,402 2,691 40,671 2,492 247 1 6,801 4,393 43 673 125,418	44,200,774 13,625,151 13,739,301 3,194,894 5,503,455 8,236,231 34,457,729 7,439,493 2,933,633 2,239,706 9,486,814 10,767,943 11,653,173 1,495,142	5,313,840 8,022,162 33,295,078 7,279,402	79,418 26,892 261,853 544,254 309,182 50,016	広広広(竹三尾福府三庄西廿海島島島呉) 日南西北(原原道山中次原条市田
29,266 14,471 4,433 874 10,108 7,391 8,410 2,280 1,338 106 131 78,810	8,099 6,018 2,733 500 2,021 2,109 430 1,191 1,308 - 85 24,495	19,341 4,868 1,493 36 6,178 5,216 6,587 962 - 106 46 44,834	16,967,253 15,246,063 16,898,988 2,277,053 17,071,422 5,032,888 12,461,449 3,063,347 2,071,886 2,391,351 2,374,730 95,856,430	16,122,812 14,947,273 16,664,824 2,219,754 16,614,931 4,884,609 12,146,671 2,988,118 2,031,059 2,338,761 2,303,628 93,262,438		宇山 徳防岩 長柳厚山 萩 光 児 県部口 山府国 門井狭計
1,461,999	129,957	937,977	10,920,784			局引受分
1,883,875	276,620	1,173,751	542,067,101	520,514,131	20,434,166	全管計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

(2)	17037	1 1 1 1 1	当7元1式4又1/ 酒		1	 兑		た	ば		税	
署	名	沙山					土汝笳	徴収決定済額			又納 未:	文 宏
		1±X 4X	千円	나 지 체기 시	千円	4X #19	千円	世 以 庆 左 <i>声</i> 留 千円	4人 利力	千円		千円
鳥	E	X	95,045	ç	5,045		- 111	- 117		- 1 1 1		- 1 1 3
*	I 言 又 県 言	Ŷ	88,267	8	88,267		-	-		-		-
倉		訓	111,803		1,803		-	-		-		-
馬印	X 県 i	†	295,115	29	5,115		-	-		-		-
松	÷	I	188,634	18	34,774		3,860	_		-		-
浜	É	自	×		×		×	-		-		-
出	3	8 19 19 19	205,778	20	5,778		-	-		-		-
	i 引大 i	빎	47,466	4	7,466		-	-		-		-
松浜出益石大西島		Į.	70,300	7	× 0,300		× -	-		-		
茜	4	眍	×		×		×	-		-		-
島根	見県	†	673,990	67	0,130		3,860	-		-		-
田	ılı E	E	80,743	9	0,743		_	_		_		_
岡	山山大	É	5,504		5,504		_	7		7		-
西	大	탉	15,103	1	4,542		-	-		-		-
児	Ę	帚	41,697		1,668		29	-		-		-
皇	, F	東西・	221,485		21,026 23,275		460 31	-		-		-
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡山		= ∐	523,306 65,479		3,275 5,311		168	_		-		-
宝	j	弱	×		×		×	-		-		-
笠	Į	可	×		×		×	-		-		-
局	2	序 可 架 見 三 世	34,651	3	34,651		-	-		-		-
新油		引 /	× 16,294,636	46 20	× 94,636		×	-		-		-
人	†	⊬	79,286		9,286		_	_		-		-
岡山	」県曽	-	17,410,449		9,200		687	7		7		-
		.										
広広広広	島島島島呉	有有七	×		×		×	-		-		
烩		Ħ	×		×		×	_		-		
広	島	Ė	44,343	4	4,343		-	-		-		-
		_	859,973	85	9,801		172	-		-		-
). T	京	182,230 322,862	1/	2,179 2,862		10,051	-		-		-
屋	1	首	2,054	32	2,054		_	-		-		
福	- 1		59,540	5	9,540		-	-		-		-
府		克	14,602		4,602		-	-		-		-
ΙĘ)	짇	73,722		3,722		-	-		-		-
揺	12	京	38,621 1,940,876	1 03	88,621 82,990		7,886	_		-		- []
l₩	日前		1,221,357		21,357			-		-		-
海	- 1	HI	496,991	49	6,991		-	-		-		-
竹三尾福府三庄西廿海吉広	3 県県		13,448	10.70	3,447		10 400	-		-		-
ഥ	示乐	1	0,802,260	10,78	84,151		18,109	-		-		-
下	Ē	月	110,756	11	0,687		69	-		-		-
下宇山	<u> </u>	驱	9,839		9,839		-	-		-		-
ΙЩ	[]	31,568		1,568		-	-		-		-
繣	萩	Ц	70,031 26,004		9,493 5,905		538 98	-		- [-
防	Į.	쓔	7,069		6,622		448	-		-		-
徳 防 岩	Ĺ	守 国	168,197		8,197		-	-		-		-
	光		1,721		1,721		-	-		-		-
長	F	归 土	10,223		9,553		670	-		-		-
長柳厚	ž	夹	28,647 36,138		28,647 36,138		-			-		
Т	列] 県 記	+	500,193		8,371		1,822	-		-		-
	受 2		26,326		-		26,326	-		-		-
全	管言	†1 5	9,708,332	59,65	6,967		50,804	7		7		-

たばこ税	及 た ば こ	特別税	揮発油	税及地方	道路税	署名
徴収決定済額収	納済額	収納未済額	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	署名
千円	千円	千円	千円	千円	千円	
7,293,191	7,293,191	-	- 106	106	-	鳥 取 米 子
-	-	-	-	-	-	倉 吉
7,293,191	7,293,191	-	106	106	-	鳥取県計
-	-	-	-	-	-	松江
-	-	-	-	-	-	松 江 田 出 霊 田
-	-	-	-	-	-	出 芸 田
-	-	-	-	-	-	石見大田
-	-	-	-	-	-	l大 東l
-	-	-	-	-	-	西鄉島根県計
45 004 400	45 004 000	40				
15,064,420 36	15,064,380 36	40	-	-	-	岡山東岡 大寺
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	47 700 700	児島
	-	-	243,477,708 63,947	225,737,910 63,947	17,739,798	
-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	玉 野
-	-	-	36 -	36	-	津 山野田 梁 見
-	-	-	-	-	-	新見
-	-	-	-	-	-	瀬 戸 世
15,064,456	15,064,417	40	243,541,692	225,801,893	17,739,798	岡山県計
			-,-,-	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	,,	
1,109 1,066	800 1,066	309	-	-	-	広広 島島島 島 島島島 島 岩
-	-	-	-	-	-	広 島 島 島 北 北 山 北 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山 山
0	0	-	-	-	-	広島北
-	-	-	-	-	-	* `
-	-	-	-	-	-	三 原
-	-	-	-	-	-	竹三尾福府三庄原原道山中次原
-	-	-	-	_	-	一
-	-	-	-	-	-	三 次
23	23	-	-	-	-	 原 条
-	-	-	7,724,164	7,186,244	537,920	佐西 保 日 市
15,962,792	15,962,792	-	-	-	-	冯 出
15,964,990	15,964,681	309	7,724,164	7,186,244	537.920	吉 田 広島県計
			, , -	,,	, , , ,	
44	44	-	81,380,936	73,790,483	7,590,453	下 関 宇 部 山 口
-	-	-	-	-	- ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	<u> </u>
-	-	-		77 004 740	- 254 200	秋
9,273,833	9,273,790	43	83,719,002	77,364,743	6,354,260	徳 山防 府
-	-	-	74,299,283	68,850,599	5,448,684	岩 国
-	-	-	-	-	-	光
	-		-		-	長 門 柳 井
- 0.070.077	0 070 004	-	-	-	40,000,000	厚 狭
9,273,877	9,273,834	43	239,399,220	220,005,824	19,393,396	
-	-	-	-	-	-	局引受分
47,596,513	47,596,122	391	490,665,182	452,994,068	37,671,114	全 管 計

(2) 税務署別国税徴収状況(続)

		多加国税1取4X1X 印	紙収	λ	その	他の間	接税
署	名	徴収決定済額	収納済額	収納未済額	徴収決定済額し	収納済額	収納未済額
皀	₽Д	千円 277,412	千円 277,390	千円 22	千円 173,093	千円 173,093	千円 -
鳥米金	取子	48.486	47,884	602	232,205	232,205	- 4 055
鳥取	吉県計	16,357 342,255	16,357 341,631	624	11,753 417,051	10,698 415,996	1,055 1,055
松近	江 田	681,161 ×	680,876 ×	285 ×	37,137	37,137 ×	- ×
出	雲田田	14,109 3,797	14,109 3,748	- 50	219,868 9,039	219,868 9,039	-
岩見	大田 東	22,962	22,962	× -	3,055 × 3,151	3,000 × 3,151	×
松浜出益石大西島界に	郷県計	×	728,455	× 346	×	× 285,348	x 1,033
岡川	山 東	1,436,933	1,416,016	20,918		105,901	894
西	山山大東西寺島敷島山	369,681 24,898	367,734 24,898	1,947 -	2,099	487,097 2,099	-
児 倉	島 敷	8,776 143,233	7,963 143,036	813 197	8,121 49,085	8,121 49,085	
玉津	島山	20,893 151,613	20,827 151,256	66 358	11,690	11,690 16,141	-
「基		×	×	×	×	×	×
高	野岡梁見戸世	× 12,174	12,073	× 100	2,848	x 2,848	× -
新 瀬	見戸	× 26,219	26,219	× -	× 2,754	× 2,754	× -
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	世 県計	5.856	5,856	- 24,514	1,736	1,736 705,874	- 894
l		×	×	×	×	×	×
<u> </u>	島の西島の北	×	×	×	×	×	×
広	島島島 島島島 県南西北	51,430 329,464	51,279 328,472	151 992	7,386 65,787	7,386 63,546	- 2,241
	原原	18,141 52,224	18,141 52,224	-	1,500,531	1,500,531	-,
竹三尾福府三庄	道	143,653	142,138	1,515	11,790	11,790	-
倍 府	山中次	276,679 53,615	276,617 51,602	62 2,013	80,213 6,184	80,194 6,184	19 -
三	次原	11,721 12,415	11,583 12,415	138	7,905 2,871	7,905 2,871	
」	(原条市	64,568	64,169 161,542	399 360	23,023	23,023	-
海 海	田	49,542	49,343	199	18,987 22,402	18,987 22,402	-
西廿海吉広島	田計	19,707 4,600,593	19,707 4,541,515	59,078	2,814 27,133,645	2,814 27,131,385	2,260
下宇山	関部	740,824 212,493	740,390 212,493	434	52,822 444,006	52,822 444,006	- -
ш		65,573	65,573	-	31,784	31,784	-
徳	萩 山	4,260 214,686	4,260 214,236	- 451	10,867 37,894	10,867 37,894	- -
徳防岩	府 国	73,531 43,838	73,531 43,290	- 549	22,346 33,576	22,346 33,576	-
1 3	出 光 門	7,841	7,841	-	5,745	5,745	-
長柳	井	1,573 31,763	1,556 31,763	17	5,839 11,878	5,839 11,878	-
厚 山 口	狭 県計	4,299 1,400,683	4,233 1,399,167	66 1,516	5,450 662,206	5,450 662,206	-
局引	受分	12,747	893	9,241	86,421	1,693	81,794
全	管計	9,343,703	9,245,771	95,318	29,292,471	29,202,500	87,036

間 接	姜	·兑	合	計		総			計				名
徴収決定済額	収 納				徴収決定済客		納		収納:	未済額		∃ '	Ι
千円 14,649,048 21,131,902 5,580,691 41,361,641	20,5 5,4	千円 141,288 589,106 451,702 182,096	3	千円 505,289 539,956 124,430 1,169,675	46,277,030 45,814,389 14,206,990) }	44, 13,	千円 164,364 577,875 793,674 535,912	1,	千円 107,519 179,522 397,689 684,729	鳥米倉	取場	取子吉計
17,302,170 5,282,895 10,471,548 3,745,866 1,904,238 2,910,703 1,428,350 43,045,769	5,1 10,3 3,6 1,8 2,8	903,784 149,390 318,819 670,330 867,599 860,292 412,503		394,474 129,647 150,508 75,374 36,001 50,411 15,846 852,261	14,061,16 29,782,09 9,493,60 5,122,11 8,403,32 3,384,24) 3 1 4 1	13, 29, 9, 5, 8, 3,	323,630 842,190 429,620 347,268 063,954 319,153 360,987 686,802		885,160 210,005 345,947 143,108 57,522 83,224 23,166 748,133	浜出益石大西		東郷
49,932,643 24,806,055 5,541,966 5,257,117 264,376,842 5,311,475 9,979,020 3,273,733 6,753,436 2,437,222 3,330,004 51,454,475 2,111,315 434,565,302	23, 5, 5, 245, 9, 3, 6, 2, 31,	952,315 948,583 395,587 206,961 680,082 235,352 739,931 197,961 566,100 396,416 293,132 313,426 991,921		971,245 837,175 143,982 50,041 18,691,674 71,310 229,260 73,396 186,703 40,139 36,657 135,857 44,420 21,511,860	74,302,35 14,944,20 14,203,85 308,121,01 15,087,91 27,335,62 8,879,01 21,390,54 6,713,94 6,339,96 60,153,37 5,428,41	7 2 7 4 1 3 9 1 3 3 2 3	71, 14, 14, 287, 14, 26, 8, 21, 6, 59, 5,	949,611 975,548 630,469 009,411 830,681 758,032 923,413 729,630 074,039 643,609 278,867 855,155 330,813 989,275	2,	689,563 288,156 306,552 186,995 263,601 322,046 394,421 144,524 313,168 69,636 60,471 288,575 95,665 423,374	岡西児倉玉津玉笠高新瀬久	山山大山	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
82,651,414 17,304,774 45,102,592 13,742,106 15,002,154 3,399,255 7,382,131 8,398,740 34,931,536 7,518,582 3,028,137 2,293,649 11,527,409 19,900,075 28,190,440 1,531,784 301,904,776	16,9 44,1 13,1 14,9 33,2 7,3 2,9 2,1 18,8 27,8	712,739 998,323 090,140 007,088 600,292 227,144 189,835 179,669 726,366 353,428 946,202 266,755 250,470 802,025 875,831 477,907		926,372 304,192 1,007,251 718,011 396,366 171,620 191,268 214,586 1,184,245 162,918 79,803 26,893 276,935 1,086,927 309,424 50,690 7,107,503	49,143,450 137,032,32; 47,115,13; 43,058,76; 9,526,30; 19,722,25; 23,905,60; 97,705,95; 21,500,61; 8,103,50; 5,732,51; 35,345,37; 44,523,11; 55,719,58; 4,233,55	33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 33 34 34	47, 132, 43, 42, 93, 19, 23, 93, 20, 7, 55, 42,	975,237 500,095 769,393 506,302 238,911 216,305 314,840 105,475 634,082 945,924 938,293 681,707 402,010 291,950 017,570 135,329 673,423	1, 4, 3, 4,	215,301 629,901 225,225 552,437 809,114 306,431 396,999 784,277 003,595 547,826 154,933 50,685 928,054 202,757 667,013 93,731 568,277	広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉	島島島島県日島島	東南西北原原道山中次原条市田田計
17,900,965 97,307,808 17,032,346 2,363,085 101,079,115 14,417,059 87,014,753 3,080,935 2,090,859 2,463,744 2,420,748 347,171,418	89, 16, 2,; 94,; 14,; 81,; 3,, 2,, 2,;	034,854 410,113 796,482 304,874 259,728 263,007 242,763 004,616 049,315 411,049 349,534 126,335		844,004 7,892,864 235,495 57,678 6,814,799 152,926 5,770,064 74,736 40,844 52,695 70,629 22,006,735	129,260,42i 82,077,27i 7,393,10i 130,006,12i 25,587,29i 104,932,55i 10,042,13i 5,806,84i 7,787,53i 6,648,53i	3 3 3 5 3 3 3 1 1	121, 81, 7, 122, 25, 98, 9, 5,	708,686 002,000 474,694 263,291 601,116 547,542 876,625 715,917 522,450 496,548 319,583	8, 7, 6,	965,859 245,138 592,034 127,061 386,191 471,556 378,400 162,846 89,213 263,390 147,320 829,008	宇山 徳防岩 長柳厚	萩光口	関部口の山府国の門井狭計
12,508,277	4,2	298,902	2	6,864,546	41,860,93	1	8,	492,602	29,	111,524	局	引号	そ分
1,180,557,184	1,119,4	486,186	6	59,512,580	2,546,056,22	1 2,	431,	697,597	109,	365,044	全	管	計

16-2 物 納 及 び 年 賦 延 納

(1) 物納状況

区分		相		売	税	
	件	光 女			金	額
			件			千円
申∫前年度許可未済			167			8,078,858
本年度申請			129			4,597,611
申請及び許可等の 前本更			1			250,950
許 処 取下げ			18			777,301
可			-			-
・	外	-	94	外	-	5,221,626
			112			5,998,927
_状 計			183			6,426,590
許/前年度収納未済			-			-
可 取 消 等			-			-
収 納	外	-	91	外	166,560	5,211,033
^後 収 納 未 済			3			10,593
の前年度引継未済			-			-
許可取消等			-			-
			88			5,093,410
況 引継 未済			3			284,183
·						,
物「前年度承認未済			-			-
納 本年度申請			-			-
l ^の 取			-			-
			-			-
			-			-
撤人却 下			-			-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間に、相続税の物納につい て、申請、許可、収納等のあったもの。 「許可」欄の外書は、許可した年度内に更正減又は許可取消等により控除

- (注)1 した件数及び金額である。
 - 「収納」欄の外書は、過誤納額である。

(2) 物納状況の累年比較

	X		分		本年			青額		許	可	願	許	可		斉 額	前年度収	
			,,		件業	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額	納未済額	IX MIS IV I IX
						件		千円		件		千円		件		千円	千円	千円
平	成	9	年	度	ç	94	5,421	,596		48	2,59	3,385		111	5,57	6,117	20,090	2,344,234
		10			12	27	5,641	,862		92	4,61	5,533		123	5,45	9,488	269,241	4,633,328
		11			10)3	4,550	,323		76	2,63	7,802		127	5,39	2,506	251,446	2,889,248
		12			16	32	6,646	,198		88	2,90	7,736		167	8,07	8,858	-	2,907,736
		13			12	29	4,597	,611		94	5,22	1,626		183	6,42	6,590	-	5,211,033

(4) 年賦延納状況の累年比較

	X		分		前 及	年 び	度 本	許 年	可 度	未申	済請	額額		許	可	額	許	可
					1	4	数			金	客	Ą	件	数	金	額	件	数
								件				千円		件		千円		件
平	成	9	年	度			(637		11	, 181	,741	(399		7,365,108		208
		10					(632		8	3,823	,784	(369		4,571,271		219
		11					(615		S	,582	, 448	(392		7,010,094		179
		12					;	534		7	, 008	,971	(315		4,399,988		166
		13						438		7	, 340	,591	2	293		4,557,114		110

(3) 年賦延納状況

		X				相	続	税	蛽	4	与	税	F	沂	得	税		合	計	
	l	^		<i>)</i>]		件 数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額	件	数	金	額
<u> </u>	(<u>-4</u> .	左曲	±⊬	=+	: 🛨	件	0.046	千円		件	-	千円		件		千円		件	0 004	千円
	1	年度	計	リ 木	河	140	2,010),164		26	51	,411		-		-		166	2,061	,5/5
請及	本	年	度	申	請	233	5,216	6,909		39	62	2,107		-		-	:	272	5,279	,016
び	更	正		減	等	1	21	, 955		-		-		-		-		1	21	,955
許可	拟		下		げ	29	956	8,896		1		290		-		-		30	957	,186
等	却				下	4	59	,871		-		-		-		-		4	59	,871
の 状	許				可	259	4,518	3,784		34	38	3,330		-		-	:	293	4,557	,114
況	許	可		未	済	80	1,669	,565		30	74	, 898		-		-		110	1,744	,463
徴収	収】	前年原	度以	前許可	可分	2,438	4,012	2,638	1	61	37	7,775		-		-	2,	599	4,050	,413
状	′ - 1	本年	度	許可	分	169	1,556	6,987		30	15	5,485		-		-		199	1,572	,472
	山 双	納		未	済	239	173	3,933	1	05	16	3,970		-		-	;	344	190	,903
延 (内 玛 仅 決		在 未 済	額	2,154	18,30	6,027		88	38	3,133		-		-	2,	242	18,34	4,160

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日の間に、相続税及び贈与税の年賦 延納並びに所得税法第132条の規定による所得税の延納について、申請、許 可、収納等のあったもの。

未済額	徴	収 状	況	延納現在額
/\ /A B	徴収	決 定	収 納 未 済	
金 額	前年度以前許可分	本年度許可分	4X 11/1 /\ /A	(徴収決定未済)
千円	千円	千円	千円	千円
3,262,965	8,308,139	4,782,861	179,873	26,988,806
3,973,353	7,144,735	2,238,572	224,424	22,286,489
2,125,867	4,993,377	3,697,848	527,894	20,782,492
2,061,575	4,516,638	1,477,811	191,422	19,346,893
1,744,463	4,050,413	1,572,472	190,903	18,344,160

17 国 税 滞 納

(1) 滞納状況

					発		生			の		
項		目		期	首	滞	納	新		発		带納
				件	数	税	額	件	数		税	額
					件		百万円			件		百万円
平成	9	年	度	10	08,084		56,986		297,52	26		59,472
	10			11	9,949		55,652		281,48	2		63,802
	11				25,901		55,916		262,29	2		56,584
	12				31,394		54,118		235,21			53,465
	13			13	35,970		49,401		150,29	8		48,135
65- (源	泉	分	2	23,069		9,457		22,60	7		4,570
所 { 得 税	申	泉 告 計	分 分		'2,412		17,126		70,30			10,048
粒	-7-	計	73		2,412 95,481		26,583		92,91			14,618
176		н			70,401		20,000		0 2 ,01			14,010
法	人	税			6,476		7,914		10,19	0		7,069
					- , -		, -		- , -			,
相	続	税			1,399		1,364		3,88	34		1,738
					,,,,,,,		,,,,,,		-,			.,
消	費	税		9	32,163		13,378		42,86	7		24,599
713		170			, 100		10,070		12,00			21,000
そ	の	他			451		162		44	7		111
	•	تا ا			701		102		77	'		111
合		計		13	35,970		49,401		150,29	8		48,135
一一一		#40/=			7 	2 🗆 04			\\			<u> </u>

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における滞納の処理等の状況 (注) 1 地方消費税を除く。 2 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にする

² 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち本税と納期を同一にする ものは、本税と合わせて1件として掲げた。

状		整	理	カ 状	況
合	計		斉 滞 納	整理中	の 滞 納
件 数	税 額	件 数	税 額	件数	税額
ſ <u>ʻ</u>		件			
405,610	· ·	285,661	60,806	119,949	55,652
401,431	119,454	275,530	63,538	125,901	55,916
388,193	-	256,799	58,382	131,394	54,118
366,612		230,642	58,182	135,970	49,401
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191
45 676	14 027	20. 704	E 040	15 000	0 170
45,676		29,784	5,848	15,892	8,179
142,715		70,117	9,628	72,598	17,546
188,391	41,201	99,901	15,476	88,490	25,725
16,666	14,983	11,304	7,968	5,362	7,015
10,000	11,000	11,001	7,000	0,002	7,010
5,283	3,102	4,376	1,991	907	1,111
, , , , ,	, -	,	,		,
75,030	37,977	42,860	24,792	32,170	13,185
898	273	558	118	340	155
200 200	07 500	450,000	E0 045	407.000	47.404
286,268	97,536	158,999	50,345	127,269	47,191

(2) 税務署別滞納状況(平成13年度最終分)

(2)				WL141/()C	発			<u> </u>		の			状	
	署	名		期	首	滞	納	新	規発	生	滞	納		合
				件	数	税	額	件	数	;	税	額	件	数
鳥米倉鳥	取	県	取子吉計		件 3,082 4,363 623 8,068		千円 667,546 888,546 123,553 679,645		件 4,357 4,022 1,766 10,145		1,07 40	千円 46,348 70,175 02,476 18,999		件 7,439 8,385 2,389 18,213
松浜出益石大西島	見根	大県	江田雲田田東郷計		2,849 650 689 273 131 327 52 4,971		598,579 105,368 121,021 63,551 22,252 51,853 7,769 970,393		4,299 1,555 2,238 1,095 620 1,089 246 11,142		33 53 23 11 19	95,212 80,267 81,891 88,183 11,576 90,197 85,579 82,905		7,148 2,205 2,927 1,368 751 1,416 298 16,113
岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡	Ш 2	リンプ	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計		6,852 5,379 552 1,341 7,055 664 1,354 641 1,022 235 200 955 399 26,649	1,	634,661 059,267 104,990 158,586 377,417 104,725 280,091 103,267 165,409 37,761 39,955 166,755 68,675 301,559		6,793 6,092 1,844 2,012 6,634 1,175 2,605 810 1,673 701 439 1,630 594 33,002		1,74 44 37 1,81 28 76 42 12 11 46	34,973 14,401 18,835 73,315 14,761 38,001 60,584 61,001 20,869 24,400 16,182 66,056 38,830 92,208		13,645 11,471 2,396 3,353 13,689 1,839 3,959 1,451 2,695 936 639 2,585 993 59,651
広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広			東南西北(原原道山中次原条市田田計		6,657 2,316 8,959 7,817 2,392 1,062 1,319 1,927 8,655 1,743 877 249 2,161 4,148 2,156 308 52,746	1, 1,	442,595 497,553 936,941 463,681 504,465 221,820 281,821 338,752 014,111 305,592 110,541 35,455 530,171 807,991 354,881 61,223 907,593		5,597 3,378 7,372 8,216 4,280 1,255 1,740 3,002 8,763 1,955 1,110 601 2,041 4,656 4,100 696 58,762		91 2,10 1,83 1,69 27 38 68 2,32 42 25 1,09 1,00	10,997 19,230 02,022 31,376 99,411 74,190 38,627 32,364 22,694 22,398 54,216 08,720 54,402 90,352 01,870 14,193 07,062		12,254 5,694 16,331 16,033 6,672 2,317 3,059 4,929 17,418 3,698 1,987 850 4,202 8,804 6,256 1,004 111,508
下宇山 徳防岩 長柳厚山	和 分 口		関部口 山府国 門井狭計		7,017 2,862 1,948 407 4,635 2,412 3,090 620 399 470 554 24,414		156,723 351,590 298,644 53,430 679,451 321,514 481,438 94,637 48,440 65,171 84,966 636,004		5,668 4,432 3,132 1,024 4,317 2,453 3,235 1,093 709 683 815 27,561		1,22 71 20 91 36 72 16 11	45,160 21,408 16,962 19,916 14,808 64,245 29,342 813,865 27,089 78,993 90,956		12,685 7,294 5,080 1,431 8,952 4,865 6,325 1,713 1,108 1,153 1,369 51,975
局	所	掌	分		19,122	26,	894,132		9,686		12,67	74,662		28,808
全	힅	<u> </u>	計		35,970		389,326		150,298		48,14	16,792		286,268

(注) 「(1)滞納状況」を署別に示したものである。

況			整	理		の				況					
計		整	理。	育 滞	納		整	理中	の	滞	納		署	名	
税	額	件	数	税	額		件	数		税	額				
1,	千円 ,913,894 ,958,721 ,526,029 ,398,644		件 4,436 4,219 1,683 10,338	1	1 ,256,33, 160,97, 387,96	9 8		件 3,003 4,166 706 7,875		7 1	千円 57,560 97,742 38,061 93,363	鳥米倉鳥	取	県	取子吉計
	693,791 435,635 652,912 301,734 133,828 242,050 73,348 533,298		4,531 1,545 2,306 1,026 610 1,116 252 11,386		,203,33 323,59 517,78 228,03 107,62 197,25 67,39	2 8 8 7 7 4		2,617 660 621 342 141 300 46 4,727		1	90,452 12,043 35,124 73,696 26,201 44,793 5,954 88,263	松浜出益石大西島	見根	大県	江田雲田田東郷計
2, 3, 1,	469,634 803,668 553,825 531,901 192,178 392,726 040,675 264,268 586,278 162,161 156,137 632,811 207,505 993,767		7,085 6,571 1,664 2,510 6,571 1,355 2,877 907 1,594 724 478 1,839 653 34,828	1	2,081,86 ,790,57 403,97 444,88 ,787,72 314,43 812,03 187,41 398,68 126,75 122,74 509,93 155,25	3 3 2 0 0 1 2 5 9 2 2 8		6,560 4,900 732 843 7,118 484 1,082 544 1,101 212 161 746 340 24,823		1,0 1 1,4 2 1	87,765 13,095 49,852 87,019 04,458 78,296 28,644 76,856 87,593 35,402 33,395 22,879 52,247 57,501	岡岡西児倉玉津玉笠高新瀬久岡		山山大県	東西寺島敷島山野岡梁見戸世計
1, 4, 3, 2, 1, 4,	053,592 416,783 038,963 295,057 203,876 496,010 670,448 021,116 336,805 727,990 364,757 144,175 084,573 898,343 356,751 205,416 314,655		6,200 3,843 8,301 8,474 4,562 1,325 1,699 3,077 9,924 2,295 1,445 651 2,312 4,769 4,327 695 63,899	2 1 1 1 1	,680,77 994,48 2,335,24 ,887,07 ,707,27 291,47 390,99 703,47 502,77 276,74 115,87 636,24 ,120,70 ,025,42 146,81 5,437,63	9 5 1 7 3 5 0 4 0 2 2 0 4 5 2		6,054 1,851 8,030 7,559 2,110 992 1,360 1,852 7,494 1,403 542 199 1,890 4,035 1,929 309 47,609		4 1,7 1,4 4 2 2 3 1,7 2	72,819 22,294 03,718 07,986 96,599 04,537 79,453 17,646 14,031 25,720 88,015 28,303 48,333 77,639 31,326 58,604 77,023	広広広広 竹三尾福府三庄西廿海吉広			東南西北 原原道山中次原条市田田計
1,	501,883 572,998 015,606 263,346 594,259 685,759 210,780 263,805 162,305 192,260 263,959 726,960		5,631 4,379 2,981 1,091 4,709 2,689 3,382 1,038 720 677 790 28,087	1	,392,52 ,193,42 655,67 201,10 960,39 430,60 728,78 177,36 115,93 121,13 175,09 5,152,05	2 7 7 1 7 8 8 7 9		7,054 2,915 2,099 340 4,243 2,176 2,943 675 388 476 579 23,888		3 3 6 2 4	09,354 79,576 59,934 62,239 33,868 55,152 81,992 86,437 46,368 71,121 88,867 74,908	下宇山 徳防岩 長柳厚山			関部口 山府国 門井狭計
39,	568,794		10,461	13	,168,96	3		18,347		26,3	99,831	局	所	掌	分
97,	536,118		158,999	50	,345,22	9		127,269		47,1	90,889	全	î	管	計

18 還 付 金

還付金の支払決定の状況

	X		分				支		,	<u>払</u>		<u>決</u>			定		済		額	
)J		支	払	命	令	官	分	支	払	委	託	官	分		合	計	
										千円						千円				千円
平	成	9	年	度			•	129,	986,	560				1,	989	, 197			131,975	,757
		10					•	138,	826,	098				2,	090	,545			140,916	,643
		11					•	140,	711,	843				2,	194	335			142,906	,178
		12					•	130,	258,	299				2,	355	561			132,613	,860
		13					•	128,	316,	446				2,	427	797			130,744	,242
源	泉	所	得	税				45,	716,	961				2,	098	571			47,815	,533
申	告	所	得	税				4,	748,	984					152	308			4,901	,292
法		人		税				25,	367,	070					38	726			25,405	,796
消		費		税				45,	076,	123					102	941			45,179	,063
そ	の	他	諸	税				7,	407,	308					35	250			7,442	,558
								,	,										•	•
還	付	金	合	計				128,	316,	446				2,	427	797			130,744	,242
								,	,					,					•	•

調査期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日

用語の説明

- 1「支払命令官分」とは、還付金の支払場所が銀行等の金融機関扱いのもので、
- 「支払委託官分」とは、還付金の支払場所が郵便局扱いのものである。 2 「消費税」とは、消費税と消費税及地方消費税の合計額である。
 - (注) 還付加算金を含む

19 国税振替納税

振替納税利用状況

					+ • • • •			1		1
	X	5	.	要納付人員	左のうち、振 替納税用納付	利	用率	振替納税で	振	替 率
).	J	女利门人具	書を金融機関 に送付した者	ጥህ	π∓	納付した者	3/1X	日平
				人	人		%	人		%
	平点	t 9 f	王 度	745,311	617,783		82.9	584,071		94.5
申		10		606,910	512,226		84.4	485,033		94.7
1 '		11		625,820	509,539		81.4	482,890		94.8
		12		615,086	501,202		81.5	474,091		94.6
告		13		597,073	482,058		80.7	454,718		94.3
所	第 (法定納期間	1 其 限平成13年	朋 分 ₹7月31日)	83,260	76,448		91.8	71,431		93.4
得	_		朋 分	82,970	76,098		91.7	69,779		91.7
税			明 分 ^{≢ 3 月 15 日)}	430,843	329,512		76.5	313,508		95.1
化	計 (延	べ)	597,073	482,058		80.7	454,718		94.3

⁽注) (注) 「利用率」欄は、「要納付人員」に対する「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」の割合を示し、「振替率」欄は、「左のうち、振替納税用納付書を金融機関に送付した者」に対する「振替納税で納付した者」の割合を示す。

第編その他

```
    20
    不
    服
    審
    查

    21
    訴
    訟
    事
    件

    22
    直
    接
    国
    税
    犯
    則
    事
    件

    23
    間
    接
    国
    税
    犯
    則
    事
    件

    24
    税
    理
    士
```

20~24 その他

統計表を見るに当たって

20 不服審查

この統計表は、平成13年度における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと、審査請求とに分けて掲げたものである。

21 訴訟事件

この統計表は、平成13年度における賦課、徴収又は滞納処分に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件(賦課又は徴収)と、国側原告事件(滞納処分)に区分して掲げたものである。

なお、原告、被告の区分はすべて当該事件の第一審における原告、被告の区分による。

22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成13年中の国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成13年度の国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、通告処分及び履行状況、酒税の違反行為別検挙の状況、消費税の違反行為別検挙件数に区分して掲げたものである。

24 税理士

この統計表は、平成14年3月末における税理士登録者数の状況を掲げたものである。

-	141	-
---	-----	---

20 不服審查

(1) 異議申立て

	<u>/ 大时</u>	<u>を中立</u>	_																		
					本		年	度		要	処		理	件	数		み		す	審	查
	$\overline{\times}$	分		前	年 度	未	決	本 年	度	に申	立て	た	件 数		計		請	求	1	牛	数
				繰	越	件	数	処分に	係る	もの	不作為	まに	係るも								
							件			件			件			件					件
申	告 所	f 得	税			15	55			204			-		;	359					3
源	泉所	f 得	税				1			4			-			5					-
法	人		税			2	23			45			-			68					-
相	綅	ŧ	税			1	4			12			-			26					-
贈	트	<u>-</u>	税				-			-			-			-					-
消	費	Ī	税			5	52			68			-			120					4
有	価証券	∮取弓	税				-			-			-			-					-
法	人 特	別税	等				6			-			-			6					-
地	方 消	費	税			3	34			61			-			95					4
そ	σ.)	他				-			-			-			-					-
酒			税				-			-			-			-					-
徴	収	関	係				1			16			-			17					-
	計	<u>† </u>				28	86			410			-			696				1	1

(2) 審査請求

14	<u>/</u> #	<u> </u>	<u> 旧小</u>																			
						本		年	度		要		処		理	件		数			計	
	X		分	ĺ	前	年 度	未	決	本 年	度	じ		立て	た	件数	み	な	する	客 3	查	ΠI	
					繰	越	件	数	処分に	[係	るも	の ⁷	不作為	まに	係るも	請	求	件	3	汝		
								件				件			件					4		件
申	告	所	得	税			19	91			12	1			-				3			315
源		所	得	税				5			2	2			-				-			7
法		人		税			į	59			39	9			-				-			98
相		続		税				8			16	6			-				-			24
贈		与		税				-				-			-				-			-
消		費		税			Ę	59			19	9			-				4	.		82
	価証		取引					-				-			-				-			-
地		価		税				-				-			-				-			-
法	人华		亅税	等				8				-			-				-			8
地	方	消	費	税			2	24			17	7			-				4	.		45
そ		の		他				-			2	2			-				-			2
酒				税				-				-			_				_			-
徴	収	! [對	係				2			(6			_				_			8
		計	-				35	56			222	2			-				11			589

(1)・(2)共通

調査対象 調査期間 (注) 国税通則法及び行政不服審査法に基づき異議申立て及び審査請求されたもの 平成13年4月1日から平成14年3月31日 1 件数は、処分に係るものについては1処分ごとに、その他のものについ

- 1 件数は、処分に係るものについては「処分ととに、その他のものについては1事案ごとに1件として掲げた。ただし、本税と加算税を併せて異議申立てがあった場合は、1件として掲げた。
- 2 審査請求の内書は、国税局分である。

用語の説明

- 1 不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことをいう。
- 2 みなす審査請求とは、国税局長又は、税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。
- 3 みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取り下 げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議 申立てに係る処分の全部を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場 合に取り下げられたものとみなされた審査請求をいう。

本	年	度	処	理	済	件	数	本年度未決
				全 部		变 更	計	繰 越 件 数
取下げ件数件	牛 数	件 数			取消し件数	その他		
件	件	件	件	件	件	件	件	件
-	29	8	213	-	40	-	290	66
-	-	-	1	-	1	-	2	3
-	14	1	23	1	15	-	54	14
-	7	2	15	-	2	-	26	-
-	-	-	-	_	-	-	_	-
-	23	-	52	4	8	-	87	29
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	_	-	-	_	6
-	18	-	46	4	8	-	76	15
-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	_	_	_	_	-
-	-	6	3	_	_	_	9	8
_	91	17	353	9	74	-	544	141

本	年	度	処	理	済	件		数	本年度未決
み な す取		下棄	却	全 部		变	更	計	繰 越 件 数
取下げ件数件		数件	数	取消し件数		その	他		-
件	件	件	件	件	件		件	件	件
-	7	14	102	5	15		-	143	172
-	-	1	1	1	-		-	3	4
-	-	1	13	-	9		-	23	75
-	1	1	6	-	-		-	8	16
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	2	6	16	-	8		-	32	50
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	-	-	-	-	2		-	2	6
-	2	6	7	-	-		-	15	30
-	-	1	-	-	-		-	1	1
-	-	-	-	-	-		-	-	-
-	1	3	-	-	-		-	4	4
-	13	33	145	6	34		-	231	358

- 取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをい 4 う。
- 5 却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審査の対象にならないと 判定されたものをいう。
- 6 棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め、不服申立てが認められなかっ
- たものをいう。 7 取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部に違法又は不当を認め、原 処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

21 訴 訟 事 件

(1) 国側被告事件

(1)	<u>(1) 国側被告事件</u> 前年度事件本年度 ★ 年 # 4 # # ★ 本年度 ★ ★ ★ # # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # ★ ★ # # # ★ ★ # # ★ ★ # # # ★ ★ # ★ ★ ★ # ★ ★ ★ # ★																
					前年度	事 件 区分の		本	年		度	終	結	i	件	数	本年度
X	-		分		末係属	変更等 の調整		取下げ	却下	国 俱	国 側 部	国側	差戻し	和 解	その他	計	末係属
					件 数	件 数	件 数			勝訴	勝訴	敗 訴					件数
					件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	課	所	得	税	7	-	1	-	-	6	-	-	-	-	-	6	2
	IΗ	法	人	税	18	-	2	-	-	7	-	2	-	-	-	9	11
第	税	資	産	税	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
	関	消	費	税	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
	10.0	酒		税	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	1	-
	係	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-			計		30	-	3	-	1	15	-	2	-	-	-	18	15
	徴	行	政 事	件	-	-	1	1	-	-	-	-	-	•	-	1	-
		執	行 停	止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収	損	害賠	償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審	関	そ	の他民	事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係	簡	易事	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	الله ا		計		-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
	ŲL	ì	計	-	30	-	4	1	1	15	-	2	-	ı	-	19	15
	I I	所	得	税	5	-	4	-	1	3	-	-	-		-	3	6
	課	法	人	税	1	-	2	-	-	-	1	-	-	-	-	1	2
	税	資	産	税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
控		消	費	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関	酒		税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
	係	そ	の	他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訴	, ריו		計		6	-	8	-	-	3	1	-	-	-	-	4	10
小	徴	行	政 事	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執	行 停	止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収	損	害 賠	償	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
審	関	そ	の他民	事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係	簡	易事	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	亦		計		-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	_
	⟨IL	ì	計	•	6	-	8	-	-	3	1	-	-	-	-	4	10

調査対象 国税の賦課又は徴収に関する訴訟事件

調査期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日

注) 件数は、訴状1通につき1件とした。控訴審又は上告審において、原告、被告双方から控訴又は上告した事案についても1件とした。

						前年度		本年度	本	年		度	終	紀		 件	数	本年度
X				分		末係属		提起		+0 —	国側		国 側		In 47	7 O /II	±1	末係属
						件 数	の調整 件 数	件数	取下げ		勝訴	一 部 誘	敗 訴	差戻し		その他	計	件 数
						件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
	課	所	得		税	4	-	2	-	-	5	-	-	-	-	-	5	1
	TM	法	人		税	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
上	税	資	薠	Ĕ	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	関	消	費	Ē	税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	127	酒			税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係	そ	σ.)	他	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
告			言	t		6	-	3	-	-	7	-	-	-	-	-	7	2
	徴	行	政	事	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		執	行	停	止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収	損	害	賠	償	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
審	関	そ	の他	比民	事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	係	簡	易	事	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
)JJ(曺			1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	台	ì		計		7	-	3	-	-	8	-	-	-	-	-	8	2
		所	得]	税	16	-	7	-	-	14	-	-	-	-	-	14	9
÷	課	法	人		税	19	-	5	-	-	7	1	2	-	-	-	10	14
審	税	資	薠	Ē	税	2	-	1	-	-	1	-	-	-	-	-	1	2
		消	費	Ē	税	2	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	1
級	関	酒			税	1	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	1	1
	係	そ	σ.)	他	2	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	2	-
別			言	t		42	-	14	-	1	25	1	2	-	-	-	29	27
נימ	徴	行	政	事	件	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
		執	行	停	止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合	収	損	害	賠	償	1	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	-
	関	そ	の他	比民	事	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	係	簡		事	件	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
"			計			1	-	1	1	-	1	-	-	-	-	-	2	-
	台	ì		計	•	43	-	15	1	1	26	1	2	-	ı	-	31	27

用語の説明

- 取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。
- 2 却下とは、控訴要件又は上訴の要件が具備されていないため、不適法と して排訴されたものをいう。
- 3 差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させる ため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。
- 4 和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

(2) 国側原告事件(徴収関係) 前年度事 件 本年度 本 年 度 終 結 件 区分の

						前年		事 区分		本年	度	本		年		J	度		終	Į.	糸	ŧ		件	数	本年度
区				分	`	末係		变更			起				国	側	玉	側	国	側						末係属
						件		の調 供		件	数	取下げ	却	下	勝	訴	— 眯	部 訴	助	訴	差戻し	和	解	その他	計	件数
						11	件	11	件		件	件		件	כלנו	件	בלנו	件		件	件		件	件	件	件
	詐	害	í	亍	為		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
第	名	義		变	更		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
	債	権		又	立		1		-		-	1		-		-		-		-	-		-		1	-
_	そ	•	他	民	事		-		-		1	-		-		-		-		-	-		-	-	-	1
	簡	支	払	督	促		-		-		1	-		-		1		-		-	-		-	-	1	-
	易	保	全	処	分		-		-		1	-		-		1		-		-	-		-	-	1	-
審	事	強	制	執	行		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
	件		計	ע	他		1		-		5 8	1		-		2		-		-			-	-	<u>2</u> 5	3
	詐	害		亍	為		•				0	'		-		7								_		
	名	I 義		变	更		_		_		_			_		-		-		-	-		-	_	_	
控	債	権		又 収	立		_		_		_	_		_		_		_		-	_		_	_	_	_
	そ		- 他	民	事		_		_		_	_		_		_		_		_	_		_	_	_	_
訴	簡(. 支	払	督	促		_		_		_	-		_		_		_		_	_		_	_	_	-
	易	保	全	 処	分		-		_		_	_		_		_		_		-	_		_	_	_	_
審	事	強	制	執	行		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
H	件	・そ	0	D	他		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
			計				-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
	詐	害	í	亍	為		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
上	名	義		变	更		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
	債	権		又	立		-		-		-			-		-		-		-	-		-		-	-
ш.	そ	•	他	民	事		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
告	簡	支	払	督	促		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
	易	保	全	処	分		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
審	事	強	制		行		-		-		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	-
	1+1	・そ	計	D	他		-		-		-	-		-		-		-		-	<u>-</u>		-	-	-	-
	詐	害		·丁	為				_											_						_
審	名	克義		变	更		-		_		-	-		-		-		-		-	-		-	-	-	_
417	債	権		又 汉	立		1		_		_	1		_		_		_		_	_		_	_	1	
級	そ			民	事		_		_		1	_		_		_		_		_	-		_	_	-	1
別	簡(·*/ 支	払	督	促		_		_		1	-		_		1		_		_	_		_	_	1	
	易	保		処	分		_		_		1	_		_		1		_		-	_		_	_	1	_
合	事	強	制		行		-		-		-	-		_		-		-		-	-		_	_	-	-
計		・そ		D.	他		-		-		5	-		-		2		-		-	-		-	-	2	3
н'			計				1		-		8	1		-		4		-		-			-	-	5	4

調査対象 国税滞納処分に関する訴訟事件

調査期間 平成13年4月1日から平成14年3月31日

22 直接国税犯則事件

(1) 起訴事件数

		3.11.22										
		走	<u> </u>		訴			事		f	4	
5	亡	前年からの	本 年	の	起訴件数の		左		の	内	訳	
		繰越未決件数	起訴件	数	合 計	有	罪	無	罪	公訴権消滅	未	決
		件		件	件		件		件	件		件
所得	税	5		1	6		4		-	-		2
人	税	1		2	3		2		-	-		1
		6		3	9		6		-	-		3
	所得人言	分	繰越未決件数 所得税 5 人 税 1 計 6	分 記 前年からの本 年 繰越未決件数 起 訴 件 件 所得税 5 人 税 1 計 6	分 起 前年からの本年の 繰越未決件数起訴件数 件件 件 所得税 5 人税 1 会 3	おおおり (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本) (日本)	大分 起記 前年からの本年の起訴件数の操越未決件数起訴件数合計 有 所得税 5 1 6 人税 1 2 3 計 6 3 9	大田	分 信 記 訴 事 分 信 記事からの本年の起訴件数の 操越未決件数起訴件数合計 有罪 無 所得税 5 中 件 件 件 件 件 件 件 所得税 月 日 日 日 日 人税 1 2 3 2 計 6 3 9 6	新 事 前 年からの本年の 起訴件数の 左 の 経験は未決件数起訴件数合 計 有 罪 無 罪 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件 件	分 記述 訴 事 作 分 節年からの本年の起訴件数の操越未決件数起訴件数合計 左の内 保料 件件 件件 件件 件件件 所得税 5 1 6 4 - - 人税 1 2 3 2 - - 計 6 3 9 6 - -	分

調査期間 平成13年1月1日から平成13年12月31日

(2) 有罪に係る人員及び金額

<u> </u>			~ 0.0		
X	分	懲役刑を科せら	罰		金
	71	れたものの人員	人	員	金額
		人	内	人(社)	千円
申告所	得税	3	2	3	55,000
法 人	、税	2	-	2	52,000
合	計	5	2	5	107,000

調査期間 平成13年1月1日から平成13年12月31日

(注) 内書は、懲役刑に罰金刑が併科されたものである。

(3) 犯則者違反行為別件数

	门日连及门河	אאַ וונינו			
申	所	得 税	法	人	税
該当条項	件	数	該当条項	件	数
	外	件		外	件
第 238 条	-	4	第 159 条	-	2
第 244 条	1	-	第 164 条	2	-
合 計	1	4	合 計	2	2

(注) 1 この表は、「(1)起訴事件数」の「有罪件数」欄の内書を示したものである。 2 外書は、ほ脱犯規定の適用のほかに、両罰規定も適用された件数である。

23 間接国税犯則事件

(1) 検挙及び処理の状況

			酒						
X	分	第 酒類等	。 製造者		者 売業者	非免	許者	小	計
要処理件数処理 済件 の	梦 処 分	外	表 但 自 件 - - - - -		<u>/// 集</u>	外 - - - - -	件 - - - - - -	外 - 2 1 - -	件 - 2 1 - -
件	発 斥権消滅	-	- - -	- - -	- - -	- - -	- - -	-	- - -
	る 税 額 金相当額	- -	-	- 60	- 200	- -	- -	- 60	- 200

	X	分		石		ガース	. • •	兑	石	i i	<u> </u>	税
		Л		ほ脱犯	秩序犯		計		ほ脱犯	秩序犯		it
要	_			件	件	外		件	件	件	外	件
処理	前年度からの	の繰越処理未	済	-	-	-		-	-	-	-	-
処理件	検		挙	-	-			-	-	-	-	-
数	_											
処		処	分	-	-	-		-	-	-	-	-
理	告発 収	税官	吏他	-	-	-		-	-	-	-	-
	1 (7	の	他	-	-	-		-	-	-	-	-
済	不 問 通 知 不		分	-	-	-		-	-	-	-	-
件	通 知		分	-	-	-		-	-	-	-	-
	不		発	-	-	-	.	-	-	-	-	-
数	(処 分 前 么	〉訴 権 消	滅	-	-	-		-	-	-	-	-
١.												
本	年度未処	理未済件	数	-	-	-		-	-	-	-	-
	E											
犯	則に関		額	-	-	-		-	-	-	-	-
通	告処分罰	科金相当	額	-	-	-	.	-	-	-	-	-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者 以外の者及び行為者を示す。

2 税関分を含まない。

					税	揮	発 泊	由 税					
犯し	則 者 な い	が 判 も	明の		計	ほ脱犯	秩序狐	計	地	方	道	路	税
外			件	外	件	件	华	‡ 件					件
	-		-	-	-	-	-	-					-
	-		-	2	2	-	-	-					-
	_		_	1	1	_	_	_					_
	- 1			'	ļ '	_	_	_					_
	- [-	-	_	-	-	_					-
	- [-	-	-	-	-	-					-
	- [-	-	-	-	-	-					-
	- [-	1	1	-	-	-					-
	- [-	-	-	-	-	-					-
	-		-	-	-	-	-	-					-
	-		-	-	-	-	-	-					-
	_		_	_	_	_	_	_					_
	-		-	60	200	-	-	-					-

た ほ脱犯	ば これ		た ば り 税	取引所税	印紙税	航空機 燃料税	電源開発 促進税	合	計
件	华	- 件	件	件	件	件	件	外	件
-	-	-	-	_	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	60	200

用語の説明 1 通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付す べき旨を通告したものをいう。

- べき旨を通告したものをいう。 2 通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知した ものをいう。
- 3 不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通知処分又は告発を行わなかったものをいう。
- 4 収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、捜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

(2) 通告処分及び履行状況

					酒			税		
X	分		э 酒類等		午	者 売業者	非免	,許 者	Ī	計
要履行通件	からの繰越履行 告 処 計	示未済 分	外	件 - - -		件 - 1 1	外 - - -	件 - - -	· 外 - 1 1	件 - 1 1
履(通告不等)通告:	「履行による 後 公 訴 権 う 告 履 計	告発 肖 滅 行		- - -	- - 1 1	- - 1 1	- - - -	- - - -	- - 1 1	- - 1
本年度末	· 履 行 未 済 ſ	件数	-	- 千円	-	- 千円	-	- 千円	-	- 千円
通告履行	司科金相	当 額	-	-	60	200	-	-	60	200

区分	石	油	税	た
	ほ 脱 犯	秩 序 犯	計	ほ 脱 犯
要履 履前年度からの繰越履行未済 行通告処分 件 計数	件 - - - -	件 - - -	件 - - -	件 - - -
履 (通告不履行による告発)通 告 後 公 訴 権 消 滅 件 (数 告 履 行 数 計	- - - -	- - - -	- - - -	- - - -
本年度末履行未済件数	- 千円	- 千円	- 千円	- 千円
通告履行罰科金相当額	-	-	_	-

調査対象 平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間における間接国税の犯則事件 (注) 1 外書は、共犯による犯則事件及び両罰規定を適用した犯則事件について、主たる者 以外の者及び行為者を示す。 2 税関分は含まない。

用語の説明 不履行とは、通告処分を履行しなかったものをいう。

		揮		発		油	秡	Į		石	ì	由	ガ		ス	税	
1	3	脱	犯	秩	序	犯	į	計	ほ	脱	犯	秩	序	犯		計	
			件			件		件			件			件			件
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			-			-		-			-			-			-
			- 			- - m		- ~ m			- ~m			- ~m			- -
			千円			千円		千円			千円			千円			千円
			-			-		-			-			-			-

ば	こ	税	合	計
秩 月	予 犯	計		
	件	件	外	件
	-	-	-	-
	-	-	1	1
	-	-	1	1
	-	-	-	-
	-	-	-	-
	-	-	1	1
	-	-	1	1
	_	-	-	-
	千円	千円		千円
	-	1	60	千円 200

(3) 酒税の違反行為別検挙件数等

						免				i	許			
区		分	酒	類	製造	者	洒县	まもろ	み 製 i			類卸	売 業	者
			件数		数量	税額	件数	犯則		 税額	件数	犯則	数量	税額
			件	1	kg	千円	件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
第第	54	条	_	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第	55	条 条	_	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	-
第 56 条	第11		_	-	_	_	-	_	-	-	_	_	-	-
		頁第2号	_	-	_	_	-	_	_	_	_	_	-	-
		頁第3号	_	_	_	_	-	_	-	_	_	_	-	_
第56条			_	-	_	_	-	_	-	-	_	-	-	_
		頁第5号	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
第56条			_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
第 56 条	第11	頁第7号	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
	58	条	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	-	_
第第	59	条	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
第	60	条	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
合		計	_	_	_	-	-	_	_	-	_	_	_	_
犯則者が	判明し	ないもの	-	-	_	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税について、違反行為の該当条項別に示した ものである。 (4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙件数

_ ` '																			
揮	1 2	発	油	税		石	油		税	石	ī 油	した	〕ス	税	た	: 1	ば	L	税
該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数
				件					件					件					件
第27	条第	1項	第1号	-	第24	 条第	1項第	第1号	-	第28	3条第	1項	第1号	-	第28	条第	1項	第1号	-
第27	条第	1項	第2号	-	第24	 条第	1項第	第2号	-	第28	3条第	1項	第2号	-	第28	条第	1項	第2号	-
第 2	8 条	第	1号	-	第	25 条	第	1 号	-	第	29 条	第	1号	-	第 2	29 条	第	1号	-
第 2	8 条	第	2 号	-	第	25 条	第	2 号	-	第	29 条	第	2 号	-	第 2	29 条	第	2 号	-
第 2	8 条	第	3 号	-	第	26 条	第	1 号	_	第	29 条	第	3 号	-	第 3	80 条	第	1号	-
第 2	9条	第	1号	-	第	26 条	第	2 号	_	第	30 条	第	1号	_	第 3	80 条	第	2 号	-
第 2	9条	第	2 号	-	第	26 条	第	3 号	_	第	30 条	第	2 号	_	第 3	80 条	第	3 号	-
第 2	9条	第	3 号	-	第	26 条	第	4 号	_	第	30 条	第	3 号	_	第 3	80 条	第	4 号	-
第 2	9条	第	4 号	-						第	30 条	第	4 号	_					
			_																
合			計	-	合			計	_	合			計	-	合			計	_

電源開発促	進 税	印	紙	锐
該当条項	件数	該当	条 項	件数
	件			件
第 13 条 第 1 項	-	第22条第	1項第1号	-
第 14 条 第 1 号	-	第22条第	1項第2号	-
第 14 条 第 2 号	-	第 2	3 条	-
第 14 条 第 3 号	-	第 2	4 条	-
		第 25 条	第1号	-
		第 25 条	第 2 号	-
		第 25 条	第 3 号	-
		第 25 条	第4号	-
		第 26 条	第1号	-
		第 26 条	第 2 号	-
<u>合</u> 計	-	合	計	-

(注) 「(1)検挙及び処理の状況」のうち酒税以外について、違反行為の該当条項別に 示したものである。

者				MIZ		非	免	許	者		計	-				うち	
	類	小	売	業	者											係る	
件数	犯	則	数:	量	税額	件数	犯則	数量	税額	件数	犯則	数 量	税額	件数	犯則	数量	税額
件		1		kg	千円	件	1	kg		件	1	kg	千円	件	1	kg	千円
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	404,	677		-	-	-	-	-	-	2	404,677	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2	404,	677		_	_	_	_	_	_	2	404,677	_	_	_	_	_	_
	.51,	011								_	101,011						
-		-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

た	ば	ΓI	特	別	税		权	引	所	税	航		Į,	機	燃料	斗 税	地	方	道	路	税
該	当	条	頂	Ę	件数	該	当	条	項	件数	誃	Ž	当	条	項	件数	該	当	条	項	件数
					件					件						件					件
第21	条第	1項	第1	号	-	第	14 务	等第	1項	-	第2	0条	第	1項	第1号	; -	第15	条第	1項第	削号	-
第21	条第	1項	第2	号	-	第	15 务	₹ 第	1号	-	第2	0条	第	1項	第2号	; -	第15	条第	1項第	第2号	-
第	5 2	22	条		-	第	15 务	₹ 第	2 号	-	第	21	条	第	1号	-	第	15	条 σ	2	-
											第	21	条	第	2 号	-					
											第	21	条	第	3 号	-					
合			盲	†	-	싐	•		計	-	台	ì			計	-	合			計	-

24 税 理 士

税理士登録者数

X	. :	分	弁護士	公 認 会計士	試 験 合格者	試 験 免除者	資 格 認 定 者	税 務 代理士	特別試験 合格者	合 計
			人	人	人	人	人	人	人	人
平成	9	年度	5	167	1,038	401	30	20	1,391	3,052
	10		5	167	1,058	432	24	19	1,333	3,038
	11		5	159	1,075	462	21	17	1,291	3,030
	12		7	160	1,092	500	16	14	1,238	3,027
	13		7	155	1,105	542	13	12	1,180	3,014

調査時点 用語の説明

平成14年3月31日

- 1 試験合格者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が試験合格による者をいう。
- 2 試験免除者とは、税理士試験の試験科目の最終科目が免除による者をいう。
- 3 資格認定者とは、税理士法施行(昭和26年7月15日)の際、国又は地方公共団体の職員である者で、税理士試験の合格者と同等以上の学識を有する旨の税理士試験委員の認定を受けた者をいう。
- 4 税務代理士とは、税務代理士の許可を受けた者をいう。
- 5 特別試験合格者とは、一定の実務経験を有する者に対し行う特別の税理士試験に 合格した者をいう。

付 録

- 所得税の控除及び税率の変遷
- 法人税の税率の変遷 酒類の税率の変遷 たばこの税率の変遷 平成13年度税制改正の要綱

1 所得税の控除及び税率の変遷

>	< 分 <	
_	<u>.</u> 基礎控除	380,000円
		380,000円
		年齢70歳以上の老人控除対象配偶者
	偶	480,000円
	+-/	同居している特別障害者である控除対象配偶者
	者	680,000円 730,000円
	控	同居している特別障害者である老人控除対象配偶者
	1x	780,000円 830,000円
所	除	(控除対象配偶者の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)
' '	1.3.	380,000円
		(所得者本人の合計所得金額が1,000万円以下の者について適用する)
	配	配偶者に所得がある場合の控除額の調整
		控除対象配偶者の場合 配偶者の所得 控 除 額
		5万円未満 38万円
	偶	5~10万円未満 33万円
	II-A	10~15万円未満 28万円
		15~20万円未満 23万円
	+-/	20~25万円未満 18万円
	者	25~30万円未満 13万円
		30~35万円未満 8万円
得		35~38万円未満 3万円
1,7	特	38万円 0円
		控除対象配偶者以外の 配偶者の所得 控 除 額
	別	配偶者の場合 38~40万円未満 38万円
	別 控	40~45万円未満 36万円
		45~50万円未満 31万円
		50~55万円未満 26万円
	拴	55~60万円未満 21万円
		60~65万円未満 16万円
		65~70万円未満 11万円
	除	70~75万円未満 6万円
控		75~76万円未満 3万円
红		76万円以上 0円
		380,000円
	1.4	年齢16歳未満の年少扶養親族
	扶	480,000円 480,000円
		年齢16歳以上23歳未満の特定扶養親族
		530,000円 580,000円 630,000円
		年齢70歳以上の老人扶養親族
	亲	480,000円
	養	ただし、老人扶養親族のうち同居している老親 580,000円
		同居している特別障害者である扶養親族 680,000円 730,000円
除		1500,000円
NJ.	控	830,000円
	JΤ	同居している特別障害者である特定扶養親族
		880,000円 930,000円 980,000円
		同居している特別障害者である老人扶養親族
		780,000円 830,000円
	除	同居している特別障害者である同居老親
	LYJV	830,000円 930,000円
		(扶養親族の所得要件:合計所得金額38万円以下であること)
ldot		(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(1)(

[区分	平成9年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年
	障	控除額(障害者、寡婦、寡夫、勤労学生)
	害	270,000円 障害者のうち、特別障害者に該当する場合
	者	750,000円 400,000円 400,000円
		寡婦のうちの特別加算に該当する場合
	老	350,000円
所		老年者控除 500,000円
171	年	(所得要件等)
	者	(1) 障害者
	•	所得要件なし
	寡	(2) 老年者 その年12月31日において65歳以上で年間所得1,000万円以下の者
	婦	(3) 寡婦(寡夫)
		寡婦とは、次の者(老年者でない者に限る)
		1 . 夫と死別・離婚しまだ再婚していない者又は夫が生死不明などの者で、扶養親
	写	族又は、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配 偶者、扶養親族とされない者に限る)がある者
	夫	
得	及	計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者
	び	特定の寡婦とは、前記1に該当する者で、扶養親族である子を有し、かつ、所得
	勤	金額の合計額(繰越損失控除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る) 寡夫とは、妻と死別・離婚しまだ再婚していない者又は妻が生死不明などの者
	労	で、所得金額の合計額が38万円以下の生計を一にする子(他の者の控除対象配偶
	学	者、扶養親族とされない者に限る)があり、かつ、所得金額の合計額(繰越損失控
	生	除前)が500万円以下の者(老年者でない者に限る) (4) 勤労学生
		「サーリスティー
	控	で、かつ、自己の勤労所得以外の所得が10万円以下の者
	除	
	そ	(1) 雑損控除 住宅、家財等の家庭用財産の災害等による損失額のうち、総所得金額等の合計額
控		の10%を超える金額。ただし、災害に直接関連して支出された費用についての控除額
		は、総所得金額等の合計額の10%相当額又は5万円のいずれか低い金額を超える金額
	の	(2) 医療費控除 支払った医療費(保険金などで補てんされる金額を除く)のうち、総所得金額等
		文払うた医療員(保険金などで備でかられる金額を除て)のうち、総所特金額等 の合計額の5%相当額と10万円のいずれか少ないほうの金額を超える金額(最高200万
	他	円)
		(3) 社会保険料控除
	の	支払額の全額 (4) 小規模企業共済等掛金控除
		小規模企業共済掛金(旧第2種共済掛金を除く)及び心身障害者扶養共済制度の掛
		金支払額の全額
除	所	(5) 寄付金控除 国又は地方公共団体に対する寄付金
PON		社会福祉への貢献、教育の振興等のためにした寄付金
	得	政党その他一定の政治団体又は特別の公職の候補者に対する寄付金等について、寄
		付金の額(所得金額の25%を限度)のうち、1万円を超える部分の金額。
	控	
	74	
	除	
	<u> </u>	

	区分	平成9年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年
	č	(6) 生命保険料控除 一般の生命保険料の計の金額(A)を下の算式に当て はめてそのAの金額を基に計算した金額 (最高5万円)
所	の "	+ 「個人年金保険料の計の金額(B)を下の算式に当ては めてそのBの金額を基に計算した金額
得	他の	し (最高5万円) 25,000円までの場合 ————— A又はBの金額 25,000円を超え50,000円までの場合 ———— (A又はB)×1/2+12,500円
	所	50,000円を超える場合 — (A 又はB) × 1/4 + 25,000円
控	得 控	(7) 損害保険料控除 家屋又は家財について支払った損害保険料、傷害保険料、医療費用保険料等 長期保険料の計の金額(A)(Aの金額が10,000円を 超える場合はA×1/2+5,000円)
除	除	(最高15,000円) +
		短期保険料の計の金額(B)(Bの金額が2,000円を超 える場合はB×1/2+1,000円) (最高3,000円) (最高限度額15,000円)
税	配当	配当所得を上積とし、配当所得以外の所得と合わせた課税総所得金額が1,000万円に達するまでの配当所得の金額について10%、1,000万円を超える部分の金額について5%
	控	証券投資信託の収益の分配については5%(課税総所得金額が1,000万円を超えるときは、その超える部分については2.5%) ただし、証券投資信託の収益の分配に係る配当所得、株式配当等につき源泉分離
額	除 外 額	課税を選択した配当所得、少額配当の確定申告不要制度により申告しなかった配当所得は配当控除の対象とならない。
	国控	外国の所得税を課せられた年分の所得税額のうち外国源泉の所得全体に対応する金額を限度として税額控除する。一定額の範囲内で、過去3年以内の控除枠に加え、また過去3年以内の控除未済額は当年で控除することを認める。
控	住一特	新築又は既存の居住用家屋の取得等をして、6カ月以内に居住の用に供した場合の その住宅に係る借入金残高及び一定の増改築に係る借入金残高等を対象として算出
7	i⊨ iउ	した額を所得税額から控除する。 (年間の所得要件)
除	$\mathcal{N} \cup$	2,000万円以下 3,000万円以下 (控除期間) (左間
	金 等 除 政 金	15年間 10年間 15年間 10年間 10年間
そ	党 等 別	いう)に対する献金(特定寄付金と合わせて所得金額の25%を限度)については、 寄付金控除に代えて、次のいずれか少ない方の金額の税額控除を選択することがで きる。
	寄 控 付 除	・ (その年中に支出した政党等に対する寄付金の合計額 - 1万円)×30% ・ 納税者の納付する所得税額の25%相当額
Ø	特	(1) 退職所得 勤続年数1年につき、勤続年数20年まで40万円、20年超70万円を乗じた金額(最低限度額80万円、障害者になったことにより退職する場合はさらに100万円加算)を収
	別	入金額から控除し、その控除後の金額の2分の1相当額を課税所得とし、分離課税する。
他	控 除	(2) 山林所得 収入金額から植林費等の必要経費を控除した残額から50万円を控除し、五分五乗 により分離課税する。

	区分	平成9年 平成10年 平成11年 平成12年 平成13年
		(3) 譲渡所得
	4+	総合課税 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	特	│ 譲渡益から50万円を控除し、その残額のうち、長期譲渡所得に係る部分の金額の │ │2 分の1に相当する金額と短期譲渡所得に係る部分の金額との合計額を総所得金額 │
	- Dul	2 月の「に怕当する金額と短期議版所特にはる品月の金額との占計額を総所特金額 に算入する。
	別	分離課税
	1.4-	譲渡所得のうち、土地・建物等の譲渡については、譲渡益から一定の特別控除額を控除
	控	して分離課税する。
そ	7.	
	除	収入金額からその収入を得るために支出した金額と特別控除額50万円とを控除 し、その金額の2分の1に相当する金額を総所得金額に算入する。
	給	収入金額が180万円以下の場合 収入金額×40%
	与	(65万円に満たない場合は65万円)
	所	収入金額が180万円を超え360万円以下の場合 収入金額×30%+18万円
	得	収入金額が360万円を超え660万円以下の場合 収入金額×20%+54万円
	控	収入金額が660万円を超え1,000万円以下の場合 収入金額×10%+120万円
	<u>除</u> 給者支	収入金額が1,000万円超の場合 収入金額×5%+170万円
	与の出	給与所得の金額の計算上、特定支出の額が給与所得控除を超える場合には、申告
	所特控	
	得定除	
の		青色事業専従者給与 青色事業専従者給与額のうち、届けた金額の範囲内で労働の提供の程度等からみ
	専 青	
	, 色	白色事業専従者控除
	従申	500,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]
	. 告	配偶者の場合
	者 特	860,000円[最高限度:事業所得等の金額/(1+事業専従者の数)]
	- I	青色申告特別控除 事業所得又は不動産所得を生ずべき事業を営む青色申告者で、帳簿書類を備え付
	控別	けてこれらの所得に係る取引を正規の簿記の原則に従い記録している者
	控	350,000円 450,000円 550,000円
	除除	_#B /# 13 C 1 A A
)	100,000円 定額控除と定率控除の合計
他	公	定額控除と定準控除の合計
.	的	1,000,000円(65歳未満の者500,000円)
	年	定率控除
	金	定額控除後の年金収入が
	等	360万円以下の場合 定額控除後の金額×25%
	控	720万円以下の場合 (定額控除後の金額-360万円)×15%+90万円 720万円を超える場合 (定額控除後の金額-720万円)×5%+144万円
	···· 除	最低控除額
		1,400,000円(65歳未満の者700,000円)
	1H	330万円以下 10% 10%
	税	10% 10% 10% 10% 330万円を超え900万円以下
		20%
		900万円を超え1,800万円以下
		30%
		1,800万円を超え3,000万円以下 1,800万円超
	率	40% 37% 3,000万円超
	-1-	3,000万円趋

2 法人税の税率の変遷

						<u> の枕竿の友</u>						
	<u>×</u>	<u>5</u>		62.4.1以降終了	平元.4.1以降開始	2.4.1以降開始	10.4.1以降開始	11.4.1以降開始				
各		╅	留日	400/	400/							
事	晋	基本	保 分	42%	40%	37.5%	34.5%	30%				
業		基本税率	配当公	32%	35%	37.0%	01.0%	00%				
年	通		<u>分</u> 所									
度		軽			年 8 () 0 万円	以下					
		減	스		(資本金	€1億円以下の法人	(のみ)					
所	,,	税	保	30%	29%							
得			品			28%	25%	22%				
に	人	率	当	24%	26%							
対	ţ	茘	留口	070/	27%		0-1	224				
	Ī	i i	分留保分配当	27%	一定の協同組合等の 所得10億円超分30%	27%	25%	22%				
す	幺	且へ	髭			一定の協同組合等の	一定の協同組合等の	一定の協同組合等の				
る		₹	分	22%	25%	所得10億円超分30%	所得10億円超分30%	所得10億円超分26%				
税	公主	益法	人		270/		35 %	22%				
率		等			27% 25%							
泸	青	積										
拿	算 立成				非	課	税	•				
F	F	金か	る 部	(積立金	⋛から成る部分につい	ハては清質所得に	対する法人税を課	(さない)				
得		6	分	(1922.71		/ · C (6/H) / / / () C		(C '& V 1)				
j Ż	4	そ	法	解散又は合併	35.2% 元・4・1 以降の 解散又は合併 から適用	解散又は合併	30.7%	27.1%				
和科	5 兑 运	の他	人協同組合等	<u>から適用</u>	<u>から適用</u> 24.8% 62.4.1以降の 解散又は合併 から適用		23.1%	20.5%				
同		資Z	金本	\m__ ^ _		n 主光ケウナ 0 で	¥1= 1	\				
族		基	準	貧本金の	25%相当額からその	り事業牛皮末の利	益槙立金額を控 防	ぎした 金額				
同族会社(痔	新	得									
の	立	#	泄			35%						
の留保	立金に	基定	準額									
保全	に 対			年1,500万円								
金及	ず	基	準	 								
び	する税率			年 年 年 年	3,000万円 3,000万円 1億円	-記 盛年 075、最 起 超	10% 15% 20%	OIC ME EX				
退職年金 等積立金 に対する 税 率							非課税					

3 酒類の税率の変遷

	☑ 分	昭和59.	5.1以降	平成元 . 4 . 1以降	平4.4.1以降	平6.5.1以降
	4+ AT	従量税	従価税	従量税 従価税廃止		
清	特級 (15度)	570,600円 / kl	税率 150/100 (非課税限度額あり)	(級別の廃止)		
酒	一 級 (15度)	279,500円 / kl	-	184,300円 / kl	133,700円 / kl	140,500円 / kl
	二 級 (15度)	107,900円/kl	-	117,000円 / kl		
ビール		239,100円 / kl	-	208,400円/k	l	222,000円 / kl

X		分	平成元.4.1以降	平成6.5.1以前	平成9.10.1以降	平成10.5.1以降	平成10.10.1以降
ウイスキー類		(40度)	982,300円/kl		551,000円/kl	409,000円/kl	
しょう	甲類	(25度)	119,800円/kl	155,700円/kl	201,900円/kl	248,10	00円/kl
ちゅう	ゅ 乙類 (25		70,800円/kl	102,100円/kl	150,70	150,700円/kl 199,40	

	X	分	平成12.10.1以降
しょうちゅう	甲類	(25度)	248,100円/kl
	乙類	(25度)	

(注) WTOの勧告に基づく税率の改正を、平成9年10月1日から段階的に実施

4 たばこの税率の変遷

		X			分		平成元.4.1以降	平成10.12.1以降	平成11.5.1以降
紙	ಶ	5	た	ば	IJ	1,000本につき	3,126円	3,946円	3,536円
パ	イプ #	さば	٠ .	葉巻た	ばこ	1,000gにつき	3,126円	3,946円	3,536円
刻∂	みたばこ、	かみ月	用及び	かぎ用の製	造たば	1,000gにつき	1,563円	1,973円	1,768円
旧	3 級	品(の 紙	巻た	ばこ	1,000本につき	1,484円	1,873円	1,678円

(注) 平成10年12月1日たばこ特別税施行

平成 13 年度税制改正の要綱

「平成 13 年 1 月 16 日) 閣 議 決 定

最近の経済情勢等を踏まえ、企業組織再編成に係る税制を整備するほか、住宅投資及び中小企業の設備投資の促進を図るとともに、社会経済情勢の変化に対応する等の観点から所要の措置を講ずることとし、次のとおり税制改正を行うものとする。

一 企業組織再編成

商法改正による会社分割の制度の創設に伴い、分割・合併等の企業組織再編成に係る 税制を次のとおり整備する。

- 1 法人における課税の取扱い
 - (1) 移転資産等の譲渡損益の取扱い

法人が、分割、合併、現物出資又は事後設立(以下「組織再編成」という。)によりその有する資産等を他に移転した場合において、当該組織再編成が下記 の適格組織再編成(適格分割、適格合併、適格現物出資又は適格事後設立)に該当する場合には、下記 のとおり譲渡損益の計上を繰り延べる。

適格組織再編成

イ 適格分割とは、次のいずれかに該当する分割とする。

ただし、分割に伴って分割承継法人の株式のみが交付され、かつ、分割型分割にあっては、分割法人の株主の持株数に応じて分割承継法人の株式が交付されるものに限る。

- (4) 分割法人と分割承継法人とが 100 分の 100 の持分関係である場合の分割
- (II) 分割法人と分割承継法人とが 100 分の 50 超 100 分の 100 未満の持分関係 である場合の分割で、次の要件に該当するもの
 - () 分割法人の分割事業の主要な資産及び負債が分割承継法人に引き継がれていること。
 - () 分割法人の分割事業の従業者の概ね 100 分の 80 以上が分割承継法人において引き続き業務に従事することが見込まれていること。
 - () 分割法人の分割事業が分割承継法人において引き続き営まれることが見込まれていること。
- (川) 共同事業を行うための分割で、次の要件に該当するもの
 - () 分割により交付された分割承継法人の株式を継続して保有することが見 込まれていること。
 - () 上記(1) ()から()までの要件

ここで、共同事業とは、分割法人の分割事業と分割承継法人のいずれかの 事業とが相互に関連性を有するものであることに加え、それぞれの事業の売 上金額、従業者数若しくはこれらに準ずるものの比率が概ね5倍を超えない こと又は分割法人と分割承継法人の双方の役員が分割後に分割承継法人の経 営に従事する常務クラス以上の役員となることとの要件に該当するものをい う。

- ロ 適格合併及び適格現物出資とは、上記の適格分割の要件に準ずる要件に該当 する合併及び現物出資とする。
- ハ 適格事後設立とは、次の要件に該当する事後設立とする。
 - (4) 資産等の譲渡が、子会社設立時に予定されており、子会社設立後6月以内に行われたこと。
 - (1) 資産等の譲渡の対価が子会社設立時の払込金銭の額と概ね同額であったこと。
 - (N) 持分割合が 100 分の 100 の子会社株式を資産等の譲渡時まで引き続き保 有していたこと。
 - (二) 持分割合が 100 分の 100 未満となることが見込まれていないこと。 移転資産等の譲渡損益の計上の繰延べ
- イ 適格分割型分割又は適格合併による資産等の移転は、帳簿価額による資産等 の引継ぎとし、譲渡損益の発生はないものとする。
- ロ 適格分社型分割又は適格現物出資による資産等の移転は、帳簿価額による資産等の譲渡とし、譲渡損益の計上を繰り延べる。

なお、この措置を講ずることに伴い、特定の現物出資により取得した有価証券の圧縮記帳制度は廃止する。

八 適格事後設立による資産等の移転は、時価による資産等の譲渡とし、譲渡益 又は譲渡損相当額の子会社株式の帳簿価額の修正損又は修正益を計上するもの とする。

この場合、子会社は、購入した資産等の帳簿価額を親会社の帳簿価額と同額 に修正する。

(注)適格分割又は適格合併に該当しない分割又は合併による資産等の移転は、 時価による資産等の譲渡とし、譲渡益又は譲渡損は、分割型分割又は合併に あってはその前日の属する事業年度、分社型分割にあってはその日の属する 事業年度の益金の額又は損金の額とする。

なお、この措置を講ずることに伴い、合併の場合の清算所得に対する法人 税は廃止する。

(2) 資本の部の金額の取扱い

適格分割型分割及び適格合併においては、利益積立金額の引継ぎを行う。また、 分割型分割及び合併の場合には、いわゆるみなし事業年度を設ける。

なお、分社型分割、現物出資及び事後設立においては、利益積立金額は引き継がない。

- 2 株主における課税の取扱い
- (1) 株式の譲渡損益の取扱い

分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が分割承継法人等の株式のみの交付を受けた場合には、旧株(分割法人又は被合併法人の株式)の譲渡損益の計上を繰り延べる。

(2) みなし配当の取扱い

適格分割型分割又は適格合併に該当しない分割型分割又は合併により、分割法人等の株主が交付を受けた分割承継法人等の株式等の価額のうち、資本等の金額を超える部分を原資とする金額について、配当とみなす。

なお、資産の交付がない場合のみなし配当課税は廃止する。

3 その他引当金等の取扱い

その他引当金等の取扱いについて、組織再編成の形態に応じて、別紙一のとおり所要の措置を講ずる。

4 租税回避の防止

繰越欠損金等を利用した租税回避の防止規定に加え、組織再編成に係る包括的な租税回避防止規定を設ける。

- 5 登録免許税・消費税・印紙税
 - (1) 登録免許税

商業登記

分割による株式会社等の設立又は増資の登記に係る登録免許税について、その 資本の金額又は増加した資本の金額に係る税率を、1,000分の1.5(分割をする株 式会社等の分割前の資本の金額から分割後の資本の金額を控除した金額を超える 部分については、1,000分の7(最低税額3万円))とする等の措置を講ずる。

商業登記以外の登記等

株式会社等が分割により不動産の所有権等を取得した場合に、5年間の措置として、当該不動産の所有権の移転登記等に係る登録免許税の税率を合併による所有権の移転登記等に係るものと同水準(不動産の所有権の移転登記等 1,000分の6(本則1,000分の50)等)とする。

(2) 消費税

分割、現物出資、事後設立があった場合の消費税の納税義務の判定等に関し、その形態に応じて必要な措置を講ずるほか、分割承継法人が承継した資産につき対価の返還等や貸倒れが生じた場合の消費税額の控除その他の制度について、合併の場合に準じて所要の整備を行う。

(3) 印紙税

分割契約書及び分割計画書に係る印紙税の税率を一通につき4万円とする。

- 6 その他
 - (1) 法人が分割(分社型分割を除く。)をした場合には、分割承継法人は、その分割法人の分割前に納税義務が成立した国税について、連帯納付の責任を負うこととする。ただし、分割法人から承継した財産の価額を限度とする。
 - (2) 分割法人の国税の裁決等に伴って税額等が異動する分割承継法人の国税等についての更正決定等を、その期間制限の特例の対象とする。
 - (3) 組織再編成が行われた場合の質問検査権について所要の整備を行う。
 - (4) 以上のほか、別紙二に掲げる各種の租税特別措置を含む組織再編成に係る税制の整備について所要の措置を講ずるとともに、必要な経過措置を講ずる。
- (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に行われる組織再編成について適用する。

(備考)連結納税制度について、引き続き、その導入に向けた検討を進める。

二 住宅税制

1 平成11年から2年半の間講じられている住宅ローン控除制度の終了(平成13年6月30日)に伴い、平成15年12月31日までの制度として新住宅ローン減税制度を

創設する。この場合の控除率、住宅借入金等の年末残高の限度額及び控除期間については、次のとおりとする。

居住の用に供する時期	控除期間	住宅借入金等の年末残高	控除率
平成13年7月1日から 平成15年12月31日まで	10年間	5,000万円以下の部分	1 %

なお、居住用家屋を平成16年中に居住の用に供する場合については、居住用家屋を平成13年後期中に居住の用に供する場合の現行の措置と同様の措置とする。

- 2 特定の居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除制度の適用期限を 3 年延長する。
- 3 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例制度について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 買換資産である家屋の床面積要件の上限を 280㎡(現行 240㎡)に引き上げる。
 - (2) 買換資産である耐火建築物に係る築後経過年数要件を25年以内(現行20年以内)に緩和する。
 - (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う居住用財産の譲渡について適用する。
- 4 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額の計算の特例について、次の措置を講じた上、その適用期限を3年延長する。
 - (1) 非課税限度額を 550万円(現行 300万円)に引き上げる。
 - (2) 適用対象に次の贈与を加える。

その者の所有する住宅について一定の増改築の費用に充てるために受ける金銭 の贈与

住宅取得資金を贈与により取得した日前5年以内に居住していたその者又はその者の配偶者の所有する住宅を、当該贈与の日の属する年の翌年12月31日までに譲渡する場合等において、その者の住宅の取得又は新築の対価に充てるために受ける金銭の贈与

- (注)上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する金銭に係る贈与税 について適用する。
- 5 住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係 る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を2年延長する。

三 中小企業投資促進税制等

- 1 中小企業投資促進税制について、中小企業者等が、平成14年3月31日までの間に一定の機械装置、器具備品、貨物自動車又は内航船舶を取得し、製造業、建設業等の用に供した場合には、取得価額の100分の30の特別償却又は取得価額の100分の7の特別税額控除の選択適用(一定の要件を満たすリース資産についても特別税額控除を適用)を認める。
- 2 中小企業技術基盤強化税制について、その適用期限を2年延長し、特別税額控除割合を、平成14年3月31日までの間に開始する事業年度(平成14年分)については100分の10とし、平成14年4月1日以後に開始する事業年度(平成15年分)については

100分の6とする。

四 金融関係税制

- 1 上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離選択課税制度について、平成11年度税制改正で設けられた経過措置の適用期限を2年延長する。あわせて、源泉分離課税のみなし譲渡利益率を5.25%とする特例措置の期限を2年延長する。
- 2 商品先物取引による所得に対する所得税については、次により申告分離課税を行う こととする。
 - (1) 居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が、平成13年4月1日から平成 15年3月31日までの期間(以下「適用期間」という。)内に、商品取引所法に規 定する先物取引(以下「商品先物取引」という。)をし、かつ、当該商品先物取 引の差金等決済をした場合には、当該差金等決済に係る当該商品先物取引による 事業所得及び雑所得(以下「商品先物取引による所得」という。)については、 他の所得と分離して20%の税率により確定申告を通じて課税する。
 - (2) 商品先物取引による所得の金額の計算上生じた損失の金額は、商品先物取引による所得以外の所得との通算及び翌年以降への繰越しは認めない。
 - (3) 適用期間内に商品先物取引の差金等決済をする者は、その差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、その者の氏名又は名称及び住所を、その商品先物取引の委託等をする商品取引員等に告知しなければならないものとし、当該商品取引員等は、一定の公的書類により本人確認をしなければならないものとする。

なお、商品先物取引の差金等決済をする者が、商品取引員等との間で商品先物取引の委託等の契約を締結する際、一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づく商品先物取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱う。

- (4) 商品取引員等は、適用期間内に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が行った商品先物取引について差金等決済があった場合には、その者の氏名及び住所、当該差金等決済の方法、当該差金等決済に係る商品先物取引の約定価格等の事項を記載した調書(以下「商品先物取引に関する調書」という。)を、その商品先物取引の差金等決済があった日の属する月の翌月末日までに、当該商品取引員等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないものとする。
- (5) 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、商品先物取引に関する調書の提出に関する調査について必要があるときは、当該商品先物取引に関する調書を提出する義務がある者に質問し、又はその者の商品先物取引に関する帳簿書類その他の物件を検査することができることとする。
- (6) 商品先物取引に関する調書の提出義務及び調査従事者等の守秘義務に対する違反行為等について所要の罰則規定を設ける。
- 3 非居住者・外国法人の一括登録国債の利子非課税制度について、非居住者・外国法人が、日本銀行及び税務署長の承認を受けた海外の適格外国仲介業者を経由し、国債振替決済制度上の直接・間接参加者の国内の営業所等を通じて一括登録国債を寄託した場合には、租税条約上の情報交換条項の利用を前提とする一定の本人確認手続等を整備した上、非課税の対象とする。
 - (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に支払われる一括登録国債の利子について適用する。

五 社会経済情勢の変化への対応

1 情報通信

- (1) 電子計算機の耐用年数(現行6年)について、実態を踏まえ、パーソナルコン ピュータについては4年、その他のものについては5年に短縮する。
 - (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に開始する事業年度(平成13年分)に ついて適用する。

なお、特定情報通信機器の即時償却制度は、期限どおり廃止する。

(2) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

電気通信事業者及び有線放送電話業者が取得する広帯域加入者網普及促進設備 について、取得価額の 100分の18の特別償却を認める措置を講ずる。

電気通信基盤充実設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得する波 長分割多重化装置につき取得価額の 100分の15の特別償却を認めるほか、対象設 備の見直しを行う。

電気通信利便性充実設備に係る特別償却について、有線テレビジョン放送事業者が取得するデジタルヘッドエンド装置につき取得価額の 100分の12の特別償却を認めるほか、対象設備の見直しを行う。

電気通信役務安定提供設備に係る特別償却について、電気通信事業者が取得するウイルス監視装置につき取得価額の 100分の12の特別償却を認めるとともに、回線切替装置に係る償却割合を 100分の6 (現行 100分の8)に引き下げるほか、対象設備の見直しを行う。

2 特定非営利活動法人への支援

特定非営利活動法人(NPO法人)のうち一定の要件を満たすものとして国税庁長官の認定を受けたもの(以下「認定NPO法人」という。認定の要件等については、別紙三のとおりとする。)の活動を支援するため、次の特例措置を講ずる。

- (1) 個人が、認定NPO法人に対して寄附(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)をした場合には、当該寄附に係る支出金は、特定寄附金とみなして寄付金控除の適用を認める。
- (2) 法人が支出した認定NPO法人に対する寄附金について、一般の寄附金の損金 算入限度額とは別に、当該損金算入限度額の範囲内で損金算入を認める。ただし、 限度額の計算は、特定公益増進法人に対する寄附金と合わせて行うものとする。
- (3) 相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に対して相続財産等の 寄附をした場合には、その者又はその者の親族等の相続税等が不当に減少する結果 となると認められる場合を除き、当該寄附に係る財産の価額をその者の相続税の課 税価格の計算の基礎に算入しない。ただし、当該寄附を受けた認定NPO法人が、 一定期間内に取得した財産を公益を目的とする事業の用に供していない場合等には、 適用しない。
- (注)上記の改正は、平成13年10月1日から施行する。
- 3 贈与税の基礎控除の引上げ

贈与税の基礎控除の金額を、当分の間、 110万円(現行60万円)に引き上げる。

(注)上記の改正は、平成13年1月1日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税 について適用する。

- 4 相続税の小規模宅地等の特例の拡充
 - 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例について、次の措置を講ずる。
 - (1) 特定事業用宅地等、特定同族会社事業用宅地等及び国営事業用宅地等に係る特例の適用対象面積を 400㎡までの部分(現行 330㎡までの部分)に拡大する。
 - (2) 特定居住用宅地等に係る特例の適用対象面積を 240㎡までの部分(現行 200㎡ までの部分)に拡大する。
 - (3) 上記(1)の宅地等、(2)の宅地等及びその他の特例適用対象宅地等のうちいずれか 2以上の宅地等を選択する場合には、適用対象面積の調整を行う。
 - (注)上記の改正は、平成13年1月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用する。

5 土地税制

- (1) 個人の長期譲渡所得の課税の特例制度について、平成11年1月1日から平成12 年12月31日までの間に土地等又は建物等を譲渡した場合の税率軽減の特例措置の適 用期限を3年延長する。
- (2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限を平成15年12月31日まで延長する。
- (3) 個人の短期譲渡所得の課税の特例制度について、軽減税率の特例の対象となる土地等の譲渡に係る適正価格要件の適用停止措置の期限を3年延長する。
- (4) 短期所有土地の譲渡等をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の 特例制度について、適用停止措置の期限を3年延長する。
- (5) 法人の土地譲渡益(一般・短期)に対する追加課税制度について、適用停止措置の期限を3年延長する。なお、一般の土地譲渡益に対する追加課税の適用除外措置(優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外)の適用期限も平成15年12月31日まで延長する。
- (6) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度について、 及び の見直しを 行った上、適用期限等を のとおり延長する。

既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産に係る取得時期の制限 (現行 平成3年3月31日以前に取得されたもの)を所有期間10年超のものとす る。

次の買換えを適用対象から除外する。

- イ 水道水源水域に係る特定施設等の移転等に伴う買換え
- ロ 新産業都市区域又は工業整備特別地域以外の地域からこれらの地域内への買換え
- 八 過度集積地域から特定の拠点地区内への産業業務施設の移転に伴う買換え
- 二 一定の構造改善事業を営む者の長期所有の土地、建物等から事業の構造改善・事業転換に資する建物、機械装置への買換え 適用期限等の延長
- イ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づいて行われる長期所有の土地、建物等から既成市街地等以外の地域内にある土地、建物、機械装置等への 買換え 計画認定期限を2年延長
- ロ 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換え 適用期限を3年延長

ハ その他の買換え 適用期限を5年延長

(7) 収用等の場合の 5,000万円特別控除等について、次の措置を講ずる。

適用対象に、土地等が大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定に基づいて使用されることとなったことに伴い、その土地に係る同法の事業 区域にある資産につき、同法の物件の引渡し等をしなければならなくなった 場合において、その資産の損失に対する補償金を取得するときを加える。

収用対象事業用地の買取りに係る簡易証明書制度の対象とされている社会 福祉法人の設置に係る保育所の人数要件を20人以上 (現行60人以上) に緩和 する。

- (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う資産の譲渡について適用する。
- (8) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の 2,000万円特別控 除の適用対象に、重要文化財、史跡、名勝又は天然記念物として指定された土 地が独立行政法人国立博物館又は独立行政法人国立科学博物館に買い取られる 場合を加える。
- (9) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500万円特別控除 について、次の措置を講ずる。

特定の民間宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の適用期限を3年延長する。

適用対象に、土地等につき高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律の基本構想に定められた土地区画整理事業が施行された場合において、当該土地等に係る換地処分により当該土地等のうち当該土地区画整理事業に係る同意保留地に対応する部分の譲渡(当該同意保留地を取得をした者の当該同意保留地に対応する部分の土地等の譲渡を除く。)があったときを加える。

- (10) 特定目的会社(SPC)が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用要件を見直した上、軽減税率を 1,000分の16(現行 1,000分の25)に引き下げ、その適用期限を平成16年3月31日までとする。
- (11) 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に、一定の要件を満たす投資信託により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を1,000分の16(本則1,000分の50)に軽減する。
- (12) 平成13年4月1日から平成16年3月31日までの間に、一定の要件を満たす投資 法人が不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率を 1,000分の16(本則1,000分の50)に軽減する。
- (13) 農地等についての相続税の納税猶予の特例の改正に伴う賃貸住宅用地等への転用に係る経過措置について、適用対象者を見直した上、その適用期限を3年延長する。
- (14) 不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の適用期限を 2年延長する。

6 企業年金

(1) 企業年金法(仮称)の制定に伴い、同法に基づく企業年金の拠出、運用及び給付の各段階について、次の措置を講ずる。なお、適格退職年金制度は所要の期間経過後に廃止することとし、適格退職年金制度から企業年金制度等への移行に関する

所要の措置を講ずる。

拠出段階

- イ 事業主が拠出する掛金については、事業主の所得の金額の計算上損金(必要経費)に算入するとともに、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。
- ロ 加入者本人が拠出する掛金については、生命保険料控除を適用する。 運用段階

事業主が拠出する掛金及びその運用益等を対象として、退職年金等積立金に対する法人税(特別法人税)を課税する。

給付段階

- イ 年金給付の老齢給付金については公的年金等控除を適用するほか、一時金払 いの老齢給付金については退職手当等とみなす。
- ロ 障害給付金については、所得税を課さない。
- 八 遺族給付金については、相続税法上のみなし相続財産(退職手当金等に含まれる給付)として相続税の課税対象とし、所得税を課さない。 その他所要の措置を講ずる。
- (2) 退職年金等積立金に対する法人税の課税停止措置を2年延長する。

7 福祉・環境

- (1) 高齢者の居住安定の確保に関する法律(仮称)の制定に伴い、同法の供給計画に基づき建設される一定の高齢者向け優良賃貸住宅について、5年間普通償却限度額の100分の40(耐用年数が35年以上のものについては、100分の55)の割増償却を認める措置を講ずる。
- (2) 障害者対応設備等の特別償却制度について、対象設備等にスロープ付タクシー及び低床式路面電車を加え、これらにつき基準取得価額の 100分の20の特別償却を認めるほか、リフト付タクシーに係る償却割合を 100分の20(現行 100分の25)に引き下げる。
- (3) 障害者を雇用する場合の機械等の割増償却制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 医療保健業を営む者が取得等をする改正医療法の構造設備基準に適合する病院 用建物(建替えによるものに限る。)について、2年間の措置として、一定の要件 の下に、基準取得価額の100分の15の特別償却を認める措置を講ずる。
- (5) 医療用機器等の特別償却制度について、一定の救急医療用機器に係る償却割合を

100分の20 (現行 100分の14)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

(6) 特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500万円特別控除 の適用対象となる環境事業団が行う特定施設の設置事業の用に供するための土 地等の買取りについて、その対象となる特定施設の範囲に次の施設を加える。

一定のPCB廃棄物処理施設

その敷地面積が5ha以上の建設廃棄物処理施設で地方公共団体等一定の者に対して譲渡されるもの

その敷地面積が5ha以上の大規模廃棄物焼却施設で地方公共団体等に対して譲渡されるもの

(7) 公害防止用設備の特別償却制度について、PCB廃棄物処理装置、フロン回収 装置及びフロン破壊装置を対象設備に加えるほか、産業廃棄物の処理に係る特定施 設の整備の促進に関する法律の認定計画に係る特定施設の設備に係る償却割合を 100分の16 (現行 100分の17) に引き下げるとともに、一般公害防止用設備及び脱特定物質対応型設備の対象範囲の見直し等を行った上、その適用期限を1年又は2年延長する。

- (8) 再商品化設備等の特別償却制度について、適用対象に食品循環資源再生利用設備を加える。
- (9) 特定災害防止準備金制度の適用期限を2年延長する。

8 その他

- (1) 生命保険料控除又は損害保険料控除の対象となる第三分野の保険商品の範囲 について、個々の保険商品の性格等に応じ、所要の整備を行うこととする。
- (2) 植林費の損金算入の特例について、損金算入割合を 100 分の 35 (現行 100 分 の 30)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。
- (3) 農地等に係る相続税及び贈与税の納税猶予の特例について、一定の公共事業の用に供するために特例適用農地等を当該公共事業のために必要となる施設等の用に一時転用した場合には、納税猶予の特例の継続適用を認める措置を講ずる。
 - (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に特例適用農地等を一時転用する場合 について適用する。

六 その他の租税特別措置

租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、次の措置を講ずる。

1 廃止

次に掲げる特別措置を廃止する。

- (1) 産炭地域における工業用機械等の特別償却
- (2) 計画造林準備金

2 縮減等

(1) 税額控除等

増加試験研究費等の特別税額控除制度について、特別試験研究費の範囲に研究 交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加 えるとともに、対象となる試験研究費の範囲から伝統的工芸品産業の振興に関す る法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延 長する。

中小企業等基盤強化税制について、卸売業又は小売業を営む大規模法人等を適用対象者から除外するとともに、飲食店業及び特定旅館業に係る対象設備の範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、対象資産の取得価額の最低限度を 280 万円(現行 250 万円)に、リース費用総額の最低限度を 370 万円(現行 340 万円)にそれぞれ引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

技術等海外取引に係る所得の特別控除制度について、当期の所得に係る控除限度額を所得金額の 100分の15 (現行 100分の20)に引き下げるとともに、取引先から除外される外国法人(関係会社)の範囲の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

農業協同組合等の留保所得の特別控除制度について、適用対象者から一定の農業協同組合及び同連合会を除外した上、その適用期限を2年延長する。

(2) 特別償却

電線類地中化設備の特別償却制度について、償却割合を 100分の 5 (現行 100分の 7)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

船舶等の特別償却制度について、内航船舶の二重構造化タンカーに係る償却割合を 100分の18 (現行 100分の19)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

航空機の特別償却制度について、最大離陸重量が 140トン未満の航空機に係る 償却割合を 100分の5(現行 100分の8)に引き下げた上、その適用期限を1年 延長する。

関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100分の25 (現行 100分の26)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

特定中核的民間施設等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

- イ 中核的民間施設の特別償却制度について、償却割合を、多極分散型国土形成 促進法に係る措置にあっては 100分の7(現行 100分の8)に、大阪湾臨海地 域開発整備法に係る措置にあっては 100分の10(現行 100分の11)にそれぞれ 引き下げるとともに、取得価額の最低限度をそれぞれ6億円(現行5億円)に 引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- ロ 山村振興法の保全事業用資産の特別償却制度の適用期限を2年延長する。
- ハ 特定農山村法の農林業等活性化基盤施設の特別償却制度について、対象施設 の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

地震防災対策用資産の特別償却制度について、適用対象者の範囲を見直すとと もに、償却割合を 100分の10 (現行 100分の11)に引き下げた上、その適用期限 を 2 年延長する。

特定高度技術産業集積地域における高度技術産業用設備の特別償却制度の適用期限を2年延長する。なお、高度技術工業集積地域における高度技術工業用設備の特別償却制度は、廃止する。

事業革新設備等の特別償却制度について、次の見直しを行う。

- イ 産業活力再生特別措置法に係る措置について、対象設備の見直しを行った上、 その適用期限を2年延長する。
- ロ 特定産業集積の活性化に関する臨時措置法に係る措置を廃止する。

特定余暇利用施設の特別償却制度について、取得価額の最低限度を1億3,000万円(現行1億2,000万円)に引き上げた上、基本構想の変更同意期限を1年延長する。

商業施設等の特別償却制度について、中小小売商業振興法の店舗集団化計画に 係る共同利用施設等を適用対象から除外した上、その適用期限を2年延長する。

半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、機械装置に係る償却割合を 100分の11 (現行 100分の12)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

過疎地域等における工業用機械等の特別償却制度について、次の見直しを行う。 イ 過疎地域に係る措置について、機械装置に係る償却割合を 100分の11 (現行 100分の12)に引き下げる。

ロ 過疎地域に類する離島振興対策実施地域及び奄美群島に係る措置について、 対象となる事業にソフトウエア業を追加し、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500万円超(現行2,300万円超)に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を 100分の11(現行 100分の12)に引き下げるほか、過疎地域に類する要件の見直しを行った上、その適用期限を離島振興対策実施地域については2年、奄美群島については3年それぞれ延長する。

ハ 水源地域に係る措置について、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500万円 超(現行 2,300万円超)に引き上げるとともに、償却割合を、機械装置にあっては 100分の12(現行 100分の13)に、建物等にあっては 100分の7(現行 100分の8)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

離島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度について、対象資産の取得価額の最低限度を 2,500 万円超 (現行 2,300 万円超)に引き上げるとともに、機械装置に係る償却割合を 100 分の 11 (現行 100 分の 12)に引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

農業経営改善計画を実施する者の機械等の割増償却制度について、対象資産の 範囲の見直しを行った上、その適用期限を2年延長する。

林業経営改善計画を実施する者の林業用機械等の割増償却制度について、適用 対象者の要件の見直しを行う。

優良賃貸住宅の割増償却制度について、適用対象となる住宅の要件の見直しを行う。

特定再開発建築物等の割増償却制度について、適用対象から自転車駐車場を除外するほか、都市再開発法の施設建築物及び雨水貯留・浸透施設の対象範囲を見直すとともに、割増率を、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律の認定建築物については 100 分の 12 (現行 100 分の 14)に、沿道地区計画の区域内に建築される緩衝建築物については 100 分の 9 (現行 100 分の 12)にそれぞれ引き下げた上、その適用期限を 2 年延長する。

鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度について、対象となる支出金の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金を除外した上、その適用期限を2年延長する。

準備金方式による特別償却制度について、準備金の積立てを個別の減価償却資産ごとに行う方式に改組するとともに、取崩し方法の見直しを行う。

(3) 準備金等

電子計算機買戻損失準備金制度について、特別買戻損失の発生割合の計算方法を見直した上、その適用期限を2年延長する。

プログラム等準備金制度について、汎用プログラムのうち制御プログラムの開発費用に係る積立てを収入金額 50 億円以下の部分に限るとともに、データベースの構成に要する費用に係る積立率を 100 分の8 (現行 100 分の9)に引き下げた上、その適用期限を2年延長する。

農用地等を取得した場合の課税の特例制度について、対象資産の範囲の見直し を行う。

鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例制度について、対象となる試験研究用 資産の範囲から、伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が取得 する試験研究用資産を除外した上、その適用期限を2年延長する。

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例制度について、適用対象から中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の指定支援機関が行う業務に充てるための負担金を除外する。

欠損金の繰越期間の特例制度について、特定農産加工業経営改善臨時措置法の 特定農産加工業者に係る措置を廃止した上、次に掲げる措置の適用期限を2年延 長する。

- イ 中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法の認定研究開発等事業 計画を実施する中小企業者に係る措置
- ロ 特定通信・放送開発事業実施円滑化法の認定実施計画を実施する中小企業者 に係る措置
- ハ 産業活力再生特別措置法の事業再構築計画に基づく認定事業者に係る措置 (欠損金の繰戻しによる還付の不適用の除外措置を含む。)

農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併、全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会(信用農業協同組合連合会を除く。)との合併、農業協同組合と農業協同組合との合併、森林組合合併助成法の認定を受けて行われる森林組合の合併及び漁業協同組合合併促進法の認定を受けて行われる漁業協同組合の合併に係る次の措置について、その前提となる取扱いが企業組織再編成に係る税制の整備によって変更されることに伴い、これらの措置を見直し、平成16年3月31日までの間、新たな企業組織再編成に係る税制の下でその取扱いを継続する措置を講ずる。

- イ 特定の農業協同組合連合会等の合併に係る受取配当等の益金不算入等の特例 等
- ロ 農業協同組合合併助成法に係る清算所得に係る課税の特例措置等
- ハ 森林組合合併助成法及び協同組合合併促進法に係る清算所得に係る課税の特 例措置等

(4) 登録免許税の特例

農地等の生前一括贈与による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の 軽減措置について、軽減税率を 1,000分の18 (現行 1,000分の15)に引き上げた 上、その適用期限を 2 年延長する。

(注)上記の改正は、平成14年1月1日以後に生前一括贈与により取得する農地等に係る登録免許税について適用する。

農林中央金庫が信用農業協同組合連合会から事業譲渡により不動産に関する権利を取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる事業譲渡に事業の一部譲渡を追加し、当該一部譲渡の税率を次のように軽減した上、その適用期限を3年延長する。

- イ 所有権の移転登記 1,000分の25 (本則 1,000分の50)
- 口 賃借権等の移転登記 1,000分の12.5(本則 1,000分の25)
- 八 抵当権等の移転登記 1,000分の 1.5(本則 1,000分の2)

特定の公共的建設事業の用に供する土地を取得した場合の所有権の保存登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を 1,000分の 4 (現行 1,000分の 3)に引き上げた上、その適用期限を 2 年延長する。

認定中核的支援機関が基本構想に基づき不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、軽減税率を1,000分の4 (現行1,000分の3)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

日本鉄道建設公団が旧日本国有鉄道清算事業団から承継する土地の処分等に係る登録免許税の免税措置について、所要の経過措置を講じた上、旧日本国有鉄道清算事業団等の全額出資に係る法人が土地等を取得した場合の免税措置を廃止す

3 適用期限の延長

- (1) 関西国際空港株式会社等の登記に対する登録免許税の免税措置の適用期限を 5 年延長する。
- (2) 次に掲げる特別措置の適用期限を3年延長する。

保険会社等の異常危険準備金制度における火災保険及び火災共済等に係る積立 率の特例

探鉱準備金又は海外探鉱準備金

- (3) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を2年延長する。
- (4) 次に掲げる特別措置の適用期限を2年延長する。

山林所得に係る森林計画特別控除

中小企業者等の機械の特別償却

経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却

鉱業用坑道等の特別償却

中小企業等の貸倒引当金の特例

農用地利用集積準備金

共同で現物出資をした場合の課税の特例

国産石油アスファルト等に係る石油税の還付

特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例

株式分割等に係る株券に対する印紙税の非課税

農業振興地域の整備に関する法律の規定による市町村長の勧告に係る協議等により農地等を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減 農業経営基盤強化促進法に規定する利用権設定等促進事業により農地等を取得 した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

農林漁業金融公庫資金等の転貸の場合の抵当権の設定登記に対する登録免許税 の税率の軽減

農業協同組合が農業協同組合連合会から権利義務の承継により不動産の権利を 取得した場合の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減

農業共済組合が合併により不動産を取得した場合の所有権の移転登記に対する 登録免許税の税率の軽減

商工組合中央金庫、信用保証協会、農業信用基金協会等の抵当権の設定登記等 に対する登録免許税の税率の軽減

産業活力再生特別措置法に規定する認定事業者等が認定事業再構築計画等に基づき受ける登記に対する登録免許税の税率の軽減

防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転 登記に対する登録免許税の税率の軽減

認定再開発事業計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する 登録免許税の税率の軽減

民間都市開発の推進に関する特別措置法の認定計画に基づき土地を取得した場合の所有権の移転登記に対する登録免許税の税率の軽減

(5) 次に掲げる特別措置の適用期限を1年延長する。

中小漁業構造改善計画を実施する漁業協同組合等の構成員の漁船の割増償却

清酒等に係る酒税の税率の特例

入国者が輸入する紙巻たばこに係るたばこ税の税率の特例

贈与税の納税猶予の特例を受けている者が、特定農業生産法人に対し特例適用 農地等について使用貸借による権利の設定をした場合において納税猶予を継続す る特例

七 その他

- 1 国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税制度について、次の措置を講ずる。
 - (1) 法人税法別表第一(公共法人の表)に掲げる独立行政法人に対する財産の贈与 又は遺贈(以下「贈与等」という。)については、国税庁長官の承認の要件のうち、 当該贈与等が公益の増進に著しく寄与すること及び当該贈与等により贈与者又は遺 贈者の所得税等を不当に減少させる結果とならないこととする要件を不要とする。
 - (2) その贈与等に係る財産について、その財産を受けた法人の当該贈与等に係る 公益を目的とする事業の用に供され、又は供されると見込まれるまでの期間が、 やむを得ない事情があることにより当該贈与等のあった日以後2年を超えると 認められる場合には、当該期間を国税庁長官の認定した日まで延長することが できるものとする。
 - (注)上記の改正は、平成 13 年 4 月 1 日以後に行う財産の贈与等について適用 する。
 - (3) 非課税の適用を受けてした財産の贈与等につき国税庁長官の承認の取消しがあった場合において、その承認の取消しの時においてその承認を受けていた者が死亡しているときは、その納付すべき所得税に係る延滞税の計算の起算日 (現行 その者の死亡した日の翌日から4か月を経過した日)を、その取消しの通知をした日の翌日とする。
 - (注)上記の改正は、平成13年4月1日以後に行う承認の取消しについて適用する。
- 2 国等に対して重要文化財等を譲渡した場合の譲渡所得の課税の特例について、 次の改正を行う。
 - (1) 非課税の特例の対象に、重要文化財を独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館に譲渡した場合を加える。
 - (2) 2分の1課税の特例の対象に、重要文化財に準ずる文化財のうち独立行政法人国立博物館、独立行政法人国立美術館又は独立行政法人国立科学博物館において保存及び活用すべきものをこれらの独立行政法人に譲渡した場合を加える。
- 3 受取配当等の益金不算入制度等の対象となる公社債投資信託以外の証券投資信託の 収益の分配の額について、信託約款上の信託財産への株式以外の資産の組入限度割合 の区分に応じた益金不算入割合とする等の見直しを行う。
- 4 シルバー人材センター連合の特定公益増進法人としての主たる目的である業務に、 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正により追加された業務を加える。
- 5 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入制度等について、対象となる国庫補助金等の範囲に、新エネルギー・産業技術総合開発機構の産業技術実用化開発補助事業、福祉用具実用化開発推進事業等に係る助成金を加える。

- 6 外国税額控除制度について、控除対象となる外国法人税から、我が国の法人税と著しく性質を異にする税、専ら租税回避に利用することを目的として納付した外国の法人税等を除外する。
- 7 独立行政法人航空大学校の教育に関する役務の提供に係る消費税の非課税措置について、年間の授業開始回数に係る要件を4回以内(現行3回以内)とする。
- 8 みりん等に係る酒税の税率の特例措置について、その対象酒類に合成清酒を加えた 上、特例税率を適用する範囲を見直すとともに、適用税率をしようちゆうと同様の税 率とする。
 - (注)上記の改正は、平成13年5月1日から実施する。
- 9 石油化学製品の製造のため消費される揮発油に係る揮発油税及び地方道路税の免税 措置の対象範囲に、ポリアクリル酸又はポリアクリル酸塩の製造のためアクリル酸の 重合溶剤用として消費される揮発油を追加する。
- 10 その他所要の税制の整備を行う。

(備考)

- 1 税理士制度について、税理士法人制度の創設、税理士試験制度の見直し等所要の措 置を講ずる。
- 2 以上の税制改正による増減収額は、別表のとおりと見込まれる。

平成13年度税制改正 (内国税関係)による増減収見込額

(単位:億円)

改 正 事 項	平年度	初 年 度
1. 住宅税制		
(1) 新住宅ローン減税制度の創設	9,410	40
(2) 住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税額 の計算の特例の拡充	110	110
2. 中小企業投資促進税制等		
(1) 中小企業投資促進税制	1,210	940
(2) 中小企業技術基盤強化税制	60	20
3. 社会経済情勢の変化への対応		
(1) 電子計算機の耐用年数の短縮	460	340
(2) 贈与税の基礎控除の引上げ	170	170
(3) 相続税の小規模宅地等の特例の拡充	250	110
(4) 医療用機器等の特別償却	60	40
4. その他の租税特別措置	+ 40	+ 40
合 計	11,690	1,730

(注)新住宅ローン減税制度による平年度減収額は、平成13年7月から平成15年までの居住分について、改正前の制度 (平成13年後期中に居住の用に供することとした場合に適用される制度)に比して増加する減収額の合計としている。

1 受取配当等の益金不算入

- (1) 適格組織再編成により移転を受けた株式に係る特定株式の保有期間要件の判定をするときは、分割承継法人等の保有期間に分割法人等の保有期間を含める。
- (2) 適格組織再編成により移転を受けた株式に係る配当がある場合に、分割承継法人 等がその株式について短期所有株式の判定をするときは、分割法人等におけるその株 式の配当計算期間の末日から起算して1月前の日の株式数、その末日以前1月以内に 取得した株式数(適格組織再編成の直前の時までに取得したものに限る。)等につい て、分割承継法人等に移転した株式数の割合に応じて調整した数を分割承継法人等に おけるそれぞれの株式数等に含める。

この場合において、分割法人等は、分割承継法人等における短期所有株式の判定の 基礎に含められた株式数を除いて短期所有株式の判定をする。

2 棚卸資産

適格分割型分割又は適格合併により移転を受けた棚卸資産の期末評価額の計算の基礎となる取得価額は、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度において期末評価額の計算の基礎となった取得価額とする。

3 減価償却資産

- (1) 適格組織再編成により移転を受けた減価償却資産の償却限度額の計算の基礎となる取得価額は、分割法人等において償却限度額の計算の基礎となった取得価額とする。 (注)適格組織再編成の場合には、償却超過額を含むその直前の帳簿価額で引き継がれることになる。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により減価償却資産を移転する場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する減価償却費を計上することができる。

4 一括償却資産

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、一括償却資産に係る一括 償却対象額(損金算入未済額。以下同じ。)のうち移転する事業との対応関係が明ら かな部分の金額に限り引き継ぐことができる。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により一括償却資産に係る一括償却対象額を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を損金の額に算入することができる。
- (3) 適格組織再編成により一括償却資産に係る一括償却対象額の引継ぎを受けた事業年度における損金算入限度額は、適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間に対応する金額とする。

5 繰延資産

- (1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、移転する資産・負債又は契約に密接に関連する繰延資産は、これらの資産等に伴って引き継ぐものとする。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により均等償却する繰延資産を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する償却費を計上することができる。

6 繰延消費税額等

(1) 適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合には、繰延消費税額等(損金算

入未済額。以下同じ。)のうち移転する事業との対応関係が明らかな部分の金額に限り引き継ぐことができる。

- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により繰延消費税額等を引き継ぐ場合においても、分割法人等はその事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を損金の額に算入することができる。
- (3) 適格組織再編成により繰延消費税額等の引継ぎを受けた事業年度における損金算入限度額は、適格組織再編成の日からその事業年度終了の日までの期間に対応する金額とする。

7 社債等の発行差益

- (1) 適格組織再編成により社債等を移転した場合には、その社債等に係る発行差益は、 分割承継法人等に引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により社債等 を移転する場合においても、分割法人等はその社債等に係る発行差益につきその事業 年度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する金額を益金の額に算入する。

8 圧縮記帳

(1) 国庫補助金等に係る圧縮記帳及び保険金等に係る圧縮記帳については から ま でのとおりとし、工事負担金に係る圧縮記帳及び交換に係る圧縮記帳については の とおりとし、特定の資産の買換えに係る圧縮記帳については から までのとおりと する。

圧縮記帳の対象となる資産(以下「対象資産」という。)の取得等をした事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により対象資産を移転する場合においても、分割法人等は分割等の直前において対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。

対象資産の取得等がされていない事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出 資又は適格事後設立が行われる場合においても、分割承継法人等において対象資産 の取得等をすることが見込まれるときは、分割法人等は分割等の直前に特別勘定を 設けることができる。

適格分割、適格現物出資及び適格事後設立の場合においても、分割承継法人等において対象資産の取得等をすることが見込まれるときは、分割法人等はその有する特別勘定を引き継ぐことができる。

適格組織再編成により特別勘定の引継ぎを受けた分割承継法人等が対象資産の取得等をしたときは、その対象資産につき圧縮記帳を行うことができる。

適格組織再編成により移転を受けた圧縮記帳後の買換資産について、分割承継法 人等が分割法人等の取得日から1年以内に移転を受けた事業の用に供しないときは、 分割承継法人等においてその買換資産の圧縮記帳による損金算入相当額を益金の額 に算入する。

(2) 適格組織再編成により移転を受けた国庫補助金等、工事負担金、保険金等、交換及び特定の資産の買換えに係る圧縮記帳の適用を受けた資産の取得価額について、圧縮記帳によりその資産の取得価額に算入されなかった金額は、その移転を受けた資産の取得価額に算入しない。

9 貸倒引当金

(1) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、適格組織再編成により個別評価 金銭債権を移転した場合には、その個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の金額を引き 継ぎ、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその適格組織再編成の日の属する事 業年度において益金の額に算入する。

- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により個別評価金銭債権を移転した場合においても、分割法人等はその直前に個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の繰入れができる。
- (3) 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金については、適格分割型分割又は適格合併により一括評価金銭債権を移転した場合には、その移転する一括評価金銭債権の割合に応じた貸倒引当金の金額を引き継ぎ、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度において益金の額に算入する。
- (4) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその 分割等の日の前日の属する事業年度の貸倒引当金の繰入限度額は、その分割等により 移転する金銭債権を除いて計算する。
- (5) 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金と一括評価金銭債権に係る貸倒引当金とを区分し、個別評価金銭債権に係る貸倒引当金については、その個別評価金銭債権に係る債務者ごとの繰入限度額に基づき損金算入額を計算する。
- (6) 貸倒引当金の貸倒実績率については、適格合併の場合にあっては合併法人の貸倒 損失等の金額に被合併法人分を含むこととし、適格分割、適格現物出資又は適格事後 設立の場合にあっては移転した事業に係る部分を調整して計算する方法につき税務当 局の承認を受けたときは、その方法により計算される割合とすることができる。

10 返品調整引当金

- (1) 適格組織再編成により返品調整引当金の対象事業を移転した場合には、その移転する対象事業に係る売掛金又は販売高の割合に応じた金額を引き継ぐこととし、その引き継がれた金額は分割承継法人等のその適格組織再編成の日の属する事業年度の益金の額に算入する。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により対象事業を移転した場合においても、分割法人等はその直前にその対象事業に係る返品調整引当金の繰入れができる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその 分割等の日の前日の属する事業年度の返品調整引当金の繰入限度額は、その移転する 対象事業を除いて計算する。
- (4) 返品調整引当金の返品率について、適格合併の場合にあっては合併法人の販売対価の合計額等に被合併法人分を含むこととし、適格分割、適格現物出資又は適格事後設立の場合にあっては移転した事業に係る部分を調整して計算する方法につき税務当局の承認を受けたときは、その方法により計算される割合とすることができる。

11 退職給与引当金

(1) 組織再編成が行われた場合において、次の要件に該当するときは、その使用人の退職給与の要支給額の割合に応じた退職給与引当金の金額を分割承継法人等に引き継ぐ。

その使用人がその組織再編成に際して分割法人等から退職給与の支給を受けていないこと。

分割承継法人等の退職給与規程にその使用人の分割法人等における勤務期間を通算して退職給与を支給する旨の定めがあること。

組織再編成により移転する事業に従事していた使用人の概ね 100 分の 80 以上が分割承継法人等において引き続き業務に従事することが見込まれていること。

(2) 事業年度の中途で分社型分割、現物出資又は事後設立に伴い使用人が分割承継法

人等の業務に従事することとなった場合においても、上記? から までの要件に該 当するときは、分割法人等はその直前に退職給与引当金の繰入れができることとする。

(3) 分割承継法人等の組織再編成(退職給与引当金が引き継がれたものに限る。)の日の属する事業年度において移転使用人が退職した場合、分割承継法人等が取り崩すべき退職給与引当金の金額は、その組織再編成の直前の時を前事業年度終了の時とみなし、かつ、その組織再編成の直前の時における分割法人等の退職給与規程を分割承継法人等のその前事業年度終了の時における退職給与規程とみなして計算した金額とする。

この場合において、その使用人に係る取崩額は、分割法人等から引き継いだ退職給 与引当金の総額を限度とする。

12 賞与引当金

- (1) 適格分割型分割又は適格合併に伴い分割法人等の使用人等が分割承継法人の業務 に従事することとなった場合には、その使用人等の数の割合に応じた賞与引当金の金 額を引き継ぎ、その引き継がれた金額はその分割承継法人等のその分割等の日の属す る事業年度において益金の額に算入する。
- (2) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその 分割等の日の前日の属する事業年度の賞与引当金の繰入限度額は、分割承継法人等の 業務に従事することとなる使用人等を除いて計算する。
- 13 特別修繕準備金・引当金

(特別修繕準備金)

- (1) 適格組織再編成により特別修繕準備金の対象資産を移転した場合には、その対象 資産に係る特別修繕準備金の金額を分割承継法人等に引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により特別修 繕準備金の対象資産を移転する場合においても、分割法人等はその直前にその事業年 度開始の日から分割等の日の前日までの期間に対応する特別修繕準備金の積立てがで きる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない組織再編成により特別修繕準備金の対象資産を移転した場合におけるその特別修繕準備金の取扱いについては、次のとおりとする。

適格組織再編成に該当しない分社型分割、現物出資又は事後設立により移転する対象資産に係る特別修繕準備金については、分割法人等においてその分割等の日における金額をその日を含む事業年度の益金の額に算入する。

適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併により移転する対象資産に係る 特別修繕準備金については、分割法人等において分割等の日の前日における金額を その日を含む事業年度の益金の額に算入する。

(4) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併により対象資産が移転する場合には、分割法人等のその分割等の日の前日の属する事業年度においてその対象資産に 係る特別修繕準備金の積立てができないものとする。

(特別修繕引当金)

- (1) 適格組織再編成により特別修繕引当金の対象資産の移転を受けた分割承継法人等は、引き続き特別修繕引当金の繰入れができる。
- (2) その他特別修繕準備金に準じた規定の整備を行う。

14 製品保証等引当金

(1) 適格分割型分割又は適格合併により製品保証等引当金の対象事業を移転した場合には、その移転する対象事業に係る収益の額に応じた金額を引き継ぐこととし、その

引き継がれた金額は分割承継法人等のその分割等の日の属する事業年度の益金の額に算入する。

(2) 適格組織再編成に該当しない分割型分割又は合併の場合には、分割法人等のその 分割等の日の前日の属する事業年度の製品保証等引当金の繰入限度額は、その移転す る対象事業を除いて計算する。

15 有価証券

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により売買目的有価証券を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時における時価法適用後の帳簿価額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその評価益又は評価損に相当する金額の戻入れをする。
 - (注)適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により売買目的有価証券を移転した場合には、時価法を適用せず、その時の帳簿価額により引き継ぐ。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により償還有価証券を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日から分割等の日の前日までの期間を一事業年度とみなして、その移転した償還有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券に係る調整差益又は調整差損の計算をする。
- 16 有価証券の空売り等及びデリバティブ取引

適格分割型分割又は適格合併により未決済の有価証券の空売り等又は未決済のデリバティブ取引に係る契約を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時のみなし決済による利益の額又は損失の額に相当する金額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその利益の額又は損失の額に相当する金額の戻入れをする。

17 ヘッジ処理

適格組織再編成によりヘッジ処理の対象となっていた資産等とその手段となっていた デリバティブ取引等を移転した場合には、分割承継法人等にそのヘッジ処理を引き継ぐ。

18 外貨建取引の換算等

- (1) 適格分割型分割又は適格合併により期末時換算法の対象となる外貨建資産等を移転した場合には、その分割等の日の前日の属する事業年度終了の時における期末時換算法を適用した後の帳簿価額により引き継ぎ、分割承継法人等においてその為替換算差額相当額の戻入れをする。
- (2) 適格組織再編成により為替予約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等を移転した場合には、その為替予約差額の配分計算を分割承継法人等に引き継ぐ。
- (3) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により為替予 約差額の配分計算の対象とした外貨建資産等及び先物外国為替契約等を移転した場合 には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間に ついて、その為替予約差額の配分計算をする。

19 長期割賦販売等

- (1) 適格組織再編成により長期割賦販売等に係る契約の移転を受けた場合には、分割 承継法人等は、引き続き延払基準を適用することができる。
- (2) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により長期割 賦販売等に係る契約を移転した場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日から 分割等の日の前日までの期間について延払基準を適用することができる。
- (3) 適格組織再編成に該当しない組織再編成により長期割賦販売等に係る契約を移転した場合には、分割法人等は、その契約に係る収益の額及び費用の額のうち益金の額

及び損金の額に算入されていなかった金額を、その組織再編成の日(分割型分割又は 合併の場合にあっては、分割等の日の前日)の属する事業年度の益金の額及び損金の 額に算入する。

20 工事進行基準

- (1) 適格組織再編成により長期大規模工事に係る契約の移転を受けた場合には、分割 承継法人等は、引き続き工事進行基準を適用する。
- (2) 適格組織再編成により工事進行基準を適用しているその他の工事に係る契約の移転を受けた場合には、分割承継法人等は、引き続き工事進行基準を適用することができる。
- (3) 事業年度の中途で適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立により工事に係る契約を移転する場合には、分割法人等は、その事業年度開始の日からその分割等の日の前日までの期間について、長期大規模工事にあっては工事進行基準を適用し、工事進行基準の適用が認められるその他の工事にあっては工事進行基準を適用することができる。

21 欠損金の繰越控除

(1) 被合併法人等の繰越青色欠損金額の引継ぎ

適格合併の場合に、被合併法人の繰越青色欠損金額(被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度(合併法人の合併の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。)において生じた青色欠損金額のうち、被合併法人において繰越控除された金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額)があるときは、当該繰越青色欠損金額は、合併法人に引き継ぎ、合併の日の属する事業年度以後の各事業年度において繰越控除する。

適格分割型分割(分割法人の事業の全部が移転し、かつ、分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。)の場合に、分割法人の繰越青色欠損金額(分割法人の分割の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度(分割承継法人の分割の日の属する事業年度開始の日前5年以内に開始した各事業年度に限る。)において生じた青色欠損金額のうち、分割法人において繰越控除された金額及び繰戻し還付の基礎とされた金額を控除した金額)があるときは、当該繰越青色欠損金額は、分割承継法人に引き継ぎ、分割の日の属する事業年度以後の各事業年度において繰越控除する。

繰越青色欠損金額の引継ぎに伴い、所要の規定の整備を行う。

(2) 繰越青色欠損金額に係る制限

持分割合が 100 分の 50 を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格合併又は適格分割型分割(分割法人の事業の全部が移転し、かつ、分割後遅滞なく分割法人が解散するものに限る。)が行われた場合には、その被合併法人等の繰越青色欠損金額のうち、その資本関係を有することとなる前の青色欠損金額及びその後の青色欠損金額のうちその資本関係を有することとなる前から有する資産の譲渡等による損失により生じたと認められる部分の金額から成る金額は、被合併法人等の繰越青色欠損金額として引き継ぐことはできない。

(注)みなし共同事業要件は、共同事業を行うための組織再編成に該当するか否かの要件(事業関連性、事業規模比率・経営参画)とともに、その事業が上記の資本関係を有することとなった後その組織再編成までに著しく変化していないこととする(以下同じ。)。

持分割合が 100 分の 50 を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満

たさない適格組織再編成が行われた場合には、分割承継法人等の繰越青色欠損金額のうち、その資本関係を有することとなる前の青色欠損金額及びその後の青色欠損金額のうちその資本関係を有することとなる前から有する資産の譲渡等による損失により生じたと認められる部分の金額から成る金額は、その分割承継法人等の適格組織再編成の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、ないものとする。

上記 及び の措置により引継ぎ又は繰越控除が制限される金額の限度額をその 資本関係を有することとなった日における資産の価額等に基づき計算することがで きる特例を設ける。

(3) 被合併法人等の繰越災害損失欠損金額の引継ぎ

適格合併又は適格分割型分割(分割法人の事業の全部を移転し、かつ、その分割後 遅滞なく分割法人が解散するものに限る。)の場合には、被合併法人等の繰越災害損 失欠損金額について、上記?に準じてその合併法人等に引き継ぐ。

22 特定資産の譲渡等損失額の損金不算入

持分割合が 100 分の 50 を超える関係にある法人間で、みなし共同事業要件を満たさない適格組織再編成が行われた場合において、分割承継法人等がその適格組織再編成の日の属する事業年度開始の日から 3 年を経過する日(その日がその資本関係を有することとなった日から 5 年を経過する日後となる場合には、その 5 年を経過する日)までの期間内に、その適格組織再編成により分割法人等から移転を受けた資産のうち分割法人等がその資本関係を有することとなる前から有していたもの又は分割承継法人等がその資本関係を有することとなる前から有していた資産(棚卸資産等のうち土地以外のものを除く。)の譲渡等をしたことにより損失(通常の償却が行われている減価償却資産の除却等の損失を除く。)を計上したときは、その事業年度におけるそれぞれの資産の損失の額が譲渡等による利益の額を超える部分の金額は、損金の額に算入しない。

23 所得税額控除

- (1) 適格組織再編成により利子配当等の元本を移転した場合において、分割承継法人 等が原則法によりその控除所得税額を計算するときは、その所有期間に分割法人等の 所有期間を含める。
- (2) 適格組織再編成により利子配当等の元本を移転した場合において、分割法人等又 は分割承継法人等が簡便法によりその控除所得税額を計算するときは、利子配当等の 計算期間の開始時における所有元本数は、移転元本数等により調整した数とする。

24 外国税額控除

- (1) 適格組織再編成により国外所得に係る事業を移転する場合には、分割承継法人等は、分割法人等の繰越控除余裕額及び繰越限度超過額のうち、分割承継法人等における外国税額控除の計算に含めるものとして合理的に計算できる金額に限り引き継ぐことができる。
- (2) 適格組織再編成により外国子会社の株式を移転した場合において、外国税額控除 の適用に係る所有期間要件の判定をするときは、分割承継法人等の所有期間に分割法 人等の所有期間を含める。外国孫会社に係る外国税額控除の適用に係る所有期間要件 の判定においても同様とする。
- (3) 適格組織再編成により国外所得に係る事業を移転した場合において、分割法人等が外国税額控除の適用を受けていた外国法人税の額が適格組織再編成後に減額されたときは、分割承継法人等において減額された外国法人税の額として合理的に計算できる金額を分割承継法人等の控除対象外国法人税の額から減額するものとする。

25 中間申告・納付

適格合併に係る合併法人が合併の日の属する事業年度(吸収合併の場合は、その翌事業年度を含む。)において前期確定税額方式により中間申告を行う場合には、その中間納付額の計算の基礎に、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度(その事業年度が6月に満たない場合には、その前事業年度)における法人税額を加算する。

26 みなし事業年度

事業年度の中途において分割型分割又は合併により資産及び負債を移転した場合には、分割型分割にあってはその事業年度開始の日から分割型分割の日の前日まで及び分割型分割の日からその事業年度の末日までの期間、合併にあってはその事業年度開始の日からその合併の日の前日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

27 その他

(1) 退職年金等積立金に対する法人税

退職年金業務等を行う法人が分割により分割承継法人にその退職年金業務等に係る 事業を移転した場合におけるその退職年金等積立金に対する法人税の課税標準となる 退職年金等積立金の額は、分割法人については分割の日(当該分割が分割型分割であ る場合には、分割の日の前日)を含む事業年度開始の時における移転退職年金等積立 金額(分割により移転した退職年金等積立金額をいう。以下同じ。)とし、分割承継 法人については分割の時における移転退職年金等積立金額とする。

- (2) 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税 分割による特定信託の承継について、特定信託の各計算期間の所得に対する法人税 の納付義務の承継、不服申立人の地位の承継、滞納処分の効力の続行の規定を設ける。
- (3) その他所要の措置を講ずる。

1 試験研究費の額が増加した場合等の特別税額控除

分割、現物出資又は事後設立により事業の移転が行われた場合における分割法人等又は分割承継法人等のそれぞれの比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額は次のとおりとする。

(1) 吸収分割又は現物出資(被現物出資法人が設立されるものを除く。)の場合 分割法人又は現物出資法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験 研究費の額

分割承継法人又は被現物出資法人 それぞれの法人の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額に上記 の金額を加えた金額

(2) 新設分割、現物出資(被現物出資法人が設立されるものに限る。)又は事後設立 の場合

分割法人、現物出資法人又は事後設立法人 それぞれの法人の比較試験研究費の 額及び基準試験研究費の額

分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人 その事業年度に応じ次の比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額

- イ 設立事業年度 本制度の適用なし
- ロ 設立事業年度後の事業年度 各法人の自己の試験研究費の実績に基づいた比較 試験研究費の額及び基準試験研究費の額
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を残存事業に係るものと移転事業に係るものに合理的な方法により按分した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額を算定することができる。
- 2 製品輸入額が増加した場合の特別税額控除

分割、現物出資又は事後設立により事業の移転が行われた場合における分割法人等及び分割承継法人等のそれぞれの基準年度の製品輸入額の計算方法については、上記1の方法に準じた方法とする。

- 3 その他の特別税額控除
 - (1) リース税額控除の適用を受けた法人について、リース期間中における適格分割、 適格現物出資又は適格事後設立により税額控除の対象となったリース資産を指定事業 の用に供しなくなった場合には、リース税額控除実施額の取戻し課税は行わない。
 - (2) 事業化設備等を取得した場合等の特別償却又は税額控除制度について、次の措置を講ずる。

適用対象法人が設立5年以内の中小企業者等である場合、その適用対象となる中 小企業者等の設立の日の判定は、次のとおりとする。

- イ 合併法人に該当する法人 当該法人と各被合併法人の設立の日のうち最も早い 日(合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も 早い日)
- 口 分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日(分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日)
- ハ 被現物出資法人に該当する法人(現物出資法人が行っていた事業を引き続き行 うものに限る。) 当該被現物出資法人と各現物出資法人の設立の日のうち最も

早い日(現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日)

二 被事後設立法人に該当する法人(事後設立法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。) 事後設立法人の設立の日

適用対象法人が一定割合以上の試験研究費を支出する法人である場合において、 その割合の算定の基礎となる前1年間の総収入金額及び試験研究費の額は、次のと おりとする。

- イ 分割承継法人又は被現物出資法人(分割又は現物出資により設立される法人を除く。) 分割承継法人等の前1年間の総収入金額及び試験研究費の額に分割法 人等の総収入金額及び試験研究費の額を加えた金額
- 口 分割承継法人若しくは被現物出資法人(分割又は現物出資により設立される法人に限る。)又は被事後設立法人 分割法人若しくは現物出資法人又は事後設立法人の総収入金額及び試験研究費の額

4 特別償却

(1) 組織再編成により被合併法人等から引き継いだ特別償却対象資産に合併等特別償却不足額がある場合の償却限度額の計算の特例

適格組織再編成により特別償却対象資産を移転した場合において、その特別償却対象資産につき当該移転直前に特別償却不足額(被合併法人又は分割型分割の分割法人にあっては合併又は分割の日の前日を含む事業年度において、分社型分割の分割法人、現物出資法人又は事後設立法人にあっては分割、現物出資若しくは事後設立の日を含む事業年度において、それぞれ生じたものに限る。)があるときは、その移転の日を含む事業年度においてその不足額に相当する金額の特別償却を認める。特別償却準備金の積立てにおいても同様とする。

(2) 特別償却準備金

特別償却準備金の積立てを個別の減価償却資産ごとに行う方式に改組し、その取崩しについては、7年間の均等取崩し(耐用年数10年未満の資産については、5年間又はその耐用年数のいずれか短い年数での均等取崩し)を原則とし、その減価償却資産を有しないこととなった場合には、その減価償却資産に係る特別償却準備金の残高を取り崩す。

特別償却準備金を積み立てている法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特別償却準備金に係る減価償却資産を移転した場合には、その移転した減価償却資産に対応する特別償却準備金を引き継ぐ。

上記 の改正前の規定により積み立てた特別償却準備金については、適格組織再編成があった場合においても、その引継ぎは認めない。ただし、移転した減価償却資産に対応する特別償却準備金の金額を合理的な方法により計算した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより計算した特別償却準備金の引継ぎを認める。

(3) その他

特定医療用建物の割増償却、優良賃貸住宅等の割増償却、特定再開発建築物等の割増償却又は倉庫用建物等の割増償却について、その適用期間の中途で適格組織再編成により分割承継法人等にその対象資産を移転した場合には、その対象資産を分割法人等と同じ事業の用に供すること等の要件を満たす場合に限り、その残存適用期間について割増償却の適用を認める。

5 準備金

(1) 海外投資等損失準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定株式等を移転した場合には、海外投資等損失準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が有する特定株式等に係る特定法人が組織再編成により特定法人 に該当しないこととなった場合には、海外投資等損失準備金の取崩し事由とする等 の所要の整備を行う。

(2) 特定海外債権に係る海外投資等損失準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定海外債権の全部を 移転した場合には、特定海外債権に係る海外投資等損失準備金を引き継ぐ。

組織再編成により分割承継法人等に特定海外債権の全部を移転した場合において、 組織再編成の日を含む事業年度以後の事業年度における分割承継法人等の特定海外 債権に係る海外投資等損失準備金の積立限度額の計算の基礎となる基準日現在の特 定海外債権の金額については、分割法人等の基準日現在の特定海外債権の金額を加 算する。

(3) 自由貿易地域投資損失準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定株式等を移転した場合には、自由貿易地域投資損失準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が有する特定株式等に係る認定法人が組織再編成により認定法人に該当しないこととなった場合には、自由貿易地域投資損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。

(4) 創業中小企業投資損失準備金

中小企業投資育成株式会社が有する特定株式に係る特定会社が組織再編成により特定会社に該当しないこととなった場合には、創業中小企業投資損失準備金の取崩し事由とする等の所要の整備を行う。

(5) 金属鉱業等鉱害防止準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、金属鉱業等鉱害防止準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、準備金積立法人が金属鉱業等鉱害防止準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した金属鉱業等鉱害防止準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(6) 特定災害防止準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に岩石採取場、廃棄物最 終処分場又は露天石炭等採掘場(以下「特定施設」という。)を移転した場合には、 特定災害防止準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に特定施設を移転した場合には、その組織再編成の日を含む事業年度以後の事業年度において分割承継法人等がその採取予定数量、廃棄物の最終処分の予定数量又は採掘予定数量のうちの残存数量等に応じた金額を積み立てることを認める。

(7) 維持管理積立金に係る特定災害防止準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に特定廃棄物最終処分場 を移転した場合には、維持管理積立金に係る特定災害防止準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等 に特定廃棄物最終処分場を移転した場合には、準備金積立法人が維持管理積立金に 係る特定災害防止準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度に おいて分割承継法人等がその取り崩した特定災害防止準備金に相当する金額を積み 立てることを認める。

(8) 特定都市鉄道整備準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等に鉄道事業の全部を移転 した場合には、特定都市鉄道整備準備金を引き継ぐ。

準備金積立法人が適格組織再編成に該当しない組織再編成により分割承継法人等に鉄道事業の全部を移転した場合には、準備金積立法人が特定都市鉄道整備準備金の残額を取り崩し、その組織再編成の日を含む事業年度において分割承継法人等がその取り崩した特定都市鉄道整備準備金に相当する金額を積み立てることを認める。

(9) ガス熱量変更準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、ガス熱量変更準備金を引き継ぐ。

(10) 電子計算機買戻損失準備金

準備金積立法人が適格分割型分割又は適格合併により分割承継法人又は合併法人 に特定電子計算機貸付会社に販売した電子計算機(以下「特定電子計算機」とい う。)の買戻し義務を移転した場合には、電子計算機買戻損失準備金を引き継ぐ。

適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐ電子計算機買戻損失準備金の金額は、分割承継法人に移転する事業に係る特定電子計算機の販売収入金額に応じた金額とする。

分割型分割により分割承継法人に特定電子計算機の買戻し義務を移転した場合には、当該分割型分割の日を含む事業年度以後の事業年度における電子計算機買戻損 失準備金の積立限度額の計算の基礎となる特別買戻損失の発生割合は次のとおりと する。

- イ 分割法人 分割法人の分割前の特別買戻損失の発生割合
- ロ 新設分割により設立された分割承継法人 分割法人の分割前の特別買戻損失の 発生割合
- ハ ロ以外の分割承継法人 分割法人の分割前の収入金額又は買戻価額と当該分割 承継法人の分割前の収入金額又は買戻価額との合計額により計算される特別買戻 損失の発生割合

ただし、分割法人の分割前の特定電子計算機に係る買戻価額及び収入金額を合理的な算定方法により按分した場合において、当該方法につき税務当局の承認を受けたときは、これにより特別買戻損失の発生割合を計算することができる。

(11) プログラム等準備金

統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金以外の準備金

- イ 準備金積立法人が適格合併を行った場合には、プログラム等準備金を引き継ぐ。
- 口 準備金積立法人が適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に登録汎用プログラム、登録制御プログラム、登録役務提供又は認定データベース(以下「移転プログラム等」という。)の全部を移転した場合には、その適格分割等はプログラム等準備金の取崩し事由に該当しないこととするとともに、分割承継法人等が適格分割等の日を含む事業年度以後の事業年度において移転プログラム等に係る収入金額に応じてプログラム等準備金を積み立てることを認める。

統合情報処理システムサービスに係るプログラム等準備金

イ 準備金積立法人が適格分割型分割又は適格合併により分割承継法人等に統合情

報処理システムサービスに係る情報処理システムについての無償補修義務を移転 した場合には、プログラム等準備金を引き継ぐ。

- 口 適格分割型分割により分割承継法人に引き継ぐプログラム等準備金の金額は、 分割承継法人に移転する無償補修義務に係る統合情報処理システムサービスの収 入金額に応じた金額とする。
- (12) 使用済核燃料再処理準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、使用済核燃料再処理準備金を引き継ぐ。

(13) 原子力発電施設解体準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、原子力発電施設解体準備金を引き継ぐ。

(!4) 保険会社等の異常危険準備金及び原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金 準備金積立法人が組織再編成により分割承継法人等に責任準備金の算出の基礎が 同一である保険契約の全部を移転した場合には、異常危険準備金を引き継ぐ。 分割、現物出資又は事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ異常危険準備金の 金額は、移転する保険契約に係る異常危険準備金の金額とする。

(15) 特別修繕準備金

別紙一 13 に前掲

(16) 探鉱準備金

準備金積立法人が適格組織再編成により分割承継法人等にその時において探鉱を 行っている試掘権を移転した場合には、探鉱準備金を引き継ぐ。

適格分割、適格現物出資又は適格事後設立により分割承継法人等に引き継ぐ探鉱 準備金の金額は、分割承継法人等に移転する鉱業事務所の収入金額に応じた金額と する。

(17) 海外探鉱準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、海外探鉱準備金を引き継ぐ。

(18) 農用地利用集積準備金

準備金積立法人が適格合併を行った場合には、農用地利用集積準備金を引き継ぐ。

- (注)上記(1)から(18)までのほか、適格分割型分割又は適格合併に該当しない分割型分割又は合併により移転した資産等に係る準備金の分割法人等における益金算入の時期等について、別紙一における引当金の取扱いに準じた処理をするため所要の整備を行う。
- 6 所得控除等
 - (1) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除の対象金額の基礎となる探鉱準備金 又は海外探鉱準備金の益金算入相当額には、上記 5 (16)又は(17)で引き継がれた探鉱 準備金又は海外探鉱準備金の益金算入相当額を含むこととする。

? 農用地等を取得した場合の課税の特例

農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮記帳の対象金額となる農用地利用集 積準備金の益金算入相当額には、上記 5 (18)で引き継がれた農用地利用集積準備金 の益金算入相当額を含むこととする。

適格合併により農用地等を取得した場合の課税の特例の圧縮記帳の適用を受けている農用地等を移転した場合には、その圧縮記帳によりその取得価額に算入されなかった金額は、農用地等の移転を受ける合併法人の農用地等の取得価額に算入しな

ll.

7 土地譲渡益追加課税制度

- (1) 適用対象となる土地の譲渡等の範囲について、適格現物出資又は適格事後設立による土地等の移転を除くものとし、適格分割又は適格合併に該当しない分割又は合併による土地等の移転を含むものとする。
- (2) 適格組織再編成により圧縮記帳制度に係る特別勘定が引き継がれた場合において、 圧縮対象資産の圧縮記帳による損金算入額又は特別勘定の益金算入額は、分割承継法 人等の土地譲渡利益金額から控除し、又は土地譲渡利益金額に加算する。
- (3) 譲渡利益金額の計算及び短期所有土地等の判定について、適格組織再編成による土地等の移転があった場合には、土地等の取得日を引き継ぐ。
- 8 資産を譲渡した場合の所得の特別控除
 - (1) 収用換地等の場合の所得の特別控除制度

分割法人又は被合併法人が買取り等の申出を受けていた場合において、当該分割 法人又は被合併法人が当該収用換地等による譲渡を行っていない場合で、かつ、そ の適格分割又は適格合併により対象資産を取得した分割承継法人又は合併法人が当 該収用換地等による譲渡を行ったときは、その分割承継法人又は合併法人に収用換 地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。

適格組織再編成により収用等に伴い設けた特別勘定を引き継いだ場合において、 代替資産を取得した場合以外の場合で取り崩すこととなったときは、分割承継法人 等に収用換地等の場合の所得の特別控除の適用を認める。

(2) 特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度又は特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の所得の特別控除制度

適格組織再編成があった場合において、一の買取りの事業につき、当該適格組織再編成に係る分割法人等において特別控除対象資産の買取りが行われ、かつ、当該適格組織再編成に係る分割承継法人等において特別控除対象資産(分割法人等から取得した当該事業に係る特別控除対象資産に限る。)の買取りが行われたときは、当該適格組織再編成に係る分割法人等にのみ特別控除の適用を認める。

9 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例

別紙一 8に前掲

10 その他の租税特別措置法上の圧縮記帳制度

収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例、換地処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例、特定の交換分合により土地等を取得した場合の課税の特例、大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合の課税の特例、認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の交換等の場合の課税の特例又は転廃業助成金等に係る課税の特例について、その圧縮記帳及び特別勘定の処理等につき別紙―における圧縮記帳制度及び特定の資産の買換えの場合等の課税の特例制度の取扱いに準じた処理をするため所要の整備を行う。

11 特定外国子会社等の留保金課税の特例

適格組織再編成前に分割法人等が特定外国子会社等の留保金課税の特例の適用を受けていた場合において、分割承継法人等が特定外国子会社等から支払を受けた配当等のうち、配当支払日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度に相当する期間において分割法人等の益金の額に算入された課税済留保金額に相当する金額は、分割承継法人等の課税済留保金額として損金の額に算入する。

12 欠損金の繰越期間の特例

(1) 設備廃棄等に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越 青色欠損金額のうちに設備廃棄等欠損金額があるときは、合併法人又は分割承継法 人において当該設備廃棄等欠損金額の7年の繰越控除を認める。

被合併法人又は分割法人の6年前又は7年前の事業年度に生じた設備廃棄等欠損金額がある場合における当該設備廃棄等欠損金額は、当該適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額に含めて合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ。

(2) 特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人に係る欠損金の繰越期間の特例

適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越 青色欠損金額のうちに特例欠損金額があるときは、合併法人又は分割承継法人にお いて当該特例欠損金額の7年の繰越控除を認める。

被合併法人又は分割法人の6年前又は7年前の事業年度に生じた特例欠損金額がある場合における当該特例欠損金額は、当該適格合併又は適格分割型分割により引き継がれる被合併法人又は分割法人の繰越青色欠損金額に含めて合併法人又は分割承継法人に引き継ぐ。

適用対象となる特定対内投資事業者又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法等の認定法人が内国法人である場合の設立の日の判定は次のとおりとする。

- イ 合併法人に該当する法人 当該法人と各被合併法人の設立の日のうち最も早い日(合併により設立された法人にあっては、各被合併法人の設立の日のうち最も早い日)
- ロ 分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日のうち最も早い日(分割により設立された法人にあっては、各分割法人の設立の日のうち最も早い日)
- 八 被現物出資法人に該当する法人(現物出資法人が行っていた事業を引き続き行うものに限る。) 当該被現物出資法人と各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日(現物出資により設立された法人にあっては、各現物出資法人の設立の日のうち最も早い日)
- 二 被事後設立法人に該当する法人(事後設立法人が行っていた事業を引き続き行 うものに限る。) 事後設立法人の設立の日
- 13 欠損金の繰戻し還付の不適用の適用除外

欠損金の繰戻し還付の不適用制度の対象から除外される法人が設立5年以内の中小企業者等である場合には、その適用対象となる中小企業者等の設立の日の判定については、上記12(2) と同様とする。

14 同族会社の留保金課税の不適用

同族会社の留保金課税の不適用制度の適用対象となる中小企業者等が会社分割に係る 法人である場合には、その設立の日の判定は、次により行うものとする。

- (1) 新設分割承継法人に該当する法人 各分割法人の設立の日のうち最も早い日
- (2) 吸収分割承継法人に該当する法人 当該分割承継法人と各分割法人の設立の日の うち最も早い日
- 15 その他
 - (1) 組織再編成に係る税制の整備に伴い、次の措置を廃止する。

上場会社等の利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当の課税の特例 利益をもってする株式の消却の場合のみなし配当に対する源泉徴収の不適用等 銀行持株会社の創設等に係る課税の特例等

(2) その他所要の措置を講ずる。

1 要件

(1) 基本的事項

情報公開

認定NPO法人(以下「認定法人」という。)は、毎事業年度終了後3月以内に、次に掲げる書類を国税庁に提出することとし、国税庁は、過去3年分を一般に閲覧させなければならない。認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

また、国税庁は、認定法人が申請時に提出した書類を一般に閲覧させ、認定法人は求めに応じこれを開示しなければならない。

- イ 資金に関する事項を記載した書類(収入源泉別の収入額の明細、借入金の明細 等)
- ロ 財又は役務の提供に関する事項を記載した書類(内容、料金、提供先の条件 等)
- ハ 取引に関する事項を記載した書類(一定の取引のある取引先とその金額等)
- 二 会員に関する事項を記載した書類(要件、会費、募集要綱、居住行政区域別の 人数等)
- ホ 寄附金の募集及び使途に関する事項を記載した書類(寄附金を充当することと なる具体的事業内容(予定)、募集の手段、募集の範囲、寄附金の使途の実績 等)
- へ 寄附者に関する事項を記載した書類(寄附者の住所・氏名又は名称とその金額 等(閲覧させるものにあっては、一定金額以上のもの))
- ト 報酬・給与に関する事項を記載した書類(役員のうち報酬を得ている者の氏名 とその金額、従業員の氏名とその金額、給与規程等)
- チ 事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、役員名簿、報酬を受けた役員の氏名等

事業内容の適正性

- イ 宗教活動、政治活動を行わないこと。
- ロ 特定の者と特別の関係がないこと。
 - (イ) 営利法人、政治団体、宗教団体に対する寄附や助成を行わないこと。
 - (D) 認定法人の役員、社員、従業員、寄附者又はこれらの者の親族等その他特別の関係のある者に対し、特別の利益を与えないこと。
- ハ 総事業費のうちに占める特定非営利活動に係る事業費の割合が 100 分の 80 以 上であること。
- 二 寄附金の 100 分の 70 以上を特定非営利活動に係る事業費に充当すること。
- ホ 助成金の支給を行う認定法人にあっては、助成先の募集・選定の仕組み、選定 基準、選定者、助成内容をあらかじめ国税庁に提出するとともに、自ら開示する こと。助成実績についても同様とすること。
- へ 海外への送金又は金銭の持出しを行う場合は、その金額・使途及び送金等の予 定日をあらかじめ国税庁に届け出た上で、自ら開示すること。ただし、災害等の 緊急を要する場合で事前の届出等が困難なときは、遅滞なく届出等を行うこと。 運営組織の適正性
- イ 役員若しくは社員又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうち に占める割合が3分の1以下であること。

- 口 特定の法人・団体の役員若しくは使用人又はその親族等の特殊関係者の数が役員又は社員の数のうちに占める割合が3分の1以下であること。 経理の適正性
- イ 外部監査を受けていること、又は青色申告法人と同等の記帳及び帳簿書類の保 存が行われていること。
- ロ 使途秘匿金等不適切な経理がないこと。

相当な業績の持続可能性

全ての要件(初回申請時においては、一定のものを除く。)を過去2年間、満たしていること。

申請時に、認証した所轄庁の「法令、法令に基づく行政庁の処分又は定款に違反する疑いがあると認められる相当な理由がない」旨の証明を受けていること。

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得若しくは得ようとし、又は他の者に得させた事実その他公益に反する事実がないこと。

(2) 活動実態に着目した要件

総収入金額のうちに占める寄附金及び助成金の額(寄附金総額)の割合が3分の1以上であること。

- (注)「総収入金額」及び「寄附金総額」の算定に当たっては、次のとおりとする。
 - 1 総収入金額には、臨時的な収入、借入金収入、前期繰越利益等は含めない。
 - 2 寄附金総額には、一者から受け入れた寄附金及び助成金(寄附金等)のうち、寄附金等の合計額の 100分の 2 を超える部分の金額は含めない。
 - 3 寄附金総額には、役員若しくは社員又はこれらの親族等の特殊関係者(役員等)からの寄附金は含めない。ただし、寄附金等の合計額に占める役員等からの寄附金の割合及び寄附者総数に占める寄附をした役員等の数の割合がいずれも 100分の50を超えない場合の社員の寄附金については、この限りでない。
 - 4 総収入金額及び寄附金総額には、次のものは含めない。
 - (1) 国・地方公共団体からの補助金
 - (2) 法律又は政令に基づき、国・地方公共団体の支出を得て行われる事業を行う場合の当該国・地方公共団体の支出額
 - 5 寄附金総額には、一者につき年間 3,000 円未満の寄附金等は含めない。
 - 6 寄附者の親族等の特殊関係者は、当該寄附者とみなす。

次のいずれかに該当するものであること。

- イ 複数の市区町村(指定都市の区を含む。以下同じ。)の者から寄附金を受け入れていること。
- ロ 特定非営利活動が複数の市区町村で行われていること。
- ハ 特定非営利活動により直接、財又は役務の提供を受ける者が複数の市区町村に わたること。

(注)

- 1 同一市区町村の者からの寄附金、同一市区町村内の活動及び受益者については、いずれも 100 分の 80 以下であること。
- 2 隣接する市区町村がない場合は、この限りでない。

事業活動の相当部分(100分の50以上)が次のような活動でないこと。

イ 会員等に対する財又は役務の提供活動。ただし、対価を得ないで行われる会員 等に対する財又は役務の提供活動を除く。 (注)

- 1 この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に財又は役務の提供を 受ける者を含む。
- 2 認定法人に対する会員等の対価の支払で、少額の負担分や交通費等程度の 実費負担分は、対価に含まない。
- 口 会員相互の交流、連絡、意見交換等その対象が会員等である活動
 - (注)この場合の会員等には、社員や会員であるのと同様に当該交流、連絡、意見交換等に参加する者を含む。
- ハ 会員、特定の団体の構成員、特定の職域の者、特定の区域の者等その便益の及ぶ者の範囲が特定の範囲である活動
- 二 意匠、商標等の特定の物又は特定の者に着目した事業を行う活動
- ホ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

2 その他

(1) 認定機関等

認定機関は、国税庁長官とする。

国税庁長官は、認定(その取消しを含む。)に関する事務の実施について必要な 調査ができるものとする。

(2) 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年間とする。

(3) 取消し

国税庁長官は、次の場合に認定を取り消すものとする。

- イ 一定の要件を満たさないことが判明した場合
- ロ 認定時に要件を満たしていなかったことが認定後において判明した場合
- 八 申請書又は開示した書類に虚偽の記載があった場合 認定の取消しを受けた法人は、取消しの日後2年間は再申請が行えないものとする。

(4) その他

国税庁長官は、認定をしたとき若しくは当該認定をしないことを決定したとき又は当該認定を取り消したときは、その旨を当該認定の申請をした法人に通知するものとする。認定をしないことを決定したとき又は認定を取り消したときは、その理由を合わせて通知するものとする。

国税庁長官は、認定をしたときは認定法人の名称及び所在地を公示するものとする。公示した事項に変更があったとき又は認定を取り消したときも、同様とする。

認定を受けようとする法人は、申請時に、上記1の要件に係る所要の事項を記載 した書類等を主たる事務所の所在地又は納税地の所轄税務署長を経由して、国税庁 長官に提出しなければならない。